

# 令和4年度伊豆市地域防災計画

## ( 資料編 )

### 目 次

《共通対策編》	3
1-1-1 防災関係機関一覧表	3
1-4-3 洪水浸水区域一覧表	6
1-4-5 市内の危険区域等箇所数	10
1-4-5 土砂災害（特別）警戒区域一覧表	11
1-4-5 ため池一覧表	71
2-3-1 鉄道の異常気象時における運転中止等の基準（伊豆箱根鉄道）	72
2-8-1 自主防災組織一覧表	73
2-8-2 自主防災組織規約	74
2-8-7 消防団況（R3.12.31）	76
2-10-1 地区防災計画策定地区一覧	77
2-12-1 伊豆市災害時要配慮者避難支援計画	79
3-2-1 伊豆市防災会議条例	96
3-2-3 伊豆市災害対策本部条例	98
3-2-4 伊豆市地震災害警戒本部条例	99
3-3-1 伊豆市建設業組合員一覧	100
3-4-1 気象等の予報及び警報の種類と発表基準	104
3-4-2 報告に用いる被害程度の認定基準	106
3-4-3 報告等の様式	108
3-4-4 罹災証明書	113
3-4-5 情報の収集及び伝達系統図	114
3-5-1 報道機関一覧	115
3-6-1 災害救助法事務手順表	116
3-6-2 災害救助法による応急救助の事務処理	119
3-6-3 災害救助法（救助の対象・費用の範囲）早見表	121
3-7-1 指定緊急避難場所及び指定避難所等	128
3-7-2 福祉避難所	132
3-7-3 避難対象地区、指定緊急避難場所	133
3-8-2 避難所情報報告様式	136
3-7-1 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	137

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

3-12-1	給水タンク保有状況	140
3-14-1	伊豆市医療救護計画	142
3-17-1	伊豆市遺体措置計画	160
3-17-2	遺体の埋火葬場	184
3-20-1	ヘリコプター臨時離着陸場名	184
3-20-2	ヘリポートの具備すべき条件	185
3-21-1	通行の禁止及び制限の標示の様式	187
3-21-2	緊急通行車両標章	188
3-21-3	緊急通行車両確認証明書	188
3-21-4	緊急通行車両事前届出書 及び 緊急通行車両事前届出済証	189
3-24-1	危険物取扱所等施設一覧	190
3-27-3	自衛隊受入場所(活動拠点)	194
4-1-1	伊豆市震災復興都市計画行動計画	196
《地震対策編》		218
3-1-4-1	公共建物等番号標示	218
3-1-4-6	緊急物資集積場所	218
4-3-2-1	広報文案	219
4-7-1-1	南海トラフ地震対策「避難計画策定指針」(抜粋)	222
4-7-2-1	避難生活計画書作成要領(抜粋)	230
5-1-2-1	伊豆市建設業組合重機保有台数一覧(H30.8.1現在)	240
5-11-11-1	応急危険度判定士一覧	242
《津波対策編》		244
3-5-1	伊豆市津波避難計画	244
《風水害対策編》		278
3-4-2	伊豆市水防計画	278
《火山対策編》		308
I-2-3-1	伊豆東部火山群の伊豆市避難計画	308

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

《共通対策編》

1-1-1 防災関係機関一覧表

〈市関係機関〉

名称	郵便番号	所在地	電話
伊豆市役所本庁	410-2413	伊豆市小立野 38-2	0558-72-1111
土肥支所	410-3302	伊豆市土肥 670-2	0558-98-1111
天城湯ヶ島支所	410-3206	伊豆市湯ヶ島 161-1	0558-85-1111
中伊豆支所	410-2505	伊豆市八幡 500-1	0558-83-1111

〈県関係機関〉

名称	郵便番号	所在地	電話
静岡県危機管理部	420-8601	静岡市葵区追手町 9-6	054-221-2071
静岡県東部地域局	410-0055	沼津市高島本町 1-3 (東部総合庁舎)	055-920-2006

〈指定地方行政機関〉

名称	郵便番号	所在地	電話
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	420-8636	静岡市葵区追手町 9-50	054-251-4231
厚生労働省静岡労働局 (三島労働基準監督署)	411-0033	三島市文教町 1-3-112	055-986-9100
農林水産省関東農政局 (静岡農政事務所)	420-8618	静岡市葵区東草深町 7-18	054-246-6211
国土交通省中部地方整備局 (沼津河川国道事務所)	410-8567	沼津市下香貫外原 3244-2	055-934-2009
国土交通省中部地方整備局 (清水港湾事務所)	424-0922	静岡市清水区日の出町 7-2	054-352-4146
国土交通省中部運輸局 (静岡運輸支局)	422-8004	静岡市駿河区国吉田 2-4-25	054-261-2939
第三管区海上保安本部 下田海上保安部	415-0023	下田市 3-18-23 (下田運輸総合庁舎内)	0558-25-0118
東京管区気象台静岡地方气象台	422-8006	静岡市駿河区曲金 2-1-5	054-282-3833
環境省関東地方環境事務所	330-6018	さいたま市中央区新都心 11-2	048-600-0516
防衛省南関東防衛局	231-0003	横浜市中区北中通 5-57	054-221-7100

〈指定公共機関〉

名称	郵便番号	所在地	電話
郵便事業(株)東海支社 (静岡中央郵便局)	420-8799	静岡市葵区黒金町 1-9	054-253-1522
郵便局(株)東海支社 (静岡中央郵便局)	420-8799	静岡市葵区黒金町 1-9	054-253-1522
日本赤十字社静岡県支部	420-0853	静岡市葵区追手町 44-17	054-252-8131
日本放送協会静岡放送局	420-0866	静岡市葵区西草深町 1-21	054-274-1111
西日本電信電話(株)静岡支店	420-0857	静岡市葵区御幸町 4-6	054-205-9122
日本通運(株)静岡支店	420-0857	静岡市葵区御幸町 11-30	054-254-3344
東京電力パワーグリッド(株)静岡総支社	410-0801	沼津市大手町 3-7-25	055-951-5474
KDD I (株)静岡支店	420-0851	静岡市葵区黒金町 59-6	054-255-0077
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社静岡支店	420-0813	静岡市葵区長沼 716-11	054-265-7182

〈指定地方公共機関〉

名称	郵便番号	所在地	電話
(一社) 静岡県LPGガス協会東部支部	420-0064	沼津市高島本町 4-1	0557-53-1116
伊豆箱根鉄道(株)鉄道部	411-8533	三島市大場 300	055-977-1207
(一社) ふじさん駿河湾フェリー	424-0922	静岡市清水区日の出町 10-80	054-340-5223

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

(一社)静岡県トラック協会東部支部	422-8510	沼津市小諏訪 3-2	054-283-1910
(一社)静岡県バス協会	420-0857	静岡市葵区御幸町 11-10	054-255-9281
静岡放送(株)東部総局	410-0892	沼津市魚町 1	055-962-6520
(株)テレビ静岡沼津支社	410-0801	沼津市大手町 2-4-1	055-951-1313
(株)静岡朝日テレビ東部支社	410-0056	沼津市高島町 2-8	055-926-6667
(株)静岡第一テレビ東部支局	410-0801	沼津市大手町 2-4-18	055-963-4777
静岡エフエム放送(株)	410-0801	沼津市大手町 2-4-23	055-963-1105
(株)FMIS	410-2407	伊豆市柏久保 1304 オリエンタルマン ション1階	0558-74-0872
(一社)静岡県医師会	420-0839	静岡市葵区鷹匠 3-6-3	054-246-6151
(公社)静岡県看護協会	422-0867	静岡市駿河区南町 14-25 エスパティ オ3階	054-202-1750
(一社)静岡県歯科医師会	422-8006	静岡市駿河区曲金 3-3-10	054-283-2591
(公社)静岡県病院協会	420-0853	静岡市葵区追手町 44-1 静岡産業経済 会館6階	054-252-6326
(公社)静岡県薬剤師会	422-8063	静岡市駿河区馬淵 2-16-32	054-203-2023
(一社)静岡県警備業協会	420-0032	静岡市葵区両替町 1-4-15 芙蓉ビル 4 階	054-253-3661
(一社)静岡県建設業協会	420-0857	静岡市葵区御幸町 9-9	054-255-0234
(一社)静岡県栄養士会	422-8076	静岡市駿河区八幡 1-1-4 東海整備ビ ル4階	054-282-5507
静岡県道路公社	420-0853	静岡市葵区追手町 9-18	054-254-3421
伊豆スカイライン天城高原料金所	410-2507	伊豆市冷川 1524-392	0557-29-0220
冷川料金所	410-2507	伊豆市冷川 398	0557-83-1141
修善寺道路料金所	410-2411	伊豆市熊坂 324	0558-72-7780

〈その他の防災関係機関〉

名称	郵便番号	所在地	電話
陸上自衛隊第34普通科連隊	412-0048	御殿場市板妻 40-1	0550-89-1310
陸上自衛隊富士教導団機甲教導連隊	412-8585	御殿場市駒門 5-1	0550-87-1212
駿東伊豆消防本部	410-0053	沼津市寿町 2-10	055-920-0119
駿東伊豆消防本部第二方面田方中消防署	410-2315	伊豆の国市白山堂 327-1	0558-76-0119
駿東伊豆消防本部第二方面田方南消防署	410-2406	伊豆市日向 51-1	0558-74-0119

〈その他公共的団体及び防災上重要な施設〉

名称	郵便番号	所在地	電話
富士伊豆農業協同組合	410-2407	伊豆市柏久保 108	0558-72-4461
伊豆漁業協同組合(土肥支所)	410-3302	伊豆市土肥 212-2	0558-98-0073
伊豆市観光協会	410-2416	伊豆市修善寺 838-1	0558-73-0001
修善寺支部	410-2416	伊豆市修善寺 838-1	0558-72-2501
中伊豆支部	410-2508	伊豆市柳瀬 252-1	0558-83-2636
土肥支部	410-3302	伊豆市土肥 670-2	0558-98-1212
天城支部	410-3206	伊豆市湯ヶ島 176-2	0558-85-1056
伊豆市商工会	410-2416	伊豆市修善寺 838-1	0558-72-8511
修善寺支所	410-2416	伊豆市修善寺 838-1	0558-72-2111
中伊豆支所	410-2505	伊豆市八幡 500-1	0558-83-0014
土肥支所	410-3302	伊豆市土肥 670-2	0558-98-1185
天城湯ヶ島支所	410-3205	伊豆市市山 580-2	0558-85-1510
温泉旅館協同組合			
修善寺温泉旅館協同組合	410-2416	伊豆市修善寺 838-1	0558-72-0271
土肥温泉旅館協同組合	410-3302	伊豆市土肥 412-19	0558-98-0523
天城湯ヶ島温泉旅館協同組合	410-3206	伊豆市湯ヶ島 176-2	0558-85-1055
交通安全協会	410-2323	伊豆の国市大仁 680-1	0558-76-0021

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

〈伊豆市ライフライン・交通等〉

名称	郵便番号	所在地	電話
東京電力パワーグリッド(株)伊豆支社	410-2323	伊豆の国市大仁 413	090-5004-1267
伊豆市建設業組合	410-3302	伊豆市土肥 676	0558-98-1315
伊豆市管工事工業会	410-2407	伊豆市柏久保 550-1	0558-72-3665
伊豆市石油商業組合	410-2416	伊豆市修善寺 291	0558-72-0235
伊豆市L Pガス事業協同組合	410-2416	伊豆市修善寺 6-5	055-948-4110
(一社)ふじさん駿河湾フェリー	424-0922	静岡市清水区日の出町 10-80	054-340-5223
伊豆箱根交通(株)	410-2407	伊豆市柏久保 631-7	0558-72-1811
伊豆土肥交通(株)	410-3302	伊豆市土肥 3492-1	0558-98-0111
(株)寺山自動車	410-2407	伊豆市柏久保 621-5	0558-72-2129
(株)東海バス	414-8511	伊東市渚町 2-28	0557-36-1111
みやび(有)	410-2411	伊豆市熊坂 44-2	0558-72-3619
伊豆箱根バス(株)	411-8533	三島市大場 300	055-977-1212
伊豆箱根鉄道(株)	411-8533	三島市大場 300	055-977-1207

1-4-3 洪水浸水区域一覧表

①洪水浸水区域に関する情報					②洪水に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達	③避難施設その他避難場所及び避難路その他の避難経路
NO	区分	場所	地区名	指定		
1	狩野川 (県)	右岸(天城湯ヶ島)	市山	H31.3	・静岡県土木総合防災情報インターネット公開システム(サイポスレーダー)及び国土交通省・気象庁ホームページから、水害の予測に資する降雨等気象状況を把握する。 ・国・県が発表する各水位情報により水害発生の際迫性を把握する。 ・消防署員、消防団員によるパトロールや地域住民からの通報により、水害の前兆情報を把握する。	旧湯ヶ島小学校
2		左岸(天城湯ヶ島)	月ヶ瀬			月ヶ瀬体育館
3		右岸(天城湯ヶ島)	田沢			R414沿い
4		左岸(天城湯ヶ島)	青羽根			月ヶ瀬体育館
5		右岸(天城湯ヶ島)	柿木			橋梁等の状況により変更
6		右岸(天城湯ヶ島)	雲金、佐野			狩野ドーム
7		左岸(修善寺)	大平			R136沿い
8		右岸(修善寺)	日向			県349沿い
9		左岸(修善寺)	本立野			修善寺東小
10		右岸(修善寺)	加殿			R136沿い 県349沿い
11		左岸(修善寺)	小立野			
12		右岸(修善寺)	柏久保			修善寺南小
13	狩野川 (国)	左岸(修善寺)	瓜生野	H28.12	・静岡県土木総合防災情報インターネット公開システム(サイポスレーダー)及び国土交通省・気象庁ホームページから、水害の予測に資する降雨等気象状況を把握する。 ・国・県が発表する各水位情報により水害発生の際迫性を把握する。 ・消防署員、消防団員によるパトロールや地域住民からの通報により、水害の前兆情報を把握する。	修善寺総合会館
14		左岸(修善寺)	熊坂			R136沿い 県129沿い
15		右岸(修善寺)	柏久保			修善寺南小
16		右岸(修善寺)	牧之郷			修善寺南小 県80沿い

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

④水害に係る避難訓練の実施	⑤浸水想定区域内の要配慮者施設の名称及び所在地	⑥左記の場合の警報の伝達等	⑦救助に関する事項	⑧その他避難態勢に関する事項
水防月間等に自主防災組織を中心に地域の実情に合った防災訓練を実施する。			伊豆市地域防災計画 共通対策編第3章第7節避難救出計画及び風水害対策編第3章災害応急対策計画による。	市が作成した避難情報発令判断伝達マニュアルに記載した避難情報の判断基準による。
	伊豆慶友病院 月ヶ瀬 380-2	85-1701		
	伊豆慶友介護医療院 月ヶ瀬 380-2	85-1800		
	伊豆赤十字病院 小立野 100	72-2148		
	伊豆赤十字介護医療院 小立野 100-2	74-3300		
	能坂小学校 能坂 708-3	72-1116		
	能坂こども園 能坂 426	72-1741		
	修善寺老人憩いの家 能坂 123-1	72-4707		
	認定こども園あゆのさと 柏久保 1309	72-1740		
	北狩野ケアセンター 牧之郷 116	72-8811		

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

①洪水浸水区域に関する情報					②洪水に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達	③避難施設その他避難場所及び避難路その他の避難経路
NO	区分	場所	地区名	指定		
17	修善寺川(県)	右岸(上流部)	北又	H31.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県土木総合防災情報インターネット公開システム(サイボスレーダー)及び国土交通省・気象庁ホームページから、水害の予測に資する降雨等気象状況を把握する。</li> <li>・国・県が発表する各水位情報により水害発生の切迫性を把握する。</li> <li>・消防署員、消防団員によるパトロールや地域住民からの通報により、水害の前兆情報を把握する。</li> </ul>	修善寺小
18		右岸(中流部) 左岸(中流部)	紙谷、中里、小山、桂町、遊覧町、小坂			県18沿い
19	修善寺川(県)	右岸(中流部) 左岸(中流部)	半径寺	H31.3		修善寺総合会館
20		右岸(下流部)	小立野			県18沿い
21		左岸(下流部)	横瀬			修善寺東小
						横瀬大平線沿い
						修善寺南小
						県12沿い



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

④水害に係る避難訓練の実施	⑤浸水想定区域内の要配慮者施設の名称及び所在地	⑥左記の場合の警報の伝達等	⑦救助に関する事項	⑧その他避難態勢に関する事項
水防月間等に自主防災組織を中心に地域の実情に合った防災訓練を実施する。			伊豆市地域防災計画 共通対策編第3章第7節避難救出計画及び風水害対策編第3章災害応急対策計画による。	市が作成した避難情報発令判断伝達マニュアルに記載した避難情報の判断基準による。
	修善寺保育園	72-1748		
	修善寺3230-1			
	大和堂医院	72-0015		
	修善寺947			
	ル・グランガーデン修善寺	74-0855		
	修善寺24-3			
	ル・グランハート修善寺	74-3330		
	修善寺24-3			

### 1-4-5 市内の危険区域等箇所数

危険区域等種類	箇所数
砂防指定地	186
地すべり防止区域	3
急傾斜地崩壊危険区域	51
災害危険区域	54
土砂災害警戒区域（土石流）	579
土砂災害特別警戒区域（土石流）	355
土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）	590
土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）	583
土砂災害警戒区域（地すべり）	11
土砂災害特別警戒区域（地すべり）	0
崩壊土砂流出危険地区	317
山腹崩壊流出危険地区	174
農業用ため池	4

### 1-4-5 土砂災害(特別)警戒区域一覧表

- 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達(法1号)
  - 静岡県土木防災情報インターネット公開システム(サイポスレーダー)及び気象庁ホームページから、土砂災害の予測に資する降雨状況等気象情報を把握する
  - 県及び気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を防災行政無線FAXで受信すると共に、土砂災害警戒情報補足情報配信システム、気象台の土砂災害警戒判定メッシュ情報により土砂災害発生を把握する
  - 消防署員、消防団員によるパトロールや地域住民からの通報により土砂災害の全長情報を把握する
- 土砂災害に係る避難訓練の実施(法3号)
  - 土砂災害防止月間等に自主防災組織を中心に地域の実情に合った防災訓練を実施する
- 警戒区域内の要配慮者施設に対する警報の伝達等(法2項)
  - 土砂災害警戒警報及び避難情報の発表前に避難準備が必要な旨を電話またはFAXにより伝達する
- 救助に関する事項
  - 伊豆市地域防災計画《一般対策編》第3章第7節「避難救助計画」のとおり
- その他の警戒避難体制に関する事項(法6号)
  - 市が作成した避難指示等の判断伝達マニュアルに記載した避難指示等の判断基準による

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積(ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
322-I-049	山田川B	H26.5.23	17.03	-	大沢	八重垣	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-050	山田川右支川	H26.5.23	16.45	0.315	大沢	本洞	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-051	大沢山神戸沢	H26.5.23	1.58	-	大沢	山神戸	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-052	大沢馬不入沢	H26.5.23	1.06	-	大沢	馬不入	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-053	大沢馬止沢	H26.5.23	1.57	0.0061	大沢	馬止	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-054	大沢八ツ洞沢	H26.5.23	1.34	0.0117	大沢	八ツ洞	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-055	大沢八ツ平沢	H26.5.23	0.84	-	大沢	八ツ平	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-056	大沢山之鐘沢	H26.5.23	0.89	-	大沢	山之鐘	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-057	大沢明山田沢B	H26.5.23	0.49	-	大沢	明山田	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-058	大沢堰沢	H26.5.23	0.75	-	大沢	堰沢	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-059	大沢東畑沢	H26.5.23	1.24	0.0284	大沢	赤羽根	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-060	宮の沢川	H26.5.23	3.72	0.1095	大沢	源沢	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-II-017	大沢明山田沢A	H26.5.23	0.447	0.0239	大沢	明山田	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-II-018	大沢赤羽根沢	H26.5.23	1.43	-	大沢	赤羽根	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
222-S-212	堀切上沢	R2.1.21			大沢	不動洞	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-215	山田川左支川大沢A	R2.1.21			大沢	飛龍山	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-216	山田川左支川大沢B	R2.1.21			大沢	野麦	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-217	山田川左支川大沢C	R2.1.21			大沢	中明	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-218	山田川右支川大沢A	R2.1.21			大沢	尾沢	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-219	山田川左支川大沢D	R2.1.21			大沢	松尾上	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-220	山田川左支川大沢E	R2.1.21			大沢	馬不入	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-221	山田川左支川大沢F	R2.1.21			大沢	往古山	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-222	山田川右支川大沢B	R2.1.21			大沢	菖蒲洞	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-223	山田川右支川大沢C	R2.1.21			大沢	嵐山	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-250	山田川左支川大沢G	R2.1.21			大沢	中明	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-251	山田川左支川大沢H	R2.1.21			大沢	次良方	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-252	山田川右支川大沢D	R2.1.21			大沢	梅沢	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-253	山田川左支川大沢I	R2.1.21			大沢	西ノ峯	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-254	山田川左支川大沢J	R2.1.21			大沢	都々向	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-255	山田川右支川大沢E	R2.1.21			大沢	獅々舞	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-3391	大沢飛竜山	H26.5.23	1.73	0.999	大沢	飛龍山	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0567	大沢飛鳥	H26.5.23	0.522	0.216	大沢	飛鳥	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0568	大沢赤羽根A	H26.5.23	0.176	0.05	大沢	赤羽根	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II	大沢赤	H26.5.	0.35	0.136	大沢	赤羽根	がけ(自	熊坂小学校、修善寺	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
-0569	羽根B	23					然)	南小学校、修善寺中学校	
103-II-0570	大沢宮川	H26.5.23	0.4996	0.1754	大沢	宮川	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0571	大沢上円	H26.5.23	0.3581	0.112	大沢	上円	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-5869	大沢山之鐘A	H26.5.23	1.87	0.89	大沢	山之鐘	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-III-0154	大沢都々向	H26.5.23	1.1	0.5396	大沢	都々向	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-III-0155	大沢山之鐘B	H26.5.23	2.47	1.37	大沢	山之鐘	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-III-0156	大沢菖蒲洞	H26.5.23	1.26	0.8575	大沢	菖蒲洞	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4443	西ノ峯	R2.1.21			大沢	西ノ峯	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4444	八ツ洞	R2.1.21			大沢	八ツ洞	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4445	馬止	R2.1.21			大沢	馬止	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4446	往古山	R2.1.21			大沢	往古山	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4447	落合	R2.1.21			大沢	落合	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4448	中尾	R2.1.21			大沢	中尾	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4449	一石A	R2.1.21			大沢	一石	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4450	大沢大芝山	R2.1.21			大沢	大芝山	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4451	大沢奥野	R2.1.21			大沢	奥野	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4488	向坂	R2.1.21			大沢	向坂	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4489	大沢一本松	R2.1.21			大沢	一本松	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4490	八ツ沢	R2.1.21			大沢	八ツ沢	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4491	男坂	R2.1.21			大沢	男坂	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
								学校	
103-S-4492	一石B	R2.1.21			大沢	一石	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-061	内山川	H26.5.23	1.08	0.083	堀切	通洞	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-062	田保沢	H26.5.23	1.61	-	堀切	田保	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-063	小山田川	H26.5.23	2.12	0.174	堀切	滝沢	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-064	神戸沢	H26.5.23	1.84	-	堀切	神戸	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-065	ハカ沢	H26.5.23	1.7	0.2	堀切	ハカ沢	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-066	山田八幡洞沢	H26.5.23	1.46	0.0024	堀切	八幡洞	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-067	山田祭神洞沢A	H26.5.23	1.64	-	堀切	祭神洞	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-068	山田祭神洞沢B	H26.5.23	2	0.031	堀切	祭神洞	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-069	山田竹ノ下沢	H26.5.23	1.09	0.006	堀切	竹ノ下	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-070	山田泉洞沢	H26.5.23	0.75	-	堀切	泉洞	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-071	山田桜洞沢A	H26.5.23	1.12	0.012	堀切	松尾	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-072	山田桜洞沢B	H26.5.23	1.25	-	堀切	桜洞	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-073	山田白石沢	H26.5.23	1.24	0.0288	堀切	白石	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-II-019	堀切清水洞沢	H26.5.23	0.34	0.0289	堀切	清水洞	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-II-020	堀切本洞沢A	H26.5.23	2.18	-	堀切	本洞	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-II-021	堀切本洞沢B	H26.5.23	1.63	-	堀切	日影山田	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-II-022	堀切本洞沢C	H26.5.23	2.31	-	堀切	本洞	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-211	堀切北沢	R2.1.21			堀切	大平口	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
222-S-213	堀切東沢	R2.1.21			堀切	大ソクラ	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-214	堀切中沢A	R2.1.21			堀切	本洞	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-247	堀切中沢B	R2.1.21			堀切	清水洞	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-248	堀切西沢A	R2.1.21			堀切	柳田	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-249	堀切西沢B	R2.1.21			堀切	於伊勢洞	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0053-2	堀切大芝山J	H27.3.31	1.29	0.79	堀切	大芝山	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0054-4	堀切大芝山H	H27.3.31	0.29	0.11	堀切	大芝山	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0054-5	堀切大芝山I	H27.3.31	0.21	0.06	堀切	大芝山	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0744	清水洞	H26.5.23	1.27	0.499	堀切	清水洞	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0746	堀切大芝山B	H27.3.31	0.51	0.21	堀切	大芝山	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0747	堀切大芝山C	H27.3.31	1.35	0.79	堀切	大芝山	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0747-2	堀切大芝山E	H27.3.31	0.87	0.33	堀切	大芝山	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0562	堀切大久保	H26.5.23	0.38	0.11	堀切	大久保	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0563	堀切石神	H26.5.23	1.03	0.42	堀切	石神	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0564	堀切細田平	H26.5.23	3.2	1.89	堀切	細田平	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0565	堀切細尾	H26.5.23	0.33	0.106	堀切	細尾	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0566	堀切大芝山D	H27.3.31	0.2	0.01	堀切	大芝山	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4437	大久保B	R2.1.21			堀切	大久保	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4438	政石	R2.1.21			堀切	政石	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4	祭神洞	R2.1.2			堀切	祭神洞	がけ(自	熊坂小学校、修善寺	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積(ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
439		1					然)	南小学校、修善寺中学校	
103-S-4440	駒平表	R2.1.21			堀切	駒平表	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4441	八幡洞	R2.1.21			堀切	八幡洞	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4442	滝ヶ洞	R2.1.21			堀切	滝ヶ洞	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4481	小山鼻	R2.1.21			堀切	小山鼻	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4482	泉洞	R2.1.21			堀切	泉洞	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4483	不動洞	R2.1.21			堀切	不動洞	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4484	坂上	R2.1.21			堀切	坂上	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4485	楠沢	R2.1.21			堀切	楠沢	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4486	廣野A	R2.1.21			堀切	廣野	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4487	廣野B	R2.1.21			堀切	廣野	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0053	池の洞A	H27.3.31	1.97	0.52	堀切	大芝山	がけ(人工)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0054	堀切大芝山A	H27.3.31	0.7	0.33	堀切	大芝山	がけ(人工)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0054-2	堀切大芝山F	H27.3.31	0.53	0.18	堀切	大芝山	がけ(人工)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0054-3	堀切大芝山G	H27.3.31	0.84	0.3	堀切	大芝山	がけ(人工)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
17	益山峯	R2.3.6			堀切		地すべり	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-008	東シッペイ沢A	H26.3.28	1.91	0.08	熊坂	東シッペイ沢	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-044	熊坂沢A	H26.3.28	6.05	0.003	熊坂	上山畑	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-045	熊坂沢B	H26.3.28	2.73	0.004	熊坂	道金坂	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-046	熊坂沢C	H26.3.28	3.73	-	熊坂	道金坂	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中	修善寺老人憩いの家(熊坂123-1)



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積(ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
								学校	
322-I-047	熊坂沢D	H26.3.28	2.55	0.02	熊坂	火打沢	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	修善寺老人憩いの家(熊坂123-1)
322-I-048	上親ヶ沢	H26.3.28	3.16	-	熊坂	上親ヶ沢	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	熊坂小学校(熊坂708-3)、熊坂こども園(熊坂426)
322-I-074	高見沢川左支川	H26.3.28	2.92	-	熊坂	向石原田	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-II-023	カニヤ沢	H26.3.28	0.73	0.01	熊坂	カニヤ	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-II-024	高見沢川右支川	H26.3.28	2.08	-	熊坂	石原田	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-210	熊坂沢	R2.1.21			熊坂	根岸	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0737	熊坂温泉台	R2.3.27	2.37		熊坂	上山畑	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0738	クラミヨ	H26.7.25	3.13	1.61	熊坂	クラミヨ	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	修善寺老人憩いの家(熊坂123-1)
103-I-0739	熊坂根附	R2.3.27	0.83		熊坂	上親ヶ沢	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	熊坂こども園(熊坂426)
103-I-0740	熊坂椿B	H26.7.25	0.302	0.0301	熊坂	根岸	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0741	熊坂根岸	R2.3.27	0.81		熊坂	根岸	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0742	熊坂椿	R2.3.27	0.27		熊坂	向石原田	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0743	二本松	H27.3.31	0.23	0.09	熊坂	池の洞	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-2737	上穴子A	H27.3.31	1.16	0.43	熊坂	上穴子	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-2737-2	上穴子B	H27.3.31	2.17	0.79	熊坂	上穴子	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-2737-3	上穴子C	H27.3.31	0.21	0.02	熊坂	上穴子	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-2737-4	源太沢	H27.3.31	1.28	0.52	熊坂	源太沢	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-3390	親ヶ沢	H26.7.25	2.02	0.66	熊坂	親ヶ沢	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	熊坂小学校(熊坂708-3)
103-II-0543	西シツペイ沢	H26.7.25	1.73	0.64	熊坂	西シツペイ沢	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
103-II-0651	東シツペイ沢B	H26.7.25	4.46	2.72	熊坂	東シツペイ沢	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4436	向石原田	R2.1.21			熊坂	向石原田	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0052	池の洞B	H27.3.31	3.21	0.57	熊坂	池ノ洞	がけ(人工)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0743-2	池の洞C	H27.3.31	0.33	0.08	熊坂	池ノ洞	がけ(人工)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-037	大洞沢	H26.3.28	8.01	0.01	瓜生野	大洞	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-038	柳沢	H26.3.28	9.01	-	瓜生野	柳沢	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-II-016	瓜生野沢	H26.3.28	3.73	-	瓜生野	藤ヶ沢	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0561	藤ヶ峯	H26.7.25	1.07	0.499	瓜生野	藤ヶ峯	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-III-0153	柳沢洞	H26.7.25	4.53	3.26	瓜生野	柳沢洞	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-001	北又川右支川	H25.3.29	4.55	0.08	修善寺	深ノ沢	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-002	野並沢A	H25.3.29	0.2	0.05	修善寺	野並	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-003	野並沢B	H25.3.29	0.03	0.02	修善寺	野並	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-004	モジリセン沢	H25.3.29	1.31	0.02	修善寺	亀岡	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-005	沖沢	H25.3.29	1.94	0	修善寺	梅ヶ原	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-006	筑岡沢	H25.3.29	2.7	0	修善寺	筑岡	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-007	松葉沢	H25.3.29	2.93	0	修善寺	松葉	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-009	飯山別当沢A	H25.3.29	1.77	0	修善寺	飯山別当	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-010	西湯舟沢C	H25.3.29	1.68	0.01	修善寺	七郎新田	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-011	子ノ神沢	H25.3.29	8.92	0.001	修善寺	子ノ神	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I	西紙谷	H25.3.	3.69	0.01	修善寺	西紙谷	土石流	熊坂小学校、修善寺	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
-012	沢	29						南小学校、修善寺中学校	
322-I-013	西張戸沢	H25.3.29	3.44	0.03	修善寺	西張戸	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-014	柳窪沢	H25.3.29	2.9	0	修善寺	東紙谷	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-015	谷戸沢A	H28.3.29	6.87	0.02	修善寺	谷戸山田	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	修善寺小学校(修善寺3244)
322-I-016	源氏山沢	H28.3.29	3.51	-	修善寺	田沢	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-017	温泉沢A	H28.3.29	1.77	0.033	修善寺	田沢山	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-018	寺山沢C	H28.3.29	3.21	-	修善寺	小坂	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-019	観音洞沢	H28.3.29	2.08	-	修善寺	南山	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	大和堂医院(修善寺947)
322-I-020	神戸川	H28.3.29	3.02	-	修善寺	神戸洞	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-021	南沢	H28.3.29	2	0.008	修善寺	南山	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-022	温泉沢B	H28.3.29	2.39	0.008	修善寺	南山	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-023	温泉沢C	H28.3.29	1.74	0.007	修善寺	南山	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-024	杉原沢	H28.3.29	0.79	-	修善寺	硯沢	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-025	半経寺沢A	H28.3.29	7.24	0.03	修善寺	半経寺山	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-026	半経寺沢B	H28.3.29	7.32	0.007	修善寺	下り山田	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-027	谷戸沢右支川	H28.3.29	1.44	0.034	修善寺	谷戸洞	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-028	谷戸沢B	H28.3.29	2.08	0.024	修善寺	谷戸洞	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-029	大下沢	H28.3.29	1.36	0.005	修善寺	子ノ神山	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-030	宮洞沢	H28.3.29	4.99	0.024	修善寺	宮洞	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-II-001	藍原沢	H25.3.29	0.4	0	修善寺	藍原	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
								学校	
322-II-002	鶴見沢	H25.3.29	0.94	0	修善寺	豊崎	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-II-003	松原山沢	H25.3.29	2.08	0	修善寺	松原山	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-II-004	湯舟川	H25.3.29	25.07	0	修善寺	中丸	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-II-005	飯山別当沢B	H25.3.29	1.77	0	修善寺	飯山別当	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-II-006	西鈴原沢A	H25.3.29	1.01	0	修善寺	西鈴原	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-II-007	西鈴原沢B	H25.3.29	1.7	0	修善寺	西鈴原	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-II-008	舟ヶ平沢	H25.3.29	0.11	0.003	修善寺	舟ヶ平	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-II-009	西湯舟沢A	H25.3.29	1.87	0.003	修善寺	高椋	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-II-010	中里沢A	H28.3.29	0.58	0.015	修善寺	中里	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-II-011	中里沢B	H28.3.29	3.55	0.007	修善寺	中里	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	修善寺小学校(修善寺3244)、修善寺保育園(修善寺3203-1)
322-II-025	狩場谷沢	H25.3.29	0.72	0	修善寺	狩場谷	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-III-001	音沢洞沢	H25.3.29	0.44	0.03	修善寺	亀岡	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-III-002	揚田沢	H25.3.29	1.53	0	修善寺	揚田	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-III-003	西湯舟沢B	H25.3.29	3.06	0.0009	修善寺	山ノ街	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-224	修善寺川右支川A	R2.1.21			修善寺	田沢他	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-225	修善寺川左支川A	R2.1.21			修善寺	小白山他	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-226	修善寺川左支川B	R2.1.21			修善寺	小白山他	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-227	修善寺川左支川C	R2.1.21			修善寺	小白山他	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-228	修善寺川左支	R2.1.21			修善寺	東神山他	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
	川D							学校	
222-S-230	修善寺川左支川F	R2.1.21			修善寺	張戸他	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-232	修善寺川右支川C	R2.1.21			修善寺	廣町他	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-233	北又川右支川修善寺A	R2.1.21			修善寺	日影山他	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-235	湯舟川右支川A	R2.1.21			修善寺	中丸他	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-236	湯舟川右支川B	R2.1.21			修善寺	大白山他	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-237	湯舟川左支川A	R2.1.21			修善寺	舟ヶ平他	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-238	湯舟川左支川B	R2.1.21			修善寺	桂谷他	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-239	湯舟川右支川C	R2.1.21			修善寺	袋知山他	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-256	修善寺川右支川D	R2.1.21			修善寺	向山他	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-257	修善寺川左支川G	R2.1.21			修善寺	東神山他	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-258	北又川左支川修善寺B	R2.1.21			修善寺	恵美畠他	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-259	北又川左支川修善寺C	R2.1.21			修善寺	鶴見他	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-261	北又川左支川修善寺E	R2.1.21			修善寺	大芝山他	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-262	北又川左支川修善寺F	R2.1.21			修善寺	戸田道他	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-263	湯舟川左支川C	R2.1.21			修善寺	西向畑他	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-264	湯舟川左支川D	R2.1.21			修善寺	西向畑他	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-265	湯舟川左支川E	R2.1.21			修善寺	向畑山他	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-2	湯舟川	R2.1.2			修善寺	大白山	土石流	熊坂小学校、修善寺	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積(ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
66	右支川D	1				他		南小学校、修善寺中学校	
222-S-267	湯舟川左支川F	R2.1.21			修善寺	狩場山他	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-268	湯舟川右支川E	R2.1.21			修善寺	大洞麓他	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0052-2	修善寺大芝山B	H27.3.31	0.23	0.05	修善寺	大芝山	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0052-3	修善寺大芝山C	H27.3.31	0.12	0.02	修善寺	大芝山	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0052-5	修善寺大芝山E	H27.3.31	0.75	0.25	修善寺	大芝山	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0052-6	子ノ神山	H27.3.31	2.97	2.24	修善寺	子ノ神山	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0052-7	銚子口	H27.3.31	0.37	0.19	修善寺	銚子口	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0735	竹原	H28.3.29	3.34	1.78	修善寺	竹原	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	ル・グランガーデン修善寺(修善寺24-3)
103-I-0736	宮洞A	H28.3.29	4.74	2.59	修善寺	宮洞	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0736-2	宮洞B	H28.3.29	4.22	2.65	修善寺	宮洞	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0748	神戸洞	R2.3.27	3.69		修善寺	神戸洞他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0749	寺山	R2.3.27	2.64		修善寺	寺山他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0751	瀑尻	H25.3.29	2.16	0.98	修善寺	瀑尻	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0753	田沢	H28.3.29	1.01	0.355	修善寺	田沢	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0754	岩の坊	H28.3.29	2.94	1.209	修善寺	温泉場	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-2738	原	H28.3.29	4	1.95	修善寺	原	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-3392	横瀬A	H28.3.29	3.29	1.62	修善寺	西ナメド	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-3393	南町	H28.3.29	2.35	0.951	修善寺	南	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-4059	芝山台	H27.3.31	0.53	0.13	修善寺	大芝山	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
								学校	
103-II-0544	横瀬B	H28.3.29	2.19	1.11	修善寺	竹原	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0545	紙谷	H25.3.29	0.22	0.07	修善寺	紙谷	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0546	北又亀岡A	H25.3.29	0.51	0.14	修善寺	亀岡	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0547	北又亀岡B	H25.3.29	0.85	0.34	修善寺	亀岡	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0548	北又日影山	H25.3.29	0.89	0.27	修善寺	日影	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0549	北又鶴見	H25.3.29	1.48	0.72	修善寺	岩之塔	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0550	北又藍原	H25.3.29	0.29	0.11	修善寺	藍原	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0551	北又藤ヶ平	H25.3.29	0.97	0.36	修善寺	藤ヶ平	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0552	湯舟西向畑A	H25.3.29	0.2	0.05	修善寺	西向畑	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0553	湯舟東向畑山	H25.3.29	0.58	0.24	修善寺	東奥ノ田	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0554	湯舟外平山A	H25.3.29	2.17	1.13	修善寺	奥ノ田	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0555	湯舟外平山B	H25.3.29	1.02	0.55	修善寺	舟ヶ平	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0556	湯舟飯山別当	H25.3.29	0.43	0.15	修善寺	飯山別当	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0557	湯舟狩場山A	H25.3.29	0.11	0.02	修善寺	飯山別当	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0558	湯舟狩場山B	H25.3.29	1.47	0.69	修善寺	狩場谷	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-III-0143	修善寺	H28.3.29	5.07	3.21	修善寺	向田	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-III-0144	修善寺No.2	H28.3.29	3.33	2.53	修善寺	中尾	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-III-0145	湯舟西向畑B	H25.3.29	0.05	0.01	修善寺	水池	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-III-0146	北又松原山	H25.3.29	0.86	0.36	修善寺	松原山	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積(ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
103-Ⅲ-0147	北又戸田道	H25.3.29	0.81	0.35	修善寺	戸田道	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4415	修善寺A	R2.1.21			修善寺	飯塚	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4423	修善寺B	R2.1.21			修善寺	下り山田 他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4424	堀切A	R2.1.21			修善寺	大芝山 他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4425	修善寺C	R2.1.21			修善寺	字南山 他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4426	修善寺D	R2.1.21			修善寺	岩ノ坊 他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4427	修善寺E	R2.1.21			修善寺	神免 他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4428	修善寺F	R2.1.21			修善寺	小山 他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4429	修善寺G	R2.1.21			修善寺	仙知山 他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4430	修善寺H	R2.1.21			修善寺	千栗街 他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4431	修善寺I	R2.1.21			修善寺	西張戸 他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4432	修善寺J	R2.1.21			修善寺	西紙谷 他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4433	修善寺K	R2.1.21			修善寺	筑岡 他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4434	修善寺L	R2.1.21			修善寺	芹沢 他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4469	修善寺M	R2.1.21			修善寺	向山 他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4470	修善寺N	R2.1.21			修善寺	金山 他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4471	修善寺O	R2.1.21			修善寺	谷戸山田 他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4472	修善寺P	R2.1.21			修善寺	姥ヶ沢 他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4473	修善寺Q	R2.1.21			修善寺	東紙谷 他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4	修善寺	R2.1.21			修善寺	紙谷	がけ(自	熊坂小学校、修善寺	



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積(ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
474	R	1				他	然)	南小学校、修善寺中学校	
103-S-4 475	修善寺 S	R2.1.2 1			修善寺	筑岡 他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4 476	修善寺 T	R2.1.2 1			修善寺	中峯 他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4 477	修善寺 U	R2.1.2 1			修善寺	吾妻 他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4 478	修善寺 V	R2.1.2 1			修善寺	西鈴原 他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4 479	修善寺 W	R2.1.2 1			修善寺	袋知山 他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I -0052-4	修善寺 大芝山 D	H27.3. 31	0.06		修善寺	大芝山	がけ(人工)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I -0746-2	修善寺 大芝山 A	H27.3. 31	2.21	0.59	修善寺	大芝山	がけ(人工)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
19	紙谷	R2.3.6			修善寺	紙谷	地すべり	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I -210	安竹川	H24.3. 30	12.94	2.29	大平	安竹	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I -211	中島川	H24.3. 30	9.69		大平	狭間	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I -212	寺川	H24.3. 30	12.43		大平	山田	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I -213	青松平 沢	H24.3. 30	5.21		大平	湯上	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I -214	滝沢川	H24.3. 30	5.49	0.1	大平	滝ノ前	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I -215	畑洞川	H24.3. 30	2.3		大平	小池	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I -216	畑沢川	H24.3. 30	10.89		大平	原中	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-II -116	下深沢	H24.3. 30	0.64	0.006	大平	城ノ腰	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-III -005	深沢藪 田ノ洞	H24.3. 30	3.5	0.01	大平	深沢壱 番沢	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222C-S- 301	大平沢	R2.1.2 1			大平	城ノ腰	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I -3394	大平A	H24.3. 30	1.39	0.52	大平	山田	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
								学校	
103-I-3395	大平B	H24.3.30	0.65	0.22	大平	湯上	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-3397	大平D	H24.3.30	1.42	0.75	大平	畑	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0559	大平G	H24.3.30	1.05	0.44	大平	城ノ腰	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0560	大平H	H24.3.30	3.85	2.28	大平	滝ノ前	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-III-0148	大平I	H24.3.30	2.8	1.14	大平	深沢	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-III-0149	大平J	H24.3.30	0.54	0.18	大平	深沢藪田ノ洞	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-III-0150	大平K	H24.3.30	1.31	0.85	大平	小池	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4420	滝山	R2.1.21			大平	滝山	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4421	青松平	R2.1.21			大平	青松平	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4422	山崎	R2.1.21			大平	山崎	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4435	大城	R2.1.21			大平	大城	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4480	水落ヶ沢	R2.1.21			大平	水落ヶ沢	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I-217	久留美沢川	H24.3.30	9.63		本立野	外畠	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I-218	大洞川	H24.3.30	23.01		本立野	坊	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	修善寺東小学校(本立野419)
322C-I-219	狭間川	H24.3.30	1.75	0.002	本立野	狭間	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0755	本立野一町	H19.3.23	0.67		本立野		がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0755-2	本立野一町2	R2.1.21			本立野	下街道	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-2740	狭間A	H24.3.30	1.78	0.86	本立野	狭間	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-3396	大平C	H24.3.30	1.81	0.89	本立野	猿橋	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
103-I-3398	大平E	H24.3.30	3.92	2.66	本立野	新井	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-3399	大平F	H24.3.30	3.59	1.79	本立野	坊	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0532	狭間B	H24.3.30	2.09	0.95	本立野	向日畑	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0533	狭間C	H24.3.30	0.18		本立野	下村	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4419	本立野A	R2.1.21			本立野	下街道	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I-220	洞口沢	H24.3.30	2.83	0.01	小立野	洞口	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-3389	小立野	R2.3.27	3.03		小立野	神山他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I-105	猪廼山沢	H24.3.30	3.8		日向	井ノ花	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I-106	小池川	H24.3.30	2.9		日向	井ノ花	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I-107	小池沢	H24.3.30	10.96		日向	高畔	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I-108	前田川	H24.3.30	8.52		日向	山口	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I-109	池尻川	H24.3.30	9.85		日向	丸山	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I-110	川久保川	H24.3.30	12.44		日向	丑久保	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-II-054	池の沢	H24.3.30	0.98	0.002	日向	松沢	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-III-002	横道川	H24.3.30	1.7	0.008	日向	横道	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-III-003	公栗川	H24.3.30	3.3		日向	公栗	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-III-004	象畑川	R2.1.21			日向	池ノ沢	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0757	竹の下A	H24.3.30	1.36	0.4	日向	書家	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-3402	竹の下B	H24.3.30	0.6	0.24	日向	大阪	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4	琴平	R2.1.2			日向	琴平	がけ(自	熊坂小学校、修善寺	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
417		1					然)	南小学校、修善寺中学校	
103-S-4 418	横道	R2. 1. 2 1			日向	横道	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4 465	山口	R2. 1. 2 1			日向	山口	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4 466	池ノ尻	R2. 1. 2 1			日向	池ノ尻	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4 467	日向奥野	R2. 1. 2 1			日向	奥野	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4 468	日向	R2. 1. 2 1			日向	片瀬平 大嵐 他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I -088	上鳴沢	H24. 3. 30	1. 27	0. 35	加殿	鳴沢	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I -089	下鳴沢	H24. 3. 30	2. 21		加殿	餅田山	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I -090	大堀田沢	H24. 3. 30	1. 63		加殿	堰之上	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I -097	深田川	H24. 3. 30	4. 72	0. 02	加殿	深田山	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I -098	仙ノ木沢	H24. 3. 30	5. 3		加殿	上城	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I -099	いの山沢	H24. 3. 30	4. 73	0. 003	加殿	東ノ沢	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I -100	東沢川	H24. 3. 30	6. 1		加殿	中城	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I -101	滝の入り川	H24. 3. 30	2. 39	0. 05	加殿	下城	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I -102	謡島沢	H24. 3. 30	17. 42		加殿	中城	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I -103	下り山沢	H24. 3. 30	3. 25	0. 06	加殿	下り山	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I -104	トチ沢	H24. 3. 30	5. 88		加殿	山崎	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	デイサービスいいあんばい(加殿207-11)
222C-S- 302	加殿沢	R2. 1. 2 1			加殿	餅田	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I -0756	鹿群山	H24. 3. 30	2. 18	0. 86	加殿	鹿群	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I -3388	加殿A	H24. 3. 30	1. 23	0. 46	加殿	古宮	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
								学校	
103-I-3400	加殿B	H24.3.30	2.46	0.98	加殿	下城	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	デイサービスいいあんばい(加殿207-11)
103-I-3401	加殿C	H24.3.30	2.81	1.21	加殿	中城	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-III-0151	加殿D	H24.3.30	2.06	1.08	加殿	東ノ沢	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4416	下原	R2.1.21			加殿	下原	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4460	東ノ沢	R2.1.21			加殿	東ノ沢	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4461	餅田B	R2.1.21			加殿	餅田	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4462	加殿鳴沢	R2.1.21			加殿	鳴沢	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4463	沓懸	R2.1.21			加殿	沓懸	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4464	謡畑	R2.1.21			加殿	謡畑	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I-092	拾二田川	H24.3.30	5.15	0.32	田代	池田	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I-093	アカツチ川	H24.3.30	4.94	0.13	田代	池田	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I-094	池田山沢	H24.3.30	4.63	0.01	田代	坪之内	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I-095	坪ノ山沢	H24.3.30	3.64	0.01	田代	坪之内	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I-096	谷の沢川	H24.3.30	2.7	1.51	田代	谷之沢	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-II-053	ハタ川	H24.3.30	2.85	0.02	田代	岩戸山	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-III-0152	餅田	H24.3.30	2.26	1.07	田代	柿宇土	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-035	馬場沢	H26.11.18	0.7	0.02	牧之郷		土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-035-1	馬場沢右支川	H26.11.18	1.54	0.04	牧之郷		土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-036	馬場沢左支川	H26.11.18	0.99	0.01	牧之郷		土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
322-I-039	野尻川右支川A	H26.11.18	0.33	-	牧之郷		土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-040	野尻川右支川B	H26.11.18	5.47	-	牧之郷		土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	デイサービスやさしい家(牧之郷394-11)
322-I-041	野尻川左支川A	H26.11.18	4.08	0.01	牧之郷		土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-041-2	野尻川左支川D	H26.11.18	5.09	0.02	牧之郷		土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-042	野尻川左支川B	H26.11.18	0.29	0.002	牧之郷		土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-043	野尻川左支川C	H26.11.18	4.73	0.04	牧之郷		土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-III-007	野尻川右支川C	H28.3.29	1.76	0.013	牧之郷	地藏ノ前	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-207	牧之郷中沢	R2.1.21			牧之郷	根岸	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-208	牧之郷南沢	R2.1.21			牧之郷	栃ヶ洞	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-243	牧之郷北沢	R2.1.21			牧之郷	兎洞山	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-244	牧之郷上沢	R2.1.21			牧之郷	北洞山	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	デイサービスやさしい家(牧之郷394-11)
222-S-245	牧之郷西沢	R2.1.21			牧之郷	行田山	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0730	ウイ山	H26.11.18	1.17	0.56	牧之郷		がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0731	アラク山A	H26.11.18	1.3	0.22	牧之郷		がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-2734	行田山	H26.11.18	4.56	2.57	牧之郷		がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-2735	牧之郷根岸	R2.3.27	0.29		牧之郷	根岸他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-3383	北洞山	H26.11.18	1.53	0.7	牧之郷	根岸	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	デイサービスやさしい家(牧之郷394-11)
103-I-3384	井戸窪	H26.11.18	2.28	0.88	牧之郷	牧之郷	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	伊豆総合高等学校(牧之郷892)
103-I-3385	アラク山B	H26.11.18	1.41	0.7	牧之郷	牧之郷	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II	ウイ山	H26.11	0.3	0.11	牧之郷		がけ(自	熊坂小学校、修善寺	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
-0534	田	.18					然)	南小学校、修善寺中学校	
103-Ⅲ-0137	山本山	H26.11.18	3.61	1.72	牧之郷		がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4455	切通	R2.1.21			牧之郷	切通	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I-001	寺山	H28.3.29	8.71	0.005	柏久保	寺之上	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-032	古川右支川H	H28.3.29	2.25	0.007	柏久保	入ノ山	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-033	古川右支川I	H28.3.29	3.25	0.027	柏久保	火打沢	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-034	古川右支川J	H28.3.29	2.06	0.003	柏久保	井戸洞	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-II-015	古川右支川G	H28.3.29	1.32	0.006	柏久保	尾入	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-241	柏久保東沢	R2.1.21			柏久保	松峯	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-242	柏久保中沢	R2.1.21			柏久保	小山沢	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0728	古川	R2.3.27	3.36		柏久保	井戸洞他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0729	井戸洞A	H28.3.29	4.84	2.12	柏久保	越田	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0729-2	井戸洞B	H28.3.29	2.8	1.58	柏久保	井戸洞	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0732	柏久保神戸	R2.3.27	1.65		柏久保	上神戸他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0733	上船戸	H28.3.29	0.385	0.067	柏久保	上船戸	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	修善寺南小学校(柏久保449)
103-I-3387	柏久保	H28.3.29	2.21	1.13	柏久保	上遅熊	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4413	柏久保B	R2.1.21			柏久保	下横道他	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4414	ヨコ丁	R2.1.21			柏久保	ヨコ丁	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I-002	梅地洞	H28.3.29	9.33	0.005	年川	口梨	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I-003	口梨	H28.3.29	4.19	0.025	年川	数山	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
								学校	
322C-I-004	数山洞川A	H28.3.29	14.85	0.01	年川	エゴ田	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I-005	洞方川	H28.3.29	4.39	0.007	年川	山澤	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-I-006	入谷	H28.3.29	12.15	0.004	年川	入ヤ	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322C-II-001	数山洞川B	H28.3.29	2.93	0.002	年川	奥田	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0725	年川新工山	H28.3.29	2.13	0.683	年川	新工山	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0726	後田	H19.3.23	1.31		年川	年川	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4408	山澤	R2.1.21			年川	山澤	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4409	後田平	R2.1.21			年川	後田平	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4410	年川梅地洞	R2.1.21			年川	梅地洞	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4411	口梨山	R2.1.21			年川	口梨山	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4412	山田洞山	R2.1.21			年川	山田洞山	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4458	エゴ田	R2.1.21			年川	エゴ田	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4459	合ノ山	R2.1.21			年川	合ノ山	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
18	上遅熊	R2.3.6			年川		地すべり	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-I-031	古川右支川C	H26.11.18	2.59	-	大野		土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-II-012	古川右支川A	H26.11.18	1.27	0.02	大野	大野	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-II-013	古川左支川	H26.11.18	1.45	-	大野		土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-II-014	古川右支川D	H26.11.18	1.32	0.02	大野		土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-III-004	古川右支川B	H26.11.18	2.23	0.02	大野		土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
322-Ⅲ-005	古川右支川E	H28.3.29	3.03	0.001	大野	地原	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
322-Ⅲ-006	古川右支川F	H28.3.29	3.79	-	大野	地原	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-201	大野北沢	R2.1.21			大野・下原	奥茅野・向茅野	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-202	大野上沢	R2.1.21			大野・下原	奥茅野・向茅野	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-203	大野中沢	R2.1.21			大野	滝ノ入	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-204	大野下沢	R2.1.21			大野	庵ノ谷	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-205	大野西沢	R2.1.21			大野	鳥屋場	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
222-S-240	大野南沢	R2.1.21			大野	身内田	土石流	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0722	台	H26.11.18	0.46	0.07	大野	大野	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-0724	谷田	H26.11.18	1.78	0.68	大野	大野	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-I-2736	大野新工山	H28.3.29	3.43	1.62	大野	向山	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0535	宝蔵洞	H26.11.18	1.4	0.7	大野		がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0536	甲子峰	H26.11.18	0.38	0.12	大野		がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0537	星山	H26.11.18	0.52	0.25	大野		がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0538	道網田道上B	H26.11.18	0.49	0.07	大野		がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0539	林畦	H26.11.18	0.53	0.17	大野		がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0540	溝谷	H26.11.18	0.28	0.09	大野		がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-II-0542	倭文山	H26.11.18	1.57	0.78	大野		がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-Ⅲ-0138	道網田道上A	H26.11.18	2.07	0.89	大野		がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-Ⅲ	古矢場	H26.11	0.52	0.32	大野		がけ(自	熊坂小学校、修善寺	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積(ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
-0139		.18					然)	南小学校、修善寺中学校	
103-S-4401	中ノ沢道添	R2.1.21			大野	中ノ沢道添	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4402	大洞	R2.1.21			大野	大洞	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4403	西菅ノ沢	R2.1.21			大野	西菅ノ沢	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4404	廣田	R2.1.21			大野	廣田	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4405	柵ヶ峯	R2.1.21			大野	柵ヶ峯	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4406	庵ノ谷	R2.1.21			大野	庵ノ谷	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4407	鳥屋場	R2.1.21			大野	鳥屋場	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4452	奥茅野	R2.1.21			大野	奥茅野	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4453	小間渡り	R2.1.21			大野	小間渡り	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4454	青坂山	R2.1.21			大野	青坂山	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4456	桜ヶ谷	R2.1.21			大野	桜ヶ谷	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
103-S-4457	大野谷戸山	R2.1.21			大野	谷戸山	がけ(自然)	熊坂小学校、修善寺南小学校、修善寺中学校	
328C-I-057	地藏堂川	H27.3.31	23.12	2.82	地藏堂	向小屋	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-058	原保川	H27.3.31	1.54		地藏堂	小倉台	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
222C-S-103	地藏堂川右支川	R2.1.21			地藏堂	向小屋	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-I-0855	地藏堂	R2.3.27	0.50		地藏堂	宮下	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0756	卜泉	H27.3.31	1.06	0.48	地藏堂	卜泉	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0757	向畑A	H27.3.31	0.72	0.42	地藏堂	向畑	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0758	向畑B	H27.3.31	0.93	0.65	地藏堂	向畑	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-III-0220	檜山坂	H27.3.31	1.53	0.98	地藏堂	檜山坂	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
173	地藏堂	R2.3.6			地藏堂		地すべり	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I	堂の入	H27.3.	1.74		原保	堂之入	土石流	中伊豆社会体育館、	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路 (法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
-056	川	31						八岳集会場	
103-I-3491	小山	H27.3.31	1.16	0.42	原保	小山	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0728	上鹿抜久戸	H27.3.31	2.54	1.54	原保	上鹿抜久戸	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0729	下押切	H27.3.31	1.14	0.37	原保	下押切	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0730	鍛冶屋敷	H27.3.31	2.9	1.25	原保	鍛冶屋敷	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0731	向山	H27.3.31	2.79	1.43	原保	向山	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-III-0214	鹿抜久戸山	H27.3.31	3.18	1.97	原保	鹿抜久戸山	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-053	堀田沢川	H27.3.31	6.16	0.0381	菅引	上ノ山	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-054	吉原田川	H27.3.31	11.91	0.0513	菅引	打上り	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-055	長洞沢	H27.3.31	1.45	0.0396	菅引	瀧ノ上	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-044	白毛沢川	H27.3.31	1.56	0.0174	菅引	入谷	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-I-0854	滝ノ上	H27.3.31	0.34	0.11	菅引	滝ノ上	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-051	大洞川B	H27.3.31	9.83		中原戸	大菅	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-052	長峯山沢	H27.3.31	10.3	0.0039	中原戸	長峯山	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-038	北ワクサシ山沢A	H27.3.31	2.47		中原戸	北ワクサシ山	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-039	北ワクサシ山沢B	H27.3.31	4.69		中原戸	北ワクサシ山	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-040	ワクサシ川	H27.3.31	5.08		中原戸	ワクサシ	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-041	南ワクサシ山沢	H27.3.31	5.23		中原戸	南ワクサシ山	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-042	向畑ヶ沢	H27.3.31	4.03		中原戸	向畑ヶ	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-043	蔵田沢	H27.3.31	8.44		中原戸		土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0732	門ノ前	H27.3.31	1.98	0.76	中原戸	門ノ前	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0732-2	上耕地	H27.3.31	1.25	0.48	中原戸	上耕地	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-III-0215	中道	H27.3.31	1.55	0.91	中原戸	中道	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-III-0215-2	段埜山	H27.3.31	1.01	0.37	中原戸	段埜山	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-059	オソバ沢	H25.3.29	5.1		戸倉野	上耕地	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-I-3492	戸倉野	H25.3.29	0.51	0.19	戸倉野	峯ノ畑	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-069	アザミ川	H25.3.29	2.1	0.07	姫之湯	膳棚	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-070	岩下沢B	H25.3.29	0.8	0.01	姫之湯	岩下	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積(ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
328C-I-071	村山川	H25.3.29	5.6	0.02	姫之湯	楠洞	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-051	堰之上沢	H25.3.29	1.2	0.01	姫之湯	萩原山	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0759	姫之湯岩下	H25.3.29	0.96	0.4	姫之湯	今野	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0760	姫之湯楠洞A	H25.3.29	0.77	0.42	姫之湯	楠洞	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0761	姫之湯楠洞B	H25.3.29	1.89	0.97	姫之湯	楠洞	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0762	姫之湯萩原山	H25.3.29	1.43	0.77	姫之湯	萩原山	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0763	姫之湯水口	H25.3.29	3.34	1.62	姫之湯	水口	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0764	姫之湯見附平	H25.3.29	4.96	3.34	姫之湯	見附平	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-060	宮下沢	H25.3.29	4.6		貴僧坊	宮下	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-061	墓道沢	H25.3.29	5.3		貴僧坊	上手	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-I-3498	貴僧坊上り段野	H25.3.29	4.38	2.19	貴僧坊	幸田里	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0755	貴僧坊宮下	H25.3.29	0.55	0.13	貴僧坊	宮下	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-062	上ノ畑山沢	H25.3.29	4.3	0.01	筏場	上ノ畑山	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-063	井戸尻沢	H25.3.29	4.3	0.03	筏場	井戸尻	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-064	中野沢B	H25.3.29	4.7	0.01	筏場	井戸尻山	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-065	出土小屋沢	H25.3.29	3.1		筏場	道合	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-066	奥ノ担沢	H25.3.29	3.8	0.01	筏場	三之沢	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-067	追越山沢B	H25.3.29	1.8	0.02	筏場	追越山	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-068	地獄沢	H25.3.29	3.6	0.2	筏場	小畑担	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-045	石上沢	H25.3.29	2.1	0.03	筏場	石上山	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-046	八上畑沢	H25.3.29	3.6	0.01	筏場	道合	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-047	四之沢	H25.3.29	2		筏場	四之沢下	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-048	三之沢	H25.3.29	2.2		筏場	三之沢	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-049	二之沢	H25.3.29	1.7		筏場	二之沢下	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-050	一之沢	H25.3.29	2.1		筏場	二之沢下	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0749	筏場三之沢	H25.3.29	0.79	0.32	筏場	三之沢	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0750	筏場一之沢	H25.3.29	0.88	0.35	筏場	一之沢	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0751	筏場大石野担	H25.3.29	4.87	2.95	筏場	大池	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II	筏場デ	H25.3.	0.47	0.18	筏場	大蒔	がけ(自	中伊豆社会体育館、	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積(ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
-0752	ツチコヤ山	29					然)	八岳集会場	
103-II-0753	筏場ノイキ	H25.3.29	3.15	1.58	筏場	ノイキ	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0754	筏場井戸尻山	H25.3.29	4.97	2.63	筏場	井戸尻	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-S-4119	アーラ山	R2.1.21			筏場	アーラ山	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
24	大見川	R2.3.6			筏場		地すべり	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-019	梶山沢	H25.3.29	2	0.006	城	上梶山	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-020	上梶山沢	H25.3.29	1.8	0.007	城	上梶山	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-021	田洞沢	H25.3.29	5.8	0.02	城	上梶山	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-022	根元沢	H25.3.29	7.6	0.0009	城	根元	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-023	湯ノ花下沢	H25.3.29	4.2		城	湯ノ花下	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-024	市ノ沢川	H25.3.29	8.2	0.01	城	市ノ沢	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-025	市の沢	H25.3.29	2.7	0.003	城	矢崎	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-026	寺山沢	H25.3.29	5.8	0.02	城	矢崎	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-027	内堀田川	H25.3.29	5.4	0.02	城	矢崎	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-009	大久保沢	H25.3.29	0.6	0.02	城	弁慶	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-010	城川	H25.3.29	5.3		城	山田	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-011	柳洞沢	H25.3.29	1	0.003	城	新田	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-012	沢入沢	H25.3.29	1.4	0.0002	城	新田	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-013	日影沢	H25.3.29	1.4		城	日影	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-I-3497	城市ノ沢A	H25.3.29	2.26	1.01	城	市ノ沢	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0741	城市ノ沢B	H25.3.29	0.4	0.12	城	市ノ沢	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0742	城内堀田	H25.3.29	0.17	0.06	城	内堀田	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0743	城大黒田	H25.3.29	0.55	0.12	城	大黒田	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0744	城葛葉平	H25.3.29	0.91	0.44	城	葛葉平	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0745	城弁慶	H25.3.29	0.82	0.48	城	弁慶	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0746	城根元	H25.3.29	0.46	0.16	城	根元	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-S-4111	清水	R2.1.21			城	清水	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-028	丸ノ沢	H26.3.28	2.67	-	八幡	水口入	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	ふれあいデイサービスセンター(八幡33-1)
328C-I	法華堂	H26.3.	5.19	0.008	八幡	吾妻山	土石流	中伊豆社会体育館、	中伊豆中学校(八幡)

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積(ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
-029	沢	28						八岳集会場	158-2)
328C-I-030	吾妻山沢	H26.3.28	3.53	0.0115	八幡	吾妻山	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	中伊豆中学校(八幡158-2)
328C-II-014	行田洞沢	H26.3.28	0.7	0.0016	八幡	八幡	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-I-2765	八幡	H26.12.19	3.7	1.77	八幡	吾妻山	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	中伊豆中学校(八幡158-2)
103-I-3494	八幡行田A	H26.12.19	3.24	1.45	八幡	行田	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-I-3495	八幡柿宇土	H26.12.19	1.54	0.54	八幡	吾妻山	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0739	八幡馬場沢	H26.12.19	1.24	0.59	八幡	吾妻山	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0740	八幡行田B	H26.12.19	0.63	0.35	八幡	行田	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-S-4104	水口山	R2.1.21			八幡	水口山	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-075	野之入沢	H25.3.29	6.5	0.9	梅木	廣町	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-076	梅木川	H25.3.29	3.3	1.2	梅木	米之山	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-077	上梅木沢	H25.3.29	3.6	0.03	梅木	小山沢	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-078	下梅木沢	H25.3.29	3.8	0.03	梅木	一位	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-079	柏長洞沢	H25.3.29	4.7	0.001	梅木	一位	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-080	法眼坂沢	H25.3.29	2.5	0.05	梅木	法眼坂	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-081	法印坂沢	H25.3.29	8	0.03	梅木	法眼坂	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	JA静岡厚生連リハビリテーション中伊豆温泉病院(上白岩1000)
103-I-3501	梅木台ノ山	H25.3.29	4.09	2.12	梅木	門川	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-I-3502	梅木柏長洞	H25.3.29	1.4	0.82	梅木	小山沢	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-I-3503	梅木大平	H25.3.29	7.59	4.53	梅木	法眼坂	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0768	梅木道明	H25.3.29	0.33	0.11	梅木	道明	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-S-4115	古林	R2.1.21			梅木	古林	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-072	黒松洞沢	H25.3.29	3.7	2.5	宮上	上耕地	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-073	水草洞沢	H25.3.29	4.7	0.04	宮上	水草洞	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-074	最勝院川	H25.3.29	8.6	4.5	宮上	台耕地	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-052	宮下沢B	H25.3.29	2.2	0.03	宮上	水草洞	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-I-3499	宮上清水	H25.3.29	3.53	1.83	宮上	清水	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-I-3500	宮上幸田里	H25.3.29	4.35	2.29	宮上	水草洞	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0765	宮上水草洞	H25.3.29	2	1.02	宮上	清水	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0766	宮上座禅石	H25.3.29	3.86	2.31	宮上	座禅石	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積(ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
103-II-0767	宮上座熊	H25.3.29	3.27	1.66	宮上	座熊	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-047	柳瀬山田川	H27.3.31	1.61	0.049	柳瀬	馬場沢	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-048	梅原沢A	H27.3.31	2.73		柳瀬	梅原	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-049	入ノ洞沢	H27.3.31	2.58		柳瀬	入ノ洞	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-050	八坪沢	H27.3.31	3.15		柳瀬	八坪	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-037	梅原沢B	H27.3.31	2.25		柳瀬	梅原	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
222C-S-101	八坪沢右支川	R2.1.21			柳瀬	八坪	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
222C-S-102	千切沢	R2.1.21			柳瀬	八坪	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-I-3493	八坪	H27.3.31	0.98	0.48	柳瀬	八坪	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-I-3496	一本松	H27.3.31	0.74	0.51	柳瀬	一本松	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0733	中村	H27.3.31	1.54	0.86	柳瀬	中村	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0734	梅原	H27.3.31	3.45	2.01	柳瀬	中村	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0735	鍛冶谷戸	H27.3.31	4.75	2.79	柳瀬	鍛冶谷戸	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0736	矢取洞	H27.3.31	2.45	1.1	柳瀬	矢取洞	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0737	城ヶ平	H27.3.31	0.79	0.3	柳瀬	城ヶ平	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0738	馬場沢	H27.3.31	5.44	3.54	柳瀬	馬場沢	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-S-4116	敵ヶ平	R2.1.21			柳瀬	敵ヶ平	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-031	高柿洞沢	H26.3.28	2.96	0.0047	冷川	高柿	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-032	下方沢	H26.3.28	5.88	0.0097	冷川	小松平	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-033	上方沢	H26.3.28	0.83	0.0022	冷川	上方	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-034	持越川	H26.3.28	5.06	-	冷川	上方	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-035	女鹿野沢	H26.3.28	4.12	0.0022	冷川	女鹿野	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-036	大崩沢	H26.3.28	1.2	-	冷川	上方	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-037	池の凹沢	H26.3.28	3.39	0.0267	冷川	上尾野	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-046	遠笠洞沢	H27.3.31	15.13		冷川	大幡野	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-015	堀田沢	H26.3.28	0.96	-	冷川	堀田	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-016	奥堀田沢	H26.3.28	0.93	-	冷川	奥堀田	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-017	向冷川	H26.3.28	1.66	-	冷川	池ノ凹	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-018	寺山沢B	H26.3.28	1.87	-	冷川	下尾野	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積(ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
328C-II-019	桐井野沢	H26.3.28	1.81	0.0155	冷川	東山	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-020	東山沢	H26.3.28	2.27	-	冷川	下尾野	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-021	大石洞沢	H26.3.28	2	0.0277	冷川	大石洞	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-022	沢口一ノ沢	H26.3.28	2.5	0.0192	冷川	沢口	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-023	沢口二ノ沢	H26.3.28	0.99	0.1	冷川	沢口	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-024	沢口三ノ沢	H26.3.28	1.3	0.0119	冷川	沢口	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-025	沢口四ノ沢	H26.3.28	2.66	0.0166	冷川	沢口	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-035	竹ノ倉沢	H26.3.28	5.53	2.7	冷川	竹ノ倉	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-036	樽ヶ沢	H26.3.28	1.15	-	冷川	樽ヶ沢	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
222C-S-104	ゲンゾウ沢一ノ沢	R2.1.21			冷川	ゲンゾウ	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
222C-S-105	ゲンゾウ沢二ノ沢	R2.1.21			冷川	ゲンゾウ	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
222C-S-106	蕨小家沢	R2.1.21			冷川	蕨小家	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-I-3494-2	八幡小松平	H26.12.19	0.49	0.16	冷川	小松平	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-I-2766	宮ノ下	H26.12.19	1.31	0.36	冷川	宮ノ下	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-I-3487	八景台	H27.3.31	2.57	1.34	冷川	大幡野	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-I-3488	冷川	H26.12.19	3.65	2.46	冷川	小平	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-I-3489	大幡野	H27.3.31	1.82	1.51	冷川	大幡野	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-I-3490	冷川シンド	H26.12.19	2.8	1.31	冷川	シンド	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0722	持越	H26.12.19	1.15	0.42	冷川	上方	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0723	持越堀田上方	H26.12.19	1.25	0.51	冷川	堀田	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0724	持越堀田餅柿	H26.12.19	1.14	0.46	冷川	堀田	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0725	冷川横手山	H26.12.19	3.47	2.27	冷川	横手山	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0726	冷川内野	H26.12.19	0.64	0.37	冷川	内野	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0727	下尾野	H26.12.19	0.34	0.11	冷川	大石洞	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-III-0210	堰	H26.12.19	2.28	0.9	冷川	平	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-III-0211	冷川横手山横手	H26.12.19	0.72	0.27	冷川	横手山	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-III-0212	冷川富士科	H26.12.19	0.76	0.37	冷川	富士科	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-III	冷川千	H26.12	2.05	1.04	冷川	千切	がけ(自	中伊豆社会体育館、	



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積(ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
-0213	切	.19					然)	八岳集会場	
103-S-4 102	沢口	R2.1.2 1			冷川	沢口	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	
103-S-4 106	大幡野 A	R2.1.2 1			冷川	大幡野	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	
103-S-4 107	大幡野 C	R2.1.2 1			冷川	大幡野	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	
103-S-4 108	大幡野 H	R2.1.2 1			冷川	大幡野	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	
103-S-4 109	大幡野 I	R2.1.2 1			冷川	大幡野	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	
103-S-4 110	大幡野 J	R2.1.2 1			冷川	大幡野	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	
103-S-4 113	冷川富 士科A	R2.1.2 1			冷川	富士科	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	
103-S-4 114	小平	R2.1.2 1			冷川	小平	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	
103-S-4 120	大幡野 B	R2.1.2 1			冷川	大幡野	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	
103-S-4 121	大幡野 D	R2.1.2 1			冷川	大幡野	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	
103-S-4 122	大幡野 E	R2.1.2 1			冷川	大幡野	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	
328C-I -038	東洞沢	H26.3. 28	4.05	1.02	徳永	東洞	土石流	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	
328C-I -039	ひとつ 洞沢	H26.3. 28	4.18	0.013 2	徳永	京入道	土石流	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	
328C-I -040	東洞川	H26.3. 28	3.25	0.71	徳永	京入道	土石流	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	
328C-I -041	高宮沢 川	H26.3. 28	2.5	1.71	徳永	京入道	土石流	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	
328C-I -042	うつぎ 差洞沢	H26.3. 28	4.6	-	徳永	栢差	土石流	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	陽だまり(徳永900)
328C-I -043	へび沢	H26.3. 28	4.07	-	徳永	栢差	土石流	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	陽だまり(徳永900)
328C-I -044	大口沢	H26.3. 28	3.78	0.018 2	徳永	大口	土石流	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	
328C-I -045	お寺沢	H26.3. 28	7.21	-	徳永	松葉	土石流	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	
328C-II -026	沢口五 ノ沢	H26.3. 28	0.71	0.002 8	徳永	沢口	土石流	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	
328C-II -027	沢口六 ノ沢	H26.3. 28	0.86	0.003 8	徳永	沢口	土石流	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	
328C-II -028	沢口七 ノ沢	H26.3. 28	2.54	0.007	徳永	沢口	土石流	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	
328C-II -029	沢口八 ノ沢	H26.3. 28	2.05	-	徳永	沢口	土石流	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	
328C-II -030	桧山洞 沢	H26.3. 28	1.93	0.010 3	徳永	沢口	土石流	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	
328C-II -031	大原沢	H26.3. 28	0.62	-	徳永	銚子	土石流	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	
328C-II -032	京入道 川	H26.3. 28	3.04	-	徳永	前沢落	土石流	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	
328C-II -033	ぬきの 沢	H26.3. 28	0.89	-	徳永	豆カラ	土石流	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	
328C-II -034	高宮沢	H26.3. 28	0.75	-	徳永	豆カラ	土石流	中伊豆社会体育館、 八岳集会場	
103-I	豆がら	H26.12	2.99	1.22	徳永	豆カラ	がけ(自	中伊豆社会体育館、	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
-0851		.19					然)	八岳集会場	
103-II-0747	徳永東	H26.12.19	0.14	0.04	徳永	栢差	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-III-0216	徳永	H26.12.19	1.33	0.62	徳永	入穴	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-III-0217	徳永入穴	H26.12.19	1.36	0.81	徳永	入穴	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-III-0218	徳永白坂洞	H26.12.19	0.84	0.4	徳永	白坂洞	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-III-0219	徳永前沢落	H26.12.19	1.77	0.76	徳永	前沢落	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-S-4118	仲端	R2.1.21			徳永	仲端	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
322C-I-091	畑山川	H24.3.30	2.19	0.47	上白岩	西川	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-082	奥の沢	H25.3.29	26.3	0.08	上白岩	合間原	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	JA静岡厚生連リハビリテーション中伊豆温泉病院(上白岩1000)、デイサービスいまここ(上白岩1460-1)
328C-I-083	中ノ沢B	H25.3.29	10.9		上白岩	前ノ沢	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	デイサービスいまここ(上白岩1460-1)
328C-I-084	前ノ沢川	H26.3.28	3.75	-	上白岩	前ノ沢	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	デイサービスいまここ(上白岩1460-1)
328C-I-085	滝ノ前北沢	H25.3.29	1	0.001	上白岩	大菟	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-086	滝ノ前南沢	H25.3.29	1.9	0.06	上白岩	滝ノ前	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-087	中伊豆山田川	H25.3.29	6.1	4.9	上白岩	滝ノ前	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-008	所久保沢	H26.3.28	1.87	0.0013	上白岩	前廣地	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
222C-S-107	小二ノ倉沢	R2.1.21			上白岩	小二ノ倉	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-I-0850	上白岩上村	H25.3.29	0.56	0.08	上白岩	上村	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-I-3504	上白岩谷戸峯	H25.3.29	2.85	1.41	上白岩	前ノ沢	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-I-3505	上白岩滝ノ前	H25.3.29	4.36	2.24	上白岩	滝ノ前	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-I-3506	上白岩梶山	H25.3.29	5.19	2.11	上白岩	貝立	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-I-3507	大二ノ倉	H26.12.19	1.9	0.92	上白岩	大二ノ倉	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-I-4062	上白岩清水	H25.3.29	2.64	0.77	上白岩	清水	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-III-0222	上白岩法印坂	H25.3.29	1.3	0.8	上白岩	法印坂	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-III-0223	上白岩前廣地	H26.12.19	2.36	1.32	上白岩	前廣地	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-S-4101	石上	R2.1.21			上白岩	石上	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-009	ピアノ沢川	H26.3.28	2.35	0.03	下白岩	笹ヶ平	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I	滝ノ沢	H26.3.	0.08	-	下白岩	上和田	土石流	中伊豆社会体育館、	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
-010		28						八岳集会場	
328C-I-011	赤坂洞沢	H26.3.28	4.3	0.0317	下白岩	滝ノ沢上	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-012	大菅川	H26.3.28	5.67	0.048	下白岩	大菅山	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-013	柳ヶ洞沢	H26.3.28	2.87	0.0168	下白岩	柳ヶ洞	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-014	前荒区沢	H26.3.28	4.57	0.0029	下白岩	柳ヶ洞	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	えーる(下白岩700-1)
328C-I-015	経塚沢	H26.3.28	2.19	0.0008	下白岩	経塚	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-016	大洞沢B	H26.3.28	5.72	0.0523	下白岩	経塚	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-017	溝穴川	H26.3.28	2.87	0.0121	下白岩	西	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-I-018	万頭洞沢	H26.3.28	4.54	-	下白岩	西	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-005	林ノ下沢	H26.3.28	2.71	0.0098	下白岩	笹ヶ平	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-006	合の川	H26.3.28	3.17	0.0069	下白岩	合ノ沢	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
328C-II-007	西向洞沢	H26.3.28	4.47	0.015	下白岩	経塚	土石流	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-0769	西	H26.12.19	2.52	1.09	下白岩	西向洞	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-5878	西溝穴	H26.12.19	0.62	0.58	下白岩	溝穴	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-5879	下白岩	H26.12.19	0.59	0.23	下白岩	柳ヶ洞	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-II-5880	下白岩笹ヶ平	H26.12.19	2.62	1.04	下白岩	笹ヶ平	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-III-0221	下白岩合ノ沢	H26.12.19	1.26	0.49	下白岩	合ノ沢	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
103-S-4103	柳ヶ洞	R2.1.21			下白岩	柳ヶ洞	がけ(自然)	中伊豆社会体育館、八岳集会場	
329C-II-061	岩尾川	H27.3.31	2.99	0.030	湯ヶ島	与市坂他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-062	浄蓮沢	H27.3.31	3.72	0.004	湯ヶ島	浄蓮他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-063	北随昌沢	H27.3.31	1.05		湯ヶ島	滝尻他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-138	カラ沢	H26.11.18	2.54	-	湯ヶ島	向野	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-139	向野川	H26.11.18	4.39	3.83	湯ヶ島	向野	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-140	梅之木沢	H26.11.18	1.92	-	湯ヶ島	東原	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-141	東原下ノ川	H26.11.18	4.85	0.00	湯ヶ島	東原	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-142	中段下ノ川	H26.11.18	2.88	-	湯ヶ島	中段	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積(ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
								島小学校	
329C-I-143	境川	H26.11.18	5.92	-	湯ヶ島	宿	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-144	谷戸川	H26.11.18	4.17	-	湯ヶ島	下大滝	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-145	大滝川	H26.11.18	2.52	-	湯ヶ島	上大滝	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-146	大滝上の沢	H26.11.18	0.82	0.01	湯ヶ島	上大滝	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-147	岩見沢	H27.3.31	4.34		湯ヶ島	板取他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-148	鉢窪沢	H27.3.31	7.40		湯ヶ島	茅野他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-149	南随昌沢	H27.3.31	0.54		湯ヶ島	随昌他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-150	雉沢	H26.11.18	0.45	-	湯ヶ島	雉沢	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-151	金切沢	H26.11.18	1.83	0.01	湯ヶ島	猫越	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-158	日向沢	H26.11.18	0.65	-	湯ヶ島	金山	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-159	湯之上沢	H26.11.18	0.56	0.01	湯ヶ島	湯之上	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-160	瀬古の滝世古川	H26.11.18	0.73	-	湯ヶ島	瀬古之滝	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-161	世古川	H26.11.18	1.59	0.01	湯ヶ島	瀬古之滝	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-059	野田場沢	H26.11.18	3.38	0.01	湯ヶ島	箒原	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-060	箒原沢	H26.11.18	4.91	-	湯ヶ島	箒原	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-064	三本橋沢	H26.11.18	0.42	0.03	湯ヶ島	三本橋	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-065	猫越第1金沢	H26.11.18	1.67	-	湯ヶ島	猫越	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-066	猫越第2金沢	H26.11.18	2.40	0.01	湯ヶ島	猫越	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-067	第3金沢	H26.11.18	1.15	0.00	湯ヶ島	金沢	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
329C-II-068	日陰第4金沢	H26.11.18	1.91	-	湯ヶ島	日蔭	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-069	日陰第5金沢	H26.11.18	1.01	0.01	湯ヶ島	日蔭	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-072	二瀬目沢	H26.11.18	0.76	0.02	湯ヶ島	二瀬目	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-073	西横沢	H26.11.18	0.73	0.00	湯ヶ島	二瀬目	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-074	横沢	H26.11.18	0.44	0.11	湯ヶ島	二瀬目	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-075	北金山沢	H26.11.18	0.82	0.00	湯ヶ島	金山	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
222C-S-201	随昌沢	R2.1.21			湯ヶ島	随昌他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
222C-S-202	松山沢	R2.1.21			湯ヶ島	松山他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
222C-S-210	三本橋沢A	R2.1.21			湯ヶ島	三本橋他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I-0845	随昌向原	H26.3.28	2.65	1.54	湯ヶ島	随昌	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I-0847	瀬古の滝	H26.3.28	3.21	1.97	湯ヶ島	瀬古ノ滝	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I-0848	二百枚	H26.3.28	4.78	3.3	湯ヶ島	湯之上	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I-2760	木戸際	H27.3.31	0.17	0.08	湯ヶ島	木戸際	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I-2761	宿	R2.3.27	2.51		湯ヶ島	宿 他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I-2762-2	宿宮ノ前	H26.3.28	1.63	0.56	湯ヶ島	宮ノ前	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I-3461	大滝	H26.3.28	2.5	1.33	湯ヶ島	上大滝	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I-3462	新宿	H26.3.28	3.2	1.29	湯ヶ島	新宿	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I-3463	随昌木立	H26.3.28	0.47	0.38	湯ヶ島	随昌	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I-3464	金山	H26.3.28	4.12	2.05	湯ヶ島	金山	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I	水抜	H26.3.	2.91	1.97	湯ヶ島	上小屋	がけ(自	月ヶ瀬体育館、ふら	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積(ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
-3465		28					然)	つと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I-3466	浄蓮	H27.3.31	1.96	1.47	湯ヶ島	木戸際他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I-3467	西平	H26.3.28	13.4	7.51	湯ヶ島	西平	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0667	茅野A	H27.3.31	0.34	0.12	湯ヶ島	茅野他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0668	茅野B	H27.3.31	0.23	0.12	湯ヶ島		がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0669	板取	H27.3.31	5.67	3.29	湯ヶ島	板取他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0670	弥平次口	H27.3.31	1.93	1.14	湯ヶ島	弥平次口他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0671	町	H26.3.28	4.53	2.75	湯ヶ島	町	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0672	猫越	H26.3.28	2.56	1.28	湯ヶ島	猫越	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0673	上猫越	H26.3.28	2.61	2.09	湯ヶ島	三本橋	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0674	猫越川入	H26.3.28	0.15	0.05	湯ヶ島	猫越川入	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0675	北金山	H26.3.28	1.65	0.89	湯ヶ島	金山	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-III-0197	二瀬目	H26.3.28	0.33	0.16	湯ヶ島	横沢	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4220	宮ノ前	R2.1.21			湯ヶ島	宮ノ前他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4221	雉沢	R2.1.21			湯ヶ島	雉沢他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4252	長野	R2.1.21			湯ヶ島	長野他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4253	瀧ノ澤	R2.1.21			湯ヶ島	中段他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4259	中道B	R2.1.21			湯ヶ島	中ノ道他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4260	随昌	R2.1.21			湯ヶ島	随昌他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4261	日蔭畑	R2.1.21			湯ヶ島	日蔭畑他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
								島小学校	
103-S-4 262	木戸際 A	R2.1.2 1			湯ヶ島	木戸際 他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふら っと月ヶ瀬、旧湯ヶ 島小学校	
103-S-4 263	桐山	R2.1.2 1			湯ヶ島	杉本 他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふら っと月ヶ瀬、旧湯ヶ 島小学校	
103-S-4 264	本谷川 入	R2.1.2 1			湯ヶ島		がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふら っと月ヶ瀬、旧湯ヶ 島小学校	
329C-II -070	日蔭沢	H25.3. 29	0.62	0.03	持越	下日蔭	土石流	月ヶ瀬体育館、ふら っと月ヶ瀬、旧湯ヶ 島小学校	
329C-II -071	池ノ上 沢	H25.3. 29	1.76	0.02	持越	下日蔭	土石流	月ヶ瀬体育館、ふら っと月ヶ瀬、旧湯ヶ 島小学校	
329C-I -152	池ノ下 沢	H25.3. 29	0.50	0.04	持越	下日蔭	土石流	月ヶ瀬体育館、ふら っと月ヶ瀬、旧湯ヶ 島小学校	
329C-I -153	畑沢川 B	H25.3. 29	5.70	1.04	持越	下日蔭	土石流	月ヶ瀬体育館、ふら っと月ヶ瀬、旧湯ヶ 島小学校	
329C-I -154	平山沢	H25.3. 29	1.02	0.52	持越	青菜淵	土石流	月ヶ瀬体育館、ふら っと月ヶ瀬、旧湯ヶ 島小学校	
329C-I -157	薬研沢	H26.11 .18	1.04	0.86	持越	中山	土石流	月ヶ瀬体育館、ふら っと月ヶ瀬、旧湯ヶ 島小学校	
103-II -0681	持越池 ノ下	H25.3. 29	1.89	0.83	持越	下日蔭	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふら っと月ヶ瀬、旧湯ヶ 島小学校	
103-II -0682	持越池 ノ上	H25.3. 29	1.97	0.81	持越	上日蔭	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふら っと月ヶ瀬、旧湯ヶ 島小学校	
103-II -0683	持越石 原	H25.3. 29	3.96	2.25	持越	岩ヶ原	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふら っと月ヶ瀬、旧湯ヶ 島小学校	
103-II -0684	持越石 峯	H25.3. 29	6.56	4	持越	日向	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふら っと月ヶ瀬、旧湯ヶ 島小学校	
103-III -0200	持越達 原	H25.3. 29	8.29	5.52	持越	川上	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふら っと月ヶ瀬、旧湯ヶ 島小学校	
103-S-4 255	宮下	R2.1.2 1			持越	宮下 他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふら っと月ヶ瀬、旧湯ヶ 島小学校	
103-S-4 256	青菜淵 A	R2.1.2 1			持越	青菜淵 他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふら っと月ヶ瀬、旧湯ヶ 島小学校	
103-S-4 257	青菜淵 B	R2.1.2 1			持越	青菜淵 他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふら っと月ヶ瀬、旧湯ヶ 島小学校	
103-S-4 258	達原	R2.1.2 1			持越	達原 他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふら っと月ヶ瀬、旧湯ヶ 島小学校	
22	青菜淵	R2.3.6			持越		地すべ り	月ヶ瀬体育館、ふら っと月ヶ瀬、旧湯ヶ 島小学校	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
328-001	持越郵便局	R2. 3. 6			持越		地すべり	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-129	高山沢	H26. 11. 18	0. 45	0. 01	市山	高山他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-130	市山山田川	H26. 11. 18	3. 76	0. 03	市山	山沢	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-131	寺洞川	H26. 11. 18	4. 99	-	市山	北	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-132	倉見川	H26. 11. 18	0. 77	-	市山	毘沙面	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-133	入洞川	H26. 11. 18	8. 10	-	市山	毘沙面	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-134	峰ノ平沢	H26. 11. 18	5. 10	-	市山	壺本橋	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-135	小豆沢	H26. 11. 18	4. 60	-	市山	小豆ヶ沢	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-136	長沢川	H26. 11. 18	4. 18	-	市山	上長沢川	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-137	市山楮人沢	H26. 11. 18	0. 70	-	市山	楮人	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
222C-S-206	高山沢A	R2. 1. 21			市山	高山他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I-3468	市山上長沢	H26. 3. 28	2. 25	0. 95	市山	上長沢	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I-3469	市山入洞	H26. 3. 28	1. 75	0. 76	市山	入洞	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I-3470	市山山岸	H26. 3. 28	1. 79	0. 74	市山	山岸	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I-3471	市山道合	H26. 3. 28	2. 78	1. 02	市山	道合	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-III-0198	市山高山	H26. 3. 28	2. 66	1. 37	市山	高山	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4217	寺ノ洞	R2. 1. 21			市山	寺ノ洞他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4218	踊場	R2. 1. 21			市山	踊場他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4219	楮人	R2. 1. 21			市山	楮人他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I	逆川	H26. 11	1. 00	0. 02	門野原	弥平坂	土石流	月ヶ瀬体育館、ふら	



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
-156		.18						つと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-162	釜洞沢	H27.3.31	0.34	0.003	門野原	大渡他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-163	清浄沢	H27.3.31	1.13	0.040	門野原	宮ノ沖他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-164	坂下沢	H27.3.31	2.34	0.020	門野原	坂ノ下他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-165	皆川	H27.3.31	5.96		門野原	坂ノ上他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I-2764	坂下	H27.3.31	2.69	1.41	門野原	坂下他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I-3472	清浄	H27.3.31	1.15	0.43	門野原	清浄他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I-3473	大渡	H27.3.31	1.43	0.72	門野原	大渡他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4213	宮ノ上	R2.1.21			門野原	宮ノ上他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-076	西吉奈沢	H25.3.29	0.73	0.00	吉奈	日向	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-077	宮ノ後沢	H25.3.29	0.55	0.01	吉奈	日向	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-078	二ノ沢	H25.3.29	0.56	0.14	吉奈	滝横	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-166	家入戸沢	H27.3.31	0.65	0.020	吉奈	温泉本他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-167	前洞沢	H27.3.31	0.48	0.006	吉奈	古摩久保	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-168	吉奈川	H25.3.29	6.79	6.68	吉奈	大川原野	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-169	中野沢	H25.3.29	1.74	0.01	吉奈	古畑	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-170	二の小屋川	H27.3.31	1.04	0.020	吉奈	西神住他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-171	館山沢	H27.3.31	0.94	0.001	吉奈	鐘打野他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
222C-S-207	本洞沢A	R2.1.21			吉奈	本洞他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
222C-S-208	本洞沢B	R2.1.21			吉奈	本洞他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路 (法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
								島小学校	
103-I-0843	神住	H27.3.31	4.89	3.05	吉奈	神住他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0676	皆沢B	H27.3.31	1.14	0.41	吉奈	神住他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0685	吉奈新田石峯下	H25.3.29	2.05	1.16	吉奈	奥平	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0686	吉奈新田松荒	H25.3.29	3.97	2.23	吉奈	下釜石	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0687	吉奈新田宮ノ後A	H25.3.29	1.5	0.62	吉奈	滝ノ上大平	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0688	吉奈新田元洞	H25.3.29	3.21	2.18	吉奈	本洞	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0689	吉奈新田間野	H25.3.29	4.9	3.76	吉奈	白坂	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0690	吉奈新田宮ノ後B	H25.3.29	3.26	1.8	吉奈	滝ノ上大平	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0691	吉奈新田滝横	H25.3.29	2.45	1.25	吉奈	滝横	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0692	吉奈新田中野	H25.3.29	4.07	2.31	吉奈	古畑	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-III-0201	吉奈新田丸山	H25.3.29	0.75	0.3	吉奈	木懈洞	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4-214	館山	R2.1.21			吉奈	館山他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4-215	西神住	R2.1.21			吉奈	鐘打野他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4-216	西野	R2.1.21			吉奈	西野他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4-254	上釜石	R2.1.21			吉奈	釜石	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-172	唐沢	H27.3.31	4.67		月ヶ瀬	下り屋敷他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-173	本洞沢	H27.3.31	7.27		月ヶ瀬	下本郷他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	伊豆慶友病院・伊豆慶友介護医療院(月ヶ瀬380-2)、デイサービスせせらぎ(月ヶ瀬337-2)
103-I-2761-2	下り屋敷	H27.3.31	4.16	2.27	月ヶ瀬	下り屋敷他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	デイサービスせせらぎ(月ヶ瀬337-2)
103-I	船原道	H27.3.	6.46	2.99	月ヶ瀬	船原道	がけ(自	月ヶ瀬体育館、ふら	天城中学校(月ヶ瀬

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
-2762		31				他	然)	つと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	853)
103-II-0710	毛勝原	R2.1.21			月ヶ瀬	毛勝原他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4212	宿屋敷	R2.1.21			月ヶ瀬	宿屋敷他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-058	北野山沢B	H27.3.31	2.34	0.010	田沢	北野原他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-126	北野山沢A	H27.3.31	7.40		田沢	北野原他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-127	田沢川	H27.3.31	11.69		田沢	須崎他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-128	宮ヶ畑沢	H27.3.31	0.51	0.002	田沢	宮ヶ畑他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0677	宮ヶ畑	H27.3.31	1.83	1.35	田沢	宮ヶ畑他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0678	峰A	H27.3.31	3.69	2.48	田沢	峯 他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0679	峰B	H27.3.31	0.45	0.18	田沢	峯	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0680	北野原	H27.3.31	0.85	0.46	田沢	北野原他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-III-0199	宮畑山	H26.3.28	4.13	2.45	田沢	宮畑山	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-057	船久保沢	H25.3.29	2.16	0.02	矢熊	宮ノ前	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-121	舞台川	H25.3.29	4.41	0.44	矢熊	舞台	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-122	ネギ沢	H25.3.29	4.23	0.02	矢熊	舞台	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-123	中ノ沢	H25.3.29	9.45	0.05	矢熊	栗原	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-124	皆沢川	H25.3.29	13.11	0	矢熊	皆沢	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-125	上り川	H25.3.29	10.23	0.20	矢熊	仲村	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0708	皆沢A	H25.3.29	4	1.91	矢熊	皆沢	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0709	矢熊木戸山	H25.3.29	7.51	5.78	矢熊	今垂	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
								島小学校	
103-II-0711	矢熊新田	H25.3.29	3.32	1.59	矢熊	包沢	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4231	舞台	R2.1.21			矢熊	舞台他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4232	株木山	R2.1.21			矢熊	株木山他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4233	北ノ前	R2.1.21			矢熊	北ノ前他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4234	菖蒲平	R2.1.21			矢熊	菖蒲平他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4235	伊東道	R2.1.21			矢熊	家並堂他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-080	合止洞沢	H25.3.29	0.96	0.00	上船原	高野作	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-081	釜之洞沢	H25.3.29	1.61	0	上船原	ナメ沢	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-082	奈目沢	H25.3.29	0.27	0.01	上船原	ナメ沢	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-083	平沢	H25.3.29	1.02	0	上船原	土肥川	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-084	東根合沢	H25.3.29	0.88	0.02	上船原	平沢	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-085	西根合沢	H25.3.29	1.03	0.03	上船原	根合	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-086	安南平第2号沢	H25.3.29	0.72	0	上船原	ウツギ畑	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-087	安南平沢	H25.3.29	1.07	0	上船原	ウツギ畑	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-088	弁天平第1沢	H25.3.29	1.09	0	上船原	沖豊川	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-089	弁天平第2沢	H25.3.29	0.66	0.02	上船原	弁天平	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-090	弁天平第3沢	H25.3.29	1.21	0	上船原	前豊川	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-091	上中峯沢	H25.3.29	0.73	0	上船原	岩下	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-092	追越山沢	H25.3.29	1.63	0.00	上船原	杉原	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
329C-II-093	数沢川A	H25.3.29	1.22	0.01	上船原	大芦草	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-094	数沢川B	H25.3.29	2.09	0.01	上船原	奥数沢他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-095	数沢川C	H25.3.29	1.41	0	上船原	奥数沢	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-096	東沢川B	H25.3.29	1.38	0	上船原	浜井場	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-174	入谷沢	H25.3.29	1.14		上船原	道方畑	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-175	ムチナノ川	H25.3.29	1.62	0.02	上船原	道方畑	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-176	道方沢	H25.3.29	0.96	0	上船原	道方畑	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-177	土肥川	H25.3.29	0.82	0	上船原	持岩	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-178	岩下沢	H25.3.29	1.19	0	上船原	中峯	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-179	数沢川	H25.3.29	4.64	0	上船原	奥数沢	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-180	楮場川	H25.3.29	3.54	0	上船原	沢尻	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-181	蛇馬ヶ沢	H25.3.29	1.08	0	上船原	沢尻	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-182	火ノ沢川	H25.3.29	4.53	0	上船原	外畑	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-183	八戸沢	H25.3.29	3.71	0	上船原	生田	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-184	平並沢	H25.3.29	7.59	0	上船原	中島	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-185	宮ノ沢川	H25.3.29	6.66	0	上船原	中島	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
222C-S-204	平沢B	R2.1.21			上船原	平他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
222C-S-205	宗薪沢	R2.1.21			上船原	宗薪沢他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I-2763	上船原沢尻	R2.3.27	1.71		上船原	石部平他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I	上船原	R2.3.2	1.87		上船原	沢尻	がけ(自	月ヶ瀬体育館、ふら	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
-3477	楮場	7				他	然)	つと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I-3478	上船原新田	R2.3.27	3.48		上船原	中峯他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0699	上船原平	H25.3.29	7.77	4.38	上船原	落合	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0700	上船原小貝坂	H25.3.29	2.21	1.06	上船原	小貝坂	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0701	土肥川A	H25.3.29	1.02	0.44	上船原	沖豊川	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0702	土肥川B	H25.3.29	6.92	4.54	上船原	滝尻	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0703	数沢A	H25.3.29	1.14	0.47	上船原	奥数沢	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0704	数沢B	H25.3.29	3.89	2.52	上船原	奥数沢	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0705	上船原浜井場	R2.3.27	2.73		上船原	浜井場他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0706	上船原本川A	H25.3.29	0.28	0.16	上船原	本川	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0707	楮場A	H25.3.29	2.9	1.47	上船原	湯ノ平	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-III-0203	楮場B	H25.3.29	6.18	4	上船原	楮場	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-III-0204	上船原椎之木平	H25.3.29	0.91	0.41	上船原	椎之木平	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-III-0205	数沢C	H25.3.29	0.53	0.32	上船原	小坂	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-III-0206	数沢D	H25.3.29	3.11	2.22	上船原	奥数沢	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-III-0207	上船原本川B	H25.3.29	2.75	1.76	上船原	本川	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4210	宮ノ沢	R2.1.21			上船原	宮ノ沢他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4211	東田	R2.1.21			上船原	東田他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4238	中島	R2.1.21			上船原	中島他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4239	生田	R2.1.21			上船原	生田他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
								島小学校	
103-S-4 240	平A	R2.1.2 1			上船原	平	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4 241	平B	R2.1.2 1			上船原	平 他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4 242	グミノ 木沢	R2.1.2 1			上船原	グミノ 木沢 他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4 243	数沢日 向	R2.1.2 1			上船原	数沢日 向 他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4 244	大芦草	R2.1.2 1			上船原	大芦草 他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4 245	上中峯	R2.1.2 1			上船原	上中峯 他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4 246	釜の洞	R2.1.2 1			上船原	釜之洞 他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4 247	奈目沢 山	R2.1.2 1			上船原	ナメ沢 他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4 248	安南平 A	R2.1.2 1			上船原	安南平 他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4 249	安南平 B	R2.1.2 1			上船原	安南平 他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4 250	平沢	R2.1.2 1			上船原	平沢 他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4 251	本川	R2.1.2 1			上船原	本川	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II -079	常磐山 沢	H25.3. 29	0.56	0.01	下船原	山口	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II -097	宮ノ沢	H25.3. 29	2.28	0.03	下船原	仲道	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II -098	朝見沢 川	H25.3. 29	1.29	0	下船原	芹田	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I -186	大洞	H25.3. 29	3.17	0	下船原	林金	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I -187	船底沢	H25.3. 29	5.95	0.01	下船原	仲町	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I -188	小鳥沢	H25.3. 29	3.05	0	下船原	出口	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I -3475	下船原 原之前	R2.3.2 7	3.40		下船原	原之前 他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
103-I-3476	下船原仲町C	H25.3.29	4.82	0.88	下船原	坂口	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0693	林金A	H25.3.29	1.91	1.08	下船原	和田	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0694	林金B	H25.3.29	3.35	1.44	下船原	仲道	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0696	下船原焼山	H25.3.29	3.06	1.78	下船原	焼山	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0697	下船原仲町A	H25.3.29	1.67	0.57	下船原	原之前	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0698	下船原仲町B	H25.3.29	0.85	0.27	下船原	仲町	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4236	向山B	R2.1.21			下船原	向田他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4237	広瀬	R2.1.21			下船原	広瀬他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-099	本城沢	H25.3.29	0.17	0.01	青羽根	山下	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-189	樋の沢川	H25.3.29	6.71	0.86	青羽根	樋ノ沢口	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-190	入の洞	H25.3.29	4.72	0.00	青羽根	竹之内	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	天城小学校(青羽根47)
329C-I-191	北沢川	H25.3.29	1.38	0.89	青羽根	山下	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I-3474	青羽根岩下B	H25.3.29	7.81	4.76	青羽根	中原	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0712	青羽根岩下A	H25.3.29	4.2	2.89	青羽根	岩下	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0713	青羽根本城	H25.3.29	1.47	0.69	青羽根	山下	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-III-0202	青羽根桜岡	H25.3.29	2	0.76	青羽根	狩野牧	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	天城小学校(青羽根47)
329C-II-100	城沢	H24.3.30	2.88	0.01	本柿木	桜ヶ岳	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-101	谷戸沢	H24.3.30	2.64	0.02	本柿木	月見山	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-102	柄沢	H24.3.30	4.75		本柿木	中野	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I	山田川	H24.3.	3.94	0.28	本柿木	城之内	土石流	月ヶ瀬体育館、ふら	



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
-192		30						つと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-193	木戸山沢	H24.3.30	3.38	0.02	本柿木	楠ヶ窪	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-194	木戸洞	H24.3.30	3.65	0.01	本柿木	木戸洞	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-195	田垣洞	H24.3.30	4.77		本柿木	田垣	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-196	前田垣洞	H24.3.30	4.44		本柿木	前田垣	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-197	片曾根川	H24.3.30	6.32		本柿木	イラガ窪	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-198	ズナ沢	H24.3.30	6.02		本柿木	高岸	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-199	古屋敷沢	H24.3.30	2.68	0.01	本柿木	古屋敷	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-III-0208	本柿木	H24.3.30	0.46	0.16	本柿木	東海道	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4-207	城之内	R2.1.21			本柿木	城之内他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4-208	樽ノ沢尻	R2.1.21			本柿木	瑞雲他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4-224	月見山	R2.1.21			本柿木	月見山他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4-225	鈴原	R2.1.21			本柿木	鈴原他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4-226	松城	R2.1.21			本柿木	松城他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
23	本柿木	R2.3.6			本柿木		地すべり	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-103	奥山沢	H24.3.30	1.33	0.01	大平柿木	寄沢	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-104	西大畑山沢	H24.3.30	2.01	0.04	大平柿木	猪之田	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-105	東大畑山沢	H24.3.30	2.60		大平柿木	下大野	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-106	赤崩第1沢	H24.3.30	1.06		大平柿木	横手	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-107	赤崩第2沢	H24.3.30	2.56		大平柿木	上赤崩	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
								島小学校	
329C-II-108	赤崩第3沢	H24.3.30	1.69	0.01	大平柿木	上赤崩	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-109	助惣第1沢	H24.3.30	3.07		大平柿木	西海道山	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-110	助惣第2沢	H24.3.30	2.69	0.01	大平柿木	西海道山	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-111	助惣第3沢	H24.3.30	1.06	0.01	大平柿木	園久	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-112	助惣第4沢	H24.3.30	1.55		大平柿木	助惣山	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-113	助惣第5沢	H24.3.30	0.96		大平柿木	助惣	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-114	牛ヶ洞沢	H24.3.30	1.69	0.04	大平柿木	島ノ平	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-200	臼の沢川	H24.3.30	4.00	1.79	大平柿木	小白ヶ沢	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-201	奥山川	H24.3.30	9.10	4.87	大平柿木	寄沢	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-202	柿木川	H24.3.30	13.61		大平柿木	茅積場	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-203	合の沢川	H24.3.30	2.10	0.65	大平柿木	真世口	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-204	白武田山沢	H24.3.30	2.31		大平柿木	向山	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-205	向山沢	H24.3.30	2.89		大平柿木	向山	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-206	田子の沢	H24.3.30	5.34		大平柿木	上田子野	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-207	助惣川	H24.3.30	2.73		大平柿木	助惣	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I-3479	大平柿木A	H24.3.30	1.04	0.38	大平柿木	川戸向	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-I-3480	天城湯ヶ島ハイランド	H24.3.30	2.61	0.93	大平柿木	向山	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0717	小塚A	H24.3.30	0.58	0.22	大平柿木	西海道山	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0718	助惣A	H24.3.30	0.66	0.33	大平柿木	島ノ平	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
								島小学校	
103-II-0719	助惣B	H24.3.30	0.97	0.35	大平柿木	畠ノ平	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0720	大平柿木B	H24.3.30	1.67	0.67	大平柿木	下田子野	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-5872	大野A	H24.3.30	3.17	1.54	大平柿木	横手	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-5873	大野B	H24.3.30	1.5	0.5	大平柿木	下大野	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-5874	大野C	H24.3.30	1.22	0.47	大平柿木	上大野	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-5875	奥山A	H24.3.30	3.86	2.07	大平柿木	久保	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-5876	奥山B	H24.3.30	2.23	1.21	大平柿木	久保	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-5877	尾崎	H24.3.30	2.87	1.57	大平柿木	山崎	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4206	西海道山A	R2.1.21			大平柿木	園久他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4209	小白沢山	R2.1.21			大平柿木	小白ヶ沢山他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4223	西海道山B	R2.1.21			大平柿木	西海道他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4227	渡り向	R2.1.21			大平柿木	渡り向他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4228	下中尾	R2.1.21			大平柿木	下中尾他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4229	上赤崩	R2.1.21			大平柿木	上赤崩他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4230	横手	R2.1.21			大平柿木	横手他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-115	門登沢	H24.3.30	1.15	0.001	松ヶ瀬	古家洞	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-208	軽井沢	H24.3.30	7.51		松ヶ瀬	宮ノ上	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	中島病院(松ヶ瀬75)
329C-I-209	耕地沢	H24.3.30	4.15		松ヶ瀬	楠	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
222C-S-203	豎川	R2.1.21			松ヶ瀬	豎川他	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
103-I-0842	松ヶ瀬	R2.3.27	6.32		松ヶ瀬	楠 他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	中島病院 (松ヶ瀬75)
103-II-0714	松ヶ瀬A	H24.3.30	1.16	0.6	松ヶ瀬	宮ノ上	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0715	松ヶ瀬B	H24.3.30	1.88	0.65	松ヶ瀬	横山	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-III-0209	松ヶ瀬C	H24.3.30	0.81	0.38	松ヶ瀬	牛ヶ洞	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-055	日沢	H24.3.30	2.16	0.02	佐野	上之田	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-II-056	上之田沢	H24.3.30	2.69	1.00	佐野	尾崎	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-111	松沢川	H24.3.30	9.65	2.51	佐野	梶山	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-112	用ヶ洞沢	H24.3.30	2.43	0.003	佐野	山面	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-113	桜洞	H24.3.30	4.84		佐野	桜洞	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-114	山面沢	H24.3.30	7.14		佐野	海棠	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-115	海棠洞	H24.3.30	14.22		佐野	海棠	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-116	久野洞	H24.3.30	10.35		佐野	久野	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-117	滝の前洞	H24.3.30	4.79	0.002	佐野	上根岸	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-118	椿洞	H24.3.30	6.37		佐野	滝ノ前	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4201	奥野	R2.1.21			佐野	奥野他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4202	仲山	R2.1.21			佐野	奥野他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4203	用ヶ洞	R2.1.21			佐野	山面他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4222	見与坂	R2.1.21			佐野	見与坂他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I-119	大峯沢	H25.3.29	3.05	0.01	雲金	平	土石流	月ヶ瀬体育館、ふらっと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
329C-I	雲金沢	H25.3.	8.62	6.39	雲金	寺野	土石流	月ヶ瀬体育館、ふら	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
-120		29						つと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-II-0716	雲金小塚	H25.3.29	2.57	1.5	雲金	寺野	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4204	小塚B	R2.1.21			雲金	小塚他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
103-S-4205	寺野	R2.1.21			雲金	寺野他	がけ(自然)	月ヶ瀬体育館、ふらつと月ヶ瀬、旧湯ヶ島小学校	
324-I-008	火振川	H27.3.31	3.17		土肥	火振他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-009	火振川左支川	H27.3.31	2.43	0.12	土肥	火振他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-010-1	土肥山川A	H27.3.31	2.28	0.27	土肥	下根ノ上 他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-010-2	土肥山川B	H27.3.31	14.2	0.01	土肥	北大洞 他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-010-3	土肥山川C	H27.3.31	10.84	0.1	土肥	深洞 他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-010-4	土肥山川D	H27.3.31	12.33	0.02	土肥	柿平 他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-010-5	土肥山川E	H27.3.31	11.7	0.11	土肥	柿平 他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-010-6	土肥山川F	H27.3.31	0.18	0.13	土肥	根ノ神頭 他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-010-7	土肥山川G	H27.3.31	0.33	0.07	土肥	上根ノ上 他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-011	清越川	H27.3.31	1.01	0.39	土肥	上清越 他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-012	下三枚橋沢	H27.3.31	1.23		土肥	下三枚橋 他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-013	市営団地裏沢	H27.3.31	0.61	0.0008	土肥	堂本田中	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
								小下田多目的集会場	
324-I-014	向木風沢	H27.3.31	1.39		土肥	向木風他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-015	中村梨木洞沢	H27.3.31	3.64	0.002	土肥	中村他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-016	横瀬川	H28.3.29	10.6	1.19	土肥	横瀬	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-017	横瀬川左支川A	H27.3.31	0.35		土肥	後藤町他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-018	横瀬川左支川B	H27.3.31	0.67		土肥	弥治郎田他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-019	水口川	H27.3.31	2.78	0.24	土肥	水口洞他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-020	大泉寺川	H27.3.31	4.31		土肥	横田他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-021	金山沢	H27.3.31	2.76		土肥	小山他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	土肥小中一貫校(土肥2701-1)、土肥こども園(土肥665-26)
324-I-022	天神洞沢	H27.3.31	4.42	0.003	土肥	平野他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	加藤内科(土肥446-21)
324-I-033	品鉢川	H27.3.31	3.76	0.004	土肥	大藪他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-034	釜ヶ洞沢	H27.3.31	4.07		土肥	中浜他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	加藤内科(土肥446-21)
324-II-001	山川右支川	H27.3.31	2.49		土肥	前木風他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
222-S-112	竹野原沢	R2.1.21			土肥	竹野原他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-0774	大藪	R2.3.27	2.72		土肥	諏訪洞他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I	品鉢川	R2.3.2	2.46		土肥	品鉢川	がけ(自	小土肥生活改善セン	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
-0775		7				他	然)	ター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-0776	土肥平野	R2.3.27	1.37		土肥	天神洞他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-0778	馬場平野	H27.3.31	4.44	1.64	土肥	木ノ宮他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-0779	馬場	R2.3.27	1.09		土肥	馬場他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-0780	馬場山崎	R2.3.27	2.04		土肥	馬場他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-0781	水口	R2.3.27	2.29		土肥	水カ洞口他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-0782	土肥中村	R2.3.27	2.21		土肥	中村他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-0783	新田清越	H27.3.31	7.94	3.94	土肥	清越口他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-0784	焼畝	R2.3.27	1.94		土肥	西尾他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-0785	新田根ノ上	H27.3.31	2.24	1.18	土肥	下根ノ上他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-0788	天金	H27.3.31	7.94	6.02	土肥	天金他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-0789	横瀬木場山	H27.3.31	3.43	2.18	土肥	木場ノ段他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-2747	鍛冶屋田	H27.3.31	2.19	1.54	土肥	鍛冶屋田	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-2748	横瀬	R2.3.27	1.75		土肥	木場山他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-3411	市営団地	H27.3.31	3.39	2.37	土肥	堂本田中他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
								小下田多目的集会場	
103-I-3412	向木風	H27.3.31	5.6	2.73	土肥	向木風他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-3413	屋形	H27.3.31	5.18	3.02	土肥	宿カ根他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-3414	屋形金山	H27.3.31	4.43	1.69	土肥	南屋形他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	土肥小中一貫校(土肥2701-1)
103-II-0587	横瀬後藤町	H27.3.31	2.25	1.55	土肥	後藤町他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-II-0588	横瀬樽沢	H27.3.31	1.42	1.12	土肥	字樽沢他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-II-0589	天金の場	H27.3.31	4.64	3.75	土肥	的場他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-II-0590	新田三枚橋	H27.3.31	3.89	2.18	土肥	下三枚橋他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-II-0591	下平石	H27.3.31	0.13	0.04	土肥	平石他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-II-0592	新田野竹原	H27.3.31	1.57	0.83	土肥	野竹原他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-II-0593	水口洞	H27.3.31	2.21	1.29	土肥	水口洞他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4303	品鉢洞	R2.1.21			土肥	釜ヶ洞他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4304	小門洞	R2.1.21			土肥	釜ヶ洞他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4305	前木風	R2.1.21			土肥	前木風他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4317	柏木	R2.1.21			土肥	柏木他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4	二ノ小	R2.1.2			土肥	二ノ小	がけ(自	小土肥生活改善セン	



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
318	家山	1				家山他	然)	ター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4 319	小四郎	R2.1.2 1			土肥	小四郎他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4 320	夕山沢	R2.1.2 1			土肥	夕山沢他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4 321	立花	R2.1.2 1			土肥	立花他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4 322	蛭山	R2.1.2 1			土肥	蛭山他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4 323	楠木田	R2.1.2 1			土肥	楠木田他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4 324	上横瀬	R2.1.2 1			土肥	上横瀬他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4 325	萩原下	R2.1.2 1			土肥	沢吾山他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
20	天金	R2.3.6			土肥		地すべり	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-001	上赤沢	R2.3.6			土肥		地すべり	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I -023	蛇崩沢	H27.3. 31	1.01	0.05	小土肥	中上他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I -024	寸場川	H28.3. 29	3	-	小土肥	寸場	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	土肥ホーム(小土肥787-2)、菜の花ホーム(小土肥787-2)
324-I -026	出口梨木洞沢	H27.3. 31	5.58	0.006	小土肥	出口他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I -027	黒根川	H27.3. 31	2.94	0.12	小土肥	矢戸他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-II -002	長洞沢B	H27.3. 31	0.7	0.003	小土肥	温湯他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
								小下田多目的集会場	
222-S-101	柳原沢	R2. 1. 21			小土肥	柳原他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
222-S-102	長野沢	R2. 1. 21			小土肥	長野他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
222-S-103	鍋沢B	R2. 1. 21			小土肥	鍋沢他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
222-S-104	弥治郎田沢	R2. 1. 21			小土肥	蛭山他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
222-S-109	鷲ヶ洞沢	R2. 1. 21			小土肥	鷲ヶ洞他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
222-S-110	鍋沢A	R2. 1. 21			小土肥	鍋沢他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
222-S-111	小下洞川	R2. 1. 21			小土肥	小下洞川他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-0772	中上	H27. 3. 31	5. 23	3. 25	小土肥	中上他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-0773	小土肥出口	R2. 3. 27	0. 99		小土肥	出口他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-II-0580	入谷尾直	H27. 3. 31	2. 17	0. 84	小土肥	上田他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-II-0581	柳久保	H27. 3. 31	2. 11	1. 5	小土肥	柳久保他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-II-0582	入谷川向	H27. 3. 31	2. 4	1. 34	小土肥	川向他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-II-0583	寸場	H27. 3. 31	5. 7	2. 66	小土肥	新光寺他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	土肥ホーム(小土肥787-2)、菜の花ホーム(小土肥787-2)
103-II-0584	黒根	H27. 3. 31	3. 03	1. 58	小土肥	温湯他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-II	石上北	H27. 3.	0. 94	0. 51	小土肥	上石上	がけ(自	小土肥生活改善セン	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
-0585		31				他	然)	ター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-II-0586	石上南	H27.3.31	1.11	0.47	小土肥	上石上他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4301	磯辺	R2.1.21			小土肥	磯辺他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4302	桜山	R2.1.21			小土肥	磯辺他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4314	橘沢	R2.1.21			小土肥	橘沢	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4315	鍋沢	R2.1.21			小土肥	鍋沢他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4316	夏狩	R2.1.21			小土肥	黒根他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-001	八木沢大川	H27.3.31	12.96	1.55	八木沢	中島他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-001-2	門ノ川	H27.3.31	1.08	0.25	八木沢	平六田他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-002	小山田川B	H27.3.31	12.79		八木沢	中島他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-003	小亀洞沢	H27.3.31	2.32	0.001	八木沢	中島他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-004	石代川	H27.3.31	1.8		八木沢	石代他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-005	長藤川	H27.3.31	0.98	0.005	八木沢	谷戸他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-006	松原川	H27.3.31	13.49		八木沢	松原他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-007	間洞沢	H27.3.31	3.8		八木沢	尾羽根他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積(ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
								小下田多目的集会場	
324-I-028	三田川	H27.3.31	3.51	0.02	八木沢	三口石他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-029	西洞沢	H27.3.31	2.8	0.005	八木沢	西田他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-030	西浜沢	H27.3.31	2.23	0.01	八木沢	港他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-035	小池沢A	H27.3.31	1.08	0.01	八木沢	小池他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-036	小池沢B	H27.3.31	0.07	0.01	八木沢	小池	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-III-001	通り崎沢	H27.3.31	10.5	0.02	八木沢	神明他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
222-S-105	八木沢古川	R2.1.21			八木沢	古川他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
222-S-106	横瀬沢A	R2.1.21			八木沢	横瀬他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-0791	小池	R2.3.27	3.96		八木沢	小池他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-0793	松原	R2.3.27	1.81		八木沢	松原他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-0794	長藤	H27.3.31	1.62	0.52	八木沢	谷他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-0795	上野	R2.3.27	1.33		八木沢	赤坂他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-0796	大久保	H27.3.31	2.81	1.42	八木沢	大久保他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-2749	通り崎	H27.3.31	2.46	0.83	八木沢	通り崎他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I	丸山	H27.3.	2.98	1.56	八木沢	大浦	がけ(自	小土肥生活改善セン	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
-3416		31				他	然)	ター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-II-0594	小池向畑	H27.3.31	2.62	1.45	八木沢	向畑他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4329	神畑	R2.1.21			八木沢	神畑他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4306	通り崎A	R2.1.21			八木沢	通り崎他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4307	西洞	R2.1.21			八木沢	西洞他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4308	谷戸	R2.1.21			八木沢	谷戸他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4326	城山裏	R2.1.21			八木沢	城山裏他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4327	西田	R2.1.21			八木沢	西田他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4328	大片瀬	R2.1.21			八木沢	大片瀬他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-025	米崎川	H28.3.29	4.05	0.017	小下田	除一窪	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
324-I-031	洞川	H28.3.29	13.4	0.052	小下田	宮ノ上	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	駿豆学園(小下田2492)
324-I-032	東川	H28.3.29	10.3	0.006	小下田	山口	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	土肥クリニック(小下田1909)
222-S-107	溜水沢	R2.1.21			小下田	溜水他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
222-S-108	滝堂沢	R2.1.21			小下田	滝堂他	土石流	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-0798	大木山	H27.3.31	0.48	0.27	小下田	滝堂他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

箇所番号	区域名	指定年月日	指定面積 (ha)		大字	小字	自然・人口	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路(法2号)	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在
			警戒区域	特別警戒区域					
								小下田多目的集会場	
103-I-0799	大平田	R2.3.27	0.98		小下田	大平田他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-0800	坂の上	H27.3.31	1.7	0.87	小下田	米崎他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-0801	米崎	H27.3.31	2.87	1.65	小下田	米崎他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-I-3415	下村	H27.3.31	1.7	0.98	小下田	清藤他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	駿豆学園(小下田2492)
103-II-0595	藤沢	H27.3.31	0.09	0.02	小下田	大平田他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4309	鳥越	R2.1.21			小下田	鳥追所他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4310	貝ノ洞	R2.1.21			小下田	山口他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4311	小下田中村	R2.1.21			小下田	中村他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4312	下六ツ石	R2.1.21			小下田	下六ツ石他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
103-S-4313	船久保	R2.1.21			小下田	船久保他	がけ(自然)	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	
N47	小下田	R2.3.6			小下田		地すべり	小土肥生活改善センター、旧土肥小学校、丸山スポーツ公園、小下田多目的集会場	

1 - 4 - 5 ため池一覧表

名称	所在地	総貯水量 (m <sup>3</sup> )	受益面積 (ha)	備考
日向池	日向字杉原 905	193,000	24.0	防災重点ため池
地丸菅池	小下田字池田 1545	3,360	4.0	
神田金池	小下田字細山田 835	2,550	12.0	
本堤池	小下田字堤頭 1552	7,980	6.0	防災重点ため池

(防災重点ため池：下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれがある等のため池)

### 2-3-1 鉄道の異常気象時における運転中止等の基準（伊豆箱根鉄道）

- (1) 気象異常時の場合、駅長・乗務員及び路線係員は、異常気象を感知するか、または気象通報を受けたときは、その状況により列車の運転休止、列車の徐行、路線工事の中止、線路及び踏切道の特別警戒等により、すべての運転保安に関する事項について特に注意する。
- (2) 濃霧、降雪の場合、乗務員は列車標識を夜間の方式にし、視界の限度において停止できる速度に低下させ、気笛を吹鳴しながら運転する。
- (3) 強風、暴風、大雨の場合、駅長は、風速が毎秒25メートル程度となり、突風等のため運転上危険であると判断したときは、運転指令者に報告するとともに、一時列車の出発を見合わせ、通過列車は停止させる。
- (4) 運転指令者は、駅長から風速が毎秒30メートル以上となり、運転上危険である旨の報告を受けたときは、一時列車の運転を見合わせる旨の指示をする。
- (5) 運転士は、風力の激しい箇所はなるべく列車の速度が均一となるように努め、急激な加速、または減速をしない。また、運転上危険であると判断したときは、なるべく安全な箇所に停止し、必要に応じてパンタグラフを降下して転動防止の手配をする。
- (6) 土砂崩壊のおそれがある区間に進入する列車は、特に注意して運転するとともに、前夜暴風、大雨があったときの初列車は、特に土砂崩壊、浸水、倒木等があることを予想して、路線の状態に注意して運転する。
- (7) 落雷、雷鳴の場合、駅長は、運転上危険であると判断したときは、一時列車の出発を見合わせ、通過列車は停止させる。また、駅構内に停車中の列車または車両のパンタグラフの降下手配をする。
- (8) 乗務員は、落雷雷鳴の激しいときは、直ちにパンタグラフを降下し、制動力に支障がない程度において最寄り駅まで運転を継続するか、または地形を考慮して停止する。
- (9) 路線が浸水した場合、道床その他に異常がなくても、水深がレール面上に達したときは、その区間に列車または車両を運転してはならない。
- (10) 地震の発生を感知するか、情報を入手したときは、直ちに列車無線により全列車にこれを伝達するとともに、その程度に応じて、次により取扱うものとする。  
この場合、震度5以上の地震のときは、自動的に発報信号による停止信号を現示する。

①震度5以上 (計測震度4.5以上) の場合	➔ 列車運転休止	➔ 全路線・構造物の点検をし、異常がないことを確かめた後 区間初列車 25km/h 以下 以後、正常運転に復す。
②震度4 (計測震度4.4以下) の場合	➔ 列車一旦停止	一旦停止後、 区間初列車 25km/h 以下、 区間次列車 45km/h 以下、 重点箇所点検終了後、正常運転に復す。
③震度3 (計測震度3.4以下) の場合	➔ 正常運転	ただし、駅長、乗務員からの報告等により列車の運転が危険と認めたときは、前号の取扱に準ずる。



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

2-8-1 自主防災組織一覧表

(令和3年4月1日現在)

〈修善寺地区〉		〈土肥地区〉		〈天城湯ヶ島地区〉		〈中伊豆地区〉	
区町内会	世帯数	区町内会名	世帯数	区町内会名	世帯数	区町内会名	世帯数
大 沢	48	大 藪	140	宿	180	地 蔵 堂	57
堀 切	46	中 浜	172	大 滝	53	原 保	126
山 田	16	平 野	52	茅 野	67	菅 引	58
熊 板	423	屋 形	112	長 野	40	中 原 戸	27
瓜 生 野	150	金 山	29	西 平	130	戸 倉 野	72
横 瀬	162	馬 場	117	金 山	29	姫 之 湯	44
大 下	58	水 口	52	持 越	30	貴 僧 坊	25
半 経 寺	256	中 村	95	市 山	166	筏 場	70
温泉第1ブロック	182	横 瀬	26	門 野 原	102	梶 山	51
温泉第2ブロック	183	天 金	29	吉 奈	65	城	135
温泉第3ブロック	76	新 田	36	月ヶ瀬	157	八 幡	288
芝 山 台	36	平 石	2	田 沢	82	梅 木	85
中 里	160	市営住宅土肥団地	28	矢 熊	44	宮 上	35
紙 谷	72	浜	37	上 船 原	100	柳 瀬	48
北 又	47	黒 根	37	下 船 原	107	大 幡 野	3
湯 舟	40	出 口	24	青 羽 根	203	沢 口	13
雇用促進	14	入 谷	34	本 柿 木	72	関 野	60
大 平	202	小 池	62	大平柿木	111	元 村	113
本 立 野	330	松 原	40	松ヶ瀬	75	小 川	294
小 立 野	121	西 浜	77	佐 野	116	西	53
日 向	97	上 野	34	雲 金	70	清 水	80
加 殿	177	中 島	21			上 和 田	48
田 代	34	長 藤	19			ニューライフ	135
奥 野	2	大 久 保	40			中伊豆幼児センター	45
牧之郷	732	下 村	51			冷川持越	31
駅 前	575	小下田中村	26			堰郷	40
柏 久 保	350	大 木 山	17			下尾野郷	31
古 川	28	菅 沼	32			向郷	17
年 川	77	坂の上	7			徳永南郷	41
大 野	124	米 崎	13			徳永東郷	28
ニュータウン自治会	220	小 峰	21			伊豆平パールタウン	145
藤ヶ平	4	藤 沢	26				
富士見平	65	シーサイド・スパ	25				
セガール修善寺	43						
計	5,150	計	1,533	計	1,999	計	2,298
34 防災組織		33 防災組織		21 防災組織		31 防災組織	

## 2-8-2 自主防災組織規約

### 自主防災組織規約（例）

この規約は自主組織の骨子である規則の参考例として掲載するものである。なお、計画、訓練等については「自主防災組織活動マニュアル（初めてのリーダーのために）」平成14年3月（静岡県発行）を活用すること。

（名称）

第1条 この会は、  
区防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、  
に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害に（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に関する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の災害時における情報の収集伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導等、応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（会員）

第5条 本会は、区内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 人
- (3) 役員 人
- (4) 人

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は 年とする。ただし、再任することができる。

（役員の仕事）

第7条 会長は本会を代表し会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。
- 3 役員は役員会の構成員となり、会務の運営にあたる。

（会議）

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

（総会）

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正に関する事。
  - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
  - (3) 事業計画に関する事。
  - (4) 予算及び決算に関する事。
  - (5) その他総会が特に必要と認めた事。
- 5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、役員によって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審査し実施する。
  - (1) 総会に提出すべき事。
  - (2) 総会より委任された事。
  - (3) その他、役員会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
  - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
  - (2) 防災組織の普及に関する事。
  - (3) 防災訓練の実施に関する事。
  - (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出、救護および避難誘導等に関する事。
  - (5) 避難所の選定。

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、 年 月 日から実施する。

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

**2-8-7 消防団況 (R3.12.31)**

名 称	地 区 名	団 員 数 (R3.12.31)									機 械 器 具
		団長	副団長	本部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	
団 本 部	市内全域	1	4	14		1	2	2	10	34	
修善寺方面隊 第一	第1分団 中里・北又・紙谷・湯舟 雇用促進・温泉区・横瀬 大下・半経寺・芝山台 ニュータウン一部・藤ヶ平				1	1	2	6	23	33	自動車ポンプ 2 可搬積載車 1
	第2分団 大沢・堀切・山田・熊坂・ 瓜生野・ニュータウン一部				1	1	2	6	11	21	自動車ポンプ 1 可搬積載車 2
	第3分団 大平・本立野・小立野 日向・加殿・田代				1	1	2	6	21	31	自動車ポンプ 2 可搬積載車 2
	第4分団 牧之郷・駅前 柏久保・古川・年川 大野・嵯峨				1	1	2	6	34	44	自動車ポンプ 2 可搬積載車 2
中伊豆方面隊 第二	第5分団 地藏堂・原保・菅引 中原戸・姫之湯・貴僧坊・戸 倉野・筏場				1	1	1	2	14	19	自動車ポンプ 1 可搬積載車 1
	第6分団 八幡・梅木・宮上・柳瀬・冷 川・徳永				1	1	1	2	14	19	自動車ポンプ 1 可搬積載車 1
	第7分団 城・元村・関野・梶山・ 小川・中伊豆高原・西・ 清水・下白岩・上和田 ニューライフ				1	1	1	4	20	27	自動車ポンプ 1 可搬積載車 3
天城湯ヶ島方面隊 第三	第8分団 宿・大滝・茅野・長野 西平・金山・持越・市山				1	1	2	3	22	29	自動車ポンプ 1 可搬積載車 2
	第9分団 門野原・吉奈・月ヶ瀬 田沢・矢熊				1	1	2	2	16	22	自動車ポンプ 1 可搬積載車 1
	第10分団 上船原・下船原・青羽根				1	1	2	2	13	19	自動車ポンプ 1 可搬積載車 1
	第11分団 本柿木・大平柿木 松ヶ瀬・佐野・雲金				1	1	2	2	19	25	自動車ポンプ 1 可搬積載車 1
土肥方面隊 第四	第12分団 大藪・中浜・平野 屋形・小土肥				1	1	2	6	15	25	自動車ポンプ 2 可搬積載車 1
	第13分団 金山・馬場・土肥団地 水口・中村・横瀬 天金・新田・平石				1	1	2	6	9	19	自動車ポンプ 2
	第14分団 八木沢・小下田				1	1	2	6	8	18	自動車ポンプ 2
計		1	4	14	14	15	27	61	249	385	自動車ポンプ 20 可搬積載車 18

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

2-10-1 地区防災計画策定地区一覧

No	地区名	計画名	計画の概要	策定年度
1	修善寺ニュータウン 自主防災会	修善寺ニュータウン地区 地区防災計画	地区の特性 自助の取組 共助の取組 災害対策	平成29年度
2	浜区 自主防災会	浜地区 地区防災計画 (地震・津波)	普段の取り組み 地域の取り組みルール 地震・津波避難マップ 避難後に必要となる行動	平成30年度
3	黒根区 自主防災会	黒根地区 地区防災計画 (地震・津波)	普段の取り組み 地域の取り組みルール 地震・津波避難マップ 避難後に必要となる行動	平成30年度
4	八木沢連合区、松原区、 西浜区	八木沢地区 地区防災計画 (地震・津波)	現在ある地域のルール 取り組み 地震・津波リスクマップ	平成30年度
5	土肥温泉旅館協同組合	土肥温泉旅館協同組合 地区防災計画(地震・津波)	地域の取り組みルール 今後の課題 普段の取り組み 地震・津波避難施設マップ	平成30年度

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

## 2-12-1 伊豆市災害時要配慮者避難支援計画

### 伊豆市災害時要配慮者避難支援計画

#### 第1章 基本的な考え方

##### 1 趣旨

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではない。防災対策の推進にあたっては総合的な取組が重要であり、中でも、災害時要配慮者（※用語の説明）（以下「要配慮者」という。）の避難支援対策は大きな課題となっている。

伊豆市は、風水害や地震等の災害に備え、要配慮者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要配慮者に対する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、災害時要配慮者避難支援計画（※用語の説明）（以下「避難支援プラン」という。）を作成する。

##### 2 位置づけ

避難支援プランは「伊豆市地域防災計画」中の要配慮者対策のうち、避難支援に関する事項を具体化したものである。

##### 3 構成

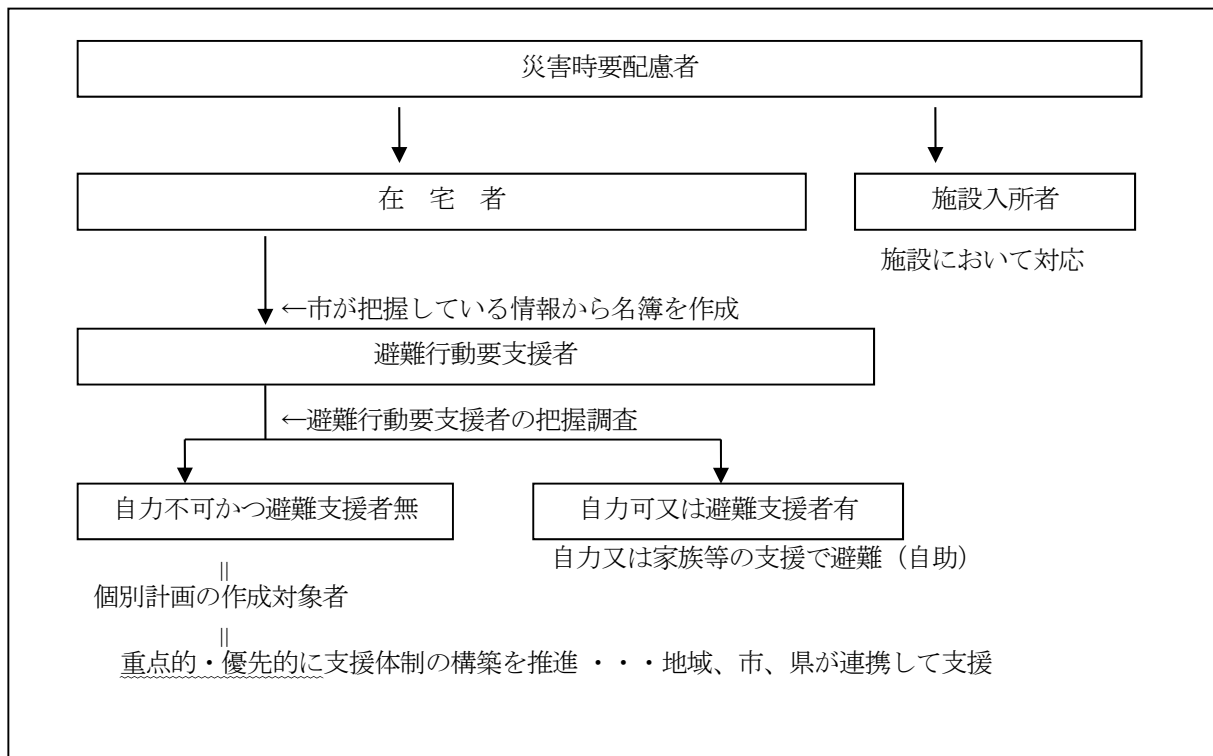
避難支援プランは、要配慮者の避難支援に関する「全体的な考え方」と「要配慮者一人ひとりに対する避難支援計画」（以下「個別計画」という。）で構成する。

##### 4 避難支援体制の整備方針

対象者

要配慮者の避難支援体制の整備は、避難時に他者の支援を必要とする在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない者（以下「避難行動要支援者（※用語の説明）」という。）について、重点的・優先的に進める。

### 避難支援プラン（個別計画）の対象者



#### (2) 対象災害・地域

避難支援プランは、風水害、地震、火山噴火等全ての災害を対象とする。対象地域は伊豆市全域とする。

### 5 推進体制

伊豆市は、要配慮者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉担当部局を中心に、福祉担当部局と防災担当部局で構成する災害時要配慮者支援班（※用語の説明）（以下「要配慮者支援班」という。）を設置する。

要配慮者支援班は、関係機関と連携し、要配慮者の避難支援対策を推進する。

#### 災害時要配慮者支援班

##### 【位置付け】

平常時は、伊豆市による横断的なプロジェクト・チームとして設置する。

災害時は、伊豆市災害対策本部に設置する。

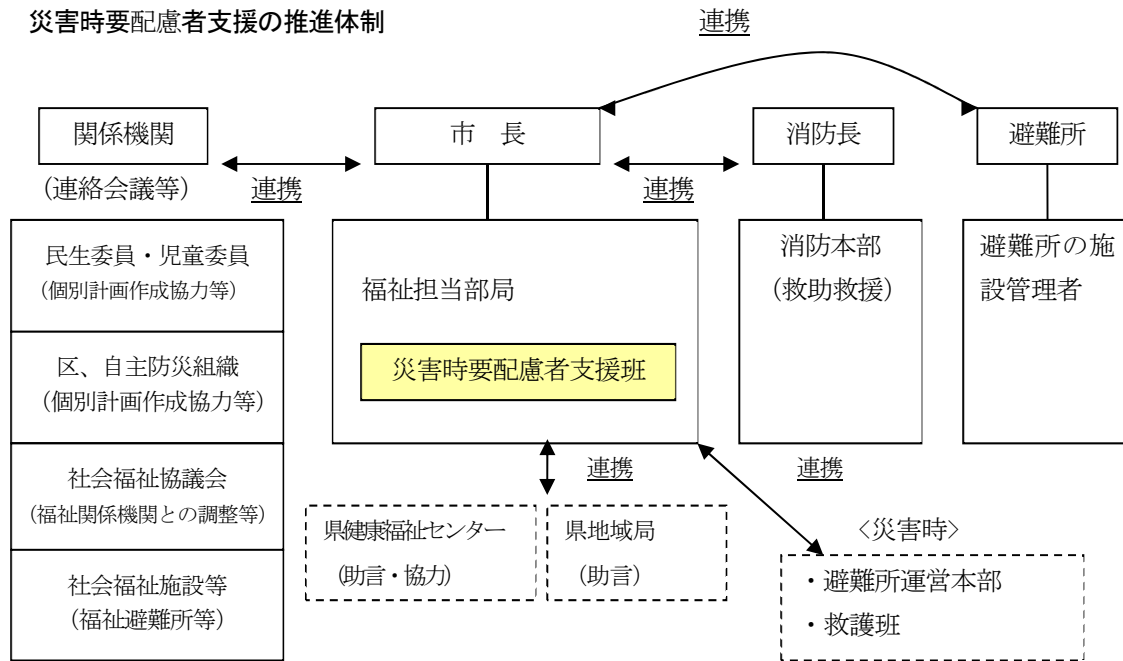
##### 【業務】

平常時は、要配慮者情報の共有化、避難支援プランの策定、要配慮者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行う。

災害時は、避難準備情報（※用語の説明）等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所に設置される要配慮者班（※用語の説明）等との連携・情報共有、単独の避難所で対応できない場合の広域調整等を行う。



災害時要配慮者支援の推進体制



6 関係機関等の役割

伊豆市の役割

① 市福祉担当部局

<平常時>

ア 要配慮者支援班の設置

イ 高齢者や障害のある人等、避難行動要支援者の把握と個別計画の作成（自主防災組織、民生委員・児童委員と連携して実施）

ウ イなど要配慮者に関する情報に基づく避難行動要支援者名簿の作成、及び自主防災組織、民生委員・児童委員等への提供

エ 個別計画作成のための同意の働きかけ

オ 個別計画作成についての広報等

カ 福祉避難所の指定、運営体制の確保

キ 要配慮者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施

ク 要配慮者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発

<災害時>

ア 市福祉部局に要配慮者支援班を設置

イ 避難・安否確認の状況把握

ウ 福祉避難所（※用語の説明）の開設・運営

エ 避難所の要配慮者班との連携した要支援者支援

② 市防災担当部局

<平常時>

ア 避難行動要支援者名簿の共有

イ 避難準備情報等の情報伝達体制の整備

ウ 個別計画作成についての広報等

エ 要配慮者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

<災害時>

- ア 避難準備情報等の発令・伝達
- イ 避難所の開設

③ 自主防災組織の役割

<平常時>

- ア 避難行動要支援者名簿の共有
- イ 避難行動要支援者の把握調査への協力
- ウ 個別計画作成のための同意について、避難行動要支援者への動きかけ
- エ 市の実施する個別計画作成への協力
- オ 個別計画の変更・修正に関する市への協力
- カ 自主防災組織によっては、独自に作成する個別計画の作成、変更及び修正

<災害時>

- ア 避難行動要支援者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達
- イ 避難行動要支援者への避難支援と安否確認への協力

④ 民生委員・児童委員の役割

<平常時>

- ア 避難行動要支援者名簿の共有
- イ 避難行動要支援者の把握調査への協力
- ウ 個別計画作成のための同意について、避難行動要支援者への動きかけ
- エ 市又は自主防災組織の実施する個別計画作成への協力
- オ 個別計画の変更・修正に関する市又は自主防災組織への情報提供

<災害時>

- ア 避難行動要支援者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達への協力
- イ 避難行動要支援者の安否確認への協力

⑤ 伊豆市社会福祉協議会の役割

<平常時>

- ア 地域福祉の推進による災害に強い地域づくり促進
- イ 個別計画作成のための同意について、避難行動要支援者や関係団体等への動きかけ
- ウ 避難支援者の選定に関する関係機関の連絡調整への協力（関係機関からの選定が必要となった場合）

<災害時>

- ア 市災害ボランティア本部の設置、災害ボランティアニーズ把握、災害ボランティア等の受入・派遣調整

⑥ 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

<平常時>

- ア 在宅の要配慮者の個別計画作成のための同意への協力（通所）
- イ 在宅の要配慮者の情報の変更・修正に関する市への情報提供（通所）
- ウ 在宅の要配慮者の避難支援（移動手段）への協力（通所・入所）
- ウ 避難先（福祉避難所）としての避難体制への協力（通所・入所）

＜災害時＞

ア 要配慮者の受入（通所・入所）

⑦ 消防本部の役割

＜平常時＞

ア 要配慮者の避難支援体制整備への協力

＜災害時＞

ア 救援・救助及び安否確認への協力

⑧ 避難所施設管理者の役割

＜平常時＞

ア 避難所の施設管理者として、要配慮者支援に関する避難所施設の人的・物的資源等の状況確認。

イ 避難所での要配慮者支援に関する訓練・研修への協力

＜災害時＞

ア 要配慮者支援に関する避難所管理上の調整

⑨ 県健康福祉センターの役割

＜平常時＞

ア 伊豆市への難病患者災害時要配慮者リストの提供

イ 個別計画作成のための同意について、避難行動要支援者（難病患者）への働きかけ

ウ 個別計画作成への助言、情報提供

＜災害時＞

ア 難病患者の安否確認への協力

イ 避難後の要配慮者支援に関する連絡調整

⑩ 県危機管理部の役割

＜平常時＞

ア 情報伝達体制の整備に関する助言

イ 個別計画作成に関する助言

ウ 避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練に関する助言

＜災害時＞

ア 静岡県災害対策本部方面本部各班の対策に関する調整

## 第2章 要配慮者情報の把握・共有

### 1 避難行動要支援者名簿の作成

伊豆市福祉担当部局は、民生委員・児童委員による調査や患者団体の申し出等、要配慮者に関する各種情報に基づき避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿の目的

避難行動要支援者名簿は、以下の目的に限定して使用する。

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

- ア 在宅の要配慮者の全体把握
- イ 避難行動要支援者の把握調査及び個別計画作成促進
- ウ 災害時の避難支援及び安否確認

避難行動要支援者名簿の対象者

伊豆市は、下表に該当する被災リスクの高い要配慮者の支援体制を重点的・優先的に進めるとともに、平常時において自力で避難が可能、或いは避難支援の必要性が少ないと思われるものも、地形や家族の勤務など災害時の条件によっては孤立する可能性も高いため、これに抛らない者でも、本人の申出を尊重して避難行動要支援者名簿を作成する。

	対象者	担当課
ア	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者	長寿介護課
イ	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1・2級の第1種に該当する者	社会福祉課
ウ	「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知）に規定する程度区分のうちAの判定を受けている者	社会福祉課
エ	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳を有する者	社会福祉課
オ	難病患者で市の障害福祉サービスを利用する者	社会福祉課
カ	前各号に準じる状態にある者	

(3) 情報収集方法

伊豆市は、伊豆市個人情報保護条例第12条第2項に規定する個人情報の利用及び提供の制限の例外規定のうち第2号「実施機関がその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」に基づき、担当課において把握している以下の台帳等に登載されている情報を要配慮者リスト作成のために内部利用する。この場合、同条第3項「実施機関は、前項第2号、第3号及び第5号に規定する場合において、保有個人情報を利用し、又は提供するときは、あらかじめ、伊豆市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条に規定する伊豆市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない」規定により審査会の意見を聴くものとする。

- ア 要介護・要支援認定台帳
- イ 身体障害者手帳交付台帳
- ウ 療育手帳交付台帳
- エ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳
- オ 難病患者障害福祉サービス利用者台帳

また、同条例第7条第2項第6号「国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人から取得する場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき」の規定に基づき、以下の情報を県健康福祉センターから情報を受ける。

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

カ 難病患者災害時要配慮者リスト

(4) 収集する内容

避難行動要支援者名簿は、以下の情報を記載するものとする。

ア 氏名（ふりがな）

イ 性別

ウ 生年月日

エ 住所

オ 電話番号等（FAX、メール）

カ 避難支援等を必要とする理由

キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し必要な事項

## 2 避難行動要支援者名簿の提供、管理

### 避難行動要支援者名簿の提供先

伊豆市福祉担当部局は、避難支援体制を整備するため、上記1－(3)情報収集方法と同様の手続きで避難行動要支援者名簿を伊豆市防災担当部局と共有するとともに、自主防災組織及び民生委員・児童委員に提供する。

### 避難行動要支援者名簿の適正管理

避難行動要支援者名簿の原本は伊豆市福祉担当部局が保管し、副本は提供を受けた者が保管する。

避難行動要支援者名簿は伊豆市個人情報保護条例の規定に基づき、要配慮者の避難支援の目的のみに利用する。

また、避難行動要支援者名簿の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、伊豆市職員、民生委員・児童委員は守秘義務を厳守するとともに、避難行動要支援者名簿を保管する自主防災組織代表者も、個人情報保護について守秘義務の遵守に努めるものとする。

### 避難行動要支援者名簿の更新

伊豆市福祉担当部局は、毎年、避難行動要支援者名簿の更新を行い、伊豆市防災担当部局と共有するとともに、自主防災組織及び民生委員・児童委員に提供する。

## 3 福祉サービス事業者の保有する情報の活用

伊豆市は、災害発生時において介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者等の保有する要配慮者の居住状況等の情報を安否確認、救出救助に活用する。

## 第3章 避難行動要支援者の個別計画の作成

### 1 避難行動要支援者の把握

伊豆市は、要介護情報や本人の同意や申し出に基づいて避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者名簿に登載する。

自主防災組織及び民生委員・児童委員は、個人情報の保護に配慮しながら、伊豆市に協力して要配慮者の状況把握を行なうものとする。

## 2 個別計画の作成

### 個別計画の作成方法

伊豆市は、避難行動要支援者について、自主防災組織及び民生委員・児童委員等の協力を得て、個別計画作成に同意するよう働きかけ、同意が得られた者について個別計画を作成する。

### 個別計画の内容

個別計画の作成にあたっては、本人同意により避難支援者、避難所、避難方法等について確認する。

個別計画には、以下の内容を支援情報として可能な範囲において記載するものとし、様式は様式2のとおりとし、必要に応じて様式は変更できるものとする。

#### ① 緊急連絡先

住所、氏名、電話番号等、緊急時の連絡先について記載する。

#### ② 避難支援者

避難支援者は、本人の意思を考慮しながら、隣組等のできるだけ身近な人から選定する。

隣組等の中で個人的避難支援者を選定することが困難な場合は、様々な機関と連携を図り、避難支援者を選定するとともに、選定された避難支援者は、個別計画登録者との信頼関係の醸成に努めるものとする。避難支援者は、災害等において仮に個別計画登録者が死傷してもその責を負うものではない。

#### ③ 支援が必要な理由

#### ④ 避難時の支援に必要な情報

目、耳又は身体に障害があるなど情報伝達、避難誘導、避難先等、特別に留意すべき事項や、人工透析や継続的に服薬する必要がある場合などに記載する。

#### ⑤ 避難場所

避難場所は、できるだけ福祉避難所などの要配慮者に配慮された場所とする。

略図又は地図の添付により、避難場所までの避難経路等を示すとともに、「冠水の注意箇所あり」など避難経路における注意事項等を記載することが望ましい。

## 3 個別計画の共有、管理

### 個別計画の共有の範囲

個別計画の原本は、伊豆市が保管し、副本は、自主防災組織、民生委員・児童委員及び避難支援者等が共有する。

### 個別計画の適正管理

個別計画を保管する者は、避難支援の目的以外に個別計画を使用してはならない。

また、個別計画を保管する者は、保管に当たり、要配慮者が同意した者以外が閲覧することのないよう、情報管理に十分配慮する。ただし、災害時には必要に応じ、支援関係者に情報共有する。

## 4 個別計画の確認

避難行動要支援者及び避難支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに個別計画の内容について事前に確認するものとする。

また、伊豆市は、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得て、個別計画の内容について随時本人に確認する。内容に変更がある場合、伊豆市福祉担当部局は、保有する個別計画を修正するとともに、市防災担当部局、自主防災組織等の情報共有者に連絡し、個別計画を正しい情報に更新する。

## 5 個別計画作成の自主防災組織への委任

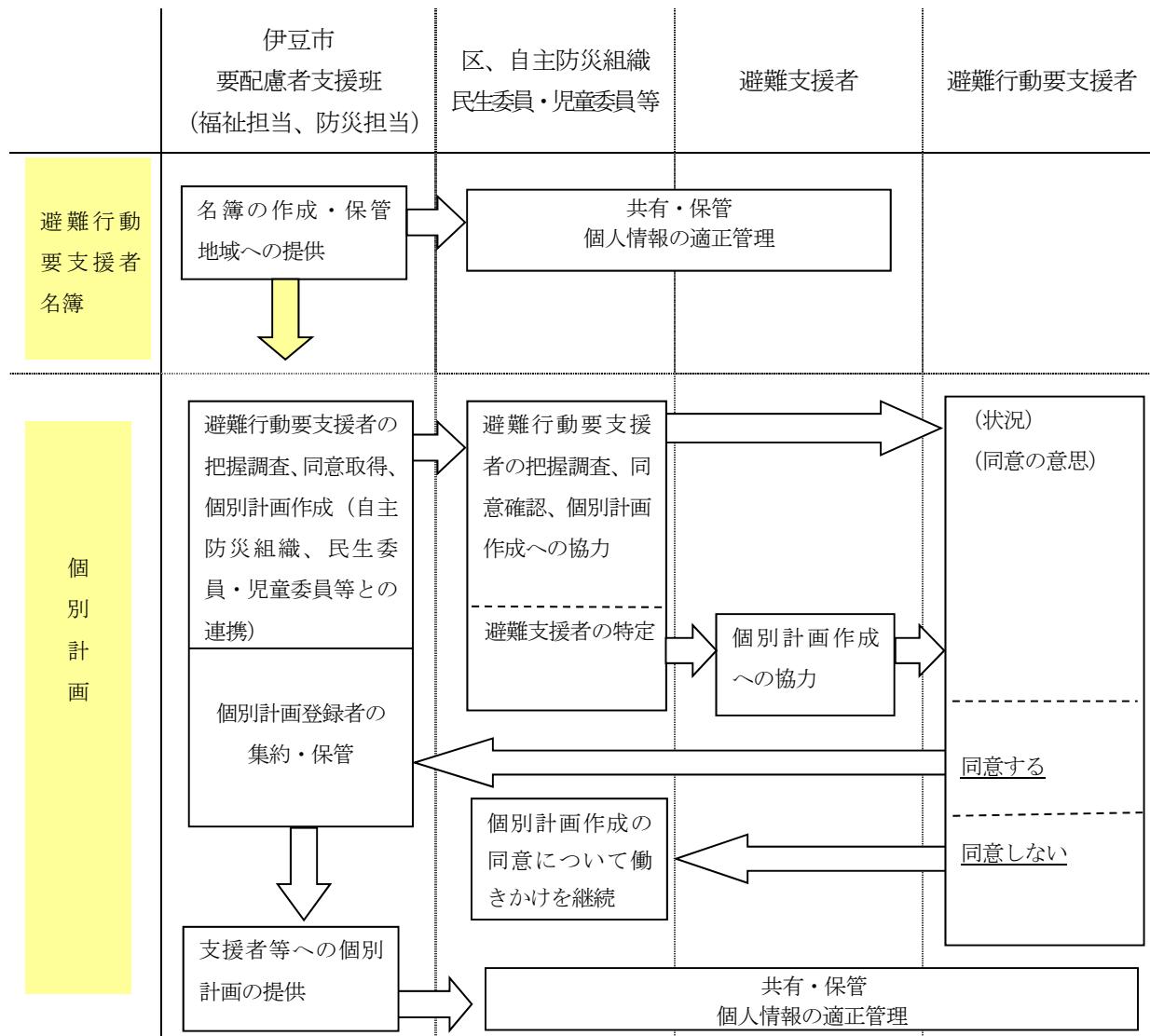
自主防災組織において個別計画を樹立し避難支援を実施する場合には、伊豆市は当該自主防災組織から

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

要請された情報を提供することとし、地域の実情に即した避難支援が行なわれるよう委任する。

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

個別計画の作成フロー



避難支援者が誰であるかによって同意が得られることもあるため、同意取得と個別計画制作は同時に行う。

避難行動要支援者名簿・個別計画の作成、共有

◎：主に実施

区分		市		自主防災組織	民生委員・児童委員	避難支援者	社会福祉協議会、消防等の救済機関、社会福祉施設等
		防災	福祉				
避難行動要支援者名簿	作成	×	◎	×	×	×	×
	共有	○	○	○ (本人同意の範囲内及び災害時)	○ (本人同意の範囲内及び災害時)	○ (本人同意の範囲内及び災害時)	○ (本人同意の範囲内及び災害時)
個別計画	作成	×	◎	◎	協力	協力	必要に応じ協力
	共有	○	○	○	○	○	○



## 第4章 避難誘導・安否確認体制の整備

### 1 避難支援の実施体制

#### 伊豆市における避難支援体制

伊豆市は、要配慮者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等市の体制を整備する。

また、伊豆市は、災害時に、要配慮者支援班を中心に、防災情報等に基づき、早い段階で要配慮者に対する避難支援体制を整えるとともに、避難準備情報が発令される等避難が必要な段階においては、要配慮者が避難支援を受けられない場合や避難支援者が避難支援を行えない場合等に備え、同支援班の中に、要配慮者避難支援相談窓口を設置し、避難支援要請等に対応する。

#### 地域における避難支援体制

避難支援者は、災害発生時に、まずは自らの安全を確保した上で個別計画に基づく支援を実施するが、何らかの理由により支援が実施できないときは自主防災組織へ連絡するものとする。また、自主防災組織においても支援が実施できないときは、伊豆市災害対策本部災害時要配慮者支援班へ連絡することとする。

伊豆市、消防団、自主防災組織等は、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要配慮者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとする。

#### 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、伊豆市から提供される防災情報等に基づき、事前に、避難行動要支援者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努め、避難準備情報等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとする。

#### ボランティア等との連携

伊豆市及び自主防災組織は、避難支援におけるボランティア等との連携に努めるとともに、特に、被災現場での支援活動経験のあるボランティア等との連帯に配慮する。

### 2 情報伝達体制の整備

#### 要配慮者への情報伝達

伊豆市は、防災行政無線のほか、行政無線戸別受信機やファクシミリ、電子メール、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、要配慮者へ避難準備情報等の防災情報を提供する。特に、視覚・聴覚障害者への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービスの活用を推進する。

また、発令された避難準備情報等が要配慮者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

##### <情報伝達手段>

- ア 防災行政無線の活用（行政無線戸別受信機等）
- イ ファクシミリの活用
- ウ 携帯電話メール（災害情報配信サービス（※用語の説明））の活用
- エ 放送事業者への情報提供
- オ 広報車・消防団等による広報

#### 避難支援者への情報伝達

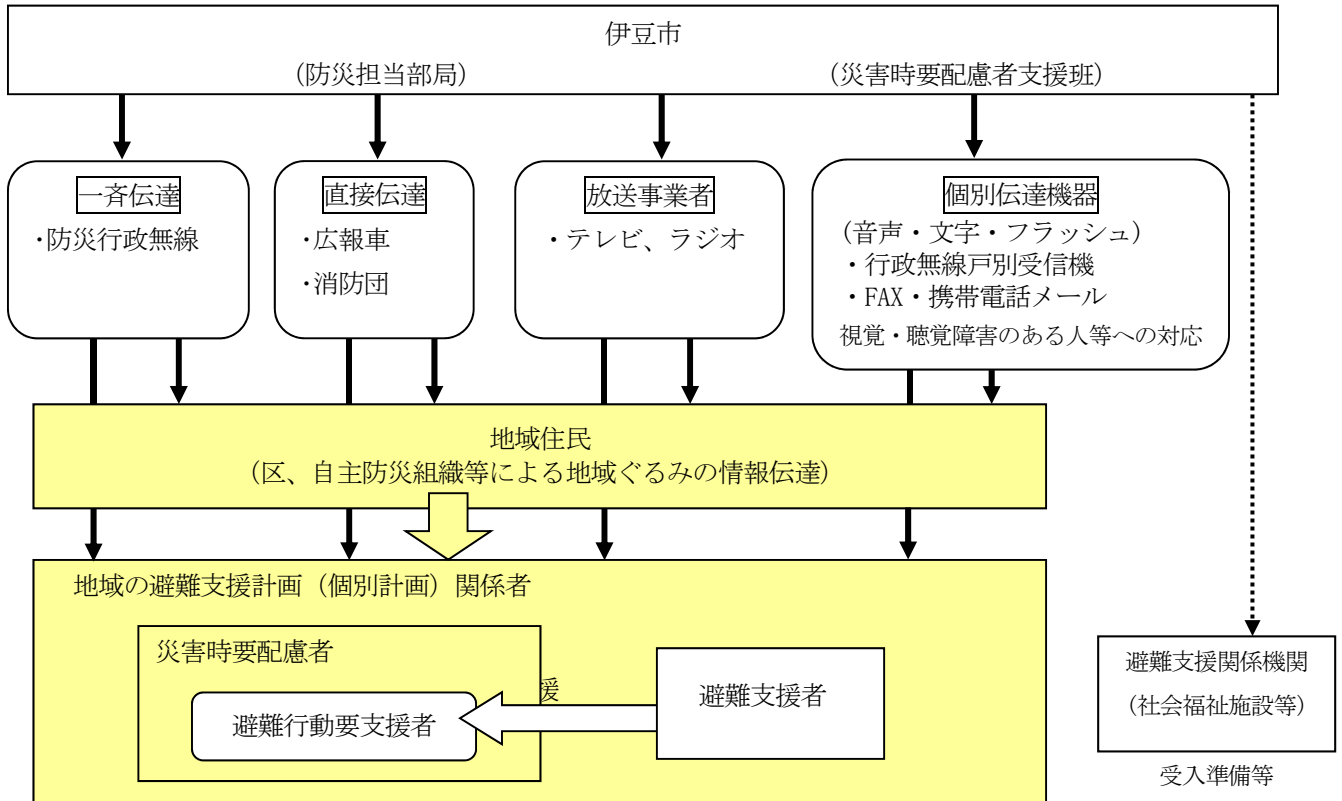
伊豆市は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報を伝達することに

より、避難支援者へ避難準備情報等の防災情報を伝達する。

#### 避難支援関係機関への情報伝達

伊豆市は、社会福祉施設等の避難支援関係機関が要配慮者支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提出し、要配慮者支援体制の確保に努める。

#### 災害時要配慮者避難支援の情報伝達イメージ



### 3 要配慮者の避難支援方法等の普及

伊豆市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、地域住民、自主防災組織等に対し、要配慮者情報の収集・共有や個別計画の必要性、管理方法、要配慮者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会や研修会、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図る。

### 4 避難支援訓練の実施

伊豆市は、要配慮者の避難支援に関係する機関と協力・連携し、地域防災訓練等において要配慮者の避難支援訓練を実施する。

### 5 避難行動要支援者の安否情報の収集

伊豆市は、要配慮者支援班に安否情報収集窓口を設置し、避難行動要支援者の安否情報を収集する。

## 第5章 避難所等における支援体制

### 1 避難所等における要配慮者支援体制

#### 開設の周知

伊豆市は、防災情報に基づき、早期に避難所等の開設を行う。

開設にあたっては、様々な情報伝達手段により住民への周知を図る。

#### 避難所の要配慮者支援班との連携

伊豆市は、要配慮者支援班が中心となり、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力により各避難所に設置される要配慮者班と連携し、避難所において必要となる要配慮者支援に関する相談や要配慮者のニーズ等に対し、連携して支援を実施する。

#### 支援体制の確認

伊豆市要配慮者支援班及び避難所の施設管理者は、平常時から、要配慮者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認するとともに、避難所における要配慮者支援に関する地域住民の理解を深めるため、避難所設置について関係者による訓練・研修を実施し、避難所における要配慮者のニーズや対応可能な人的・物理資源等の状況を把握する。

伊豆市要配慮者支援班は、平常時から、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者の協力を得て、各避難所において要配慮者班に従事する者の確保に努めるとともに、施設管理者、自主防災組織、福祉関係者等と協働して、施設の状況、要配慮者に配慮した利用方法等について確認し、改善に努める。

#### 優先的支援の実施

避難所の要配慮者班は、大規模災害時等の避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、支援者の有無や障害の種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要配慮者について優先的に対応するものとする。

### 2 福祉避難所

#### 福祉避難所について

伊豆市は、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努める。

協定を結んだ、福祉避難所一覧は様式3のとおりである。

#### 福祉避難所の確保

伊豆市は、要配慮者リストや個別計画の作成を通じ、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、必要となる福祉避難所の確保に努める。

#### 設置・運営等

伊豆市は、福祉避難所の円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認等福祉避難所の設置・運営訓練を実施する。

また、災害時は、別に定める福祉避難所運営マニュアルにより、福祉避難所の設置・運営を行う。

## 用語の説明

### 【災害時要配慮者】

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。

一般的に高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が理解できない外国人等があげられている。

### 【災害時要配慮者避難支援計画（避難支援プラン）】

市が作成する一人ひとりの災害時要配慮者に対する具体的な避難支援計画。

市の災害時要配慮者支援に関する対象者、関係機関の役割分担、災害時要配慮者リストの提供先、保管などの全体な考え方と災害時要配慮者一人ひとりに対する避難支援者、避難先、避難方法等を記載した個別計画（名簿・台帳）で構成する。

### 【避難行動要支援者】

災害時要配慮者のうち、他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族による必要な支援が受けられない人々。

避難支援計画を優先的・重点的に作成すべき対象者であり、本計画では、災害時要配慮者の中から、市と地域（自主防災組織や民生委員・児童委員等）が協力して調査・把握することとしている。

### 【災害時要配慮者支援班】

災害時要配慮者の支援のため、市に設置する部局横断的な対策班。

平常時は、福祉担当部局を中心とする福祉・防災関係部局の横断的なプロジェクト・チームであり、災害時要配慮者支援体制の整備などの検討、調整、訓練の企画を行うとともに、災害時は、災害対策本部の中の福祉担当部門に設置し、災害時要配慮者の避難や避難後の支援などの業務を行う。

### 【避難準備情報】

避難準備情報は、人的被害の発生の可能性が高まったと判断された時点で、避難勧告の前段階で発表される避難情報で、市の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」にその判断基準を示すこととされている。

避難に時間を要する要配慮者の避難行動の開始と避難支援者の避難行動要支援者への避難支援の開始を求めるとともに、その他の人々に避難準備を求めるもので、内閣府、消防庁等関係省庁等による「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成17年3月）において提言され、平成17年度の国の防災基本計画に位置づけられた。

県では、平成18年度の静岡県地域防災計画に位置づけており、各市町においても市町地域防災計画へ位置づける必要があるとされている。

### 【避難所の要配慮者班】

避難所における災害時要配慮者のニーズの把握や支援を検討するため、各避難所に設置される活動班の一つで、要配慮者用窓口の設置や要配慮者の避難状況の把握、要配慮者の状況・ニーズの把握等を行う。

避難所の運営は、基本的に自治組織によって行われるため、要配慮者班も、避難者を中心して自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力により設置される。

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

**【避難行動要支援者名簿】**

本計画において、災害時要配慮者避難支援計画作成の基本となる要配慮者の情報共有を目的に、市福祉担当部局が、自ら把握している高齢者、障害のある人等の災害時要配慮者に関する各種情報をもとに、自力避難が困難と考えられる一定程度の人について作成する名簿をいう。

**【福祉避難所】**

災害時要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所。

施設がバリアフリー化されている等災害時要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等の既存施設を活用することとなる。市は、福祉避難所の指定や社会福祉施設等との協定により、災害時要配慮者に配慮した避難所の確保に努める。

**【避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針】**

平成23年の東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、平成25年8月に内閣府が策定。

伊豆市避難行動要支援者名簿 登録個票 (個別避難支援計画)

伊豆市長 様

私は災害時に自力避難が困難なため地域の支援を受けることを希望するとともに、私が届け出た下記の個人情報に関係機関(区長・自治会長、自主防災組織、伊豆市の防災・福祉部局、伊豆市社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員、消防署、警察署、支援ボランティア、その他の支援者)に対して提供することに同意します。

【作成日 年 月 日】

ふりがな				性別	生 年 月 日 明治 大正 昭和 平成 令和	年 月 日
氏名				男 ・ 女		
住所	伊豆市			世帯の状況 (該当に○) 1. 一人暮らし 2. 同居者数 ( ) 人		
電話	( )	携帯	( )			
ファックス	( )	Eメール				
緊急連絡先 (家族・知人 な ど)	氏名 係: ( ) 住所	(本人との関係)		電 話		
				昼 ( )		
				夜 ( )		
避難支援者	氏名 (本人との関係: ) 住所 電話番号 ( ) *未記入の場合は、自主防災組織の支援を基本とする。			(自主防災組織、隣人、知人 等)		
支援が 必要な理由 (該当項目の 全てに○)	1. 要介護認定3以上を受けている。 2. 身体障害者手帳1・2級の第1種を所持している。 3. 療育手帳制度に規定するAの判定を受けている。 4. 精神障害者保健福祉手帳を所持している。 5. 難病患者で市の障害福祉サービスを利用している。 6. 前項に準じる状態にあり、要支援者本人が名簿登録を希望している。 名簿登録理由 (6の場合のみ) [ ]					
避難時の支援 に必要な情報 (該当項目の 全てに ○)	1. 自分で歩くことができる。 その他避難時に気をつけること 2. 補助者が1人いれば歩くことができる。 3. 担架などによる搬送が必要。 4. コミュニケーション手段(手話など)が必要。 5. 正確な行動判断が困難な状態にある。 [ ]					
特記事項 (支援者に知らせ ること等)						
申請者 (本人以外 の場合)	氏名 係: ( ) 住所	(本人との関係)		電 話		
				( )		
自主防災会名 (区)	班・組	担当民生 委員氏名	避難場所			

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

様式3

伊豆市指定福祉避難所一覧表

	施設名	所在地	電話	F A X	施設 責任者	自主防災 組織責任者	市連絡 責任者	収 容 人 数	備 考
1	伊豆中央 ケアセンター	大野 304	72-811 1	72-729 7	施設長	大野区自主防 災会長	社会福 祉課長	10	
2	土肥ホーム	小土肥 787-2	98-290 0	98-290 1	施設長	小土肥連合区 長	社会福 祉課長	10	
3	特別養護老人ホ ーム 中伊豆	八幡 123	75-252 5	83-515 1	施設長	八幡区自主防 災会長	社会福 祉課長	10	
4	ニチイホーム修 善寺	熊坂 1255-70 6	72-655 5	72-810 1	施設長	ニュータウン自治会 自主防災会長	社会福 祉課長	10	
5	特別養護老人ホ ーム 天城の杜	湯ヶ島 939-41	75-866 0	75-866 2	施設長	茅野区 自主防災会長	社会福 祉課長	10	
6	駿豆学園	小下田 2492	99-024 8	99-025 8	施設長	下村自主防災 会	社会福 祉課長	10	
7	中伊豆リハビリ テーションセン ター	冷川 1523-10 8	83-215 3	83-220 2	施設長		社会福 祉課長	10	

### 3-2-1 伊豆市防災会議条例

○伊豆市防災会議条例

平成16年4月1日条例第18号

#### 改正

平成17年9月30日条例第25号

平成24年10月1日条例第19号

平成30年7月3日条例第21号

伊豆市防災会議条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、伊豆市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 伊豆市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

**第3条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱する者
  - (3) 静岡県の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (4) 静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
  - (5) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
  - (6) 教育長
  - (7) 駿東伊豆消防組合の消防職員のうちから市長が委嘱する者及び消防団長
  - (8) 市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する者
  - (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めた者

6 前項の委員の定数は、30人以内とし、任期は当該職務にある期間とする。

(専門委員)

**第4条** 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、静岡県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者の中から、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

**附 則** (平成17年9月30日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成24年10月1日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成30年7月3日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 3-2-3 伊豆市災害対策本部条例

○伊豆市災害対策本部条例

平成16年4月1日条例第21号

改正

平成24年10月1日条例第19号

伊豆市災害対策本部条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、伊豆市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所轄の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第3条** 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

**第4条** 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月1日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 3-2-4 伊豆市地震災害警戒本部条例

○伊豆市地震災害警戒本部条例

平成16年4月1日条例第22号

伊豆市地震災害警戒本部条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定に基づき、伊豆市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置く。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を補助し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 伊豆市教育長

(3) 市長が市職員のうちから任命する者

(4) 伊豆市消防団長

(5) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市職員のうちから市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について本部員を補佐する。

(部)

**第3条** 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部職員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(支部)

**第4条** 警戒本部に支部を置くことができる。

2 支部に属すべき本部職員(以下「支部職員」という。)は、本部長が指名する。

3 支部に支部長を置き、本部長が指名する支部職員をもって充てる。

4 支部長に事故があるときは、支部に属する支部職員のうちから支部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

### 3-3-1 伊豆市建設業組合員一覧

#### 【土木部会】

〈修善寺地区〉

会社名	郵便番号	住所	電話番号	F A X	許可
(有)太田建設	410-2402	伊豆市大野 1915-4	79-0173	79-0748	一般
中豆建設(株)	410-2411	〃 熊坂 242	72-1188	72-5459	特定
(有)中川土木	410-2401	〃 牧之郷 717-2	72-3583	72-9262	一般
(株)イズケン	410-2407	〃 柏久保 679-5	72-3220	72-0194	特定
(株)ヤギシタ	410-2416	〃 修善寺 1124	72-0497	72-5566	特定
(株)グリーン土木	410-2415	〃 大平 241-1	72-8845	72-7778	特定
(有)シンヨウ建設	410-2416	〃 修善寺 1372	72-8591	72-8590	一般

〈土肥地区〉

会社名	郵便番号	住所	電話番号	F A X	許可
青木興業(株)	410-3302	伊豆市土肥 676	98-1315	98-1661	特定
天城建設(株)	410-3302	〃 土肥 702-1	98-1231	98-2196	特定
(株)高島	410-3302	〃 土肥 894	98-0223	98-1813	特定
(株)オザワ	410-3302	〃 土肥 855-5	98-2700	98-2130	一般
(有)勇士木	410-3302	〃 土肥 940-7	98-2216	98-2216	一般
(有)金沢工業	410-3301	〃 小土肥 512-6	98-1516	98-2651	一般
(有)野田組	410-3304	〃 小下田 1870-1	99-1211	99-1212	一般
(有)鈴木建設	410-3303	〃 八木沢 1185	99-0045	99-0998	一般
(有)永岡工務店	410-3303	〃 八木沢 1519-1	99-0109	99-0296	一般
(有)勝呂工務店	410-3301	〃 小土肥 236	98-0393	98-2416	一般

〈天城湯ヶ島地区〉

会社名	郵便番号	住所	電話番号	F A X	許可
原田建設(株)	410-3207	伊豆市持越 698	85-0331	85-0319	特定
小泉建設(株)	410-3206	〃 湯ヶ島 91	85-0645	85-0638	特定
今井建設(株)	410-3215	〃 月ヶ瀬 62-1	87-0334	87-0201	特定
(株)鈴木組	410-3213	〃 青羽根 268-1	87-0911	87-1329	特定

〈中伊豆地区〉

会社名	郵便番号	住所	電話番号	F A X	許可
梅原土建工業(株)	410-2505	〃 八幡 729-1	83-1255	83-0052	一般
大地建設(株)	410-2519	〃 戸倉野 8-8	83-1230	83-1232	一般
(有)小笠原建設	410-2518	〃 姫之湯 570	83-0359	83-1674	一般
(有)協和建設	410-2508	〃 柳瀬 328	83-0179	83-3027	一般
(株)佐々木組	410-2506	〃 徳永 361-1	83-0199	83-3000	特定
(有)浜野組	410-2501	〃 下白岩 532-1	83-1259	83-2072	一般
(有)双葉建設	410-2519	〃 戸倉野 29-4	83-0634	83-3619	一般
(有)村田組	410-2508	〃 柳瀬 293-1	83-0614	83-3257	一般

#### 【建築部会】

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

〈修善寺地区〉

会社名	郵便番号	住所	電話番号	F A X	許可
(株)加殿木工	410-2405	伊豆市加殿 115-1	72-2261	72-2914	一般
(有)原工務店	410-2411	〃 熊坂 753-1	72-6145	72-6146	一般
(株)山田工務店	410-2411	〃 熊坂 1180	72-2775	72-2791	一般

〈天城湯ヶ島地区〉

会社名	郵便番号	住所	電話番号	F A X	許可
むつわ建設(株)	410-	伊豆市湯ヶ島 1669-5	85-0328	72-2679	一般

〈中伊豆地区〉

会社名	郵便番号	住所	電話番号	F A X	許可
(株)佐藤工務店	410-2505	伊豆市八幡 483-5	83-1073	83-0252	一般
(有)杉本建設	410-2507	〃 冷川 1061	83-0504	83-2763	一般
佐藤建設	410-2519	〃 戸倉野 85-1-3	83-0522	83-3045	一般

【電気設備部会】

〈修善寺地区〉

会社名	郵便番号	住所	電話番号	F A X
(有)東栄電気	410-2416	伊豆市修善寺 40	72-3100	72-0031
(有)イイダ電気工業所	410-2401	〃 牧之郷 519-1	72-7891	72-7891

〈土肥地区〉

会社名	郵便番号	住所	電話番号	F A X
関電気工事	410-3303	伊豆市八木沢 1580	99-0304	99-0304
(有)今井電気	410-3302	〃 土肥 691-4	98-0220	98-2646

〈天城湯ヶ島地区〉

会社名	郵便番号	住所	電話番号	F A X
(有)ワタナベ電気	410-3215	伊豆市月ヶ瀬 64-5	87-0539	87-1064

〈中伊豆地区〉

会社名	郵便番号	住所	電話番号	F A X
(有)加藤電気工事	410-2501	伊豆市下白岩 61-2	83-0694	83-3185
(有)伊郷電気商会	410-2505	〃 八幡 273-1	83-1008	83-1009

【造園部会】

〈修善寺地区〉

会社名	郵便番号	住所	電話番号	F A X
北狩野造園工務(株)	410-2402	伊豆市大野 653-10	72-6245	75-9131
(有)山竹種苗園	410-2416	〃 修善寺 17-4	72-2834	72-7764

〈土肥地区〉

会社名	郵便番号	住所	電話番号	F A X
(有)青木造園	410-3304	伊豆市小下田 2114	99-0641	99-0285

〈中伊豆地区〉

会社名	郵便番号	住所	電話番号	F A X
-----	------	----	------	-------

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

植芳造園	410-2505	伊豆市八幡 433	83-0068	83-0068
------	----------	-----------	---------	---------

**【管工事工業会】**

〈修善寺地区〉

会社名	郵便番号	住所	電話番号	F A X
(有)磯商事	410-2407	伊豆市柏久保 550-1	72-3665	72-6513
植田設備工業(有)	410-2416	〃 修善寺 3345-1	72-6500	72-0943
(有)修善寺水道設備	410-2416	〃 修善寺 615-1	72-0308	72-0456
(有)鈴木設備工業所	410-2406	〃 日向 701	72-2207	72-3137
三須管工事店	410-2414	〃 本立野 19-2	72-0662	72-5394
山本設備	410-2416	〃 修善寺 1157-3	72-3196	72-5354
(有)酒井設備	410-2401	〃 牧之郷 384-1	72-3625	72-3625

〈土肥地区〉

会社名	郵便番号	住所	電話番号	F A X
(株)石黒工務店	410-3302	伊豆市土肥 702	98-0293	98-1181
石原設備工業	410-3302	〃 土肥 2809	98-1255	98-1255
(有)鈴木管工	410-3302	〃 土肥 2795-1	98-0362	98-1853
土屋商会	410-3304	〃 小下田 1729	99-0049	99-0778
(有)中本配管	410-3302	〃 土肥 694-1	98-0198	98-2639

〈天城湯ヶ島地区〉

会社名	郵便番号	住所	電話番号	F A X
古郡工業(株)	410-3205	伊豆市市山 525-1	85-0505	85-0608
(有)長倉工業所	410-3206	〃 湯ヶ島 1563-1	85-0535	85-1918
(有)大川工業所	410-3204	〃 田沢 617	85-0843	85-1855
(有)システムサービス	410-3215	〃 月ヶ瀬 62-5	87-0590	87-1334
湯ヶ島設備	410-3206	〃 湯ヶ島 384-4	85-1587	85-1587

〈中伊豆地区〉

会社名	郵便番号	住所	電話番号	F A X
(有)石原水道設備	410-2501	伊豆市下白岩 612-8	83-1673	83-2837
(有)内田設備工業	410-2512	〃 中原戸 65	83-1544	83-4080
(有)生田目設備	410-2503	〃 城 517-7	83-0856	83-2894
山下設備工業	410-2501	〃 下白岩 372-1	83-0201	83-0097
(有)中伊豆設備工業	410-2503	〃 城 80	83-1070	83-2466
(有)伊郷電気商会	410-2505	〃 八幡 273-1	83-1008	83-1009

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

### 3-4-1 気象等の予報及び警報の種類と発表基準

気象業務法に基づく、静岡県における気象等の予報（主な注意報のみ）及び警報の種類発表基準並びに気象等の予報及び警報を発表する細分区域は次のとおりである。

(静岡地方気象台)

#### 注意報

注意報の種類		基準値		
気象注意報	強風	平均風速	陸上：12m/s 以上 海上：15m/s 以上	
	風雪	平均風速	陸上：12m/s 以上 海上：15m/s 以上、雪を伴う。	
	大雨	平坦地	雨量基準	1時間 25 mm以上かつ総雨量 60mm 以上 又は 3時間 50mm 以上
			土壌雨量指数基準	110
		平坦地以外	雨量基準	1時間 25 mm以上かつ総雨量 60mm 以上 又は 3時間 50mm 以上
			土壌雨量指数基準	110
	大雪	24時間降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 5 cm以上
			山地	12時間降雪の深さ 10 cm以上
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	乾燥	最小湿度 30%以下で実効湿度 50%以下（但し、気象官署の値であることを示す。）		
	濃霧	視程	陸上	100m以下
			海上	500m以下
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下		
	なだれ	1 降雪の深さが 30cm 以上あった場合 2 積雪が 40cm 以上あって、最高気温が 15℃以上の場合 最高気温が 15℃以上の場合		
低温	最低気温	冬期 - 4℃以下		
着氷(雪)	著しい着氷(雪)が予想される場合			
その他の注意報	地面現象	※		
	浸水	※		
	波浪	有義波高 3.0m以上		
	高潮	潮位	伊東	海面上 1.1m 以上
			内浦	海面上 1.1m 以上
洪水	雨量	平地	1時間 20 mm以上で、総雨量 80 mm以上	
			3時間 50 mm以上 24時間 100 mm以上	
		山地	1時間 30 mm以上で、総雨量 120 mm以上	
			3時間 60 mm以上 24時間 150 mm以上	

※地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に含めて行う。  
上記の基準に達する、あるいは超えて被害が予想される場合に行う。



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

警報

警報の種類		基準値			
気象警報	暴風	平均風速	陸上：20m/s 以上 海上：25m/s 以上		
	暴風雪	平均風速	陸上：20m/s 以上 海上：25m/s 以上 雪を伴う		
	大雨	平地	雨量基準	1 時間	40 mm以上
			土壌雨量指数基準	160	
		平地以外	雨量基準	1 時間	80 mm以上
			土壌雨量指数基準	160	
大雪	24 時間降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 10 cm以上		
		山地	12 時間降雪の深さ 20 cm以上		
その他の警報	地面現象	※			
	高潮	潮位	伊東 海面上 1.5m 以上 内浦 海面上 1.5m 以上		
	波浪	有義波高 6.0m以上			
	浸水	※			
	洪水	平地	雨量基準	1 時間	40 mm以上
			土壌雨量指数基準	平地 1 時間 30mm かつ狩野川流域雨量指数 26 以上	
平地以外		雨量基準	1 時間	80 mm以上	
		土壌雨量指数基準	平地 1 時間 30mm かつ狩野川流域雨量指数 26 以上		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	110mm		

※地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行う。  
上記の基準によって被害が予想される場合に行う。

**気象等の注意報並び警報の発表・切り替え・解除並びに発表細分区域**

(1) 気象等の注意報・気象情報等の発表

静岡地方気象台が必要に応じて発表する。

(2) 気象等の注意報・警報の切り替え・解除

ア 注意報及び警報は、その種類に係わらず、これらの新たな注意報、または警報が行われたときに切り替えられる。

イ 注意または警報は、必要がなくなった場合には、当該注意報または警報を解除する。

### 3-4-2 報告に用いる被害程度の認定基準

#### 1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

#### 2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

#### 3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

#### 4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

(消防庁「災害報告取扱要領」から抜粋)

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

3-4-3 報告等の様式

第1号様式 災害確定報告

都道府県				区分		被害		
災害名 ・ 確定年月日	月 日 時確定	そ	出	流失・埋没	ha			
				冠水	ha			
			畑	流失・埋没	ha			
				冠水	ha			
報告者名		学	校	箇所				
区分		被害		病	院	箇所		
人的被害	死者	人						
			うち 災害関連死者	人				
			行方不明者	人				
	負傷者	重傷	人					
		軽傷	人					
	住家被害	全壊	棟		の			
世帯								
人								
半壊		棟						
		世帯						
		人						
一部破損		棟						
		世帯						
		人						
床上浸水		棟						
		世帯						
		人						
床下浸水	棟			り	災世帯数	世帯		
	世帯			り	災者数	人		
	人			火災発生	建	物	件	
非住家	公共建物	棟			危	険	物	件
	その他	棟			そ	の	他	件

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

区 分		被 害	都 道 府 県 災 害 部	名 称			
公 立 文 教 施 設	千 円			災 害 置 市 町 策 本 村 部 名	設 置	月	日 時
農 林 水 産 業 施 設	千 円				解 散	月	日 時
公 共 土 木 施 設	千 円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円						
小 計	千 円		災 害 置 市 町 策 本 村 部 名	計 団 体			
公共施設被害市町村数	団 体						
そ の 他	農 産 被 害	千 円	災 害 置 市 町 策 本 村 部 名				
	林 産 被 害	千 円					
	畜 産 被 害	千 円					
	水 産 被 害	千 円					
	商 工 被 害	千 円					
そ の 他	千 円	災 害 置 市 町 策 本 村 部 名	計 団 体				
被 害 総 額		千 円	消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			
消 防 団 員 出 動 延 人 数			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況  消防機関の活動状況  その他（避難指示等の状況）						

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日		災害名					計
区分							
人的被害	死者	人					
	うち 災害関連死者	人					
	行方不明者	人					
	負傷者	重傷	人				
		軽傷	人				
住家被害	全壊	棟					
		世帯					
		人					
	半壊	棟					
		世帯					
		人					
	一部破損	棟					
		世帯					
		人					
	床上浸水	棟					
		世帯					
		人					
床下浸水	棟						
	世帯						
	人						
非住家	公共建物	棟					
	その他	棟					
り災世帯数		世帯					
り災者数		人					
公立文教施設		千円					
農林水産業施設		千円					
公共土木施設		千円					
その他の公共施設		千円					
その他被害		千円					
被害総額		千円					
都道府県 災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日	
	解散	月日	月日	月日	月日	月日	
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適川市町村		団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数		人					
消防団員出動延人数		人					

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

第3号様式 災害年報

都道府県名

発生年月日		災害名							計
		区分							
人的被害	死者	人							
		うち 災害関連死者	人						
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
棟									
世帯									
人									
床下浸水	棟								
	世帯								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学校	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
被害船舶	隻								
水道	戸								

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

発生年月日		災害名	都道府県名					計
区分								
電	話	回線						
電	気	戸						
ガ	ス	戸						
そ の 他	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建 物	件						
	危 険 物	件						
	そ の 他	件						
り	災 世 帯 数	世帯						
り	災 者 数	人						
公立文教施設	千円	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )						
農林水産業施設	千円	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )						
公共土木施設	千円	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )						
その他の公共施設	千円	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )						
小	計	千円	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )					
	公共施設被害市町村数	団体						
そ の 他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	そ の 他	千円						
被 害 総 額	千円							
都 道 府 県 災害対策本部	設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部設置市町村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数	人	人	人	人	人	人	人	
消防団員出動延人数	人	人	人	人	人	人	人	



### 3-4-4 罹災証明書

#### 罹 災 証 明 書

申請者住所	
申請者氏名 (法人名・代表者氏名)	

罹災場所	(アパート等の場合、名称)
所在地番	
罹災住家等	
罹災日時 及び理由	
被害の程度	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・この証明は、家屋に被害を受けたものに限られ、当市が確認できる被害の程度について証明するものです。</li><li>・この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。</li></ul>

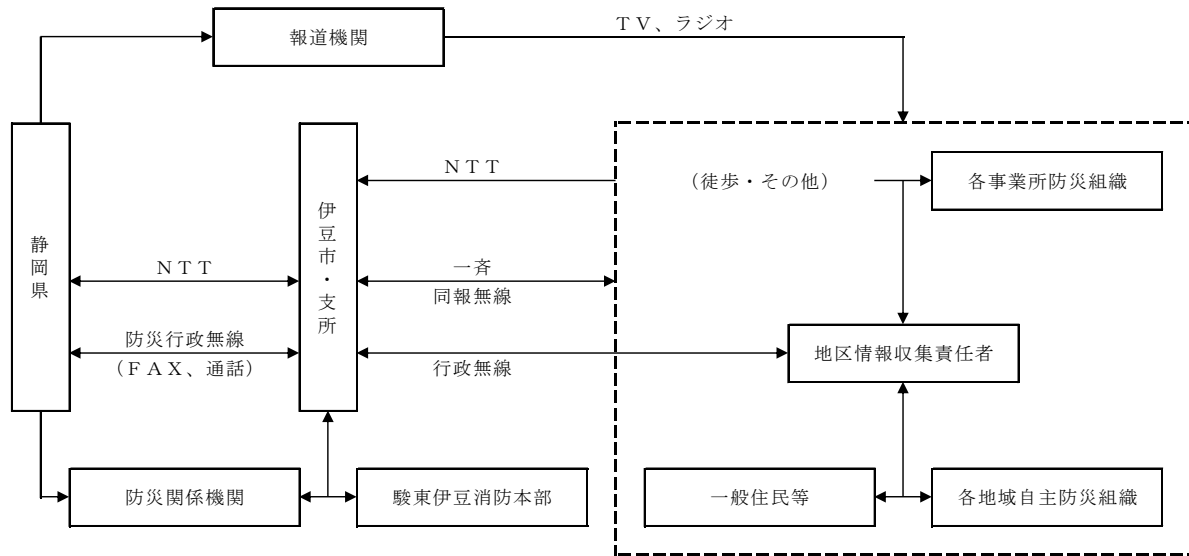
上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

伊 豆 市 長



### 3-4-5 情報の収集及び伝達系統図



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

3-5-1 報道機関一覧

社名	本・支局	住所	電話
朝日新聞社	静岡総局 沼津支局	静岡市葵区追手町7-2 朝日新聞静岡ビル 沼津市末広町33	054-253-2101 055-951-1231
毎日新聞社	静岡支局 沼津支局	静岡市葵区七間町8-20 沼津市大手町1-1-3 沼津商連会館第一ビル9階	054-254-2671 055-962-0204
読売新聞社	静岡支局 沼津支局	静岡市葵区追手町9-22 沼津市錦町1-12 沼津駅前YKビル5階	054-252-0171 055-951-8880
共同通信社	静岡支局	静岡市駿河区登呂3-1-1	054-286-1251
産経新聞社	静岡支局	静岡市葵区伝馬町9-1 河村ビル7階	054-255-5026
時事通信社	静岡総局 沼津支局	静岡市葵区追手町9-22 読売静岡ビル2階 沼津市添地町37	054-252-1823 055-963-5115
静岡新聞社	本社 大仁支局	静岡市駿河区登呂3-1-1 伊豆の国市田京126-1	054-284-8930 0558-76-0152
中日新聞社	静岡総局 沼津支局	静岡市葵区紺屋町11-17 桜井・第一共同ビル8階 沼津市大手町3-2-15 沼津駅前YKビル5階	054-255-2121 055-962-1123
東京新聞社	静岡総局 沼津支局	静岡市葵区紺屋町11-17 桜井・第一共同ビル8階 沼津市錦町1-12 沼津駅前YKビル5階	054-255-2121 055-962-1123
日本経済新聞社	静岡支局	静岡市葵区西草深町5-18	054-253-7191
伊豆新聞社	本社 伊豆日日新聞	伊東市鎌田1290-6 伊豆の国市三福191-1	0557-36-1234 0558-76-4760
建通新聞社	沼津支局	沼津市平町18-20 川口第二ビル2階	055-962-5167
伊豆経済新聞		三島市文教町1-5-15 加和太建設株式会社内	055-987-5541
日本放送協会 (NHK)	静岡放送局 伊東支局	静岡市駿河区八幡1-6-1 伊東市大原1-3-2 大原ガーデンア105	054-654-4001 0557-38-8776
静岡放送 (SBS)	本社 東部総局	静岡市駿河区登呂3丁目1-1 沼津市魚町1	054-284-8950 055-962-0383
テレビ静岡 (SDT)	本社 沼津支社	静岡市駿河区栗原18-65 沼津市大手町2-4-1 沼津第一生命ビル5階	054-261-6115 055-951-1313
静岡朝日テレビ (SATV)	本社 東部総支社	静岡市葵区東町15 沼津市大手町1-1-6 イーラde 3階	054-251-3300 055-951-3100
静岡第一テレビ (SDT)	本社 東部支局	静岡市駿河区中原563 沼津市大手町2-31-2 オーツービル5階	054-283-8118 055-963-4777
TOKAIケーブルネット ワーク	本社	沼津市寿町8-28 メディアプラザ	055-924-5457
ノアキ (三島テレビ放送)	本社	三島市田町3-57 ノアキ第一ビル4階	055-981-7520
静岡エフエム放送	本社	浜松市中区常磐町133-24	053-457-1152
FM IS	本社	伊豆市柏久保1304 オリエンタルマンション1階	0558-74-0872

### 3-6-1 災害救助法事務手順表

本表は市町における災害救助事務の一般的な進行手順を例示したものである。あくまでも一般的な例なので、当該災害の規模や救助体制に応じて、実施順序や実施内容の変更が必要な場合がある。

段階	実施項目	内容	留意事項
事前対策	避難所の確保	1 学校、公民館、民間の建造物の利用や野外仮設建物の設置準備 2 福祉避難所や旅館・ホテル等借上げ避難所等、関係施設との協定締結 2 管理運営マニュアル作成	大多数の住民が避難することを想定し、その必要な量の確保を図ること
	救助物資調達先の準備	1 備蓄物資の確保（事業者、団体等） 2 商工会等の事前打合せ	
	応急救助体制の設備	平常時から災害時を想定した訓練を実施	他市町との援助協定
	被害状況報告体制の確立	1 事前に担当地区を指定した調査班を設け、調査責任者をおく。 2 市町内各地区に情報連絡責任者及び調査立会人を確保しておく。 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の判定基準、報告要領について説明訓練を行う。	調査班の編成 調査立会人の確保 災害り災害調査原票等（様式1の1）等の調査用紙、報告用紙の常備
	災害ボランティアセンターの体制の確立	1 事前に運営に関する協定の締結や委託契約書の準備 2 平常時から災害時を想定した災害ボランティアセンター立上げ訓練の実施	協定書 契約書
災害発生直後	被害状況の把握	1 被害地区情報連絡責任者からの報告 2 現地調査班員（市町職員2人で1班）による調査の実施 災害り災者調査原票（様式1の1）の作成 ① 被害程度（人的、物的） ② 家族状況 ③ 課税状況、世帯類型、必要な救助  災害ボランティアセンターの設置についての協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町が主体性を保つこと</li> <li>住家被害については建築技術関係者等による判定</li> <li>巻尺（床上浸水等の測定）、カメラ（被災現場写真撮影用）、本部との連絡用携帯無線機等を利用</li> <li>②、③は段階的に処理すること</li> </ul>
	り災者調査原票の集計	世帯区分別被害状況集計票作成	救助実施の基礎数値となる
	被害状況の報告	1 県災害対策支部（地域局）への報告 2 災害救助法適用の可能性がある場合には、特に速やかに県方面本部へ報告	
災害救助法適用後第一段階	災害救助法の適用要請	1 被害状況に基づき、救助法の適用を検討する（適用基準による）。 2 救助法適用の判断をした場合は、市町長の意思を確認し、市町当局（責任者）より県方面本部（地域局）へ救助法適用要請を行う。 3 必要に応じ県職員等の応援要請	被害状況、現在及び今後予想される救助の種類を報告  被害状況調（様式1の2）及び災害発生報告
	救助記録日計票の作成	救助の種類ごとに救助記録日計票を作成	（様式4）
	避難所の開設	1 避難所への誘導 2 担当職員の派遣 3 避難状況の把握 4 避難所の維持管理	概要を電話、FAXで報告 開設日時・場所・収容人員（様式7）
	り災者の救出	1 救出のための要員（消防団等）の動員 2 機械・器具の借上げ（必要に応じ県方面本部へ応援要請） 3 必要に応じ、自衛隊等の派遣要請（→県方面本部）	り災者名・救助の実施日・方法（様式15）

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

住家被害認定調査体制の構築及び調査の実施	1 被害状況等に基づき、住家被害認定調査体制を構築し、調査スケジュール等を調整する。 2 必要に応じ、県職員等の応援要請		
炊出しその他による食品の給与	1 食糧の応急調達(必要に応じ県方面本部への応援要請) 2 炊出し所への責任者の派遣 3 婦人会等への炊き出しの協力要請 4 炊出し業者等へ弁当の手配 5 給与状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所収容者以外の者にも必要があれば給与可能</li> <li>責任者は、災害時要配慮者にも確実に食糧が行き渡るよう配慮</li> <li>消防団、市町職員、応援要員分は別に処理</li> </ul> 炊き出し場所・場所別給与人員(様式9)	
飲料水の供給	1 給水車の確保 2 機械・器具の借上げ	供給地区・対象人員・供給水量・供給方法(様式10)	
医療・助産	救護班の編成(公立病院等の協力)	1 日赤救護班の派遣要請(→県方面本部) 2 医師会救護班の協定に基づく派遣要請	派遣日時・診療人員・実施状況・診療名簿・終了日時(様式12)
	救護班によらない医療の実施	1 地区医師会に対する協力依頼 2 医療機関に対する説明、連絡	
死体の搜索	1 機械・器具の借上げ 2 消防団、自衛隊等の協力要請		
死体の処理	1 救護班等による実施要請 2 洗浄、縫合、消毒、検案、一時保存	(様式20・様式20の2)	
埋葬	1 埋葬(火葬)の実施 2 棺、骨つば代支給 3 遺族の連絡先を確認	(様式19)	
災害ボランティアセンターの設置	被災自治体から災害ボランティアセンターの設置・運営を行う者との委託契約の締結		

段階	実施項目	内容	留意事項
災害救助法適用後・第二段階	応急救援実施状況報告	救助日報に基づき毎日報告	(様式1の3)
	被服寝具その他の生活必需品の給与	調査原票に基づき必要物資の購入(配分)計画作成→購入→給与	各世帯別の被害状況、給与品配布状況を作成する。それらに基づき、(様式6)をまとめる。
	学用品の給与	1 学年別人員集計、学籍との照合 2 物資購入(配分)計画作成→購入→給与	(様式18)
	障害物の除去	1 対象世帯の選定(調査原票による) 2 実施計画(人夫の雇上げ、機械借上げ、業者委託も可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害物の存在、場所及び経済的能力により対象者を選定する(被災者の申請に基づくものではない)。(様式21)</li> </ul>
	義援金品の受取開始	県と連絡をとり対応	
	災害ボランティア活動と被災自治体の実施する救助の調整事務	災害ボランティアセンターとの連絡調整	人件費、旅費・宿泊費、賃金雇上費(様式23)

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

段階	実施項目	内容	留意事項
災害救助法適用後・第三段階	中間報告	1 救助実施状況に変化がある毎に報告 2 とりあえず電話報告、後で文書報告	災害中間報告、被害状況調（様式1の2）、救助種類別実施状況（様式6～22の2）、救助費概算額調（様式2）添付
	要配慮者等の状況報告	被保護移行見込世帯の状況	
	応急仮設住宅の設置（建設型応急住宅）	入居者調査（市町）→必要戸数の決定（県）→敷地の確保（市町）→工事施工（市町実施とする場合あり）、入居者選定（市町）	入居予定者名簿、応急仮設住宅台帳、敷地賃貸借契約書、着工報告、工事代金等支払証拠書類を県健康福祉センターに提出
	応急仮設住宅の設置（賃貸型応急住宅）	不動産関係団体に協力可能な不動産業者等の情報提供依頼（県）→市町に対し、協力可能な不動産業者等の情報提供（県）→入居者募集（市町）	「静岡県応急仮設住宅の供給における事務の手引き」参照
	住居の応急修理	対象世帯の選定→実施計画→大工、左官等の雇上げ	業者委託も可
	救助の特別基準の申請	特別基準の必要なものは救助期間内に申請（→県健康福祉センター）	電話連絡→後で文書
	災害弔慰金等の支給	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給開始	
	災害援護資金の貸付	災害救援資金の貸付申請受付開始	
	被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援金の支給申請受付開始	県単制度もある
	確定報告	文書報告	災害確定報告、被害状況調（様式1の2）、助種類別実施状況（様式6～22の2）、救助費概算額調（様式2）添付
繰替支弁金の精算	繰替支弁金の請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 領収書（支出票）写を添付</li> <li>・ 証拠書類は確実に保管すること。特にボランティア等により救助を実施している場合など、領収書の保管の徹底を。</li> </ul>	
災害ボランティア活動と被災自治体を実施する救助の調整事務に係る費用の申請	災害ボランティア活動と被災自治体を実施する救助の調整事務の完了後、費用を請求	業務完了報告書、委託契約書・仕様書の写し、支出に関する報告書、支払いに関する証明書を県へ提出	

※ 様式については、静岡県健康福祉部が作成した災害救助の手引き（令和3年4月）を参照。

### 3-6-2 災害救助法による応急救助の事務処理

区分	報告時期等	報告事項	書類整理
災害り災者調査原票	調査終了後	被害の程度、世帯類型別、課税の状況別の被害状況報告	原票を整理し、世帯区分別被害状況集計表を作成
発生報告	法適用が明らか又は適用が見込まれる場合	災害発生日時、場所、原因、概要、措置等	災害報告様式1の2
中間報告	随時	救助の実施状況及び今後の救援の実施予定等	災害報告様式1の2 様式2
確定報告	応急救助の完了後	確定被害状況と災害救助費概算所用額等	災害報告様式1の2 様式2
避難所設置	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	開設日時、場所、箇所数、収容人員 開設期間の見込み 福祉避難所の設置数、場所、ホテル・旅館等を借上げた避難所の設置数、場所 (特別基準申請)	様式4 様式6(避難所用) 様式7 避難所設置に要した支払証拠書類 避難所設置に要した物品受払証拠書類
応急仮設住宅(建設型)	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	入居該当者(選考委員会に報告) 設置戸数、箇所 着工及び竣工報告 (特別基準申請)  供与期間経過後はその処分方法	様式4 様式8の1 様式8の2 敷地貸借契約書 建築工事関係書類(契約書、設計書、仕様書等) 建設工事代金等支払証拠書類 応急仮設住宅使用賃借契約書
炊出し、その他食品の給与	災害発生後20日以内に予定者名簿、仕様書等	炊出し開始、終了報告 炊出し場所、箇所数 炊出し場所別給与人員  (特別基準申請)	様式4 様式6(炊出し用) 様式9 食料・物品の購入・借用代金支払証拠書類 購入・借用物品支払証拠書類
飲料水の供給	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	供給地区、対象人員、供給水量、供給方法  (特別基準申請)	様式4 様式6(供給用機械器具、燃料、浄水用品、資材等) 様式10 支払関係証拠書類 物品受払関係書類
被服寝具その他生活必需品の給(貸)与	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	世帯構成員別被害状況 給与状況(完了報告)  (特別基準申請)	様式4 様式6(被服寝具等) 様式11 物資配分計画表 救助物資受領書 物資購入関係支払証拠書類
医療・助産	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	救護班の派遣の必要性 救護班の開始、終了報告 診療人員及び実施状況 診療名簿(医療機関ごとに受診者名、診療内容、診療期間、費用概算額等)  (特別基準申請)	様式4 様式6(医薬品、衛生材料) 様式12 様式13 様式14 医療品衛生材料等購入関係支払証拠書類 助産関係支払証拠書類
救出	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	救助の実施状況  (特別基準申請)	様式4 様式6(被災者救出用機械器具燃料) 様式15 救出用関係支払証拠書類

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

住宅の応急修理	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	住宅の応急修理の該当者 半壊（焼）の対象世帯は民生委員の意見、生活保護のミーンズテスト（資力調査）を参考に決定（大規模半壊世帯を除く） 修理戸数 着工及び竣工報告  (特別基準申請)	様式4 様式6（住宅の応急修理） 様式16 住宅の応急修理のための契約書、設計書、仕様書等 住宅の応急修理関係支払証拠書類
学用品の給与	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	学年別被災児童・生徒数 (被害者名簿と学籍簿と照合の上被害別、学年別に給与対象人員を把握し集計) 支給状況 (配分計画表の作成)  (特別基準申請)	様式4 様式6（教科書及び学用品給与） 様式18 学用品購入関係支払証拠書類
埋葬	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	埋葬の実施状況  (特別基準申請)	様式4 様式6（埋葬） 様式19 埋葬費支払関係証拠書類
死体の搜索	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	搜索状況  (特別基準申請)	様式4 様式6（搜索用機械器具燃料等） 様式20の2 死体搜索用関係支出証拠書類
死体の処理	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	死体の処理の実施状況 死体の名簿（住所、氏名、死因、死亡日時、場所等）  (特別基準申請)	様式4 様式6（死体処理） 様式20 死体処理費支出関係証拠書類
障害物の除去	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	障害物の除去対象数 障害物の除去実施状況  (特別基準申請)	様式4 様式6（障害物除去） 様式21 障害物除去支払関係証拠書類
災害ボランティア活動と被災自治体を実施する救助の調整事務	災害ボランティア活動と被災自治体を実施する救助の調整事務完了後	勤務時間報告書（氏名、所属、勤務内容、勤務した時間） 国家公務員の旅費に関する法律に定める各種様式 時間外報告書（氏名、所属、勤務内容、勤務した時間）	様式23 災害ボランティア調整事務支払関係証拠書類  支払に関する証明書 委託契約書・仕様書の写し

※ 様式については、静岡県健康福祉部が作成した災害救助の手引き（令和3年4月）を参照。



3-6-3 災害救助法（救助の対象・費用の範囲）早見表

救助の種類	救助の対象 費用の範囲
避難所設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害によって現に被害を受けた者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住家が被害を受け居住の場所を失った者</li> <li>・ 現に被害を受けた者</li> </ul> </li> <li>○ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難命令の出た場所</li> <li>・ 避難命令は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合</li> </ul> </li> <li>○ 被災者はその土地の住民であるかどうかを問わない <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄宿舎等の労働者</li> <li>・ (必要に応じて) 列車、バス等の旅客</li> <li>・ 法適用を受けている他市町村の避難者</li> </ul> </li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賃金職員雇上費</li> <li>○ 消耗器材費（海中電灯、乾電池、ポリ袋、掃除用具等）</li> <li>○ 建物器物等の使用謝金</li> <li>○ 光熱水費（電気、ガス、灯油、水等）</li> <li>○ 仮設便所等の設置費（仮設の便所、風呂、洗濯場、炊事場等）</li> </ul>
応急仮設住宅の供与	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住家が全焼、全壊又は流出した者</li> <li>○ 居住する住家がない者</li> <li>○ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者</li> <li>○ 災害地における住民登録の有無を問わない</li> </ul> <hr/> <p>【建築型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費</li> <li>○ 法第7条の規定によって従事命令の場合の実費弁償費</li> <li>○ 費用の算定に当たって想定されている費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 断熱材</li> <li>・ 特別な仕様を除く便所、風呂及び給湯器等の設備費用</li> <li>・ 手すりや敷地内の外灯、簡易舗装等</li> </ul> </li> <li>○ 土地の借料は含まれない</li> <li>○ 直営工事の場合の事務費</li> </ul> <p>【賃貸型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料等、民間賃貸借住宅等の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものを含むとして、地域の実情に応じた額</li> </ul>
炊き出しその他による食品の給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所に収容された者</li> <li>○ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者</li> <li>○ 旅館やホテルの宿泊者、一般家庭の来訪客等</li> <li>○ 社会福祉施設の入所者（施設自らでは調理することができない状況の場合）</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主食費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米穀販売業者及び食糧事務所等から購入した米穀</li> <li>・ 業者から購入した弁当等</li> <li>・ 一般の食料品店から購入したパン、うどん、インスタント食品等</li> </ul> </li> <li>○ 副食費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限なし</li> </ul> </li> <li>○ 燃料費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品目、数量等について制限なし</li> </ul> </li> <li>○ 雑費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 器物の使用謝金又は借上料金のほかアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費</li> </ul> </li> </ul>
飲料水の供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害のために、現に飲料水を得ることができない者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住家等にはほとんど被害がなくても、飲料水が枯渇し、又は汚染したときは、飲料水の供給が受けられる、また、水道の水源地が破壊され、他に飲料水を求める方法のない者についても供給される。</li> </ul> </li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水の購入費（ただし、真にやむを得ない場合に限り）</li> <li>○ 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械：自動車、給水車、ポンプ等</li> <li>・ 器具：バケツ、ポリタンク、ビン等</li> </ul> </li> <li>○ 薬品及び資材費</li> </ul>

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬品費とは、カルキ等に要する費用であり、ろ水器に使用するもの及び各人が飲用する水を直接浄水するものに限られ、一般に防疫上の見地から散布する薬品は含まれない。</li> <li>・ 資材費とは、ろ水器等に使用するフィルター等に要する費用である。</li> </ul> <p>○ ボーリング等による新しい水源の開発、又は天然水を送水するための配水管の敷設等恒久的対策は対象とならない。</p> <p>○ 井戸さらいの場合の資材費や賃金職員雇上費、水道の補修工事に用いる配水管等の資材費は、原則として認められない。</p>
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>○ 災害により住家に被害を受けた者</p> <p>○ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者</p> <p>○ 被服寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者</p> <p>○ 住家の被害が要件を満たしても、別に保管した物があつたり、寄贈を受けたりし、必要最小限のものが得られれば、対象とならない。</p> <p>ア 被服、寝具及び見の回り品 洋服、作業着、下着、毛布、布団 タオル、靴下、サンダル、傘等</p> <p>イ 日用品 石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等</p> <p>ウ 炊事用具及び食器 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等</p> <p>エ 光熱材料 マッチ、プロパンガス等</p>
医療	<p>○ 医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害の発生により医療機関がなくなるか、あるいは機能を停止した場合</li> <li>・ 災害により交通が途絶し、医療が受けられなくなった場合や診療のための人的物的設備が停止した場合</li> <li>・ 医療機関が一日間に診療できる患者数をはるかに超える患者が発生し、救護班の派遣を必要とする場合、簡単な処置、投薬しかできない診療所の所在地に、複雑な処置を要する重症患者が発生した場合</li> <li>・ 通常の保険診療等が行われている場合、又は行える場合には、通常、法による医療を行う必要はない。</li> <li>・ 災害の混乱時に強いて治療をしなくとも平常時に復してから治療すればよいような疾病は対象とならない。</li> </ul> <p>○ 医療を必要とする状態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療を必要とするに至った原因を問わない。</li> <li>・ 法による医療は、見舞的あるいは補償的なものではない。</li> <li>・ 障害を受け又は疾病にかかった日時を問わない。</li> <li>・ 患者自身の経済的能力の如何を問わない。</li> <li>・ 被災者のみに限定されない。</li> </ul> <p>○ 応急的に医療を施す必要がある者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傷害、疾病の治療に関係のないものは、応急的に必要な医療とは認め難い。</li> <li>・ 予防的ないしは防疫上の措置は対象外。</li> </ul> <p>○ 診療</p> <p>○ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>○ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>○ 病院又は診療所への収容</p> <p>○ 看護</p>
助産	<p>○ 災害のため、助産の途を失った者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生により、医療機関、助産所及び助産師等助産の機関がなくなった場合</li> <li>・ 機関の機能停止により、分べんの介助及び処置を行うことができない者</li> </ul> <p>○ 現に助産を要する状態の者</p> <p>○ 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者</p> <p>○ 被災者であると否とを問わない</p> <p>○ 本人の経済的能力の如何を問わない</p> <p>○ 分べんの介助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 陣痛の開始から胎盤排出までの間の必要な介助</li> </ul> <p>○ 分べん前分べん後の処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産前の準備及び処置並びに出産後の新生児に対する沐浴等を含む事後処理</li> </ul> <p>○ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他衛生材料費は、ネル、サラシ、油紙、亜麻仁油紙、リゾール、シッカロール等</li> </ul>
被災者の救出	<p>○ 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者</p>

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災の際に火中に取り残されたような場合</li> <li>・ 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合</li> <li>・ 水害の際に流失家屋と共に流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合</li> <li>・ 山津波や土石流により生き埋めになったような場合</li> <li>○ 災害のため、生死不明の状態にある者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行方不明の者で、諸般の情勢から生存していると推定される者</li> <li>・ 行方は分かっているが、生命があるかどうか明らかでない者</li> </ul> </li> <li>○ 災害にかかった者の住家の被害状況は関係ない</li> <li>○ 災害にかかった原因の如何を問わない</li> <li>○ 人の救出だけに限定される</li> </ul>
被災した住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 借上費又は購入費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船艇その他の救助のために必要な機械器具の借上費又は購入費</li> <li>・ 直接救出活動に使用したものに限り</li> </ul> </li> <li>○ 修繕費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救出のために使用した機械器具の修繕費</li> </ul> </li> <li>○ 燃料費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代</li> <li>・ 捜索や救出作業を行う場合の照明代</li> <li>・ 救出した者を蘇生させるための採暖用の燃料費</li> </ul> </li> <li>○ 救出のための賃金職員雇上費及び輸送費は、経理上救出費から分離し、賃金職員雇上費及び輸送費として一括計上する</li> </ul>
学用品の給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害によって住家に被害を受けた児童及び生徒 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住家の被害程度は、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水</li> <li>・ 非住家だけが被害を受けた場合は対象外であるが、勉強部屋であった場合には対象となる</li> <li>・ 通学途中又は学校等で被災した場合、親類縁者の家に滞在中に被災し喪失又は毀損した場合であっても、知事が必要と認めたとときに限り給与して差し支えない</li> </ul> </li> <li>○ 小学校児童及び中学校生徒並びに高等学校等生徒に限る</li> <li>○ 学用品がなく、就学に支障を生じている者</li> <li>○ 教科書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文部科学省認定済教科書及び文部科学省著作教科書</li> </ul> </li> <li>○ 教材（当該学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準教科書として使用されているテキスト等</li> <li>・ ワークブック、補充問題集、一般補充問題集</li> </ul> </li> <li>○ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規など）</li> <li>○ 通学用品（運動靴、体育着、傘、かばん、長靴など）</li> <li>※ 文房具及び通学用品の品目は例示であり、これ以外の品目でも必要なものは可</li> </ul>
埋葬	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生直後の混乱期に遺体が発見されたときには、遺族等の関係者に遺体を引き渡すことが原則であり、遺族等が埋葬を出来ない場合、又は遺族等に引き渡しを出来ない場合などに法による埋葬を行なうものである</li> <li>○ 災害時の混乱の際死亡した者であること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死因及び場所の如何を問わない</li> <li>・ 災害発生の日以前に死亡した者で、まだ埋葬が終わっていないもの</li> </ul> </li> <li>○ 災害のために埋葬を行うことが困難な場合であること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、埋葬を行うことが困難であるとき</li> <li>・ 火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき</li> <li>・ 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等の入手ができないとき</li> <li>・ 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき</li> </ul> </li> </ul>

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、刑事訴訟法及び検視規則等の変死体の取扱いに関する他の法令の規定によるべきであるので、直ちに警察署に届け出ることとし、法による埋葬は行わないようにするべきである</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 棺、骨つば及び火葬等の埋葬の費用</li> <li>○ 埋葬の際の賃金職員雇上費及び輸送費</li> <li>○ 供花代、酒代等は含まれない</li> </ul>
死体の捜索	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行方不明の状態にある者で、各般の事情により、既に死亡していると推定される者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行方不明になってから相当の時間を経過している場合</li> <li>・ 災害の規模が非常に広範囲にわたり、億艇の避難所等の地域以外は、壊滅してしまったような場合</li> <li>・ 災害発生後、ごく短期間のうちに引き続き当該地域に災害が発生したような場合</li> </ul> </li> <li>○ 死亡した者の居住地に法が適用されたかどうかは関係ない</li> <li>○ 死亡した者の住家の被害状況は関係がない</li> <li>○ 死亡した原因の如何は問わない</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 借上費、又は購入費 直接捜査作業に使用した船艇、その他必要な機械器具の借上費又は購入費</li> <li>○ 修繕費 捜索作業に使用した機械器具の修理費</li> <li>○ 燃料費 機械、器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行うための照明代等</li> </ul>
死体の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害による社会混乱のため、死体の処理ができない場合（通常埋葬の前提として行われるものであるため、埋葬を行う場合と同様に取り扱う）</li> <li>○ 警察官が発見した遺体、又は警察官に対して届出がなされた死体に関しては、当該死体が警察当局から関係者に引き渡されてから後に、必要な死体の処理を行う</li> <li>○ 死亡の原因が犯罪によるものではないかという疑いがもたれるような変死体については、この制度で着手すべきではない</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1死体について必ず行うものではなく、その死体について必要に応じて行う</li> </ul> </li> <li>○ 死体の一時保存 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身元を識別するため</li> <li>・ 死亡者が多数の場合には、短時日の間に埋葬することは困難であり、埋葬が行われるまでの一時保存が必要となる</li> </ul> </li> <li>○ 検案 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救護班によって行うことを原則としているが、死体の数が著しく多い場合や、救護班が医療、助産等を行っていて検案を行うことができないような場合は、一般開業の医師によることができるが、検案書の作成は本制度の対象外である</li> </ul> </li> </ul>
障害物の除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること</li> <li>○ 住家が半焼、半壊又は床上浸水したものであること</li> <li>○ 当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること</li> <li>○ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者であること</li> <li>○ ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員雇上費等一切の経費が含まれる</li> </ul>
応急救助のための輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者の避難に係る支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者自身を避難させるための輸送</li> <li>・ 被災者を誘導するための人員、資機材等の輸送</li> <li>・ 被害を受けるおそれのある者の避難のための輸送は、市町長等が発した避難命令に基づく場合又は緊急なため命令する暇はないが、客観的にみて当然避難を要する状態にあった場合で、しかも市町長等の指示に従って避難したときに限られる</li> <li>・ 以下の輸送は対象とならない 災害の予防、根本的解消又は拡大防止のための人員、物資、資材の輸送 ペット、家畜の避難ないし家財道具等の持出し又は輸送（本人の避難等に支障がある場合に、被災者全体の避難に支障をきたさない範囲で、併せて実施することを禁じるものではない） 警察、消防、自衛隊、海上保安庁等が救助の応援として実施した輸送 市町長の指示等に従わず、勝手に避難したような輸送 避難が終わり各自が帰宅する場合の輸送</li> </ul> </li> <li>○ 医療及び助産における輸送 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者等を救護班が仮設する診療所、病院、産院等に入院又は通院させる場合、あるいは他の病院、診療所等に輸送する場合（この制度によって、保護する以外に途がないことが前提である）</li> <li>・ 救護班に関する人員の輸送</li> </ul> </li> </ul>

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の輸送は認められない 医薬品及び衛生材料等の輸送→救援用物資の輸送 退院又は分べんが終了し帰宅する際の輸送</li> <li>○ 被災者の救出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手段、方法等は被災者の避難のための輸送の場合と同一と解してよい</li> <li>・ 救出された被災者の輸送と救出のための必要な人員、資機材の輸送</li> <li>・ 被災者の生命の安全を確保するための輸送に限られる</li> <li>・ 以下の輸送は認められない 被災者救出のために輸送した人員及び資機材等の輸送 ペット、家畜の避難及び家財道具等の持出しのための輸送（本人自身の救出に支障をきたすなどの場合に、被災者全体の輸送に支障をきたさない範囲内で、併せて実施することを禁じるものではない）</li> </ul> </li> <li>○ 飲料水の供給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲料水それ自体の輸送</li> <li>・ 飲料に適する水を確保するために必要な人員、ろ水器その他飲料水の供給に必要な機械、器具、資材等の輸送</li> <li>・ 以下の輸送は対象とならない 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による生活用水供給のための輸送費</li> </ul> </li> <li>○ 死体の捜索 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死体の捜索のために必要な人員及び資材等の輸送</li> <li>・ 以下の輸送は認められない 災害地の清掃、後片付等のための人員及び資材等の輸送 警察、消防、自衛隊、海上保安庁等による輸送</li> </ul> </li> <li>○ 死体の処理（埋葬を除く） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死体の消毒、縫合、洗浄等の処理並びに検案のための救護班員等人員の輸送</li> <li>・ 死体の処理のための衛生材料等の輸送</li> <li>・ 死体の発見場所から一時安置所までの移送、その他死体の移動に伴う死体そのものの輸送</li> <li>・ 死体を移送するための人員の輸送</li> <li>・ 以下の輸送は対象とならない 仮設安置所設置のための資材及び人員等の輸送費→「死体の一時保存」</li> </ul> </li> <li>○ 救援用物資の輸送 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救援用物資とは、被災者の応急救助の目的のために直接使用される一切の物資を言う</li> <li>・ 以下の輸送は対象とならない 避難所設置の場合の仮設便所、炊事場等の建築に要する資材の輸送費→「避難所設置」 応急仮設住宅建築の際の資材等の輸送費→「応急仮設住宅設置費」 住宅応急修理用資材の輸送費→「住宅の応急修理費」 埋葬の棺、骨つぼ等の輸送費→「埋葬」 死体の一時保存のための資材等の輸送→「死体の一時保存」 障害物の除去用資材の輸送費→「障害物の除去費」 炊出しの食品等を給与するための輸送→原則として消防団、青年団等の奉仕又は炊出しを受ける者等の相互協力等によって行うことが通常である 防疫対策用の機械器具及び資材等の輸送費→救援用物資ではない</li> </ul> </li> <li>○ 輸送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料</li> </ul>
<p>応急救助のための賃金職員雇上費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者の避難 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるために雇い上げる賃金職員</li> </ul> </li> <li>○ 医療及び助産における賃金職員等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救護班では処置できない重症患者又は救護班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がある場合に、病院、診療所に運ぶための賃金職員等（この制度による以外に他の途のない場合に限る）</li> <li>・ 救護班によって、医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う賃金職員</li> <li>・ 公立病院又は日本赤十字社等により派遣を受けた救護班だけでは十分な医療スタッフを得られない場合に、その他の医療機関から必要な要員を雇い上げることが考えられる</li> <li>・ 救護班の事務を行なう者又は被災地や避難所等へ医療班を輸送する運転手等については、官公署等の職員等が行うと考えられるが、これらだけでは十分な救助がなし難い場合に、医療及び助産のために必要な賃金職員等として救護班の事務を行なう者、被災地や避難所等への救護班を輸送する運転手等を雇い上げる場合が考えられる</li> <li>・ 救護班のスタッフに係る費用は、官公署及び公立病院等の職員等については、時間外勤務手当等について救助事務費で、日本赤十字社の職員については法第19条の規定に基づく補償で対応することとなっており、その他の場合に限り、ここでいう賃金職員等雇上費の対象となる</li> </ul> </li> </ul>

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者の救出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者を救出するために要する賃金職員等</li> <li>・ 救出に要する機械、器具その他の資材を操作し、又は後始末する賃金職員等</li> </ul> </li> <li>○ 飲料水の供給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲料水を供給するために要する賃金職員等</li> <li>・ 飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員等</li> <li>・ 飲料水を浄水するための医薬品等の配布に要する賃金職員等</li> </ul> </li> <li>○ 死体の捜索 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死体を捜索する行為そのものに必要な賃金職員等</li> <li>・ 捜索に要する機械、器具その他の資材を操作し、又は後始末する賃金職員等</li> </ul> </li> <li>○ 死体の処理（埋葬を除く） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死体の洗浄、消毒等の処置をするための賃金職員等</li> <li>・ 死体を仮安置所等まで運ぶための賃金職員等</li> </ul> </li> <li>○ 救援用物資の整理、輸送及び配分  救援用物資の種類：被服、寝具その他生活必需品、学用品、炊出し用の食糧品、調味料及び燃料、医薬品及び衛生材料  整理：種類別又は地区別に区分し、整頓し、保管する場合の一切  輸送：送達するための荷物の積卸、上乗り及び運搬  配分：輸送された物資を被災者に配分すること</li> </ul>
<p>救助に要した事務費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ この業務を行うために雇い上げた賃金職員</li> <li>○ 旅費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県内相互の指導連絡旅費、関係都道府県又は本省等への打合せ旅費、救援物資の調達、輸送の旅費</li> </ul> </li> <li>○ 時間外勤務手当 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員（県及び市町職員に限る）が応急救助事務のため、正規の勤務時間をこえて勤務した場合の時間外手当</li> </ul> </li> <li>○ 賃金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急救助事務を執行するのに必要な臨時雇い上げ職員等の日当</li> </ul> </li> <li>○ 消耗品費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急救助事務に必要な文房具及び消耗器材等</li> </ul> </li> <li>○ 燃料費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救助の業務を行なうのに必要な庁舎用暖房燃料及び自動車燃料等の燃料</li> </ul> </li> <li>○ 食糧費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員に対する炊出しの費用及び応急救助対策打合せ会の食費</li> </ul> </li> <li>○ 印刷製本費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急救助の事務を行うのに直接必要な印刷物及び応急救助のための資料等を印刷又は製本するのに要する費用</li> </ul> </li> <li>○ 光熱水料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急救助の事務を行うのに必要な電気料、水道料及びガス代等</li> </ul> </li> <li>○ 通信運搬費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信費、運搬料、近距離のバス、電車、船舶等の回数券</li> </ul> </li> <li>○ 使用料及び賃借料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地、家屋の借上料、自動車及び船舶の借上料、機械器具の借上料</li> </ul> </li> <li>○ 修繕費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急救助の事務に使用し、そのために修繕を要する状態になった自動車、船舶、自転車等の修繕費（現状回復が原則であり、改良、改善は原則として含まれない）</li> </ul> </li> <li>○ 委託費</li> </ul>
<p>災害ボランティアセンターの運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法第4条に規定する応急救助の事務を行うのに必要な経費に限られる</li> <li>○ 応急救助を実施する期間の経費に限られる</li> <li>○ 精算の事務を行うのに必要な経費については、精算事務終了の日までの間、その必要な経費が認められる</li> <li>○ 精算の事務を行うに必要な事務費の範囲は、応急救助に要する事務費と同じである</li> <li>○ 災害ボランティア活動と被災自治体の実施する救助の調整事務  対象組織：災害ボランティアセンターの設置・運営を行なう社会福祉協議会、NPO団体等  対象期間：災害ボランティアセンターの活動中にボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整が実施されている期間</li> <li>○ 調整事務を行なう人員を確保するための経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務・宿日直を含む）及び社協等が新たに雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金）  人件費単価：当該社協等が支払った実費又は、当該社協給与規程に基づいて支払った旅費のう</li> </ul> </li> </ul>

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

ち、いずれかの小さい金額が対象

- ・ 旅費（被災自治体から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）  
旅費単価：当該社協等が支払った実費又は、当該社協旅費規程に基づいて支払った旅費のうち、いずれかの小さい金額が対象

○ 報奨金や謝金、資機材等の購入は対象外

- ・ がれき等の障害物除去のため、市町が災害救助費より購入した資機材等を社会福祉協議会等を通じてボランティアへ貸出しをすることは可能

### 3-7-1 指定緊急避難場所及び指定避難所等

#### 1 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、津波、洪水等、災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるもの（対象とする災害に対し、安全な構造である堅牢な建築物、対象とする災害の危険が及ばない学校のグラウンド、駐車場等）

#### 2 指定避難所

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設（学校・体育館等の施設、公民館等の公共施設等）

#### 3 自主避難所

自主避難所は、台風等による風水害の被害等があらかじめ予想される場合に、住民等が自主的に事前避難する際の避難先として位置付けるもの

#### 4 指定緊急避難場所及び指定避難所等一覧

NO	施設名 住所	指定緊急避難場所							指定避難所	自主避難所	備考
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	火山現象			
1	修善寺南小学校 伊豆市柏久保 425-1	○	○		○		○	○	○		指定避難所：体育館
2	修善寺中学校 伊豆市柏久保 395-1	○	○		○		○	○	○		指定避難所：体育館
3	熊坂小学校 伊豆市熊坂 708-3		○		○		○	○	○		指定避難所：体育館
4	修善寺総合会館 伊豆市修善寺 838-1	○			○		○	○	○		
5	修善寺小学校 伊豆市修善寺 3244	○			○		○	○	○		指定避難所：体育館
6	伊豆総合高校 伊豆市牧之郷 892	○			○		○	○	○		指定避難所：体育館
7	修善寺東小学校 伊豆市本立野 419	○			○		○	○	○		指定避難所：体育館
8	小土肥農村公園 伊豆市小土肥 486			○	○	○	○				
9	小土肥生活改善センター 伊豆市小土肥 542	○	○	○	○		○	○	○		
10	旧土肥小学校	○	○	○	○		○	○	○		指定避難所：体育館



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

NO	施設名 住所	指定緊急避難場所						指定避難所	自主避難所	備考
		洪水	崖崩れ、 土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事			
	伊豆市土肥 638									
11	土肥小中一貫校 伊豆市土肥 2701-1	○		○	○	○	○	○		指定避難所：体育館
12	丸山スポーツ公園 伊豆市八木沢 1361-1	○	○	○	○	○	○	○		指定避難所：管理棟
13	小下田多目的集会場 伊豆市小下田 1341-1	○	○	○		○	○	○		
14	狩野ドーム 伊豆市青羽根 89	○			○		○	○		
15	月ヶ瀬体育館 伊豆市月ヶ瀬 444	○	○		○		○	○		
16	ふらっと月ヶ瀬 伊豆市月ヶ瀬 408-1	○	○		○		○	○	○	
17	旧湯ヶ島小学校 伊豆市湯ヶ島 136	○	○		○		○	○		指定避難所：体育館
18	旧八岳小学校 伊豆市原保 384	○			○		○	○		指定避難所：体育館
19	貴僧坊の里 伊豆市貴僧坊 108-8	○			○		○	○		
20	中伊豆中学校 伊豆市八幡 407	○			○		○	○		指定避難所：体育館
21	旧大東小学校 伊豆市徳永 900	○			○		○	○		指定避難所：体育館
22	中伊豆社会体育館 伊豆市上白岩 420-1	○	○		○		○	○		
23	八岳集会場 伊豆市原保 313-1	○	○		○		○	○		
24	小土肥津波避難タワー 伊豆市小土肥 542					○				
25	八木沢津波避難タワー 伊豆市八木沢 770-1					○				
26	土肥こども園津波避難タワー					○				

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

NO	施設名 住所	指定緊急避難場所						指定避難所	自主避難所	備考
		洪水	崖崩れ、 土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事			
	伊豆市土肥 665-26									
27	土肥ふじやホテル 伊豆市土肥 478-1					○				5階以上に避難
28	土肥館 伊豆市土肥 289-2					○				5階以上に避難
29	ゆとりろ西伊豆 伊豆市土肥 324					○				5階以上に避難
30	玉樟園 伊豆市土肥 284					○				5階以上に避難
31	ホテル粹松亭 伊豆市土肥 415-4					○				5階以上に避難
32	土肥温泉ホテルみなみ荘 伊豆市土肥 336-1					○				5階以上に避難
33	大江戸温泉物語土肥マリンホテル 伊豆市土肥 2791-4					○				5階以上に避難
34	土肥観光ホテル湯の花亭 伊豆市土肥 2849-5					○				5階以上に避難
35	土肥グランドホテル明治館 伊豆市土肥 2849-3					○				5階以上に避難
36	湯茶寮マルト 伊豆市土肥 2658-1					○				5階以上に避難
37	新海花亭いずみ 伊豆市土肥 2914-6					○				5階以上に避難
38	あるじ栖 伊豆市小土肥 241					○				5階以上に避難
39	サンハイツ木口 伊豆市土肥 734-1					○				4階（浸水想定区域外）
40	ゆるり西伊豆 伊豆市土肥 349-2					○				5階以上に避難
41	朝香マンション 伊豆市土肥 859-1					○				3階（浸水想定区域外）
42	瀧コーポ					○				3階（浸水想定区域外）

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

NO	施設名 住所	指定緊急避難場所						指定避難所	自主避難所	備考
		洪水	崖崩れ、 土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事 火山現象			
	伊豆市土肥 1053-1									
43	シーサイド・スパ西伊豆土肥 伊豆市八木沢 1365-1					○				5階以上に避難
44	伊豆市役所土肥支所 伊豆市土肥 670-2					○			○	4階以上
45	生きいきプラザ 伊豆市小立野 66-1								○	
46	伊豆市役所中伊豆支所 伊豆市八幡 500-1								○	
47	(仮称)日向公園 伊豆市日向地内	○	○		○		○	○		令和7年度供用開始 予定
48	(仮称)新中学校 伊豆市日向地内	○	○		○		○	○	○	令和7年度開校予定
49	(仮称)松原公園津波避難複合施設 伊豆市土肥地内					○				令和6年度供用開始 予定。

### 3-7-2 福祉避難所

福祉避難所は、伊豆市災害時配慮者避難支援計画参照

災害時において宿泊施設が2次的避難者を収容することに関する協定

(目的)

第1条 この協定は、大規模な災害により多数の住民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、伊豆市（以下「甲」という。）が、〇〇〇〇（以下「乙」という。）に対し、高齢者等災害弱者の収容について協力を要するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(避難者の収容の依頼)

第2条 甲は、用意する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）に避難した者のうち、市長が避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断した者（以下「2次的避難者」という。）の収容について、乙に協力を要請することができる。

(要請の手続き)

第3条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請する場合には、事前に電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うことを原則とする。

- (1) 要請者の所属、氏名及び連絡先
- (2) 収容を依頼する2次的避難者の氏名及び連絡先
- (3) 収容を依頼する理由及び期間
- (4) その他必要な事項

(要請の受託)

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合には、当該施設の使用の目的の範囲内において、その要請を受諾するよう努めるものとする。

(収容期間)

第5条 甲が乙に対し依頼する2次的避難者の収容期間は、原則として7日以内とする。但し、必要により甲乙協議の上7日以内の範囲において、その期間を延長することができるものとし、さらに延長を必要とする場合も同様とする。

(費用の負担)

第6条 甲は、乙に依頼した2次的避難者の収容に関し、適正な費用を負担するものとする。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

#### 2次的避難 協定締結施設

	施設名	所在地	電話	収容人数	備考
1	伊豆中央ケアセンター	大野 304	72-8111	10	予備電源有
2	土肥ホーム	小土肥 787-2	98-2900	10	予備電源有
3	中伊豆特別養護老人ホーム	八幡 123	75-2525	10	予備電源有
4	ニチイホーム修善寺	熊坂 1255-706	72-6555	10	予備電源有
5	中伊豆リハビリテーションセンター	冷川 1523-108	83-2111	10	予備電源有
6	特養老人ホーム 天城の杜	湯ヶ島 939-41	75-8660	10	予備電源有
7	駿豆学園管理組合	小下田 2492	99-0248	10	予備電源有

### 3-7-3 避難対象地区、指定緊急避難場所

無印は津波、▲は山・崖崩れ、●は津波及び山・崖崩れ

	避難対象地区名	避難対象地区所在地	指定緊急避難場所	
			名称	有効面積 (ha)
修善寺地区	▲ 熊坂	火打沢・根付・根岸	熊坂小学校	0.8
	▲ 上山畑	上山畑		
	▲ 横瀬山	横瀬山		
	▲ 竹原	竹原		
	▲ 宮洞	宮洞		
	▲ 古川	清水・井戸洞	修善寺南小学校	1.2
	▲ 柏久保	神戸・上船戸	修善寺中学校	1.4
	牧之郷		伊豆総合高校	
	▲ 本立野	一町	修善寺東小学校	0.9
	▲ 南	南山	修善寺総合会館	0.8
	▲ 寺山弁天	弁天	修善寺小学校	0.9
	▲ 遊覧	岩の坊		
	▲ 紙谷	ばく尻		
	土肥地区	小土肥	浜	小土肥農村公園
		黒根		
土肥		中浜	旧土肥小学校	0.4
八木沢		西浜	丸山スポーツ公園	0.3
小下田		下村	小下田ふるさとセンター	0.3
▲ 小土肥		出口	小土肥農村公園	0.1
		入谷		
▲ 土肥		馬場	伊豆総合高校土肥分校	0.8
		水口		
		中村		
		横瀬		
		天金		
		新田		
		平石		
▲ 八木沢		上野	丸山スポーツ公園	0.3
		中島		
		長藤		
		大久保		
▲ 小下田		中村	小下田ふるさとセンター	0.3
		大木山		
		小峰		
		藤沢		
● 土肥		大藪	旧土肥小学校	0.4
	平野			
	屋形	土肥小中一貫校	0.7	
● 八木沢	小池	丸山スポーツ公園	0.3	
● 小下田	米崎	小下田ふるさとセンター	0.3	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

無印は津波、▲は山・崖崩れ、●は津波及び山・崖崩れ

	避難対象地区名	避難対象地区 所在地	指定緊急避難場所	
			名 称	有効面積 (ha)
天城湯ヶ島地区	▲ 松ヶ瀬	松ヶ瀬字楠	狩野グラウンド	0.8
	▲ 吉奈	吉奈字西神住		
	▲ 門野原	門野原字山岸	旧月ヶ瀬小学校	0.8
	▲ 湯ヶ島 (向原)	湯ヶ島字随昌		
	▲ 湯ヶ島 (木太刀)	湯ヶ島字湯沢	旧湯ヶ島小学校	0.8
	▲ 湯ヶ島 (世古の滝)	湯ヶ島字世古の滝		
	▲ 湯ヶ島 (二百枚)	湯ヶ島字二百枚		
	▲ 持越鉾山	持越字原		
中伊豆地区	▲ 上和田林ノ下ツ原	下白岩字林の下・下ツ原	中伊豆社会体育館	1.8
	▲ 西	下白岩字西		
	▲ 小川山田	上白岩字滝ノ前		
	▲ 城小菅	城字道下	中伊豆中学校	1.0
	▲ 八幡法華堂	八幡字法華堂		
	▲ 宮上水草洞	宮上字水草洞		
	▲ 冷山東山	冷川字東山	旧大東小学校	1.0
	▲ 徳永京入道	徳永字京入道		
	▲ 堰来宮神社北	冷川字宮ノ下		
	▲ 徳永大口	徳永字大口	旧八岳小学校	0.5
	▲ 地藏堂山 神社下	地藏堂字宮下		
	▲ 原保桑木	原保字桑木		
	▲ 菅引滝ノ上	菅引字滝ノ上		
	▲ 中原戸北ワクサシ	中原戸北ワクサシ	貴僧坊の里	0.2
	▲ 姫之湯堰ノ上	姫之湯字堰ノ上		
▲ 筏場字池坂	筏場字池坂			

3-8-1 避難所避難者名簿

受付番号
------

支所 避難所 作成日 月 日現在

地区名	氏名	性別	年齢	血液型	要介護の有無	症状	状態	2次避難先(移転先・帰宅)
世帯主		男女			有無			
住所	連絡先(TEL)							

家族	氏名	性別	年齢	血液型	要介護の有無	症状	状態	2次避難先(移転先・帰宅)
		男女			有無			
		男女			有無			
		男女			有無			
		男女			有無			
		男女			有無			
		男女			有無			
		男女			有無			
		男女			有無			
		男女			有無			

※ 世帯ごとに記入してください。

### 3-8-2 避難所情報報告様式

( 日 時 分現在)

避難所名称			
記入責任者名			
避難所全人数			人
内 訳	男性人数	人	
	女性人数	人	
	女性の内	衛生用品必要人数	人
	乳幼児人数	人	
	障害児(者)人数	人	
	要介護高齢者人数	人	
	傷病者人数	人	
炊き出し施設 使用の可否	不可 可能		



### 3-7-1 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

#### 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

伊豆市長〇〇〇〇（以下「甲」という）と△△△△（以下「乙」という）の間に、災害救助に必要な物資（以下「物資」という）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1 甲は災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第2 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げるものとし、乙が保有する物資とする。

（要請物資 要請の方法）

第3 第1の要請は、文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは口頭またはファクシミリで要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 前項但し書きの場合にあつては、乙は甲の意志を確認のうえ、第4の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4 第1の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を第3の2に掲げる者に連絡するものとする。

（物資の運搬）

第5 物資の集積場所、避難経路は、甲が状況に応じ、指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

（費 用）

第6 第2の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、集積場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議して定める。

（代金の支払い）

第7 甲が引き取った物資の代金は、乙からの請求後、すみやかに支払うものとする。

（調達・製造可能数量の報告）

第8 乙は、この協定の成立の日及び毎年9月1日現在の物資の調達可能量及び県内搬入方法を別紙「物資調達/製造可能数量報告書」により甲に報告するものとする。

（細目協定）

第9 甲は、毎年4月1日現在の物資の調達に関する搬入経路、集積所、担当者、連絡先等の協定の細目について、乙に報告するものとする。

（協 議）

第10 この報告に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第11 この協定は、 年 月 日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が別表に掲げる物資を取扱わなくなったときは、この協定は効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 伊豆市小立野 38-2  
伊豆市長 ⑤

乙 (住所)  
(氏名) ⑤

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

別表

○確保が必要な物資

期 間	発災直後	発災後3～4日まで	3～4日以降
想 定	ライフラインストップ	電気、水道復旧	電気、水道復旧
食 料	(調理不要の食品)	(主食+副食品)	(自炊のための食材)
	おにぎり 弁当 パン 缶詰 飲料 牛乳 粉ミルク	おにぎり 弁当 パン 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 果実 飲料 牛乳 粉ミルク	米穀 野菜 果実 食肉 魚類 漬物 佃煮 味噌醤油 塩 飲料 牛乳 粉ミルク
物 資	衣 料：毛布、テント、シャツ、下着類、作業着、タオル、軍手、サラン 日用品等：雨具、おむつ（紙）、おむつかバー、生理用品、石けん、洗剤、ちり紙、なべ、ハンゴ ー、やかん、バケツ、皿、茶わん、ハシ、スプーン、哺乳ビン、マッチ・ライター、懐中電灯、 乾電池、運動靴 燃料等：LPガス、LPガス器具		

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

別紙1 物資調達要請文書

第 号  
年 月 日

会 社 名  
代 表 者 様

伊豆市長 ○○○○

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。  
なお、協定書第4により、本要請に対する貴社の設置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	購入希望場所
月 日 ～ 月 日まで			

注：要請数量は1日当たり数量である。

担当：○○○課 ○○

電話：○○○-○○○○



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

	修善寺小学校	” 修善寺 3244	72-0024	2 t × 1 基
	熊坂小学校	” 熊坂 708-3	72-1116	2 t × 1 基
	修善寺東小学校	” 本立野 419	72-0420	2 t × 1 基
	修善寺南小学校	” 柏久保 449	72-0149	2 t × 1 基
土肥 地区	土肥小中一貫校	” 土肥 2701-1	98-0246	2 t × 1 基
	伊豆総合高等学校土肥分校	” 土肥 870-1	98-0211	2 t × 1 基
	旧土肥南小学校	” 八木沢 144-1	99-0001	2 t × 1 基
	土肥防災備蓄倉庫	” 土肥 3328-9	83-3900	1 t × 2 基
天城 湯ヶ島 地区	月ヶ瀬農産物等加工場	” 月ヶ瀬 535-5	85-1111	2 t × 1 基
	狩野ドーム	” 青羽根 89	87-1611	1 t × 1 基
中伊豆 地区	旧大東小学校	” 徳永 900	83-1028	2 t × 1 基
合 計				1 t × 1 1 基 2 t × 1 0 基
				計 2 1 基

3-14-1 伊豆市医療救護計画

伊豆市医療救護計画（改正）

令和4年11月  
伊豆市

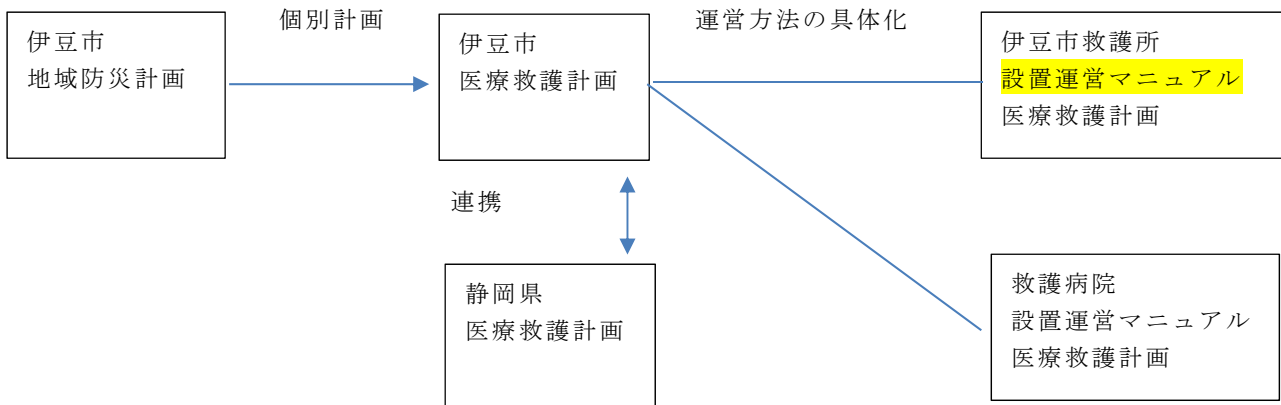
《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

目次

第1	医療救護計画の位置づけ	- 1 -
第2	医療救護計画策定の目的	- 1 -
第3	医療救護計画の基本的な考え方	- 1 -
第4	救護所	- 6 -
第5	救護病院	- 7 -
第6	災害拠点病院	- 8 -
第7	傷病者の搬送体制	- 8 -
第8	日常的に医療を必要とする患者等への対応	- 9 -
第9	医薬品等及び輸血用血液の確保計画	-10-
第10	市民及び自主防災組織が中心となって実施すべき事項	-10-
第11	医療関係者等への協力要請	-10-
別表1	救護所	-11-
別表2	救護所別出動計画	-12-
別表3	救護所資機材及び医薬品	-13-
別表4	救護病院	-18-
別表5	救護病院からの最寄りのヘリポート	-18-
別表6	応急救護所設置場所	-18-

## 第1 医療救護計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、伊豆市の地域に係る防災対策の大綱を定めた伊豆市地域防災計画のうち、医療救護活動に係る事項の個別計画である。



## 第2 医療救護計画策定の目的

この計画は、予想される南海トラフ巨大地震等の大規模災害から地域住民の生命と健康を守るため、医療救護体制の万全を期すことを目的とする。

なお、風水害その他の災害についても、必要に応じてこの計画で定める体制の中で対応する。

## 第3 医療救護計画の基本的な考え方

### 1 関係機関の役割

県、市、医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域住民等が、次のとおり災害時の各自の役割をあらかじめ把握し、災害時には相互に連携のうえ、迅速かつ円滑に医療救護活動を実施する。

地域住民	地域住民は、「自らの命を守る」、「自らの地域は皆で守る」を基本として、家庭救護及び自主防災組織による相互扶助体制を確立する。
市	市は、直接地域住民の生命、健康を守るため、伊豆市医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。
県	県は、国及び他の都道府県と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーター等の協力の下、市で対応できない広域的な医療救護活動を実施する。
医師会、歯科医師会、薬剤師会	医師会、歯科医師会、薬剤師会は、市と密接に連携し、医療救護施設における医療救護活動が迅速かつ円滑に実施できるよう全面的に協力する。

### 2 関係機関との連携

発災時に医療救護活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、関係機関の相互の連携を適時に行うため、伊豆市医療救護本部（以下「市医本部」という。）を設置する。

市医本部は、伊豆市災害対策本部（以下「市災対本部」という。）と連携を密接に行い医療救護活動を実施する。

### 3 医療救護の対象者及び区分

#### (1) 医療救護の対象者

ア 災害による負傷者

イ 医療機関自らの被災等により、転院を必要とする入院患者等

ウ 人工透析患者、人工呼吸器装着者等の難病患者及び妊産婦、新生児、また、直接災害に起因しない救急患者等

エ 災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定や精神疾患等の症状が認められる者



オ ウ、エについての具体的な対応については、「災害時における難病患者支援マニュアル」、「災害時の心のケア対策の手引」等で別に定めるもの。

- (2) 医療救護活動の実施に当たっては、トリアージタグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。
- (3) 透析患者など日常的に医療を必要とする患者及び平常時にも発生する救急患者は、専門の診療所及び災害拠点病院等において処置するものとする。
- (4) 医療救護対象者は、直接災害による負傷者及び災害時における救急患者とし、原則として以下の区分分類による救助方法をとる。ただし、軽易な傷病で家庭救護できる程度の者（以下「医療救護対象外の者」という。）は除く。
- (5) 対象者の区分

医療救護の対象者を次のとおり区分する。

分類	色別	救助方法
重症患者	赤	生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者
中等症患者	黄	多少治療の時間が遅れても生命に危険はないが、入院治療を必要とする者
軽症患者	緑	上記以外の者で医師の治療を必要とする者

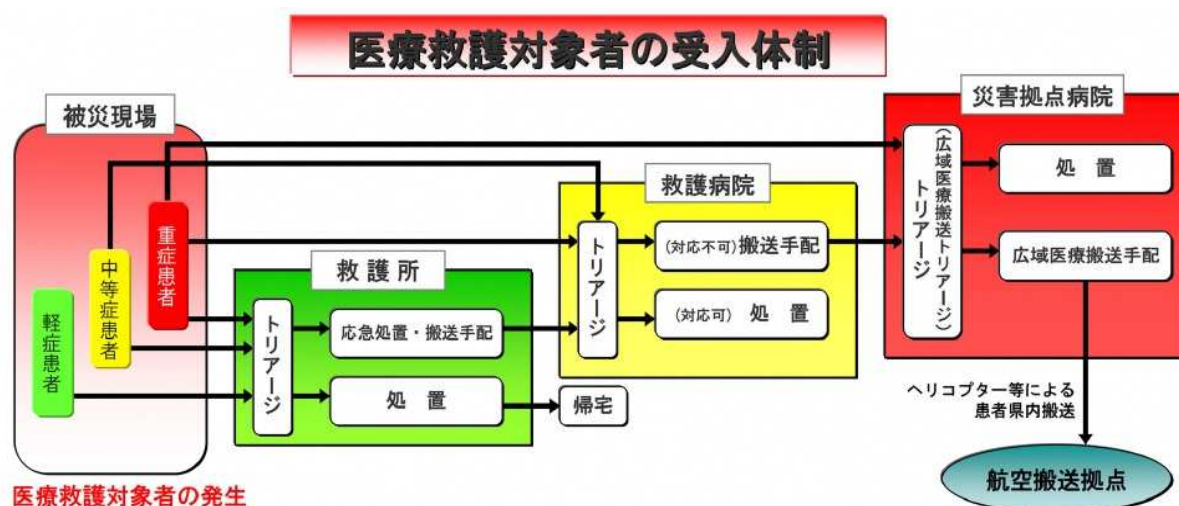
ただし、軽易な傷病で家庭救護にて対応できる程度の者（以下「医療救護対象外の者」という。）は除く。

- (6) 医療救護施設の区分

医療救護施設を次のとおり区分する。

区分	指定	主な機能
災害拠点病院	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重症患者の受入れ</li> <li>・DMAT 派遣</li> <li>・広域医療搬送への対応</li> <li>・DMAT 等医療チーム受入れ</li> <li>・地域の医療機関への応急用資器材の貸出し</li> </ul>
災害拠点精神科病院	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災精神科病院の患者の受入れ</li> <li>・医療救護施設等で対応困難な精神疾患等患者の受入れ</li> </ul>
救護病院	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中等症、重症患者の受入れ</li> <li>・重症患者の災害拠点病院への搬送及び広域医療搬送への対応</li> </ul>
救護所 応急救護所	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽症患者の受入れ</li> </ul>

- 医療救護対象者の受入れ体制（県計画より抜粋）



- (7) 医療救護期間の区分

医療救護期間を次のとおり区分する。

区分は目安であり、各区分の期間は災害の規模等により変動する。

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

フェーズ	区分	期間
I	超急性期	災害発生～概ね48時間
II	急性期	3日目～1週間
III	亜急性期～中長期	1週間～1ヶ月

(8) 救護所・救護病院の開設期間（フェーズⅠ及びⅡ）各種システムの活用

- ア 救護所・救護病院の開設期間は、市内全体の被災規模及び医療救護班からの市内医療機関の被災状況の報告を受け、市災対本部が決定する。
- イ 救護施設の医療救護活動は、原則として救護施設ごとの活動に携わる医師の指示により行い、特別の指示及び医療救護活動の終了は、伊豆市災害対策本部長の指示により行う。
- ウ 情報共有を図る。

(9) 市内医療機関の復旧による平時医療機関体制への移行（フェーズⅡ）

- ア 医療機関医において、施設・設備の応急処置の完了やライフラインの供給再開により診療機能が復旧した場合は、救護所・救護病院の医療救護班が行う災害救助法の医療は終了し、平時の医療体制に移行する。
- イ 平時の医療体制に移行した後は、対象者には医療機関への受診を促し、医療機関における医療は保険診療等で実施する。

(10) 健康支援の期間（フェーズⅡの中期以降）

市が行う医療救護活動の統制の縮小と健康支援活動の統制の増大に伴い、医療救護班を保健衛生班に変更し、健康支援活動を実施する。

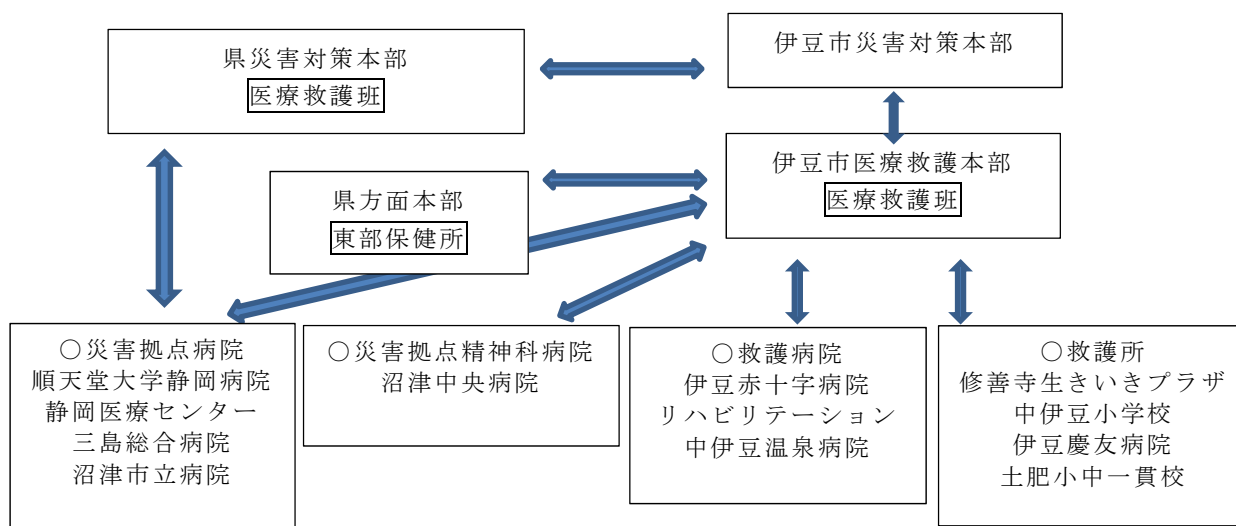
(11) 保健センター機能の再開（フェーズⅢ）

要配慮者の自宅・仮設住宅等への復帰・入所により指定避難所が縮小に向かう時期に、平常時の保健センターの機能を再開する。

平常時からの応急手当の方法等を普及・啓発することにより、発災時に備えておくものとする。

4 伊豆市の災害医療体制の全体図

発災時には、市災対本部、医療救護施設及び県が連携し、医療救護活動が迅速かつ円滑に実施できるように医本部を設置する。



5 災害時の情報把握

(1) 通信手段

災害時に迅速、適切な医療救護活動を実施するためには、情報を得るための通信手段確保が必要不可欠である。

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

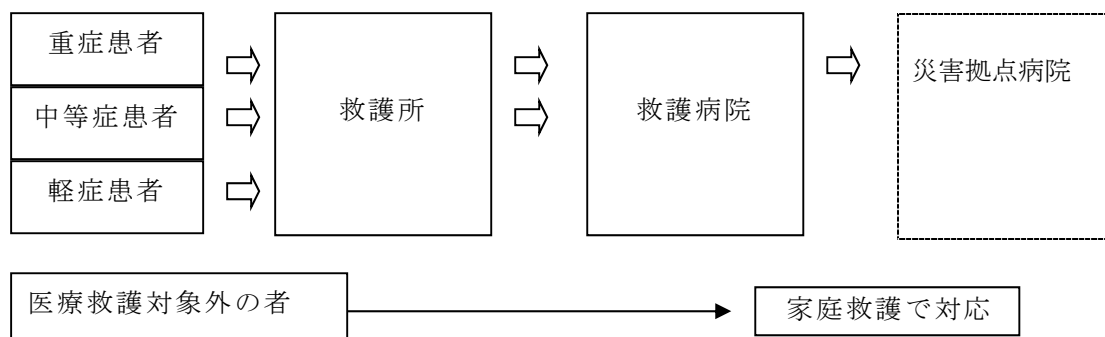
県、市、医療救護施設及び関係団体は、次の例示する通信手段を複数確保するよう努めることとする。

通信手段	特徴等
衛星電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星回線インターネット利用可能（一部機種除く）</li> <li>・不感地帯なし（多くの機種でアンテナを南天方向に固定する必要あり）</li> <li>・災害拠点病院は設置義務あり</li> </ul>
防災行政無線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県防災行政無線、市防災行政無線に区分</li> <li>・固定通信系（同報系）、移動通信系、衛星通信系等により構成</li> <li>・山間地等における不感地帯あり</li> </ul>
MCA無線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業、団体、自治体等で利用可能な業務用無線</li> <li>・防災行政無線としても利用可能</li> <li>・山間地等における不感地帯あり</li> </ul>
アマチュア無線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線等を補完する情報収集手段として有効</li> <li>・全ての使用者に無線免許が必要</li> </ul>

(2) 情報システム

名称	主な機能
ふじのくに防災情報共有システム (FUJISAN)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護所開設状況把握</li> <li>・医療救護支援要請</li> </ul> ※医療救護以外にも、道路、避難所等、多数の情報を共有
ロゴチャット	自治体専用のビジネスチャットツールで、災害時などの有事の際の情報伝達、連絡体制、意思疎通、意思決定などの機能がある。

6 患者の処置（基本図）



7 医療救護にかかる費用

災害対策基本法、災害救助法その他法令に特別の定めがある場合を除くほか、現行保険制度その他により取り扱うものとする。

**第4 救護所**

救護所は、修善寺生きいきプラザ、中伊豆小学校、市民活動支援センター、土肥小中一貫校とし、所在地等は別表1のとおりとする。

なお、被災状況に応じて応急救護所を適宜設置する。設置場所は別表6のとおりとする。

1 運営担当者

救護所の運営は、田方医師会・田方歯科医師会・田方薬剤師会（以下「田方医師会等」という。）が派遣する医師が医療救護班を編成して当たることとし、救護所別出動計画は別表2のとおりとする。

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

救護所の医療救護班1班の医療救護体制は、医師2人、歯科医師2人、看護職2人、補助員2人を標準とする。補助員は自主防災会等に協力を求めるものとする。

## 2 担当業務

- (1) トリアージ（重症患者、中等症患者、軽症患者の振分け）
- (2) 軽症患者の受け入れ及び処置
- (3) 必要に応じた中等症患者及び重症患者の応急処置
- (4) 死体の検案（警察官立会い）
- (5) 救護病院または災害拠点病院への搬送指示
- (6) 医療救護活動の記録
- (7) 自主防災組織への救援指示
- (8) その他必要な事項

## 3 運営体制

- (1) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、市は直ちに救護所備え付けの資機材及び医薬品等の点検を行い、発震後、医療救護班の医療活動を開始できるよう準備する。
- (2) 突然南海トラフ巨大地震等が発生した場合又は市内で震度6弱以上の地震が観測された場合は、市は直ちに田方医師会等と連携して救護所を設置し、医療救護活動を開始する。
- (3) 医療救護班は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、医療救護活動ができるように準備する。  
また、突然南海トラフ巨大地震等が発生した場合又は市内で震度6弱以上の地震が観測された場合は、発震後直ちに所定の救護所に集合し、医療救護活動を開始する。
- (4) 救護所における医療救護活動は、24時間体制とし、交替制で活動できるよう配慮する。

## 4 施設設備等

- (1) 救護所における資機材及び医薬品は、別表3の物品等を標準とする。
- (2) 救護所における給食・給水等については、避難所に対する措置と併せて行うものとする。

## 第5 救護病院

救護病院は、重症患者、中等症患者の処置及び収容を行う。

### 1 対象施設

救護病院は、一般病床を有する既存病院で、医療救護活動が期待できる病院について、当該病院の管理者と協議のうえ指定するものとし、別表4のとおりとする。

### 2 運営担当者

救護病院の医師等は当該病院の医師等をもって充てることを原則とするが、必要に応じて田方医師会及び県に医師等の派遣を要請する。

### 3 担当業務

- (1) トリアージ（重症患者、中等症患者、軽症患者の振分け）
- (2) 重症患者及び中等症患者の受け入れ及び処置
- (3) 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点等への搬送手配
- (4) 死体の検案
- (5) 医療救護活動の記録
- (6) その他必要な事項

### 4 運営体制

- (1) 救護病院は、病院関係者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等の医療救護活動に関する計画をあらかじめ作成する。

- (2) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、当該病院ごとに定める地震防災応急対策に基づく活動を開始するとともに、医療救護計画に基づく準備を行い、発災後は直ちに医療救護活動を実施するものとする。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報が発表されず突然発震した場合又は市内で震度6弱以上の地震が観測された場合は、地震防災応急対策に基づく措置を直ちに実施した後、速やかに医療救護計画に基づく医療救護活動に移行する。
- (4) 救護病院の管理者は、発震後直ちに院内状況及び医療救護活動状況を市災対本部に報告し、被災等により病院の機能に支障を生じたと認める場合には、必要な措置を要請する。
- (5) 救護病院の医療救護活動は24時間体制とする。

## 5 施設設備等

救護病院の施設設備等は、救護病院となる病院が現に有する施設設備とする。

## 第6 災害拠点病院

救護病院だけでは処置及び収容ができない場合には、県が定めた広域計画に基づく災害拠点病院を利用するものとする。

## 第7 傷病者の搬送体制

傷病者の搬送体制は、被災場所の傷病者数、救護所又は救護病院への搬送手段を考慮し、市災対本部又は医師若しくは現場責任者の指揮により効率的に実施する。

### 1 搬送区分及び搬送方法

- (1) 被災場所から救護所への搬送
  - ア 自主防災組織の会員
  - イ 避難所にいる住民
- (2) 救護所から救護病院への搬送
  - ア 救急車
  - イ 公用車等の転用車
  - ウ 自主防災組織の会員又は避難所にいる住民（救護病院が至近距離にある場合）
  - \* 救急車等の通行が不能の場合には、自主防災組織の会員又は避難所にいる住民により担架等を使用して救護病院へ搬送する。
- (3) 救護病院から災害拠点病院又は航空搬送拠点への搬送（広域医療搬送）
  - ア 災害拠点病院への搬送
  - イ 航空搬送拠点への搬送

市災対本部は、重症患者のうち、救護病院又は災害拠点病院での治療が困難であって、発災直後から被災地外の医療施設において緊急に手術や処置などを行うことにより、生命・機能予後の改善が十分期待され、かつ搬送中に生命の危険が少ない病態の患者を、被災地外の医療施設まで航空機で迅速に搬送し、根治的な治療を行う必要があると認められる場合は、静岡県災害対策本部東部方面本部に対し、広域医療搬送を要請する。

ヘリポートの確保及びヘリポートまでの搬送については、以下により市が行う。

#### ア 救護病院からの搬送

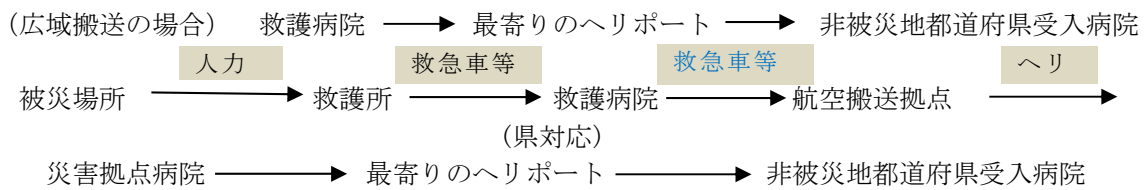
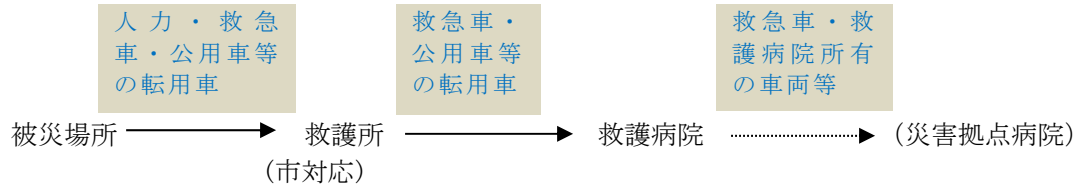
最寄りのヘリポートについては、別表5のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の会員
  - (2) 避難所にいる住民
  - (3) 救急車
  - (4) 公用車等の転用車
  - (5) 救護病院所有の車両等
- イ 救護病院から航空搬送拠点への搬送
- (1) ヘリコプター

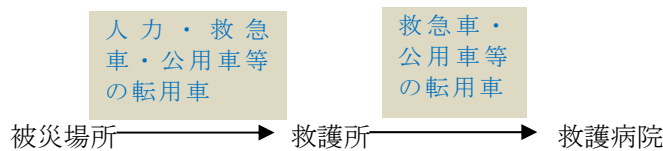
- (2) 救急車
- (3) 公用車等の転用車
- (4) 救護病院所有の車両等

## 2 傷病程度別搬送方法

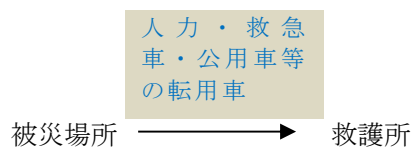
### (1) 重症患者



### (2) 中等症患者



### (3) 軽症患者



### (4) 医療救護対象外の者



## 第8 日常的に医療を必要とする患者等への対応

日常的に医療を必要とする人工透析患者、特定疾患患者、小児慢性特定疾患児等及び平常時にも発生する救急患者、産婦等については、専門の診療所及び災害拠点病院等に対応する。

### 1 医療救護体制

- (1) 救護病院は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、救急患者を除き、一般診療の中止を検討し、発震後は直ちに医療救護活動を実施する。
- (2) 日常的に医療を必要とする人工透析患者や、特定疾患患者等の医療機関である診療所は、病診連携による医療救護体制に関する計画をあらかじめ作成するものとする。

### 2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の搬送の方法

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の交通事情の悪化を勘案し、救急車等による搬送の方法をとるものとする。

- 3 発災した場合の搬送の方法  
医療救護計画に準じた搬送の方法とする。

## 第9 医薬品等及び輸血用血液の確保計画

救護所及び救護病院における不足医薬品等及び輸血用血液の確保については、次のとおりとする。

### 1 医薬品等の確保

- (1) 救護所は、医薬品等の不足が生じた場合は、速やかに市医本部に必要な医薬品等の数量を連絡し、市医本部は、災害薬事コーディネーターを通じて伊豆市薬剤師会又は医薬品等卸業者からこれを調達する。
- (2) 救護病院は、医薬品等の不足が生じた場合は、速やかに医薬品等卸業者からこれを調達する。
- (3) 前項の規定による調達が困難な場合は、市災対本部を通じて静岡県災害対策本部東部方面本部に供給を要請する。

### 2 輸血用血液の確保

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合は、市災対本部は市内の病院、静岡県沼津赤十字血液センター及び血液製剤卸業者の輸血用血液の保有状況を把握する。
- (2) 救護所は、輸血用血液の供給を要請する場合は、市災対本部に輸血用血液の必要量を連絡し、市災対本部は市内の病院間の調整を行い、調達が困難な場合は、静岡県災害対策本部東部方面本部に供給を要請する。
- (3) 救護病院は、輸血用血液に不足が生じた場合は、静岡県沼津赤十字血液センター及び血液製剤卸業者からこれを調達する。
- (4) 前項の規定による調達が困難な場合は、市災対本部を通じて静岡県災害対策本部東部方面本部に供給を要請する。

### 3 医薬品等及び輸血用血液の輸送

医薬品等及び輸血用血液は、伊豆市薬剤師会、医薬品卸業者、静岡県沼津赤十字血液センターによる輸送を原則とし、輸送困難な場合は、市災対本部を通じ、緊急車両の出動を要請する。

## 第10 市民及び自主防災組織が中心となって実施すべき事項

市民及び自主防災組織は、迅速かつ円滑な医療救護活動を確保するため、それぞれの実施すべき事項を次のとおり定める。

### 1 市民が実施すべき事項

- ア 軽度の傷病については、自ら手当を行える程度の医薬品を準備する。
- イ 医療救護を受けるまでの応急処置及び救護看護技術を習得する。
- ウ 軽度のものについては、自己及び助け合いにより処置する。

### 2 自主防災組織が中心となって実施すべき事項

- ア 応急救護活動を行う救出・救護班を編成する。
- イ 医療関係団体等の協力を得て、応急処置及び救急看護技術に関する講習会を開催する。
- ウ 担架、救急医療セット等の応急救護機材等を整備する。
- エ 医師の処置が必要な傷病者を救護所へ搬送する。
- オ 重症患者、中等症患者の救護所から救護病院等までの搬送について協力する。

## 第11 医療関係者等への協力要請

市災対本部は、南海トラフ巨大地震等の発生により、医療救護活動を実施する場合は、市内在住の医療関係者等に対し応援協力を要請するものとする。

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

別表1 救護所

	名称	所在地	管理者	連絡先	備考
1	修善寺生きいきプラザ	伊豆市小立野 38-2	市長	72-1111	
2	中伊豆小学校	伊豆市八幡 158-2	学校長	83-0024	
3	市民活動支援センター	伊豆市湯ヶ島 117-16	支所長	85-1111	
4	土肥小中一貫校	伊豆市土肥 2701-1	学校長	98-0246	



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

別表2 救護所別出動計画

	名称	責任者	派遣医師	医師連絡先	備考	
1	修善寺生 きいきプ ラザ	山秋拓司	①	(主)山秋 拓司	72-7272	修善寺クリニック
				(副)南雲 剛史	72-3111	南雲整形外科クリニック
				阿武野 貴弘	72-0628	あぶの歯科
				石橋 真博	74-2889	ウエルシア修善寺店
				井村 政也	72-2008	原田薬局修善寺
1	修善寺生 きいきプ ラザ		②	(主)青山 一郎	74-2111	青山内科クリニック
				阿武野 弘信	72-0628	あぶの歯科
				遠藤 郁夫	72-0186	遠藤歯科医院
				宮澤 俊郎	72-0374	宮沢薬局
				野田 幹太	72-3999	田方協立薬局
			③	(主)鈴木 秀則	72-0902	すずき耳鼻咽喉科・小児科
				(副)山秋 孝子	72-7272	修善寺クリニック
				土屋 秀人	85-1771	つちや歯科医院
				神長 篤	73-1699	若葉薬局
				宮沢 繁子	72-2231	ミヤザワ薬局
2	中伊豆小 学校	紀平幸一	①	(主)紀平 幸一	72-5521	紀平クリニック
				(副)中村 皓一	83-0396	中村医院
				佐藤 卓紀	83-2250	フジ歯科医院
				原田 克己	75-2025	グリーン原田薬局
			②	(主)今野 哲夫	75-7050	今野医院
				森田 敏之	75-2222	モリタデンタルクリニック
				石井 康彦	72-0137	石井歯科医院
				水野 京子	72-0374	宮沢薬局
			③	(主)紀平 章代	72-5521	紀平クリニック
				(副)紀平 幸彦	72-5521	紀平クリニック
				池原 秀樹	83-1660	池原歯科医院
				森 飛鳥	74-0648	もり歯科クリニック
				美崎 陽子	87-1797	天城薬局
3	市民活動 支援セン ター	野田聖一	①	(主)野田 聖一	72-0015	大和堂医院
				(副)北川 晋	85-1701	伊豆慶友病院
				宮内 良二	72-6010	宮内歯科医院
				宮内 良樹	72-6010	宮内歯科医院
				柿宇土 保彦	72-7676	柿宇土歯科医院
				諏訪 祥太郎	75-8388	諏訪薬局月ヶ瀬
				白井 憲太郎	87-1797	天城薬局
4	土肥小中 一貫校	佐藤博史	①	(主)佐藤 博史	99-0005	佐藤医院
				(副)加藤 雅彦	98-0012	加藤内科
				加藤 満子	98-0012	加藤内科
				小長谷 伸夫	98-2030	小長谷歯科医院
				玉木 和博	98-2888	たまき薬局
				諏訪 正彦	97-3022	諏訪薬局土肥

※災害薬事コーディネーター

諏訪 正彦

97-3022

諏訪薬局土肥

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

別表3 救護所資機材及び医薬品

No.	区分	品名	規格	単位	数量
1	診断用具	血圧計	メーター式(ケース入)	個	1
2		聴診器	リットマン型(ケース入)	個	1
3		体温計	デジタル式	本	2
4		打診器	吉村	個	1
5		ペンライト	携帯用 単4 2本	個	1
6		トリアージタグ		枚	100
7	衛生用具	自動蘇生器	(箱外収納)ポータブル型	台	1
8		手動式蘇生器	手動式吸引器付	個	1
9		エアウェイ	ポータックス経鼻用 7・8・9 各1	個	3
10		鼻鏡	ハルトマン 中	個	1
11	蘇生気管 挿管用具	喉頭鏡	マッキントッシュ 大・中・小 単2 2本	組	1
12		気管内チューブ	ポータックス カフ付 7・8・9 各1	本	3
13		スタイレット	中	本	1
14	蘇生気管 挿管用具	開口器	エスマル	個	1
15		舌鉗子	コラン	個	1
16		舌圧子	木製(滅菌3入り)	個	5
17		バイトブロック	大・小 各1	個	2
18		吸引チューブ	ネラトン 4・6・8 各1	本	3
19		気管切開チューブ	7.5/8/9/10 Pダブルカフ付	本	4
20	外科用具	救急外科セット	エマジン EM-100(明細別紙)	個	5
21		止血鉗子	ペアン 14cm	本	2
22		外科剪刀	直 14cm	本	2
23	衛生用具	滅菌ガーゼ	尺角 5枚入	袋	10
24		カット綿	アルミ容器(カット綿別包装)	個	2
25		綿球	アルミ容器(綿球No. 20、10球入5袋別包装)	個	2
26		紙絆創膏	1インチ 12個入	箱	1
27		布絆創膏	1インチ 12個入	箱	1
28	創傷、熱傷、 骨折用具	包帯	4・5・6製 半巻 各1	本	3
29		伸縮包帯	4・5・6製 半巻 各1	本	3
30		網包帯	手指・頭部用 各5	個	10
31		伸縮絆創膏	エラスチゴン2#(6個入)	箱	1
32		伸縮絆創膏	シルキーポア 5号(6入)	箱	2
33		伸縮絆創膏	シルキーポア 7号(4入)	箱	2
34		伸縮絆創膏	シルキーポア 10号(3入)	箱	3
35		伸縮絆創膏	シルキーポアドレッシング 2号(100入)	箱	1
36		伸縮絆創膏	シルキーポアドレッシング 2号(50入)	箱	1
37		伸縮絆創膏	シルキーポアドレッシング 3号(50入)	箱	1
38		伸縮絆創膏	シルキーポアドレッシング 4号(20入)	箱	3
39		伸縮絆創膏	シルキーポアドレッシング 5号(20入)	箱	1
40		伸縮絆創膏	シルキーポアドレッシング 6号(20入)	箱	3
41		伸縮絆創膏	シルキーポアドレッシング 7号(20入)	箱	1
42		伸縮絆創膏	シルキーポアドレッシング 8号(20入)	箱	3
43		三角巾	105×105×150cm	枚	5
44		止血帯	エスマル(生ゴム)	個	1
45		アルフェンス	2号・10号 各1箱	箱	2
46		金切鋏	アルフェンス切断用	個	1

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

47		雑剪刀	ステンレス 24cm	丁	1
48	医療補助資 材	水桶	布製 6L	個	1
49		石鹸	逆性石鹸	個	1
50		手洗ブラシ	木製 毛	個	1
51		タオル	白(滅菌)	枚	5
52	医療補助資 材	手術用手袋	滅菌 No. 7・7.5 各5双	双	10
53		シャーレ	ステンレス製 9cm	枚	1
54		膿盆	ステンレス製 21cm	枚	1
55		シーツ	白 ビニール 2m	枚	5
56		救急シート	保温用	枚	5
57		識別バンド	赤・黄・緑 各20本	本	60
58		サインペン	赤・黒 各1本	本	2
59		カットパン	No. 55 2巻入り	箱	1
60		ディスポ手袋	プラスチック手袋L 100枚入り	箱	1
61		手術衣セット	ディスポ3ツ組	組	5
62	消毒剤	ヒビテン液	5% 500ml	瓶	1
63		消毒用アルコール	500ml	瓶	1
64		イソジンスクラブ	500ml	瓶	2
65		簡易消毒薬		本	3
66		オキシドール	500ml	瓶	1
67		瓶立	4本架	個	1
68	鎮痛鎮静剤	フェノバル注	10% 1ml×10A	箱	1
69		ソセゴン注	15mg 1ml×10A	箱	1
70		硫酸アトロピン注	0.5mg 1ml×10A	箱	1
71	強心剤	テラプチック静注	1.5% 3ml×30A	箱	1
72		ニトロール	舌下錠 100錠	箱	1
73		ジキラノゲンC注	0.02% 2ml×10A	箱	1
74		ソルコーテフ注	100mg 2ml×5V	箱	1
75	止血麻酔剤	アドナ注	0.5% 10ml×10A	箱	2
76		トランサミン注	5% 5ml×10A	箱	1
77		キシロカイン注	1% 5ml×10A	箱	1
78		キシロカインゼリー	30ml	箱	1
79		塩酸プロカイン注	1% 1ml×20A	箱	1
80	血圧昇圧剤	ノルアドレナリン注	0.1% 1ml×10A	箱	1
81		プロタノールL注	0.02% 1ml×10A	箱	1
82		エホチール注	0.1% 1ml×10A	箱	1
83		ボスミン注	0.1% 1ml×20A	箱	1
84	外用利尿剤	眼科セット	眼帯3個、眼軟膏1、点眼液1	箱	2
85		ソフラチュール	10×10cm 10枚入	袋	2
86		グリセリン液	110ml	本	5
87		エアゾリンD1	57g	箱	1
88		ラシックス注	20mg 2ml×10A	箱	1
89	補液剤	ブドウ糖液	57g 500ml	本	2
90		生理食塩液	500ml	本	2
91		乳酸リンゲル液	500ml	本	2
92	注射 輸液用具	ディスポシリンジ	2.5ml 針付	本	10
93		ディスポシリンジ	5ml 針付	本	10
94		ディスポシリンジ	10ml 針付	本	10

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

95		ディスポシリンジ	20ml 針付	本	10
96		ディスポ針	18G、21G、23G 各10入	袋	1
97		翼付針	18G、21G、23G 各5本入	本	15
98		留置針	18G 5本入	袋	1
99		カテラン針	23G 5本入	袋	1
100		輸液セット	ディスポ 10本入	袋	1
101		駆血帯	アメゴム	本	3
102		イルリガードル	アルミ製 折りたたみ式	本	1
103		収納箱	EM5型	箱	3

【救急外科セット(EM-100)の内訳】

No.	品名	仕様規格	単位	数量
1	持針器	マッシュュー 16cm	丁	1
2	止血鉗子	コッヘル有直 14.5cm	丁	2
3	止血鉗子	ペアン無直 14.5cm	丁	2
4	止血鉗子	東大糸通し 14.5cm	丁	1
5	外科剪刀	両鈍反 14cm	丁	1
6	外科剪刀	片尖直 14cm	丁	1
7	ピンセット	有鉤 13cm	丁	2
8	ピンセット	無鉤 13cm	丁	1
9	消息子	18cm	丁	1
10	替刃メス	フェザーNo. 10 20入	箱	1
11	メス柄	柄 No. 3	丁	1
12	針付縫合糸	シルクブレード 2-0	袋	10
13	縫合糸	シルクブレード 3-0 40cm 10入	袋	3
14	縫合針	外科驛 1.3.5 10入り 各1	袋	3
15	ディスポ注射	針付 10cc	本	1
16	三爪節鉤	17cm	組	1
17	両頭鋭匙	ホルクマン 0-00	丁	1
18	有効消息子	ローゼル氏	丁	1
19	三角巾	105×105×150 cm	枚	1
20	手術手袋	7号、7.5号	双	2
21	ケース	アルミ製(専用カスト)	箱	1

【救護所用資機材】

NO.	品名	仕様規格	数量
1	毛布	カネカロンパック毛布(真空圧縮) 140×190cm	50枚
2	水	5年保存・120ボックス	120×10箱
3	簡易トイレ及び交換キット	組立式簡易トイレまたは既設トイレ取り付け式及び交換キット	5セット
4	コンパクトトイレ	1セット100回分(夜間照明付)	1セット
5	搬送用担架	携帯用折りたたみ式または 四つ折りストレッチャー	1台
6	ブルーシート	540×720cmまたは720×720cm	4枚
7	ワンタッチパーテーション	3,000×3,000×1800mm	2セット
8	サバイバルシート	2,130×1,320mm	100枚
9	令和2年度購入		

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

	不織布マスク	50枚入り	19箱(衛生班)
	サージカルマスク	ホワイト 30枚入り	30箱(衛生班)
	非接触型体温計	寸法:155mm×40×39 電源:単4アルカリ乾電池2本使用	7台(土4、他各1)
	ブルーシート厚手	7.2m×7.2m	3枚(修)
	フタ付ハードコンテナ75	42.5×716×323mm	4個
	サンククリーンボックスH40	45ℓゴミ袋用3個セット	1セット
	サニタクリーン・簡易トイレ	本体・袋付	5台(土)
	既設トイレ用キット	240回分	1台(土)
10	保存水(備蓄用)	保存期間5年 24本入り/箱	4箱
12	1.4層 防寒防風アルミシート (レスキューシート)	2130×1370mm	200枚(修)
13	LED ランタン	DR-LN40B7W 単1電池3本使用 明るさ:350ルーメン	10個(救護所、医療救護 本部各2個)
14	アルカリ乾電池 単1形	10個/箱(LEDランタン用)	4箱
15	アルカリ乾電池 単3形	2個/パック(防災ラジオ用)	15パック
16	アルカリ乾電池 単4形	2個/パック(非接触型体温計用)	5パック
17	救護所用倉庫 物置スペアキー		1個(土肥救護所保管)
18	インバータ発電機	YAMAHA EF900iS	4台(救護所用)
19	インバータ発電機	IEG2201M-PG	1台(在宅酸素療法者用)
20	パーティションホワイトボード	幅1200cm	6台(土)
21	塩化ベンザルコニウム液	500ml(手指・器具消毒用)	38本(衛生班)
22	ニトリル手袋	Mサイズ 100枚入り	19箱(衛生班)
23	ニトリル手袋	Lサイズ 100枚入り	38箱(衛生班)
24	ピューラックス6%590°	600ml	19本(衛生班)
25	ハンドウォーターアルピュア75	5ℓ(手指消毒用)	8本(衛生班)
26	アルピュア75専用ポンプ容器	800ml(手指消毒用)	48本(衛生班)
27	アルボナス	1ℓ(手指消毒用)	10本(天)
28	ウェルパス	100ml	10本(天)
29	除菌スプレー		5本(天)
30	フェイスシールド	100枚入り	1箱
31	ヘルメット型フェイスシールド	100枚入り	1箱
32	プラ製透明ゴーグル	60枚入り	1箱
33	つなぎ型防護服	Mサイズ 5枚入り	6箱
34	つなぎ型防護服	Lサイズ 5枚入り	6箱
35	簡易保護エプロン	10枚入り	5箱
36	不織布マスク	大人用 25枚入り	40箱
37	NK95高性能マスク	10枚入り	10箱
38	医療用ゴム手袋	Sサイズ 100枚入り	10箱
32	医療用ゴム手袋	Mサイズ 100枚入り	10箱
33	医療用ゴム手袋	Lサイズ 100枚入り	10箱
34	排泄用ビニール袋	45ℓ 10枚入り	120冊(中)
35	災害時多目的テント	3,000mm×6,000mmレインガードフレーム付き	1張(土)
36	鋳物重り	20kg	6個(土)
37	折り畳み式アルミ簡易ベッド	700mm×2,000mm×460mm	7台(土)
38	間仕切り	2,000mm×2,000mm×1,300mm	2セット(天)
39	間仕切り用カーテン	ビニール製、ロープ付	2セット(天)

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

40	扇風機	工場扇 三脚スタンド式 アルミ羽根	3台(天)
41	ハンドタオル	製紙 200組入り	5箱
42	ブルーシート厚手	7.2m×7.2m	2枚(中2)
43	トリアージシート一式	4色 各5.4m×5.4m	1セット(天)
44	トリアージタッグ	100枚入り	1セット(天)
45	収納ケース(蓋付き)	42.50 530mm×366mm×283mm	3個(天)
46	納体袋		10枚(天)
47	どこでもシート		4本(天・本部)
48	イワタニカセットフー		1台(土)
49	カセットガス	3本入り	1セット(土)
50	LEDミニアルミライト		1個(土)
51	保存水	20 6本入り	10箱
52	保存水	500ml 24本入り	10箱
53	投光器等用燃料	レギュラーガソリン缶詰セット4缶入り	16セット
54	感染性廃棄物	200ペール缶	3缶
55	防水シート	800×1600mm 1袋30枚入り	4袋
56	ヘルメット用懐中電灯		20個
57	災害備蓄長巻トイレペーパー	24ロール	3箱(中、天、土)
58	10年保存電池	単4形 単3形 各12本入り	5パック(本、修、中、天、土)
59	簡易組立便座		5個(天)
60	袋式トイレ	1箱10回分	10セット(天)
61	バルーン投光器		2(修、中)
62	折り畳み担架		1(修)
63	台車	耐荷重120Kg	2(土)
64	拡声器		3(天)
65	LEDランタン		5台(天)
66	折り畳み式ホワイトボード		1(天)
67	折り畳み式アルミ簡易ベッド		6台(天)

※各救護所の実情に合わせて整備。

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

別表4 救護病院

	病院名	所在地	電話	F A X	診療科目	一般病床数
1	伊豆赤十字病院	伊豆市小立野 100	72-2148	72-6564	内科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、婦人科	94
2	リハビリテーション中伊豆温泉病院	伊豆市上白岩 1000	83-3333	83-1021	内科、外科、整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科、皮膚科	113

別表5 救護病院からの最寄りのヘリポート

救護病院	最寄りのヘリポート					
	名称	所在地	管理者	連絡先	常設臨時区分	施設との距離(km)
伊豆赤十字病院	東小学校グラウンド	伊豆市本立野 419	学校長	72-0420	臨時	0.9
リハビリテーション中伊豆温泉病院	中伊豆温泉病院グラウンド	伊豆市上白岩 1000	病院長	83-3333	臨時	0.1

別表6 応急救護所設置場所

	設置場所	所在地	電話
1	土肥社会体育館	伊豆市土肥 638	
2	土肥南体育館	伊豆市八木沢 1455-5	
3	小土肥農村公園	伊豆市小土肥 486	
4	小下田多目的集会所	伊豆市小下田 1343	99-0745
5	土肥支所	伊豆市土肥 670-2	98-1111
6	天城湯ヶ島支所	伊豆市湯ヶ島 161-1	85-1111
7	中伊豆支所	伊豆市八幡 500-1	83-1111

# 伊豆市遺体措置計画

## (遺体措置マニュアル)

# 伊豆市

令和元年6月改正版



## 目 次

1	趣 旨	1
2	実施機関及び関係機関	1
3	遺体収容所（安置所）	1
4	遺体の捜索及び措置の期間	2
5	遺体措置の体制	2
6	遺体措置の流れ（フロー図）	4
7	遺体措置の流れ（フロー図）の役割分担及び説明	5
8	死者数公表時の留意点	9
9	注意事項	9
10	埋火葬等に必要書類	10
11	遺体収容所 標準レイアウト	11
12	遺体収容所開設資器材	12

様式 1	遺体個票兼遺体収容票	14
様式 2	遺体安置状況票（頭部）	15
様式 3	遺体安置状況票（体幹部）	16
様式 4	遺体安置状況票（その他の部分）	17
様式 5	相談受付票	18
様式 6	遺体確認票	19
様式 7	埋葬台帳（頭部）	20
様式 8	埋葬台帳（体幹部）	21
様式 9	埋葬台帳（その他の部分）	22

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

1. 趣 旨

この計画は、大規模災害発生時に多数の死者が発生することを想定し、市が災害救助法及び災害対策基本法に基づいて行う遺体措置の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 実施機関及び関係機関

伊豆市内の遺体措置は、伊豆市が行うことを原則とし、市は次の表の左欄に掲げる関係機関に対し、それぞれ同表右欄に掲げる業務について協力を要請するものとする。

関係機関	業 務
警察	(1) 遺体発見の通報受信 (2) 遺体収容所開設 (3) 遺体の搬送 (4) 遺体の収容及び総合受付 (5) 遺族の相談窓口開設 (6) 遺体の検視 (7) 遺体の措置 (8) 遺体の安置 (9) 身元不明者、身元不明遺体の対応 (10) 遺体、遺品の引き渡し
海上保安庁	(1) 海上で遺体を発見した場合の通報受信 (2) 海上で発見、収容した遺体の搬送 (可能であれば検視)
医師会	遺体の検案、遺体の措置
歯科医師会	歯牙鑑定による身元確認
葬祭業者	(1) 遺体の措置及び安置 (2) 遺体収容所から火葬場への遺体搬送
伊豆聖苑	遺体の火葬

3. 遺体収容所（安置所） 遺体収容所（安置所）は、次の場所から開設する。

※収容見込数（施設面積のおおよそ1/2に1体当たり3.3m<sup>2</sup>で除した数）

施設名	所在地	施設電話番号	施設管理課等 (鍵保管場所)	収容 見込数	施設面積
		FAX 番号(FAX 利用場所)			
旧土肥小学校 特別教室棟	土肥 638	—	学校教育課	100 体	994 m <sup>2</sup>
		—	83-5471		
伊豆総合高校 土肥分校体育館	土肥 870-1	0558-98-0211	土肥分校	200 体	1,425 m <sup>2</sup>
		98-1588 (職員室内)	98-0211		
天城ふるさと 広場体育館	上船原 1120-1	0558-87-1800	観光商工課	200 体	1,336 m <sup>2</sup>
		87-1818(天城ドーム)	72-9911		
天城会館	湯ヶ島 176-2	0558-85-2222	観光商工課	400 体	3,155 m <sup>2</sup>
		85-0766 (観光協会天城支部)	72-9911		
修善寺農村環境 改善センター	柏久保 1010	0558-72-2279	農林水産課	20 体	280 m <sup>2</sup>
		72-8515(シルバー人材センター内)	72-9892		

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

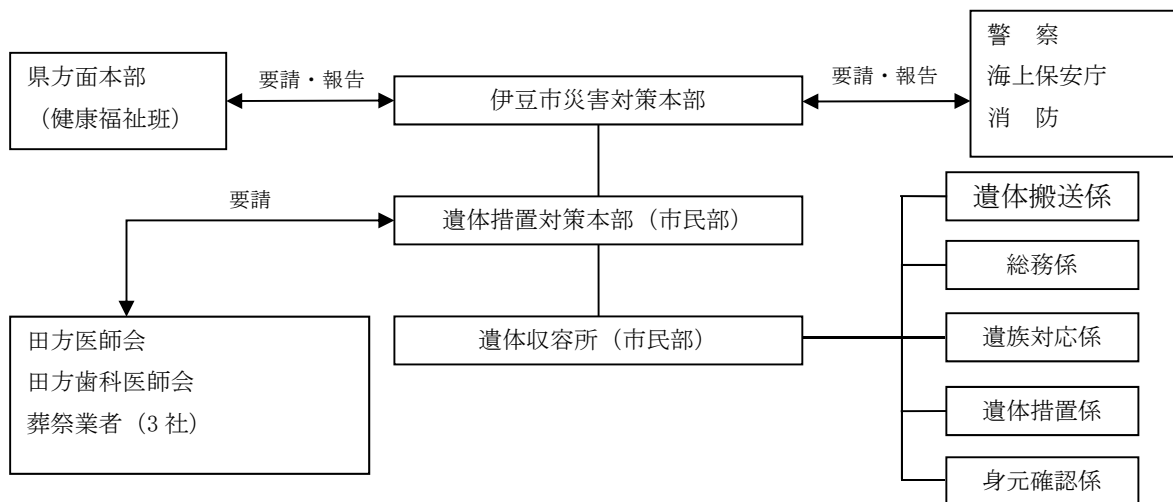
**4. 遺体の捜索及び措置の期間**

原則として災害発生の日から10日以内とする。ただし、11日目以降も遺体の捜索及び措置の必要がある場合は、次の内容を知事に申請する。

- ・ 延長する期間
- ・ 期間の延長を必要とする地域
- ・ 期間を延長する理由
- ・ その他（期間の延長により、取り扱われる遺体の数など）

**5. 遺体措置の体制**

(1) 体制



(2) 連絡先

団体名	所在地	電話番号
		FAX 番号
大仁警察署	伊豆の国市大仁 680-1	0558-76-0110
		0558-76-0110
下田海上保安部	下田市 3 丁目 18-23	0558-25-0118
		0558-25-0124
田方医師会	伊豆の国市田京 291-3	0558-76-2416
		0558-76-5399
田方歯科医師会	伊豆の国市白山堂 327-1	0558-77-0080
		0558-75-5501
(株)ジェイエイメモリアルセンター	伊豆市熊坂 421-1	0558-72-6200
		0558-72-6300
(有)みずぐち	伊豆市修善寺 282-1	0558-72-1151
		0558-72-0740
(有)伊豆式典	西伊豆町田子 1498	0558-53-1388
		0553-53-1988

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

(3) 遺体措置対策本部 (市民部)

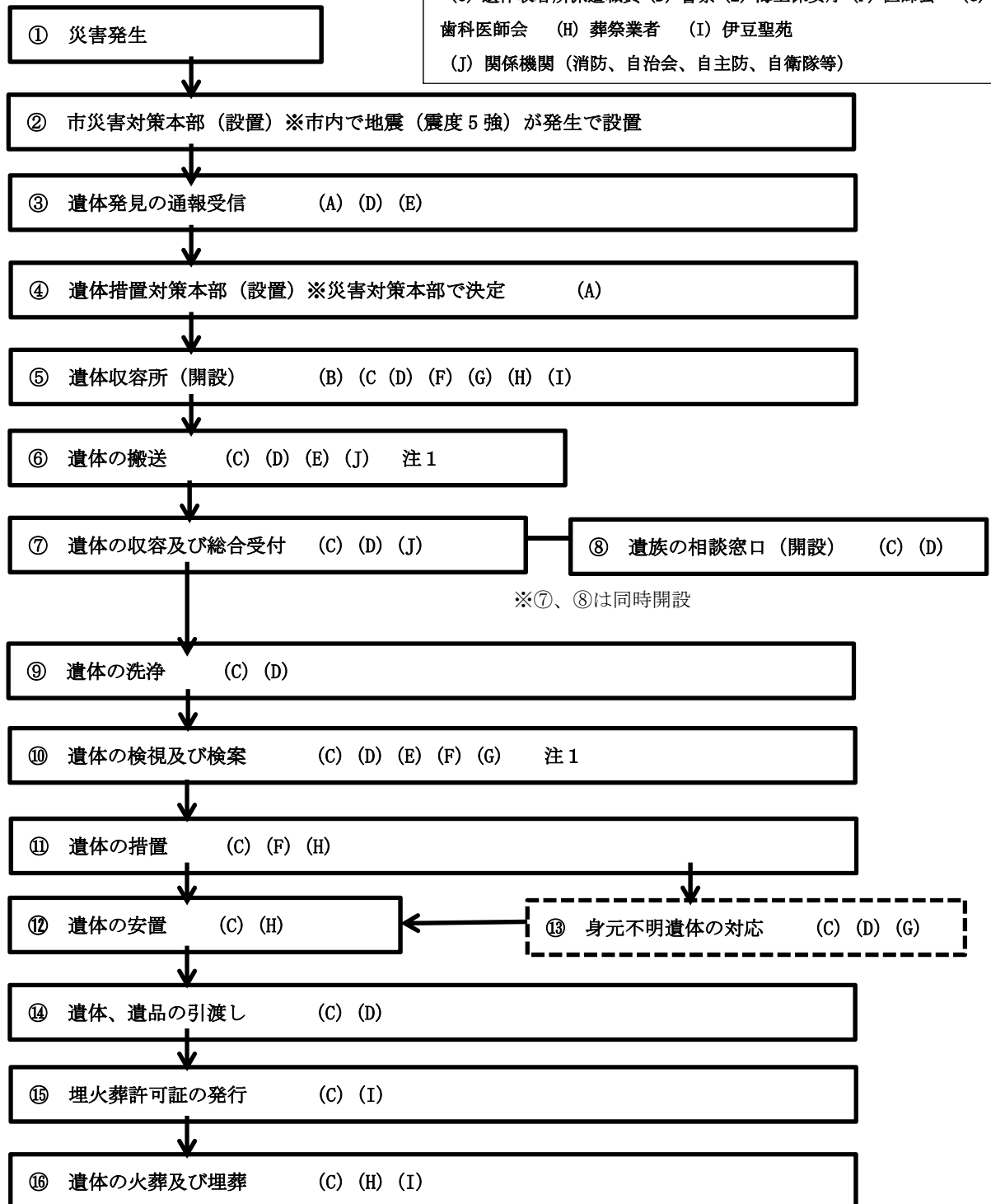
係名		人数	事務分掌
係長	市民部課長	1名	(1) 遺体措置対策の総括に関する事
係員	市民部職員	2名	(1) 市災害対策本部との連絡調整 (2) 関係機関への要請及び連絡調整 (3) 遺体収容所との調整及び要員の確保 (4) 遺体措置に必要な資機材の調達 (5) 遺体収容所の確保及び機能の確保 (6) 戸籍書類の整理及び戸籍要員の確保 (7) 遺体の捜査 (8) 伊豆聖苑との連絡調整 (9) 広報(情報提供)の実施 (10) その他遺体措置に関する事務

(4) 遺体収容所 (市民部)

係名	最低人数	事務分掌
管理責任者	1名	(1) 遺体措置対策本部との連絡調整に関する事 (2) 遺体収容所の総括に関する事
遺体搬送係	2名	(1) 災害現場から遺体収容所へ遺体を搬送 ※遺体の搬送がない場合は遺体措置係を補助
総務係	4名	(1) 遺体及び遺品の受付 (2) 埋火葬許可証の発行 (3) 火葬場との連絡調整 (4) 遺族の案内、誘導 (5) 遺体、遺品の引渡し (6) 施設及び駐車場の管理 (7) 遺体措置対策本部との連絡調整
遺族対応係	4名	(1) 遺族等からの相談及び安否確認 ※身元不明者を含む (2) 身元不明遺体の火葬及び埋葬(総務係と連携)
遺体措置係	2名	(1) 検視及び検案の補助 (2) 遺体の措置の補助 (3) 遺体の安置 (4) 遺体の洗浄
身元確認係	4名	(1) 身元不明遺体の確認作業 (2) 遺体、遺品の引渡し(総務係と連携)

6. 遺体措置の流れ (フロー図)

(A) 市災害対策本部 (B) 市遺体措置対策本部  
(C) 遺体収容所派遣職員 (D) 警察 (E) 海上保安庁 (F) 医師会 (G)  
歯科医師会 (H) 葬祭業者 (I) 伊豆聖苑  
(J) 関係機関 (消防、自治会、自主防、自衛隊等)



※遺体数が小数の場合は、市職員と警察で現地確認し対応。

注1 海上保安庁が、海上で遺体を発見、収容した場合は陸上まで遺体を搬送し警察等に引渡す。  
(可能であれば検視を実施する。)

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

7. 遺体措置の流れ（フロー図）の役割分担及び説明

(1) 役割分担

	市			警察 (D)	海上保 安庁 (E)	医師 会 (F)	歯科 医師会 (G)	葬祭 業者 (H)	伊豆 聖苑 (I)	関係 機関 (※) (J)
	災害対 策本部 (A)	遺体措 置対策 本部 (B)	遺体収容所 派遣職員 (C)							
①災害発生										
②市災害対策本部（設置）	市内で地震（震度5強）が発生で設置									
③遺体発見の通報受信	○			○	○					通報
④遺体措置本部（設置）	○									
⑤遺体収容所（開設）		○	○ 全員	○		○	○	○	○	
⑥遺体の搬送			○ 遺体搬送係	○	○ 注1					○
⑦遺体の収容及び総合 受付			○ 総務係	○						○
⑧遺族の相談窓口（開設）			○ 遺族対応係	○						
⑨遺体の洗浄			○ 遺体措置係	○						
⑩遺体の検視及び検案			△ 遺体措置係	○	○ 注1	○	○			
⑪遺体の措置			△ 遺体措置係			○		○		
⑫遺体の安置			○ 遺体措置係					○		
⑬身元不明遺体の対応			○ 身元確認係	○			○			
⑭遺体、遺品の引渡し			○ 総務・身元確認 係	○						
⑮埋火葬許可証の発行			○ 総務係						○	
⑯遺体の火葬及び埋葬			○ 総務・遺族対応係					○	○	

(注) 表中の○印は、実施者、△印は、補助者を示す。

関係機関（消防、自治会、自主防、自衛隊等） 自衛隊は、県の要請に基づき遺体搬送に協力。

注1 海上保安庁が、海上で遺体を発見、収容した場合は陸上まで遺体を搬送し警察等に引渡す。

(可能であれば検視を実施する。)

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

(2) 遺体措置の流れ(フロー図)の説明

工 程	担 当 (協力機関)	実施事項
① 災害発生		<input type="checkbox"/> 災害により遺体多数発生 <input type="checkbox"/> 負傷者及び救助者の発見
② 市災害対策本部 (設置)	※防災基準で設置	<input type="checkbox"/> 市長は、地域防災計画の定めるところにより、市災害対策本部を設置。
③ 遺体発見の通報受信	警察 市災害対策本部	<input type="checkbox"/> 災害現場から遺体発見の通報を受理する。 <input type="checkbox"/> 市職員は、災害現場から遺体を発見した旨の通報を受けた場合は、警察に伝達する。
④ 遺体措置対策本部 (設置)	市災害対策本部	<input type="checkbox"/> 遺体措置対策本部の設置をする。
	遺体収容所派遣職員	<input type="checkbox"/> 市災害対策本部が遺体措置対策本部の設置を決定した場合、市職員は、遺体収容所となる施設に移動する。 <input type="checkbox"/> 市職員は、遺体収容所となる施設の施設及び設備について被災状況を確認し、市災害対策本部に報告する。 (1) 建物本体 (2) 電気、ガス、水道及び電話 (3) トイレ <input type="checkbox"/> 施設の使用が不可能な場合には、必要に応じて、代替施設を市災害対策本部に要請する。
⑤ 遺体収容所 (開設)	遺体措置対策本部 警察 医師 歯科医師 葬祭業者	<input type="checkbox"/> 遺体収容所の開設に際し必要な資機材を確保する。 <input type="checkbox"/> 警察、医師会、歯科医師会及び葬祭業者に遺体措置の協力要請をする。 <input type="checkbox"/> 万一、市災害対策本部から協力要請ができない場合は、市民部で協力の要否を確認する。 <input type="checkbox"/> 伊豆聖苑に対し、施設の被災状況及び火葬能力を増強(火葬件数・時間の延長等)することを要請する。 <input type="checkbox"/> 近隣市町(火葬場)と連絡を密にし、被災状況及び予約状況を確認し、遺体収容所に情報提供する。 <input type="checkbox"/> 遺体の措置に必要な要員及び車両を確保する。
	市災害対策本部 県東部方面本部	<input type="checkbox"/> 静岡県災害対策本部(以下「県東部方面本部(健康福祉班)」という。)に遺体収容所の開設について報告する。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて、遺体措置の支援を県東部方面本部(健康福祉班)に要請する。 <input type="checkbox"/> 市災害対策本部は、警察と連携し、遺体収容所の設置状況、遺体収容の状況等に関し、報道機関等へ情報を提供すると共に、市民に対する広報をする。
	遺体収容所派遣職員 警察官	<input type="checkbox"/> 遺体収容所の会場設営は、警察、その他の関係機関の協力を得て行う。 <input type="checkbox"/> 遺体収容所の必要箇所に施錠し部外者の侵入防止を図る。 <input type="checkbox"/> 開設後に遺体措置対策本部に状況を報告する。
⑥ 遺体の搬送	警察官 遺体搬送係 消防職員 関係機関	<input type="checkbox"/> 災害現場で、警察官等が遺体を発見する場合のほか、捜査中の関係機関及び市民が遺体を発見して搬送してくる場合、通報に基づいて発見する場合等があることから、警察官等が確認してから遺体を搬送することが望ましい。現場の状況に応じて、その都度、警察官等と搬送方法、時期等を協議した上で搬送を行う。
⑦ 遺体の収容	総務係	<input type="checkbox"/> 災害現場、救護所等から遺体が搬送される。

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

及び総合受付	警察官	<input type="checkbox"/> 搬送要員から収容される遺体について、遺体発見現場、遺体の氏名、住所等を確認するとともに、警察官と連携し遺体個票兼遺体収容票(様式1)を作成する。 <input type="checkbox"/> 遺体の収容に当たっては、警察官、関係機関(消防、自治会、自主防、自衛隊等)と協力して行う。 <input type="checkbox"/> 遺体個票兼遺体収容票(様式1)から遺体の状況に応じ、遺体安置状況票(様式2~4)を作成し、また警察官が作成する遺体番号カードを体に取り付ける。(右手、左手、右足、左足の順とする。) <input type="checkbox"/> 遺体個票兼遺体収容票(様式1)と遺品があれば袋に入れ遺体と一緒に保管する。 <input type="checkbox"/> 遺体措置対策本部と遺体収容所は、連絡を密にし、遺体措置対策本部は、必要とする要員、資機材、措置上の課題等を把握し、市災害対策本部に要請する。
⑧ 遺族の相談窓口 (開設)	遺族対応係 警察官	<input type="checkbox"/> 遺族対応のための相談窓口を設置する。 <input type="checkbox"/> 相談を受けた内容は、相談受付簿(様式5)に記録する。 <input type="checkbox"/> 相談は、遺族の感情を十分に配慮し行う。 <input type="checkbox"/> 遺族に対し、検視及び検案の必要性、埋火葬の手続き等を説明する。 <input type="checkbox"/> 状況に応じ、臨床心理士、保健師を配置する。 <input type="checkbox"/> 身元不明者に対する相談。
⑨ 遺体の洗浄	遺体措置係 警察官	<input type="checkbox"/> 受付終了後、警察官と市職員が協力して遺体を遺体洗浄スペースに移動させる。 <input type="checkbox"/> 市職員は警察官の指示に従い遺体の洗浄を行う。
⑩ 遺体の検視及び検案	警察官 医師 歯科医師 遺体措置係	<input type="checkbox"/> 遺体を検視スペースに移動させ、警察官は、検視を行う。 <input type="checkbox"/> 医師は、検案を実施し、死体検案書を作成する。 <input type="checkbox"/> 市職員は、警察官及び医師の指示に従う。 <input type="checkbox"/> 医師及び歯科医師が不足する場合は、市災害対策本部を通じ県東部方面本部(健康福祉班)へ医師及び歯科医師の追加派遣を要請する。 <input type="checkbox"/> 歯科医師は、身元不明の遺体について、歯牙鑑定による身元確認作業を行う。 <input type="checkbox"/> 歯牙鑑定に使用する検視等メモ(デンタルチャート)を活用する。
⑪ 遺体の措置	医師 遺体措置係 葬祭業者	<input type="checkbox"/> 検視及び検案が終了した遺体を遺体修復スペースに移動させる。 <input type="checkbox"/> 医師、市職員、葬祭業者は、縫合、消毒等を行う。 <input type="checkbox"/> 市職員、葬祭関係業者は、ドライアイス等で腐敗処理を施し、納棺(一時保存)する。
⑫ 遺体の安置	遺体措置係	<input type="checkbox"/> 遺体保管場所に遺体を移動させる。 <input type="checkbox"/> 市職員は、葬祭業者と協力して遺体を納棺(一時保存)し、遺体安置状況票(様式1)に基づき、氏名及びご遺体番号を記載した遺体確認票(様式6)を棺又は遺体収納袋に添付する。 <input type="checkbox"/> 遺品の保管をする。
⑬ 身元不明遺体の対応	警察官 歯科医師 身元確認係	<input type="checkbox"/> 市職員は、身元特定のため警察官と連携して情報収集に努める。 <input type="checkbox"/> 市職員、警察官は、遺体などについての問い合わせに対応する。
⑭ 遺体、遺品の引渡し	警察官 総務係 身元確認係	<input type="checkbox"/> 遺族の住所、氏名、続柄及び連絡先を確認する。 <input type="checkbox"/> 遺族の案内・誘導 <input type="checkbox"/> 遺体、遺品を市職員、警察官立会いの下、遺族と確認し、遺族に引き渡す。 <input type="checkbox"/> 死体検案書を医師から預かっている場合は、遺族に引き渡す。 <input type="checkbox"/> 自宅の被災が酷く、また遺体を引き取れない遺族については、埋火葬の手続き



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

		<p>が終了し火葬場に搬送されるまでは、遺体保管場所等に安置する。</p> <p><input type="checkbox"/> 遺体の引き渡しの状況について、遺体個票兼遺体収容票（様式1）に記録し、遺体安置状況票（様式2～4）に転写する。</p>
⑮ 埋火葬許可証の発行	<p>総務係 伊豆聖苑</p>	<p><input type="checkbox"/> 死亡届（死体検案書が添付されたもの）を受領し、埋火葬許可証を発行する。</p> <p><input type="checkbox"/> 受領した死亡届（死体検案書を含む）の写しを1部作成し、死亡届の原本は市民課に送達する。</p> <p><input type="checkbox"/> 火葬場職員との連絡を密にし、遺族に対し埋火葬に関する情報を提供する。</p>
⑯ 遺体の火葬及び埋葬	<p>遺族対応係 葬祭業者 伊豆聖苑</p>	<p><input type="checkbox"/> 葬祭業者等の協力を得て、火葬する遺体を火葬場に搬送する。</p> <p><input type="checkbox"/> 身元不明遺体で引き取り者がいない場合は、災害救助法に基づき火葬し、焼骨及び遺品などを仮収蔵により保管する。</p>
	<p>総務係</p>	<p><input type="checkbox"/> 埋葬の結果を遺体の状況に応じ埋葬台帳（様式7～9）に記録する。</p>
	<p>市災害対策本部</p>	<p><input type="checkbox"/> 市火葬場（伊豆聖苑）の火葬能力だけでは火葬できない場合は、静岡県広域火葬計画に基づき他市町での火葬について県東部方面本部（健康福祉班）に要請する。</p>

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

**8. 死者数公表時の留意点**

遺体（死亡者）数、死亡者の氏名、身元不明遺体数などの公表に当たっては、警察、消防及び県関係機関と協議調整の上、統一的に実施し、安易に死者数を公表しないこと。

なお、死者としての計上は、検視及び検案が終了した後に行うこととする。

**9. 注意事項**

遺体の処理に当たっては、遺体への尊厳、遺族感情、環境汚染及び衛生などに細心の注意を払い、次の点に留意すること。

(1) 遺体への尊厳及び遺族感情への配慮

- 遺体を取り扱うに当たっては、あらゆる局面において、それを単なる物体としてではなく、尊厳の対象である遺体として、常に礼が失われることがないよう細心の注意を払うとともに、遺族などに冷たい印象を与えないよう配慮すること。
- 遺族にとって、特に火葬前の遺体は、家族又は親族そのものであり、死亡したとはいえども必ずしも本心から納得したとはいええない状態であることに注意する。
- 災害時における遺族の心の中は相当な混乱をきしていると推察されるため、遺族の気持ちを配慮して言動などについては細心の注意をもって対応すること。間違っても感情的なトラブルを起こさないよう注意すること。
- 遺族は悲嘆の状況下にあるが、病的な悲嘆反応を示す場合は、必要に応じて専門家（ケースワーカー等）に対応を依頼する必要がある。
- 全てにおいて公平な取扱いを基本原則とするとともに、遺族の扱い等を通じて知り得た故人、家族等の情報（秘密）を無関係な第三者に対して決して漏らさないよう守秘義務を厳守すること。

(2) 環境汚染、衛生など

- 可能な限り浸透性のない白衣等を着用すること。
- 使い捨てマスクと使い捨てのゴム手袋を着用すること。
- 怪我などで傷口がある場合は、細心の注意をすること。
- 遺体取扱後は必ずうがいをし、手などをよく洗い、消毒用アルコール等で消毒すること。
- 遺体を搬送する際には、使い捨てシートを使用し、胸などを圧迫しないようやさしく包んで運ぶよう注意すること。
- 法定伝染病等伝染性疾患の可能性の高い遺体については、医師の指示に従って慎重に取り扱うこと。

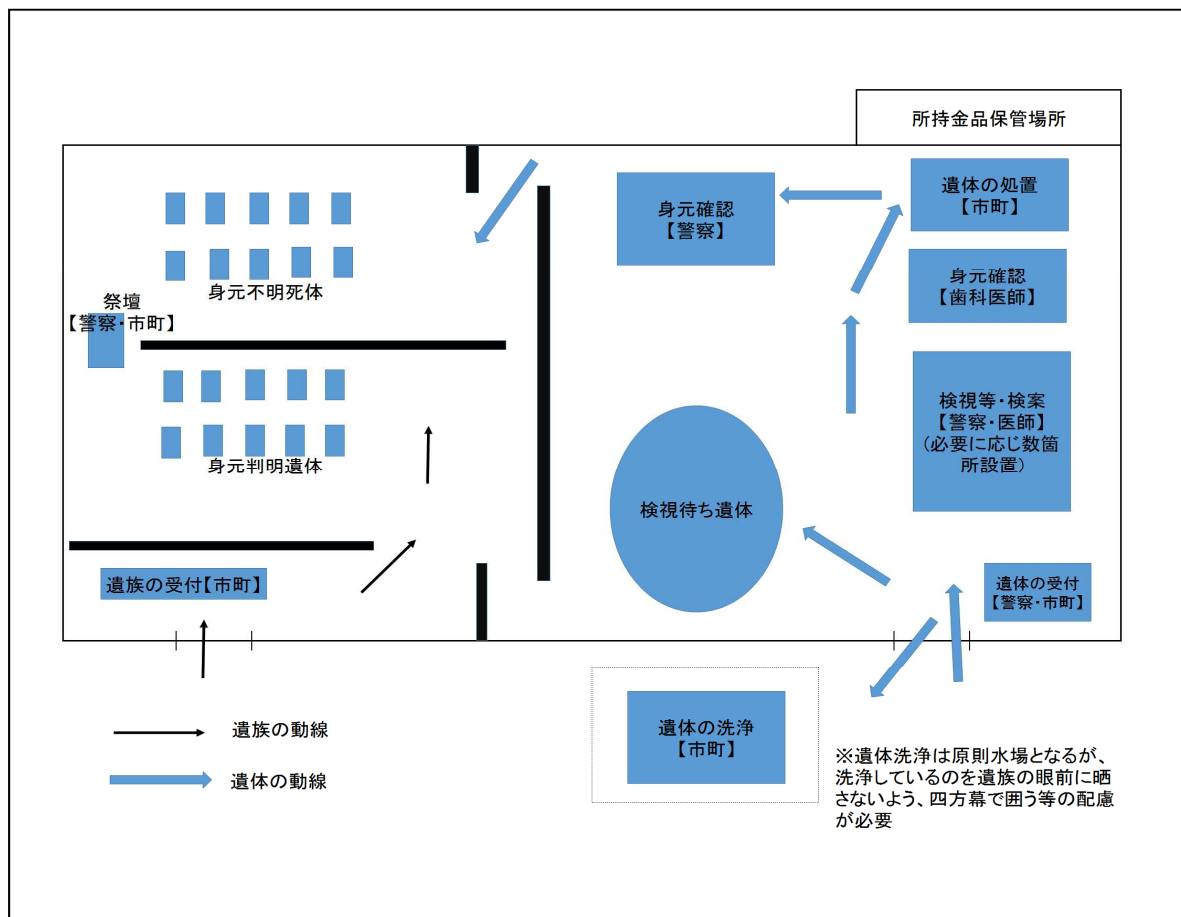
**10. 埋火葬等に必要な書類**

書類名	様式	取扱い	届出様式		備考
			身元判明	身元不明	
死体検案書	市	遺体収容所では、市が医師から預かり遺族に渡す。 (平常時 医師が作成し、遺族が受け取る)	○	○	死体検案書及び死亡届は、1枚の同一用紙を使用する。
死亡届	市	遺族が市に届出する。 (平常時は、葬祭業者を経由する機会が多い)			
死亡報告書及び検視調書	警察	死亡者の本籍が明らかでない場合又は死亡者を認識できない場合には、警		○	市は、発収簿及び本籍不明者・無籍者に関する届

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

(本籍等不明死体調査)		察は、死亡報告書に検視調書を添付して、市に死亡の報告をする。			書類綴に記載して当該報告書等を保管する。
埋火葬許可申請書	市	遺族が市に申請する。身元不明者の場合には、警察署長が遺族に代わって申請する。	○	○	遺体収容所では、複写様式で職員が作成する。
埋火葬許可証 (死体・体の一部・死胎)	市	市が遺族に交付する。			
死亡者の本籍等判明報告書	警察	死亡者の本籍が明らかになり、又は死亡者を認識できるようになったときは、警察署長は、その旨を当該報告書により市に報告する。		○	警察は市民課に身元判明後、報告書を持参する。

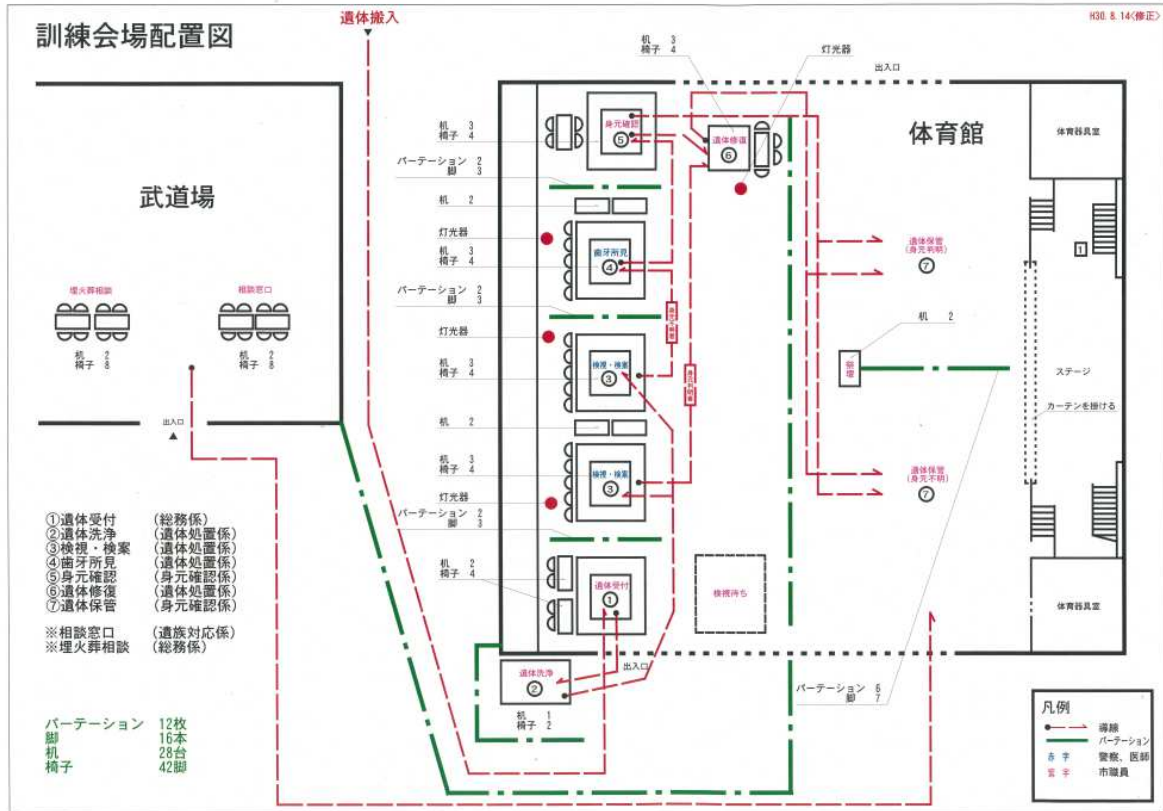
11. 遺体収容所 標準レイアウト



※遺体収容所の配置については、各施設の形状、規模により異なるため上記標準図を参考に会場を設置すること。

伊豆総合高校土肥分校レイアウト

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)



※平成30年9月2日伊豆市総合防災訓練（遺体収容所開設・運営訓練）で決定。  
変更する場合は、大仁警察署と協議必須。

12. 遺体収容所開設資器材

各工程	準備物	数量	保管場所等	その他
全体共有	ブルーシート	11 枚		薄 5.4m*7.2m5 枚 厚 5.4m*7.2m6 枚
	長机	15 台		
	パーテーション	10 枚		
	コードリール	6 台		
	灯光器	5 台		
	発電機	5 台		
	感染防護衣 (マスク、防護服、手袋、保護メガネ、シューズカバー)	30 組		
	消毒剤(手指)ポンプ	5 個		詰替用は別途
	ランタン	5 個		
	冷風機(夏季用)	10 台		
	ストーブ等(冬季用)	10 台		
	殺虫剤	10 本		
	発電機等燃料	必要量		
	カメラ	2 台		
パソコン	1 台			

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

	プリンタ	1台		
	コピー紙	必要数		
	筆記用具	6組		
受付	遺体番号カード	1,000枚		警察
	ごみ袋(遺品入)	必要数		
遺体洗浄	石鹼液	5個		詰替用は別途
	ドライメッシュタオル	10枚		
	バケツ	5個		
	軍手	100組		
	長靴	2足		
	水槽	1槽		
歯牙鑑定	歯鏡	10個		
	歯ブラシ	10個		
	懐中電灯	2個		
	下顎固定閉口具	必要数		
遺体措置	防臭防菌パウダー	20袋		
	防水シート	10枚		
	紙おむつ(S、M、L)	必要数		
	カット綿	必要数		
	包帯	10箱		
	遺体収納袋	1,000袋		
	縫合針	10本		
	縫合糸	100個		
遺体安置	棺	必要数		葬祭業者に依頼
	金槌	必要数		
	釘	必要数		
	ドライアイス	必要数		
	新聞紙	必要数		
祭壇用	祭壇	1セット		葬祭業者に依頼
	ライター	30本		
	ろうソク	10箱		
	地火灯	1個		
	線香	10箱		
	焼香用線香	10箱		
	香炉灰	1個		
	布(白地)	1枚		

※伊豆総合高校土肥分校については、平成30年9月2日伊豆市総合防災訓練(遺体収容所開設・運営訓練)で必要器材は確認済(保管場所は、未決定)。

※上記表の数量は、伊豆総合高校土肥分校での使用数。

(注)資機材の数量は、遺体収容所の場所により異なる。伊豆総合高校土肥分校以外は今後調整。

様式1

遺体収容番号 頭部 体幹部 その他の部分 ( )

遺体個票兼遺体収容票

□遺体収容所名

□収容日時 年 月 日 時 分

死亡者	身元不明				
性別	男・女・不明	年齢	才	血液型	
住所					
死亡理由					
遺体発見日時 及び場所	<p>年 月 日 ( ) 時 分頃</p> <p>(発見時の状況等)</p>				
遺体の特徴 及び 遺品等の 状況	<p>頭部遺体 ・ 体幹部遺体 ・ その他の部分遺体</p> <p>【頭部(全体の2分の1未満) 首 右腕 左腕 胸 腹 陰部 右 足 左足】</p> <p>身体特徴</p> <p>遺品等</p>				

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

発見者	(連絡先)		(関係)
身元	住所	電話 ( )	
引受人	氏名	死亡者との関係 ( )	
遺体 搬送者	住所 (所属)	連絡先	
	氏名	死亡者との関係 ( )	

確認欄

搬送者	安置所受付	検視等・検案	遺体措置	遺品の確認	遺体引渡

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

様式2

遺体安置状況票 (頭 部)

遺体収容所名

遺体 収容 番号	収容日	死亡者氏名	性 別	年 齢	住 所	身元引受人氏名 (連絡先)	遺品	検視 検案	遺体、遺 品の引 渡し	備 考
	/						有・無	/	/	
	/						有・無	/	/	
	/						有・無	/	/	
	/						有・無	/	/	
	/						有・無	/	/	
	/						有・無	/	/	
	/						有・無	/	/	
	/						有・無	/	/	



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

様式3

遺体安置状況票 (体幹部)

遺体収容所名

遺体 収容 番号	収容日	死亡者氏名	性別	年齢	住 所	身元引受人氏名 (連絡先)	遺品	検視 検案	遺体、遺 品の引 渡し	備 考
	/						有・無	/	/	
	/						有・無	/	/	
	/						有・無	/	/	
	/						有・無	/	/	
	/						有・無	/	/	
	/						有・無	/	/	
	/						有・無	/	/	
	/						有・無	/	/	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

様式4

遺体安置状況票 (その他の部分)

遺体収容所名

遺体 収容 番号	収容日	死亡者氏名	性 別	年 齢	住 所	身元引受人氏名 (連絡先)	遺品	検視 検案	遺体、遺 品の引 渡し	備 考
	/						有・無	/	/	
	/						有・無	/	/	
	/						有・無	/	/	
	/						有・無	/	/	
	/						有・無	/	/	
	/						有・無	/	/	
	/						有・無	/	/	
	/						有・無	/	/	

様式5

相談受付票

遺体収容所名

収容日時                      年      月      日                      時              分

相談者氏名			
住 所			
電話番号			
相談内容	検索 ・ 火葬 ・ 埋葬		
	氏名		遺体番号 (              )
	相談内容	対応内容	
関係部署への連絡事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課 (班) 名</li> <li>・ 担当者名</li> <li>・ 照会・依頼内容</li> </ul>		確 認
			伝達日時

※ 相談受付者                      課 (班)      氏名

様式6

遺体確認票

遺体収容所名 \_\_\_\_\_

遺体収容番号 頭部 体幹部 その他の部分 ( )

死 亡 者 \_\_\_\_\_

性 別 男 ・ 女 ・ 不明

遺体発見日時及び場所

(1) 年 月 日 ( ) 時 分頃

(2) 発見場所 \_\_\_\_\_

遺体の特徴

-----  
-----  
-----

様式7

埋 葬 台 帳 (頭 部)

遺体収容所名

遺体 収容 番号	収容日	死 亡 者			遺族等申請者		埋 葬 費				備 考
		住 所 氏 名	性 別	年 齢	死亡者 との関係	氏 名 住 所 連絡先	埋葬又は 火葬料	棺(付属品 含む)	骨箱	計	
	/										
	/										
	/										
	/										
小計・合計			人								

(注) 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。2 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨を「備考」欄に明らかにすること。3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

様式8

埋 葬 台 帳 (体幹部)

遺体収容所名

遺体 収容 番号	収容日	死 亡 者			遺族等申請者		埋 葬 費				備 考
		住 所 氏 名	性 別	年 齢	死亡者 との関係	氏 名 住 所 連絡先	埋葬又は 火葬料	棺(付属品 含む)	骨箱	計	
	/										
	/										
	/										
	/										
小計・合計			人								

(注) 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。2 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨を「備考」欄に明らかにすること。3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

様式9 埋葬台帳(その他の部分) 遺体収容所名

遺体 収容 番号	収容日	死亡者			遺族等申請者		埋 葬 費				備 考
		住 所 氏 名	性 別	年 齢	死亡者 との関係	氏 名 住 所 連絡先	埋葬又は 火葬料	棺(付属品 含む)	骨箱	計	
	/										
	/										
	/										
	/										
	/										
小計・合計			人								

(注) 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。2 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨を「備考」欄に明らかにすること。3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと

### 3-17-2 遺体の埋火葬場

名 称	所在地	電 話	備 考
伊豆聖苑	伊豆市日向 986-2	0558-74-1135	3基

### 3-20-1 ヘリコプター臨時離着陸場名

所在地	防災ヘリポート名	施設 管理者 〔 指定 管理者 〕	電話番号	機種別			備考 巾m×長さm
				大 型	中 型	小 型	
修善寺地区	修善寺4279-17	虹の郷臨時駐車場	市長	72-9911		○	60×120
	柏久保996	修善寺グラウンド	教育長	83-5476		○	90×100
	柏久保395-1	修善寺中学校グラウンド	校長	72-0218		○	70×120
	修善寺3244	修善寺小学校グラウンド	校長	72-0024		○	50×90
	熊坂512-1	狩野川記念公園グラウンド	教育長	83-5476		○	70×80
	本立野419	修善寺東小学校グラウンド	校長	72-0420		○	60×90
土肥地区	土肥2656-1	松原公園（芝生広場）	市長	98-1111		○	80×80
	土肥870-1	伊豆総合高校土肥分校グラウンド	校長	98-0211		○	100×150
	土肥3498-21	土肥防災ヘリポート	市長	98-1111		○	45×75
	小下田607-1	小下田広場	市長	72-9867		○	30×30
天城湯ヶ島地区	湯ヶ島136	旧湯ヶ島小学校グラウンド	市長	85-0036		○	70×100
	月ヶ瀬853	天城中学校グラウンド	校長	85-0075		○	75×100
	上船原1120-1	天城ふるさと広場グラウンド	市長	85-1050	○		100×150
	青羽根89	狩野グラウンド	教育長	87-1611		○	90×80
中伊豆地区	城	六仙の里公園駐車場	市長	83-1111		○	
	八幡158-2	中伊豆小学校グラウンド	校長	83-0024		○	87×110
	上白岩1000	中伊豆温泉病院グラウンド	院長	83-3333		○	60×50
	冷川1523-108	中伊豆リハビリテーションセンターグラウンド	センター長	83-2111		○	60×50
	冷川1523-438	世界真光文明教団駐車場	総務課	75-2700		○	130×130
	八幡860	中伊豆グラウンド	教育長	83-5476		○	150×90
	徳永900	旧大東小学校ヘリポート	市長	72-1192		○	34×34



### 3-20-2 ヘリポートの具備すべき条件

#### 1 離着陸（発着）のための必要最小限度の地積

項目		区分	
		昼間使用	夜間使用
発着場基準	OH-6J 小型 ( ) 全長 9.30m 全巾 8.05m		
	UH-1H 中型 ( ) 全長 17.40m 全巾 14.64m		
	CH-47J 大型 ( ) 全長 30.18m 全巾 16.26m		

(注) 民間航空機は除く。

発着点とは、安全・容易に接地するため準備された地点。

無障害地帯離着陸に障害とならない地域。

民間航空機については、全長及び全巾の長さ以上の着陸帯、進入区域の長さ 500m、進入表面の勾配 8分の1 (7°) を最低限確保する必要がある。

ただし、捜査又は救助のための特例として、航空法の適用が除外される場合を除く。

(地表面)

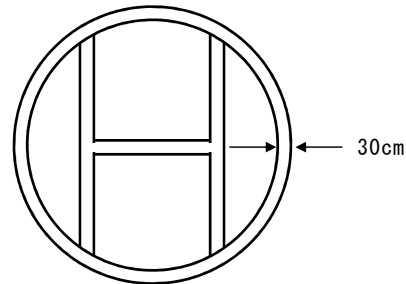
ア 舗装された場所が最も望ましい

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

- イ グランド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること  
(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う)
- ウ 草地の場合は硬質低草地であること

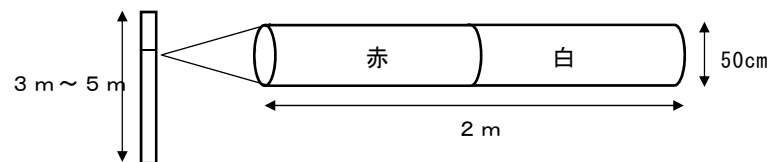
2 着陸点

着陸点(直径30m)のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円を画き、中央にHと記す。



3 着陸帯付近(着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所)に  
吹き渡し、または旗を立てる。

- (1) 布製
- (2) 風速25m/秒程度に耐えられる強度



- 4 救急車等、車両の出入りの便がよい場所であること。
  - 5 電話等、通信手段の利用が可能であること。
  - 6 離着陸地帯にみだりに人が近づかないよう配慮すること。
- 特に、ヘリコプターのテールローターには、注意がおろそかになる傾向があるので、機体の尾部には絶対近づかないよう配慮する必要がある。

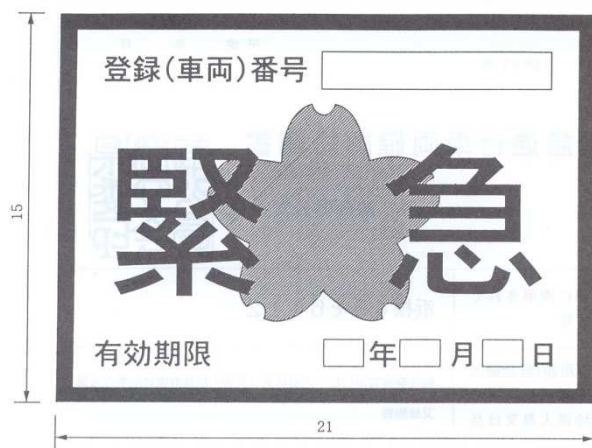
### 3-21-1 通行の禁止及び制限の標示の様式



#### 備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

### 3-21-2 緊急通行車両標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

### 3-21-3 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
<b>緊急通行車両確認証明書</b> 静岡県公安委員会			
番号標に表示されている 番号		印	
車両の用途（緊急輸送を行う車両 にあつては、輸送人員又は品名）			
使用 者	住 所	☎ ( ) -	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

3-21-4 緊急通行車両事前届出書 及び 緊急通行車両事前届出済証

緊急通行車両事前届出書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

〒

申請者住所

段階別通行区分

フリガナ  
氏 名

第 段階

電 話

指定行政機関 又は所管機関	機関、課、支部支局等名 コード番号 ( )		
1 防衛庁	15 中部通商産業局	29 日本銀行	43 民間報道機関
2 国土庁	16 鈺山保安監督部関東支部	30 日本赤十字社	44 トラック協会
3 法務省	17 中部運輸局	31 NHK	45 バス協会
4 大蔵省	18 第5港湾建設局	32 日本道路公団	46 タクシー協会
5 その他の指定行政機関	19 東京航空局東京空港事務所	33 水資源開発公団	
6 県	20 第三管区海上保安本部	34 土地改良区	
7 市町村	21 東京管区(静岡地方)気象台	35 電源開発(株)	
8 関東管区警察局	22 東海郵政局	36 日本通運(株)	
9 東海財務局	23 東海電気通信監理局	37 電力会社	
10 東海北陸地方医務局	24 静岡労働基準局	38 県医師会	
11 関東農政局	25 関東地方建設局	39 都市ガス	
12 静岡食糧事務所	26 中部地方建設局	40 エルピーガス協会	
13 東京宮林局	27 J R	41 道路公社	99 その他
14 関東通商産業局	28 N T T	42 民間鉄道	( )
番号標に表示 されている番号			
車両の用途 〔緊急輸送を行う車両に あつ〕			
車両使用者	住 所	☎ ( ) -	
	氏 名		
業務の分類			
業務内容			
運行予想エリア			

第 号	緊急通行車両事前届出済証
地震防災 応急対策用 災 害	
左記のとおり事前届出を受けたことを証する。	静岡県公安委員会
	印

### 3-24-1 危険物取扱所等施設一覧

#### 〈屋内貯蔵所〉

名 称	所在地
公益財団法人JKA日本競輪学校	伊豆市大野 1827
伊豆スカイラインカントリークラブ	〃 上白岩字白ヶ平 2067-2
臼井国際産業(株)船原工場 (鈴和製作所)	〃 下船原 47
中外鉱業(株) 持越鉱業所 *休止中	〃 湯ヶ島 892-2
中外鉱業(株) 持越工場 (休止)	〃 湯ヶ島 779

#### 〈屋外貯蔵所〉

名 称	所在地
なし	

#### 〈屋内タンク貯蔵所〉

名 称	所在地
佐藤 慎 *休止中	伊豆市堀切字大芝山 1004-321
(株)日南製作所	〃 熊坂 870-1
(株)ラフォーレ修善寺 サンパテック・ホール	〃 大平 1524-3
ホテル滝亭	〃 修善寺 741
宙 sora/渡月荘 金龍	〃 修善寺 3455
日本アイ・ビー・エム(株) 天城ホームステッド	〃 冷川字大幡野 1524-80
静岡県厚生農業協同組合連合会中伊豆温泉病院	〃 上白岩 1000
アイスター共済会 (朝日麦酒(株) 天城高原荘 (休止)	〃 冷川字大幡野 1524-376
日本火災海上保険(株) 天城高山山荘 *休止中	〃 冷川字 1524-389
カインズ 修善寺店	〃 瓜生野 10
ナチュラルキッチン伊豆修善寺工場	〃 牧之郷 147
(株)S T G	〃 上船原 1400-1

#### 〈屋外タンク貯蔵所〉

名 称	所在地
修善寺ユースホステル (休止)	伊豆市修善寺字大芝山 4279-5
伊豆市清掃センター	〃 柏久保 68-1
日本エスエルシー(株)中伊豆支所 6件	〃 筏場字杓小屋 805-5
日本エスエルシー(株)中伊豆支所 2件	〃 筏場字杓小屋 804-56
日本アイ・ビー・エム(株)天城ホームステッド	〃 冷川字大幡野 1524-80
中外鉱業(株) 持越鉱業所 *休止中	〃 湯ヶ島 892-2
中外鉱業(株) 持越鉱業所 2件 *休止中	〃 湯ヶ島 892-41
中外鉱業(株) 持越鉱業所 *休止中	〃 湯ヶ島 777
(株)高島石油	〃 土肥 895-2
富士陽光ホテル	〃 冷川 1524-691

#### 〈地下タンク貯蔵所〉

名 称	所在地
伊豆国際カントリークラブ	伊豆市堀切 1002
(株)モガワ柏久保工場 (休止)	〃 柏久保 556
N T T 修善寺大仁営業所	〃 修善寺 307
(株)杉村商店	〃 修善寺 290
柳生の庄	〃 修善寺 1116-6
修善寺ニュータウン温泉管理組合	〃 堀切 1044-14
修善寺ニュータウン温泉管理組合	〃 熊坂 1257-179
修善寺ニュータウン温泉管理組合	〃 熊坂 1257-304
(株)ラフォーレ修善寺 (クラブハウス) 2件	〃 大平 1529
(株)ラフォーレ修善寺 (センターハウス)	〃 大平 1529-36
(株)ラフォーレ修善寺 (スポーツセンター)	〃 大平 1526-27
(株)ラフォーレ修善寺 (ホテル棟)	〃 大平 1525-1

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

ユニプレス 而立荘	// 熊坂字大芝山 1257-14
国土交通省だるま山中継所	// 修善寺字奥山
伊豆修善寺 絆	// 修善寺 3372-1
日立電子サービス(株)しゅぜんじ	// 修善寺字天台 3344-1
公益財団法人JKA日本競輪学校	// 大野 1828-1
伊豆赤十字病院	// 小立野 100
瑞の里 ○久旅館	// 修善寺 1146-6
ホテル桂川	// 修善寺 860
(株)時の栖 百笑の湯	// 瓜生野 410-1
伊豆観光開発(株)遠笠寮ロッジ *休止中	// 冷川字大幡野 1524-34
伊豆観光開発(株)天城高原ゴルフコース	// 菅引字天城山菅引入 638-69
伊豆観光開発(株)東急ハーヴェストクラブ天城高原	// 冷川字大幡野 1524-27
伊豆観光開発(株)東急ハーヴェストクラブ天城高原・ロッジ	// 冷川字大幡野 1524
社会福祉法人農協共済中伊豆リハビリテーションセンター 1件	// 冷川 1523-108
シダックス中伊豆ワイナリーヒルズ(株)ホテルワイナリーヒル	// 下白岩 1434
伊豆スカイラインカントリークラブ	// 上白岩字白ヶ平 2067-2
(株)旭新 伊豆パールタウン管理事務所	// 八幡字大幡 1142-2
静岡県厚生農業協同組合連合会 中伊豆温泉病院	// 上白岩 1000
(株)飯田工業 中伊豆工場	// 八幡 832-1
(株)小出商会	// 関野 807-1
伊豆イグジット中央館	// 下白岩 1436-111
伊豆ハイツゴルフクラブ&レジデンス	// 地藏堂 845-67
伊豆ハイツゴルフ&レジデンス (ホテル)	// 地藏堂 845-67
中伊豆グリーンクラブ	// 冷川字大幡野 1521-419
産業機械工業健康保険組合保養所 天城の里 20	// 冷川字大幡野 1524-308
中伊豆ふれあいプラザ (中伊豆保健福祉センター)	// 八幡 33-1
伊豆市役所 中伊豆支所	// 八幡 500
フジ天城ゴルフ倶楽部	// 大平柿木 1190-1
(有)御宿さか屋 (休止)	// 吉奈 131
白井国際産業(株)船原工場 (鈴和製作所)	// 下船原 47
(有)嵯峨沢館 2件	// 門ノ原 400-1
(有)たつた旅館	// 湯ヶ島 347
湯の国会館	// 青羽根 188
天城ふるさと広場山荘	// 上船原 1120-1
伊豆湯ヶ島倶楽部&ホテル董苑	// 湯ヶ島 2571-1
立岩石材興業(株)	// 上船原 1250-9
天城温泉会館 2件 (うち1件休止)	// 湯ヶ島 176-2 他
あせび野	// 湯ヶ島 1931
土肥クリニック	// 小下田 1909
駿豆学園	// 小下田 2492
瀬尾製作所 (休止)	// 土肥 1181-2
土肥グランドホテル明治館	// 土肥 2849-3
大江戸温泉物語土肥マリンホテル	// 土肥 2791-4
土肥ふじやホテル	// 土肥 478-1
粹松亭	// 土肥 415-4
伊豆の国農業協同組合 土肥センター	// 土肥 683-1
伊東園ホテル土肥	// 八木沢 3864
湯の花亭	// 土肥 3002-1
あるじ栖	// 小土肥 241
新海花亭いずみ	// 土肥 2914-6
ゆるり西伊豆	// 土肥 349-2
道の駅 天城越え	// 湯ヶ島 892-6

〈簡易タンク貯蔵所〉

名 称	所在地
伊豆観光開発(株) 天城高原ゴルフコース	伊豆市菅引字天城山菅引入 638-83
伊豆国際カントリークラブ	// 堀切 1004-5

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

〈移動タンク貯蔵所〉

名 称	所在地
(有)小出商会 3件	伊豆市関野 108-1
立岩石材興業(株) 2件	〃 上船原 820-2、-3
(株)天城シェル 石渡商店	〃 門野原 227
山田石油	〃 小下田 669
盛田屋土肥給油所	〃 八木沢 1329-1
(株)ナガクラ	〃 瓜生野 250-1

〈給油取扱所〉

名 称	所在地
(株)ナガクラ大仁橋給油所	伊豆市瓜生野 248-4
JASS-PORT 修善寺	〃 柏久保 119-1
(有)内田商店牧之郷給油所	〃 牧之郷 482-4
小出商会修善寺インターSS	〃 修善寺 550-5
(有)杉山石油	〃 八幡 274-1
(有)小出商会	〃 関野 284
伊伝(株)湯ヶ島給油所(セルフ)(休止)	〃 市山 521-2
立岩石材興業(株)船原給油所	〃 上船原 820-3
(株)天城シェル 石渡商店	〃 門野原 227
山田石油	〃 小下田 669
酒井石油	〃 小下田 1674-2
盛田屋土肥給油所	〃 八木沢 1329-1
(有)金刺商店	〃 土肥 440-1
(有)野田商店	〃 土肥 439
(有)高島石油	〃 土肥 895-2

〈自家用給油取扱所〉

名 称	所在地
菅尾運輸(有)	伊豆市熊坂 765-4
(株)モガワ本社工場	〃 瓜生野 111
(株)東海バス	〃 年川 78-1
(株)ラフォーレ修善寺(コース管理)	〃 大平 1529
小野建設(株)(修善寺生コン)	〃 瓜生野 150
(株)古藤田商店 伊豆生コン	〃 熊坂 472-1
(株)古藤田商店	〃 瓜生野 101
伊豆国際カントリークラブ	〃 堀切 1004-5
修善寺カントリークラブ	〃 日向 965-2
伊豆ハイツゴルフクラブ&レジデンス	〃 地藏堂 845-67
中伊豆グリーンクラブ	伊豆市冷川字大幡野 1521-419
(株)伊豆湯ヶ島ゴルフ倶楽部&ホテル董苑 2件	〃 湯ヶ島 2571-1
二葉建設(株)	〃 上船原 1260-1
フジ天城ゴルフ倶楽部 2件	〃 大平柿木 1190-1
田方南消防署	〃 日向 51-1

〈一般取扱所〉

名 称	所在地
(有)東京プロパン	伊豆市修善寺 6-5
(有)仲道商店	〃 本立野 19-3
(株)ラフォーレ修善寺	〃 大平 1529-36
財団法人JKA日本競輪学校	〃 大野 1828-1
(株)モガワ 本社工場	〃 瓜生野 108
(株)ナガクラ	〃 瓜生野 250-1
カインズ 修善寺店	〃 瓜生野 10
(株)時之栖 百笑の湯	〃 瓜生野 410-1
(有)小出商会	〃 関野 807-1



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

伊豆観光開発(株)天城高原ゴルフコース	〃 菅引字天城山菅引入 638-83
東急ハーヴェストクラブ天城高原 2件	〃 冷川字大幡野 1524
コメリ ハード&グリーン中伊豆店	〃 関野 370
(有)システムサービス *休止中	〃 月ヶ瀬 62-5
中外鋳業(株)持越鋳業所 *休止中	〃 湯ヶ島 892-41
(有)金刺商店	〃 土肥 440-1
(有)野田商店	〃 土肥 1147-1
伊豆の国農業協同組合 土肥センター	〃 土肥 683-1
コメリ ハード&グリーン土肥店	〃 八木沢 1267-1

3-27-3 自衛隊受入場所（活動拠点）

地区	受入場所	面積 (㎡)	受入可能 推定人員 (人)	重機スペース (㎡)
修善寺地区	修善寺グラウンド	1,980	500	11,980
土肥地区	土肥小中一貫校グラウンド	10,573	300	6,896
天城湯ヶ島地区	天城小学校グラウンド	7,800	100	100
	天城中学校グラウンド	14,800	300	800
	天城ふるさと広場	70,000	500	47,850
中伊豆地区	中伊豆中学校グラウンド	14,631	300	2,000

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

4-1-1 伊豆市震災復興都市計画行動計画

# 伊豆市震災復興都市計画行動計画

平成 28 年 6 月

伊豆市 建設部 都市計画課

目 次

1	震災復興都市計画フロー	・・・	1
2	震災時情報収集伝達網	・・・	2
3	緊急復興地区における建築基準法第84条指定	・・・	3
4	被災市街地復興推進地域の決定手続	・・・	6
	【参考】 被災市街地復興推進地域の都市計画について		
5	県、伊豆市の都市計画担当部局	・・・	9
6	参考資料		
	(資料1) 震災復興事業に関連する国庫補助事業制度等の概要	・・・	10
	(資料2) 建築基準法第84条指定図書の例	・・・	15
	(資料3) 被災市街地復興推進地域の計画書作成例	・・・	17
	(資料4) 建築制限の比較	・・・	18

添付資料

伊豆市震災復興都市計画行動計画表（時系列、担当課別）

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

はじめに

1 東海地震や南海トラフの巨大地震等の大規模地震の発生により、伊豆市内において甚大な被害が予想されている。

この行動計画は、地震等により市街地が広域に被災した場合、緊急に円滑な復興を図る必要があるため、復興事業に着手するまでに関係機関がとるべき都市計画に関する手続の手順等を示したものである。

2 行動計画の期間としては、被災市街地復興推進地域を定めることを想定し、地震発生後2か年としている。

地震発生後の2か月内に、被災状況の把握、建築制限の実施、被災市街地復興推進地域の決定のための手続を実施することが求められており、関係各課が連絡調整を図りながら適切に実施する必要がある。

3 復興都市計画は、原則として、震災に対する全般的復興計画のなかの都市づくりに関する分野を対象とした基本計画に基づき定めるものであるため、その策定作業は、都市計画決定作業と並行して実施していくことを想定している。

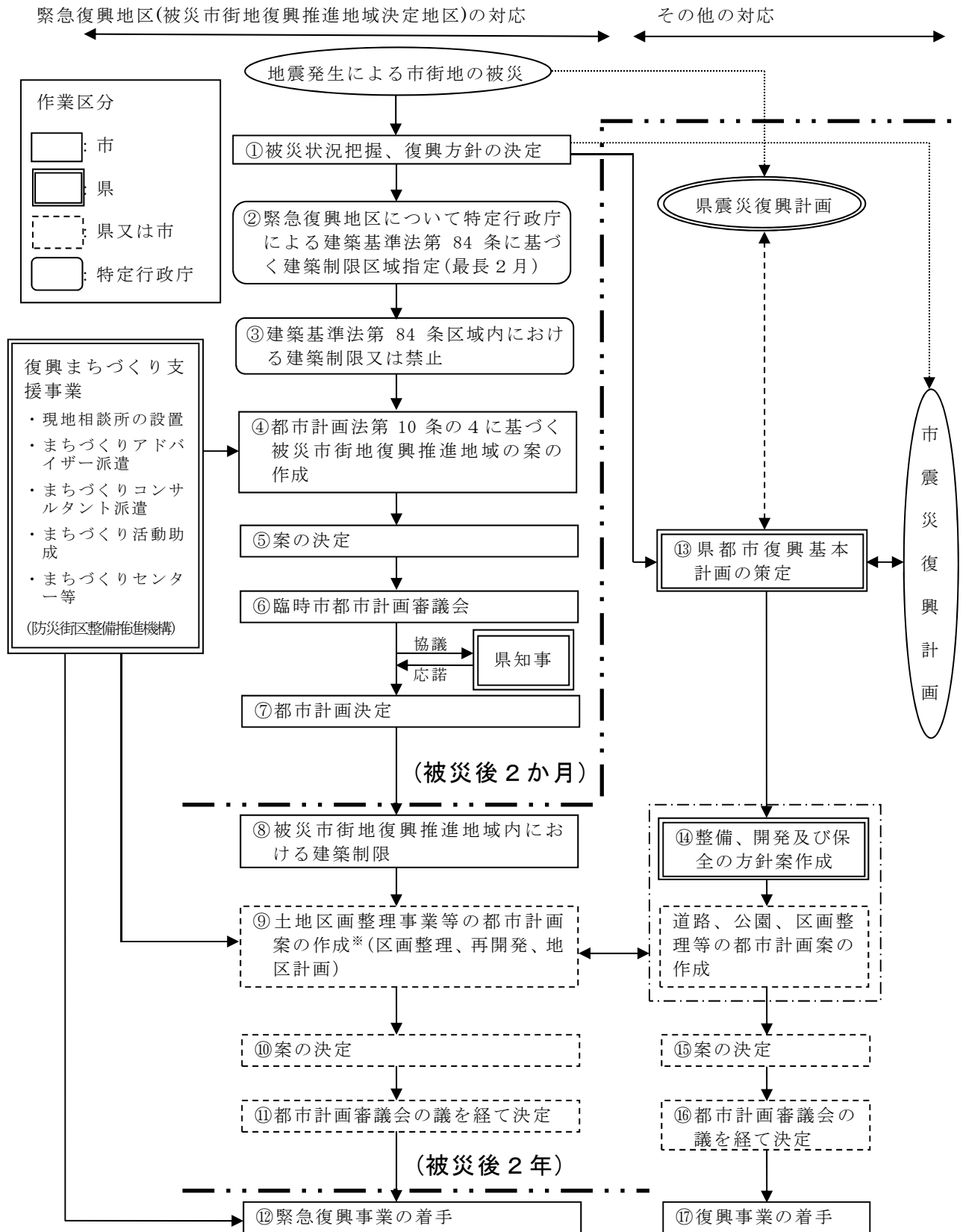
4 復興都市計画行動計画は、伊豆市地域防災計画に即したものとしているが、情報の連絡、処理方法については、本行動計画において連絡体制を独自に構築している。

5 この行動計画は、平成25年6月に公表された第4次被害想定を契機に策定をするものである。

震災復興都市計画行動計画関係課		
建設部	都市計画課	都市計画スタッフ 土地対策スタッフ
	用地管理課	管理スタッフ
	建設課	一般土木スタッフ
	上下水道課	下水道スタッフ
	総務部	危機管理課

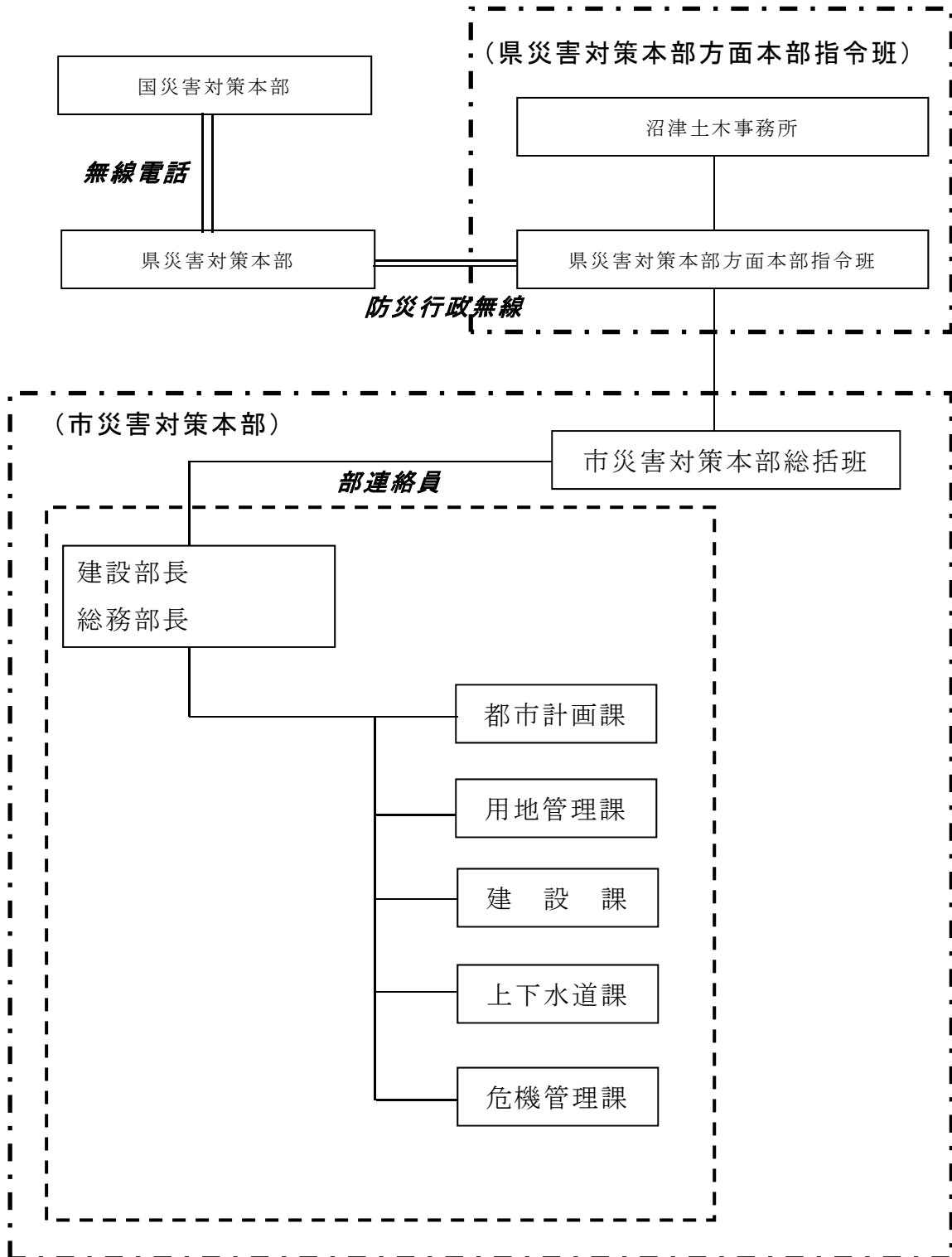
※上記のほか、地域防災計画に基づき、市民部（環境衛生課）、健康福祉部（社会福祉課、長寿介護課、健康支援課）等の関係部局と適宜連絡調整を行う。

1 震災復興都市計画フロー



※事業や施設の規模・管理者により県決定と市町決定に区分される。

2 震災時情報収集伝達網





### 3 緊急復興地区における建築基準法第84条指定

#### (1) 指定のための作成図書

- ① 指定区域名称、所在地、指定面積、被災状況、建築制限内容、指定区域の予定事業及び指定期間を記載した書類
- ② 指定区域図（縮尺 1/2,500～1/10,000程度）

#### (2) 区域指定の際の連絡体制

- ① 建築基準法第84条の区域指定は、特定行政庁が行うこととなっている。したがって、伊豆市の場合は、特定行政庁は静岡県なので、区域指定は静岡県が行うこととなる。
- ② 静岡県と伊豆市との間の調整は、都市計画部局が窓口となり、それぞれ建築部局を交えて調整を行う。
- ③ 最終的に静岡県の都市計画部局が全県分をまとめて国土交通省と協議したうえで、特定行政庁（伊豆市の場合は、静岡県）の建築部局が指定を行うこととなる。
- ④ なお、建築制限に当たっては、仮設住宅建設計画に留意する。

#### (3) 指定に当たっての留意事項

建築基準法第84条の区域指定においては、「都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のために必要があると認めるときは」とあり、あくまでも都市計画事業による復興を想定した区域であることが指定の条件とされているため、特定行政庁の都市計画部局と建築部局と慎重に協議を進め、区域指定の調整を行うこととする。

#### (4) 周知方法

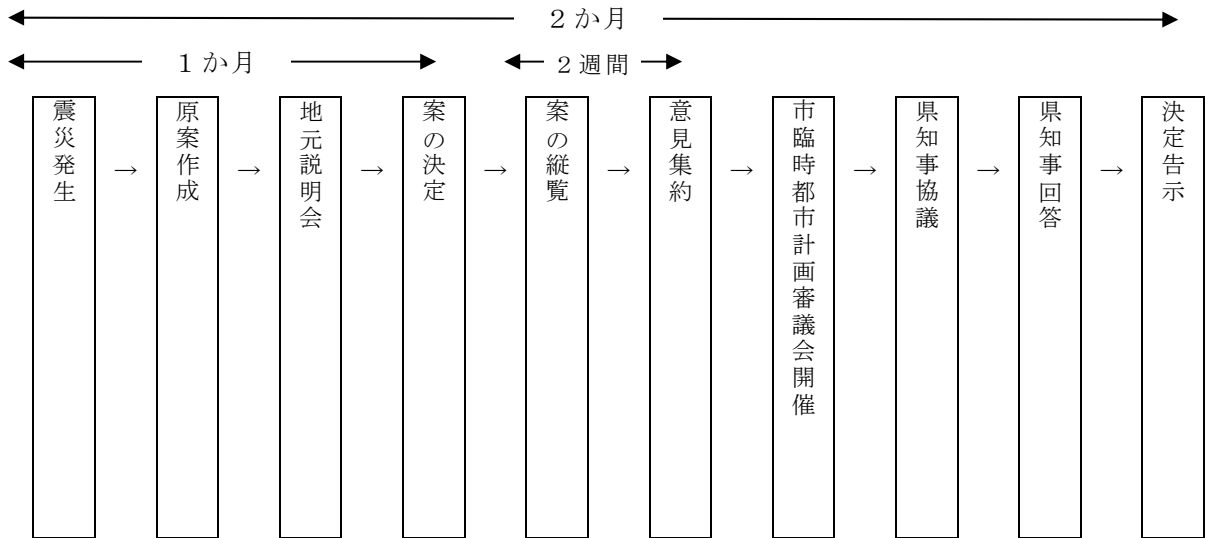
- ① 指定区域図、建築制限内容は、伊豆市の都市計画部局の窓口において閲覧し、市ホームページに掲載するなどして周知を図るものとする。なお、県においても土木事務所での閲覧や県ホームページへの掲載が予定されている。
- ② 県知事が指定した指定確認検査機関に対しては、建築基準法第77条の33（指定確認検査機関に対する配慮）に基づき、県から建築制限内容の情報提供が予定されている。なお、市においても県に対し建築制限の内容を指定確認検査機関に速やかに連絡するよう要請する。
- ③ 建築基準法上、指定した場合の公告義務はないが、県においては指定区域、建築制限内容が公告される予定である。県の公告と併せて市においても指定された旨の公告を行うことが望ましい。

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

- ④ 現地においては、看板等を設置するなどして周知を行う。
  - ⑤ 各報道機関（市広報担当に確認）に情報提供し周知を図る。
- (5) 建築制限内容について
- 原則として、以下の建築物以外の建築物の建築を禁止する。
- ① 国、地方公共団体等が建築する応急仮設住宅及び震災復興事業の一環として建築する建築物
  - ② 停車場、郵便局、官公署その他これに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物
  - ③ 工事を施行するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
  - ④ その他特定行政庁が支障がないと認めた建築物
- (6) 制限期間を延長する場合の手順について
- ① 市と県の都市計画部局との協議により、期間延長の必要がある場合、震災後20日以内に、特定行政庁（静岡県）の建築部局へ延長の要請を行う。
  - ② 県建築部局が、震災後1か月以内に延長を決定し、その旨が公告される。
- (7) 相談業務体制について
- ① 住民への周知及び理解を得ながら実施する必要があるため、建築相談窓口を設置する。
  - ② 実施に際しては、県の建築技術職員、事業担当職員及び建築士等の派遣を 県に要請する。



#### 4 被災市街地復興推進地域の決定手続



※連続する直下型地震など、上記工程どおり進まない場合がある。

##### (1) 地元説明会

- ① 土地区画整理事業等の復興都市計画をめざしたものであることを説明する。
- ② 被災市街地復興推進地域は、名称、位置、面積、区域を定める。
- ③ 土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築の制限があること。
- ④ 説明会開催に当たって、適当な会場の確保、被災住民への通知をすること。
- ⑤ 反対者が多数の場合の対応に留意すること。

##### (2) 市臨時都市計画審議会の開催

- ① 地震発生後、2か月以内に審議会を開催し、しかも1回で処理することとする。
- ② 審議会の委員（臨時委員を含む。以下同じ。）のうち、半数以上の委員が出席しなければならない（伊豆市都市計画審議会条例第6条第1項）
- ③ 審議会の開催場所を確保する。
- ④ 縦覧に当たっては、住民に縦覧できる場所の確保とともに、市広報、報道機関、掲示板等の活用により住民に周知する。

【参考】被災市街地復興推進地域の都市計画について

※静岡県都市計画課「震災復興都市計画行動計画」(平成25年12月改訂版)より

(1) 「被災市街地復興推進地域」の指定指針

大規模な火災、震災その他の災害により、建築物の集中的な倒壊や面的な焼失が生じた区域のうち、どこを「被災市街地復興推進地域」として指定するかは、各地域に、市町村が復興のために施行する事業や地区計画の内容等を十分に考慮のうえ指定の要否を判断すべきものであるが、公共施設の整備が必要であると認められる区域にあつては、原則として「被災市街地復興推進地域」を指定すべきものと考えられる。

「被災市街地復興推進地域」の指定については、各市町復興計画を念頭に入れながら最終決定すべきものであるが、いわゆる生活基盤が未整備であることが原因で、建築物の面的な焼失が生じた区域については、①緊急かつ健全な復興をする必要がある、②そのまま放置すれば再度災害に脆弱な市街地が形成されるおそれがある。

また、生活基盤が整備済みの区域であっても、何等かの理由により建築物の面的な滅失が生じた区域については、当該原因を排除するために市街地再開発事業や細街路、小公園等の公共施設の整備拡充が必要であると認められる場合は、原則として「被災市街地復興推進地域」を指定すべきものと考えられる。

なお、復興の手法として地区計画で対応する場合には、第5条の指定要件により、地区計画に地区施設(道路、公園等)、地区整備計画を定め、少なくとも、地区施設の配置及び規模、建築物等の用途の制限、壁面位置の制限他の建築物等に関する事項が計画内容に含まれている必要がある。

(2) 「被災市街地復興推進地域」の指定基準

「被災市街地復興推進地域」の指定基準として、倒壊家屋の戸数や罹災率、消失面積といった具体的な数値的基準を一律に定めることは適当でなく、被災地域の個別条件を十分検討のうえ、事業手法や復興にあたり法令上の特例を適用する必要性の有無等に配慮して指定すべきものと考えられる。

被災地の復興手段に国庫補助事業を活用した「土地区画整理事業」を用いる場合にあつては、施行区域の面積基準(2ha以上)があり、同じく国庫補助事業を活用した「被災市街地復興土地区画整理事業」として施行する場合にあつても「要綱」上の採択基準(被災地20ha以上、被災家屋1,000戸以上)がある(平成24年度末現在)。

こういった数値を「被災市街地復興推進地域」指定の一つの基準として用いることや、さらに倒壊家屋の戸数や罹災率、消失面積といった数値的基準を一律に定めることも考えられるが、被災地の復興にあたっての個別条件(高齢者住宅が多いとか、小規模住宅が密集している地域で公共施設を整備するために区域外への移転が必要であるとか)によっては、国の補助制度の有無に限定されず復興地域の指定によって適用可能となる数々の特例を必要とする場合がある。

よって、指定の基準を一律の数値によって考えるのは適当ではなく、各被災地の実情に応じ

て判断すべきものと考えられる。

なお、被災地の個別条件をモデル化し、ある程度の基準（目安）を定めることは可能かとも思われるが、モデル設定や基準づくりには委託するための予算措置が必要。

(参考) 指定要件の整理

1) 都市計画法

〈第10条の4（被災市街地復興推進地域）第1項〉

都市計画には、当該都市計画区域について必要があるときは、被災市街地復興推進地域を定めるものとする。

〈第13条（都市計画基準）第1項第10号〉

被災市街地復興推進地域は、大規模な火災、震災その他の災害により相当数の建物が滅失した市街地の計画的な整備改善を推進して、その緊急かつ健全な復興を図る必要があると認められる土地の区域について定めること。

2) 被災市街地復興特別支援法

〈第5条（被災市街地復興推進地域に関する都市計画）〉

都市計画区域内の市街地の土地の区域で、次の要件に該当するものについては、被災市街地復興推進地域を定めることができる。

- ① 大規模な火災、震災その他の災害により、当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。
- ② 公共施設の整備状況、土地利用の動向からみて不良な街区の環境が形成されるおそれのあること。
- ③ 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

3 「被災市街地復興推進地域」の都市計画決定に当たり必要となる図書等

1) 法令上必要となる図書

①名称、②位置、③区域、④区域の面積、⑤緊急復興方針、⑥建築行為等の制限が行われる期間の満了の日

総括図、計画図

2) 参考図書として必要と思われる図書

①被災状況図、②緊急復興方針図

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

5 県、伊豆市の都市計画担当部局（被災市街地復興推進地域の決定に係る）

(1) 県の都市計画・建築関係部局

区分	名称	部局名	電話		F A X		E-mail アドレス	備考
			N T T	総合情報 ネットワーク	N T T	総合情報 ネットワーク	インターネット	
本庁	都市計画課	都市行政班	054-221-3062	5(8)-100-3062	054-221-3640	5(8)-100-3640	toshikeikaku@pref.shizuoka.lg.jp	
		施設計画班	054-221-2219	5(8)-100-2219	054-221-3640	5(8)-100-3640	toshikeikaku@pref.shizuoka.lg.jp	
		地域計画班	054-221-3187	5(8)-100-3187	054-221-3640	5(8)-100-3640	toshikeikaku@pref.shizuoka.lg.jp	
	景観まちづくり課	まちづくり推進班 (区画整理)	054-221-3530	5(8)-100-3530	054-221-3493	5(8)-100-3493	keikan-machi@pref.shizuoka.lg.jp	
		まちづくり推進班 (再開発)	054-221-2344	5(8)-100-2344	054-221-3493	5(8)-100-3493	keikan-machi@pref.shizuoka.lg.jp	
	街路整備課	街路整備班	054-221-3063	5(8)-100-3063	054-221-3068	5(8)-100-3640	gairo@pref.shizuoka.lg.jp	
	生活排水課	計画班	054-221-3082	5(8)-100-3082	054-221-3586	5(8)-100-3586	gesui@pref.shizuoka.lg.jp	
	公園緑地課	公園緑地班	054-221-3494	5(8)-100-3494	054-221-3493	5(8)-100-3493	parks@pref.shizuoka.lg.jp	
	建築安全推進課	建築耐震班	054-221-3320	5(8)-100-3320	054-221-3567	5(8)-100-3567	kenchikuanzen@pref.shizuoka.lg.jp	
	住まいづくり課	計画班	054-221-3080	5(8)-100-3080	054-221-3083	5(8)-100-3083	sumai@pref.shizuoka.lg.jp	
公営住宅課	建設指導班	054-221-3087	5(8)-100-3087	054-221-3083	5(8)-100-3083	jutaku@pref.shizuoka.lg.jp		
出先 機関	沼津土木事務所	都市計画課	055-920-2222	5(8)-103-2222	055-926-5527	5(8)-103-6090	numado-toshikei@pref.shizuoka.lg.jp	

(2) 伊豆市の都市計画・建築関係部局

課名	スタッフ名	電話		F A X		E-mail アドレス	備考	
		N T T	総合情報 ネットワーク	N T T	総合情報 ネットワーク	インターネット		
都市計画課	都市計画スタッ フ	0558-83-5206	5(8)-238-9000 (防災安全課)	0558-83-5497	5(8)-238-8001 (防災安全課)	tosikei@city.izu.shizuoka.jp	都市計画担当	
	土地対策スタッ フ						土地区画整理担当 市街地再開発担当	
用地管理課	管理スタッフ	0558-83-5204				0558-83-5497	kanri@city.izu.shizuoka.jp	市営住宅担当
建設課	一般土木スタッ フ	0558-83-5201				0558-83-5497	kensetu@city.izu.shizuoka.jp	災害復旧担当
上下水道課	下水道スタッ フ	0558-83-3901				0558-75-7177	gesui@city.izu.shizuoka.jp	下水道担当
危機管理課	消防・防災スタッ フ	0558-72-9867				0558-72-6588	bousai@city.izu.shizuoka.jp	地域防災計画担当

※ 総合情報ネットワークの（ ）は、衛星回線を使用した場合に使用する。  
総合情報ネットワークは、「5(8)－(市番号)」を「022－(市番号)」に変更しても通じる。

6 参考資料

(資料1) 震災復興事業に関連する国庫補助事業制度等の概要

○ 社会資本整備総合交付金

(1) 市街地整備

「イ-13-(1) 都市防災総合推進事業」

	交付対象事業(補助率)	交付金事業者	施行地区
被災市街地における復興まちづくり総合支援事業	復興まちづくり計画策定支援に要する事業(補助率1/2) ・計画作成費 ・コーディネート費	市町又は市町から補助金の交付を受けて本事業を実施する団体等	激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項の規定に基づき激甚災害に指定された災害により被災し、同法第3条の規定に基づく措置が適用された市町村
	復興のための公共施設等整備に要する費用のうち、地区公共施設、防災まちづくり拠点施設の整備に要する事業(補助率1/2) ・測量試験費 ・実施設計費 ・工事費 ・用地費 ・補償費		
	復興のための公共施設等整備に要する費用のうち、高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設の整備に要する事業(補助率1/3)※ ・実施設計費(修景施設の設計) ・工事費(共同施設、復興まちづくり支援施設、修景施設の工事)		

※ 景観法第8条の規定に基づく景観計画の区域、同法第61条の規定に基づく景観地区及び同法第76条の規定に基づく地区計画等形態意匠条例の区域を含む地区については1/2



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

「イ - 13 - (2) 市街地再開発事業」(都市局所管)

	交付対象事業	施行者	事業主体	対象要件
災害復興市街地再開発事業	調査設計計画事業 (補助率2/5 <sup>※</sup> ) ・計画の作成費 ・地盤調査 ・建築設計及び権利変換計画の作成	市街地再開発組合、再開発会社、個人施行者、都市再生機構、地方住宅供給公社、地方公共団体等又は協議会組織	市街地再開発事業の施行者に対し事業実施に要する費用の一部を補助する費用の一部を補助する地方公共団体	○被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域において行われるもの ○市街地再開発事業若しくは市街地再開発促進区域に関する都市計画が定められ、又は年度内に当該都市計画が定められることが確実と見込まれること  【第1種市街地再開発事業】施行地区面積が2,000㎡以上  【第2種市街地再開発事業】施行地区面積が10,000㎡以上
	土地整備事業 (補助率2/5 <sup>※</sup> ) ・建築物の除却 ・土地の整地 ・仮設店舗の設置及び土地整備に伴い通常生ずる損失の補償			
	共同施設整備事業 (補助率2/5 <sup>※</sup> ) ・空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備			
	建築物の防火性能の強化事業 (補助率2/5 <sup>※</sup> ) ・特殊基礎工事			

※ 組合等の施行の場合、2/5かつ地方公共団体が補助する額の1/2

※ 都市局所管のほか、住宅局所管の市街地再開発事業あり

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

「イ - 13 - (6) 都市再生区画整理事業」

	交付対象事業(補助率)	交付金事業者	施行地区
被災市街地復興土地区画整理事業 都市再生区画整理事業	<p>大規模な災害により被災した市街地の復興を推進するために施行する土地区画整理事業(補助率1/2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査設計費</li> <li>・ 宅地整理費</li> <li>・ 移転移設費</li> <li>・ 公共施設工事費</li> <li>・ 公開空地整備費</li> <li>・ 供給処理施設整備費</li> <li>・ 電線類地下埋設施設整備費</li> <li>・ 減価補償費</li> <li>・ 立体換地建築物工事費</li> <li>・ 仮設建築物工事費</li> <li>・ 防災関連施設整備費</li> <li>・ 浸水対策施設整備費</li> <li>・ 液状化対策推進工事費</li> <li>・ 機械器具費</li> </ul>	都道府県、市町村又は土地区画整理組合等	被災地の面積が概ね20ha以上で被災戸数が1,000戸以上の災害に係る市街地のうち、被災市街地復興特別措置法第5条第1項に規定する被災市街地復興推進地域に定められ、又は定められることが確実の区域に存する地区
	<p>災害により住宅等を失った権利者等のため土地区画整理事業により仮設住宅等を整備する事業(補助率1/2)</p>		

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

○ 社会資本整備総合交付金以外

「防災集団移転促進事業」

	補助対象事業(補助率)	補助金事業者	施行地区
防災集団移転促進事業	下記費用に関する補助 (補助率3/4) <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅団地の用地取得造成費</li> <li>・移転者の住宅建設・土地購入に対する補助費用(借入金の利子相当額)</li> <li>・住宅団地の公共施設の整備費用</li> <li>・移転促進区域内の農地及び住宅の買収費用</li> <li>・住宅団地内の共同作業所等の整備費用</li> <li>・移転者の住宅の移転に対する補助費用</li> </ul>	市町*	災害が発生した地域又は災害危険区域(建築基準法第39条)のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するための住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域

※事業の規模が著しく大であることその他の事由により市町が実施することが困難な事業については、市町の申出により県が行うことができる。

「津波復興拠点整備事業」

	交付対象事業(補助率)	交付金事業者	施行地区
津波復興拠点整備事業	津波復興拠点整備計画策定支援事業(補助率1/2) <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定費</li> <li>・コーディネート費</li> </ul>	地方公共団体	復興特区法第77条に規定する復興交付金事業計画の区域内において定められた一団地の津波防災拠点市街地形成施設。ただし、以下のいずれかを満たす市町 <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水により被災した面積が概ね20ha以上であり、かつ、浸水により被災した建物の棟数が概ね1,000棟以上であること</li> <li>・国土交通大臣が上記の条件と同等の被災規模であると認めるもの</li> </ul> 一団地の津波防災拠点市街地形成施設は、原則として1市町あたり2地区まで、国費支援の面積上限は1地区あたり20haまでとする。
	公共施設等整備事業(補助率1/2) <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区公共施設整備(道路・公園・緑地・広場その他の施設)</li> <li>・津波防災拠点施設整備</li> <li>・高質空間形成施設整備(植栽・緑地施設等)</li> <li>・津波復興拠点支援施設整備</li> </ul>		
	用地取得造成費 (補助率1/2)		

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

「小規模改良住宅事業」

	交付対象(補助率)	交付金事業者	施行地区
小規模改良住宅事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>／不良住宅の買収・除却日(補助率1/2、1/3※1)</li> <li>・小規模改良住宅整備費(補助率2/3)</li> <li>・用地取得費(補助率1/2)</li> <li>・公共施設・地区施設整備費(補助率1/2)</li> </ul>	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不良住宅戸数が15戸以上※<sup>2</sup></li> <li>・不良住宅率が50%以上</li> </ul>

※1 除却跡地を公共的施設の用に供しない場合

※2 過疎における激甚災害に係る事業の場合は、5戸以上に要件緩和

「災害公営住宅整備事業」

	交付対象(補助率)	交付金事業者	施行地区
災害公営住宅整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滅失戸数の3割を限度とした災害公営住宅の建設費(補助率2/3)</li> <li>・災害公営住宅の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する費用(補助率2/5)</li> </ul>	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滅失戸数が被災地全域で500戸以上又は1市町で200戸以上若しくはその区域内の1割以上であること</li> <li>・火災による滅失戸数が被災地全域で200戸以上又は1市町全住宅の1割以上であること</li> </ul>

「罹災者公営住宅整備事業」

	交付対象(補助率)	交付金事業者	施行地区
災害公営住宅整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滅失家屋の5割を限度とした罹災者公営住宅の建設費(補助率3/4)</li> <li>・罹災者公営住宅の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する費用(補助率2/5)</li> </ul>	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滅失戸数が被災地全域で4,000戸以上</li> <li>・滅失戸数が被災地全域で2,000戸以上かつ1市町で200戸以上若しくは全住宅の1割以上</li> <li>・滅失戸数が被災地全域で1,200戸以上かつ1市町で400戸以上若しくは全住宅の2割以上</li> <li>・滅失戸数が上記のいずれかであり、かつ、1市町で100戸以上又は全住宅の1割以上であること</li> </ul>

(資料2) 建築基準法第84条指定図書の例

1 第1項指定

(1) 告示文(特定行政庁)

年 月 日						
告 示 第 号						
建築基準法第84条第1項の規定による区域の指定						
建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条第1項の規定により、被災市街地における建築制限の区域を次のとおり指定し、平成 年 月 日から施行する。						
1 区域の指定						
<table border="1"><thead><tr><th>地区名</th><th>区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>〇〇地区</td><td>〇〇市〇〇町〇丁目、〇丁目及び〇〇町〇丁目並びに〇〇町〇丁目</td></tr><tr><td>△△地区</td><td>△△市△△町△丁目、△丁目及び△△町△丁目並びに△△町△丁目</td></tr></tbody></table>	地区名	区域	〇〇地区	〇〇市〇〇町〇丁目、〇丁目及び〇〇町〇丁目並びに〇〇町〇丁目	△△地区	△△市△△町△丁目、△丁目及び△△町△丁目並びに△△町△丁目
地区名	区域					
〇〇地区	〇〇市〇〇町〇丁目、〇丁目及び〇〇町〇丁目並びに〇〇町〇丁目					
△△地区	△△市△△町△丁目、△丁目及び△△町△丁目並びに△△町△丁目					
(図面は、静岡県くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課及び当該市町に備え置いて一般の縦覧に供する。)						
2 建築制限の内容						
前項に掲げる区域内においては、建築物を建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。						
(1) 国、地方公共団体等が建築する応急仮設住宅及び震災復興事業の一環として建築する建築物						
(2) 停車場、郵便局、官公署その他これに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物						
(3) 工事を施行するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物						
(4) その他特定行政庁が支障がないと認めた建築物						
3 建築制限の期間						
年 月 日から 年 月 日まで						

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

(2) 告示文(市)

伊豆市告示第 号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条第1項の規定により、被災市街地における建築制限の区域が別添のとおり指定されたので告示する。

年 月 日

伊豆市長 氏 名

(資料3) 被災市街地復興推進地域の計画書作成例

〇〇都市計画被災市街地復興推進地域の \_\_\_\_\_ (伊豆市決定)  
決定  
変更

〇〇都市計画被災市街地復興推進地域を次のように \_\_\_\_\_ する。  
決定  
変更

名 称	〇〇被災市街地復興推進地域
位 置	伊豆市〇〇 〇〇番地
面 積	約 ha
緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針	〈例〉 当地区では、土地区画整理事業等の施行により、地域の安全性、利便性に配慮した街路網等を構成するとともに、防災性にも配慮した公園を適宜配置し、安全で快適な市街地の形成を図る。
被災市街地復興特別措置法第7条の規定による制限が行われる期間の満了の日	年 月 日

「区域は計画図表示のとおり」

理由 〈例〉

本地域では、〇〇地震により地域内の建物の大部分が倒壊し、早期の復旧が必要である。このため、土地区画整理事業を促進し、安全で快適な市街地を形成するため、本案のとおり決定する。

※ 「面積」は、小数点第1位まで記載する。

※ 「被災市街地復興特別措置法第7条の規定による制限が行われる期間の満了の日」は、被災市街地復興推進地域を定める区域が、すでに土地区画整理事業が都市計画決定されている場合においては、「当該区域においては、すでに土地区画整理事業に係る都市計画決定の告示が行われているため制限は行わない。」と記載する。

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

(資料4) 建築制限の比較

根拠法令	建築基準法第84条	被災市街地復興特別措置法第7条	都市計画法第10条の2第3項	都市計画法第53条
名称	—	被災市街地復興推進地域	促進区域	都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域
制限内容	建築物の建築制限又は禁止	土地の形質の変更、建築物の新築、改築、増築をする場合に都道府県知事等の許可が必要	同左	建築物の建築をしようとする場合に都道府県知事等の許可が必要
適用除外	<p>特定行政庁が任意に指定するが、原則としては以下のとおりと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、地方公共団体等が震災復興事業の一環として建築する建築物</li> <li>・停車場、郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物</li> <li>・工事を施行するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物</li> <li>・その他特定行政庁の長が支障がないと認めたもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の管理行為、軽易な行為、車庫等の附属建築物の新築改築、管理のために必要な土地の形質の変更、農林漁業者のために行う土地の形質の変更、作業小屋の建築(床面積90㎡以下)</li> <li>・非常災害のため必要な応急対策</li> <li>・都市計画事業、国、都道府県、市町村又は施設管理者が実施する都市計画に適合した都市施設整備事業又は市街地開発事業</li> </ul>	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数が2以下でかつ地階を有しない木造の建築物の改築又は移転</li> <li>・非常災害のための必要な応急措置</li> <li>・都市計画事業、国、都道府県、市町村又は当該都市計画施設を管理する者となる者が実施する都市計画に適合した都市施設整備事業又は市街地開発事業</li> <li>・立体道路の地区計画に適合する道路一体建築物、施設管理者が行う建築物の建築</li> </ul>
許可の義務付け	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0.5ha以上の土地の形質の変更で市街地整備の実施を困難にしないもの</li> <li>・自己居住又は自己業務の建築物(2階以下、木造等、容易に移転除却可能、敷地300㎡未満)の建築及びそのための土地の形質の変更</li> <li>・買取り不許可の土地の形質の変更及びその土地における建築物の建築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0.5ha以上土地の形質の変更で事業の実施を困難にしないもの</li> <li>・自己居住又は自己業務の建築物(2階以下、木造等、容易に移転除却可能、敷地300㎡未満)の建築及びそのための土地の形質の変更</li> <li>・買取り不許可の土地の形質の変更及びその土地における建築物の建築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画に適合する建築物の建築</li> <li>・階数2以下で地階を有せず、主要構造物が木造等であり、かつ、容易に移転又は除却できる建築物の建築</li> </ul>
他制限の移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生してから1か月以内</li> <li>・更に1か月を超えない範囲において延長可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市施設、市街地開発事業に関する都市計画の決定</li> <li>・地区計画等の決定</li> <li>・土地区画整理事業、市街地再開発事業の事業認可等</li> <li>・なお、建築制限を行える期間は、災害の発生した日から起算して2年以内</li> </ul>	都市計画事業認可	都市計画事業認可

出典：被災市街地復興特別措置法の解説



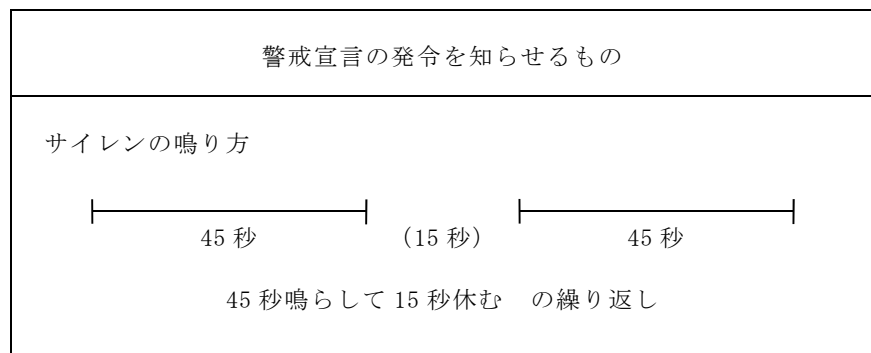
《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

《地震対策編》

3-1-4-1 公共建物等番号標示

地区	標示番号	公共建物名	所在地	実施状況
修善寺地区	16-0	伊豆市役所	小立野38-2	
	16-1	修善寺小学校	修善寺3244	済
	16-2	熊坂小学校	熊坂708-3	済
	16-3	修善寺東小学校	本立野419	済
	16-4	修善寺南小学校	柏久保425-1	済
土肥地区	18-0	土肥支所	土肥670-2	
	18-1	旧土肥小学校	土肥638	済
	18-2	土肥南体育館	八木沢1445-1	済
天城湯ヶ島地区	22-0	旧天城湯ヶ島支所	市山550	
	22-1	天城小学校	青羽根47	済
	22-2	旧湯ヶ島小学校	湯ヶ島136	済
中伊豆地区	23-0	中伊豆支所	八幡500-1	済
	23-1	中伊豆小学校	八幡158-2	済
	23-2	旧大東小学校	徳永900	済
	23-3	旧八岳小学校	原保384	済

警戒宣言の防災信号（サイレン等）



3-1-4-6 緊急物資集積場所

地区	受入場所	面積 (㎡)	備考
修善寺地区	生きいきプラザホール	446	
土肥地区	土肥小中一貫校体育館	1,053	
天城湯ヶ島地区	天城中学校体育館	1,428	
	天城会館	2,566	
中伊豆地区	中伊豆中学校体育館	982	

## 4-3-2-1 広報文案

### 広報文(警戒宣言発令時)

#### 南海トラフ地震臨時情報

こちらは、広報いずです。

本日〇時〇分、内閣総理大臣は、 以内に を震源域とする大規模な地震が発生する恐れがあり、静岡県全域を含む東海地域に南海トラフ地震臨時情報を発表しました。

このため、市は、地震災害に備えた伊豆市地震災害警戒本部をただいま設置いたしました。

あわてる必要はありません

今後、テレビ・ラジオ・市・消防団からの情報に十分注意すると共に、市及び警察の指示や自主防災組織の役員・消防団員の指導に従い、おちついて行動してください。

(以下繰り返し)

お知らせを終わります。

### 広報文(警戒宣言発令時)

#### 南海トラフ地震臨時情報

こちらは、広報いずです。

本日〇時〇分、静岡県全域を含む東海地域に南海トラフ地震臨時情報が発表され、これと共に、市では警戒本部を設置し、警戒体制が敷かれています。

各機関の対応状況をお知らせします。

まず、県下の交通機関の状況です。

JRでは、県下の新幹線、東海道線が、また、伊豆箱根鉄道線の在来線の列車をすべてもよりの安全な駅に停車させ、運転を打ち切っています。

また、バス等による振り替え輸送は行なわれておりません。

市内のバスも全面的に運転を中止しています。

代わって、道路状況です。

道路は、パトカー、消防自動車、緊急車両優先となっています。

交通の円滑な流れを確保するため、市民の皆様はなるべく自動車の使用を控えてください。

自動車を止めるときは、なるべく道路の外又は道路の左側に止めて下さい。

自動車から離れる時は、キーは付けたまま窓を閉め、ドアロックはしないで下さい。

(以下繰り返し)

お知らせを終わります。

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

広報文(南海トラフ地震臨時情報発表時)

家庭内において実施すべき防災対策情報

こちらは、広報いずです。

伊豆市地震災害警戒本部から各家庭の皆様をお願いします。

- 1 まず、火元は全部止めて火の始末をし、ガスの元栓を閉めてください。
- 2 風呂に水をため、消火器やバケツを用意し、飲料水はポリタンク、ペットボトルの容器及び水筒に用意してください。
- 3 身軽で活動しやすい服装に着替え、ヘルメット・防災頭巾を被り、硝子が割れた時のために靴を準備してください。
- 4 非常持ち出し品を確認してください。
- 5 なお、市内の保育所、こども園、学校はすべて休みになります。

以上、家庭内の防災対策を今一度確認し、地震が起きた時には落ち着いて行動してください

(以下繰り返し)

お知らせを終わります。

広報文(警戒宣言発令時)

消防団、自主防災組織への活動要請

こちらは、広報いずです。

消防団並びに自主防災組織の役員の方々にお願いします。

消防団並びに自主防災組織の役員の方は、地区の皆様の協力を求め、防災資機材の点検や情報の連絡体制を整えるなどの防災活動に入ってください。

特に、ガスの元栓、ボンベのバルブを閉めるよう火災予防について、各家庭に徹底してください。

(以下繰り返し)

お知らせを終わります。

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

広報文(警戒宣言発令時)

避難指示情報

こちらは、広報いずです。

伊豆市地震災害警戒本部からお知らせします。

〇〇〇〇は、崖崩れ等の危険地域です。南海トラフ地震臨時情報発表されたため、警戒本部長は〇〇〇〇地区に対して(高齢者等避難・避難指示)を発令しました。

〈避難指示の場合〉

〇〇〇〇地区の住民は、〇〇〇〇等の所定の避難場所に自主防災会役員の誘導に従って避難してください。

その他の地域の住民は、自宅周辺の安全な空地、あるいは自主防災会で定めた避難地へ避難してください。

(以下繰り返し)

お知らせを終わります。

※状況に応じて変更すること。

広報文(発災後 随時)

ライフライン(電気・電話・上水道・下水道・道路・橋梁・その他)の被害状況

こちらは、広報いずです。

伊豆市災害対策本部からライフライン(電気・電話・上水道・下水道・道路・橋梁・その他)の被害状況をお知らせします。

- 1 現在、〇〇〇〇地区では、地震により電話がかかりにくくなっております。  
〇〇では、全力をあげて復旧にあたっております。
- 2 現在、〇〇〇〇号線××では、地震により通行止めとなっております。  
〇〇では、全力をあげて復旧にあたっておりますので、迂回をお願いします。

(以下繰り返し)

※「災害の被害程度」、「復旧見込み」等住民生活に直接関係のある情報を提供する。  
住民の不安を解消することが大きな目的である。

## 4-7-1-1 南海トラフ震対策「避難計画策定指針」(抜粋)

昭和63年8月10日 総務部地震対策課  
改訂 平成18年8月30日  
改訂 平成21年3月24日 総務部防災局

### 1 趣旨

本指針は、南海トラフ地震により発生することが想定される津波、山・がけ崩れ、延焼火災に対処するため、市町村長の責任において避難計画を策定するための指針である。それらの危険の切迫度、継続時間は、地震の起こり方、時間の経過によって一様でなく、したがって避難の方法も一様でない。この指針では、いくつかの類型化した避難の考え方を示すとともに、災害によって現に被害を受け、又受けるおそれのある者で居住場所を確保できない者の避難所への受入についても付加して示すものである。

なお、本指針の策定に伴い、従来の東海地震対策「避難地・幹線避難路の計画指針」(昭和52年7月1日策定)は、廃止する。

### 避難が必要な場面

危険の場面 災害危険の種類	災害発生前			災害発生後		居住場所を確保できない場合
	南海トラフ地震注意情報発表時	臨時情報発表3日間程度	突発地震発生	余震の危険10日間程度	特定の危険の切迫、危険が去るまでの間	
津波危険予想地域	△	○	○ (12時間程度)	○		
山・崖崩れ危険予想地域	△	○	○ (直後)	○		
延焼火災危険予想地域 (住家の耐震性有)					○	○
延焼火災危険予想地域 (住家の耐震性無)		○ (付近の安全な空地等に避難)			○	
任意避難地区 (住家の耐震性有)					○	
任意避難地区 (住家の耐震性無)		○ (付近の安全な空地等に避難)			○	

注) △印は、4(2)に定める「避難対象地区」のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ、当該地区の災害時要援護者等(介護者を含む)に限り、準備行動として必要に応じて避難を実施することができることを示す。

### 2 基本的な考え方

- (1) 避難者とは、災害の危険が切迫した地域における居住者、滞在者、通過者等、すべての者をいう。
- (2) 臨時情報発表後に地震が発生した場合及び突発地震が発生した場合の両者を想定した対策とする。
- (3) 臨時情報発表時の避難先としては、市町村が指定した避難地とする。ただし、安全な地域に居住する知人宅等に避難することのできる者にとっては当該知人宅を避難先とすることができる。

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

- (4) **臨時情報発表時**の避難先として市町村が指定する避難地とは、野営する空き地以外に、市町村長が認める耐震を有し、耐火性の高い公共的な建築物への屋内避難も避難地とする。
- ※「耐震性を有する建築物」とは、東海地震に対する耐震性能のランク区分 I a、I b の建築物をいう。
- ※「耐火性の高い建築物」とは、建築基準法でいう準耐火建築物以上のものが望ましいが、地域の実情により、周辺に延焼の危険がない、又は出火防止措置の対策を実施している建築物を含む。
- ※「公共的な建築物」とは、公共建築物のほか、市町村があらかじめ協定等を結んだ私立学校、保育施設、宿泊施設、体育施設及びゴルフ場施設等の民間の建築物を含む。
- (5) (3)及び(4)の規定については、南海トラフ地震**臨時情報**発表時に準備行動として必要に応じて避難を実施することができる災害時要援護者等（介護者を含む）の避難先にこれを準用する。
- (6) 津波、山・崖崩れ災害を防止するために、防潮堤や山・がけ崩れ防止施設等が整備されている場合であっても、万全を期するため、施設が有する防止効果を避難計画に関しては、原則として考慮しない。
- (7) 避難については、市町村等計画策定者のみならず、住民も同一用語を用いることが必要である。このため、従来用いていた用語の一部を整理し、紛らわしい用語、難しい用語をできるだけ避けることとする。
- (8) 避難は具体的な場面で実施可能なことが必要である。そのため、できるだけ現実的な方法を取り、かつ、通常の方法が取れない場合には緊急的方法を取ることもやむを得ない。このため、指針の適用に当たっては、実情に合うよう、柔軟に考え、調整する必要がある。しかし、このことは想定を軽く見て、安易な避難計画を策定することを勧めるものではない。
- (9) **臨時情報**発表時における避難地までの避難方法は、徒歩によるものとする。
- (10) 以上のことを考慮して、人命の安全を第一とし、避難地、避難路、津波避難ビル及び緩衝帯を設定する。

### 3 対象とする災害

対象とする災害は、津波による水害、山・がけ崩れによる土砂災害及び出火による延焼火災（危険物等の爆発を含む）とする。

### 4 計画対象区域

計画対象区域は、行政区域全域とし、地区の範囲の選定は町、丁目、字別に検討する。

#### (1) 要避難地区

計画対象地区のうち、地質、地盤、地形、木造家屋密集度、人口密度、危険物の分布等からみて、災害の発生が予想され、かつ、その災害が広範囲にわたり人命に対する危険があり、住民の避難を要する地域を、「要避難地区」とする。

具体的には、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想される地域が、要避難地区となる。

#### (2) 避難対象地区

要避難地区のうち、**臨時情報**発表された場合に、災害の発生から未然に地域住民の生命の安全確保を図るため、市町村長が避難の勧告・指示を行う地域を、**臨時情報**発表時の「避難対象地区」とする。

具体的には、津波及び山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域が、避難対象地区となる。

#### (3) 延焼火災危険予想地域

要避難地区のうち、**臨時情報**発表された場合には特に避難を要さないが、地震発生後の火災の発生状況により避難を行う地域を、「延焼火災危険予想地域」とする。

#### (4) 任意避難地区

要避難地区以外の比較的安全な地区であり、避難の必要性が少ないが、災害の状況により避難する場合

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

がある地域を「任意避難地区」とする。

(5) 警戒区域

南海トラフ地震**臨時情報**が発表された場合に、避難対象地区のうち、退去又は立ち入り禁止の措置が取られる区域若しくは災害発生後、災害の発生状況により、退去又は立ち入り禁止の措置を取られる区域を「警戒区域」という。(災害対策基本法63条、大規模地震対策特別措置法第26条)

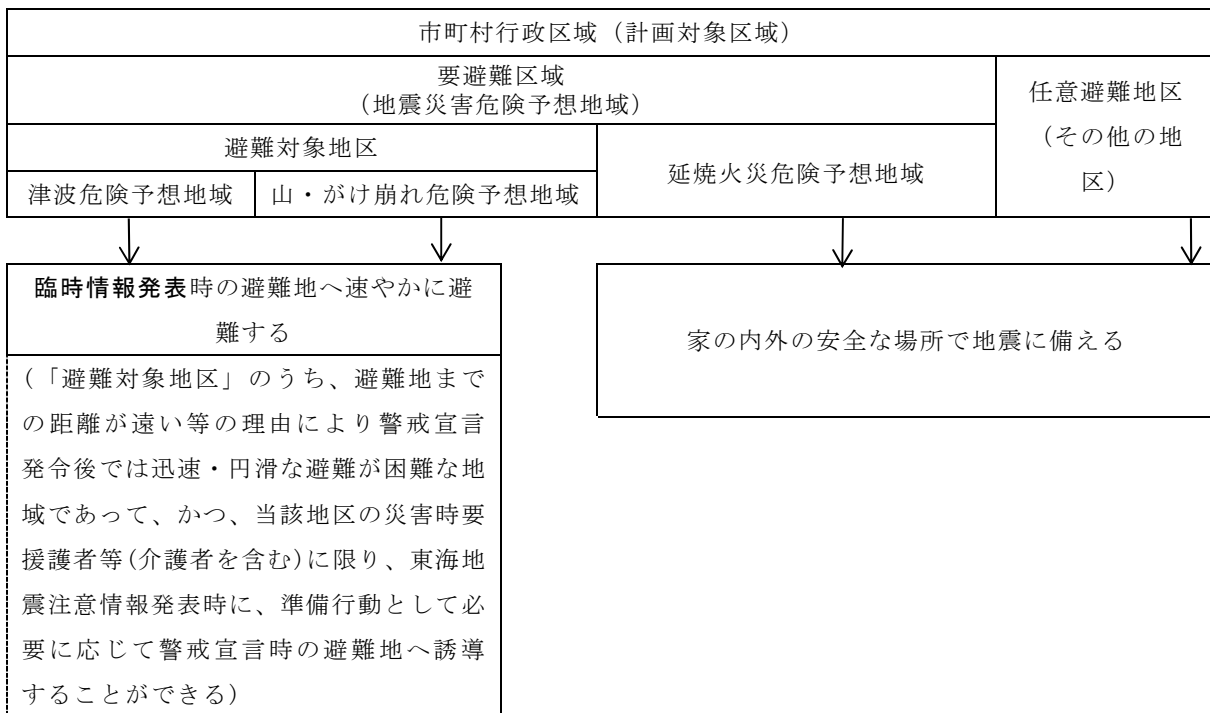
※避難対象地区と警戒区域の比較

避難対象地区の避難勧告・指示が对人的にとらえて、住民の保護を目的とするものであるのに対し、警戒区域は地域的にとらえて、立ち入り制限、禁止又は退去命令により、住民の保護を図ろうとするものであり、後者については履行の担保のため、違反者に対して罰則が科せられる。(災害対策基本法第116条第2項)

5 地域による避難形態

地震発生のパターンは、地震が予知され、**臨時情報**が発表された後、地震が発生する場合と、地震が予知されずに突然地震が発生する場合の2つのパターンがある。

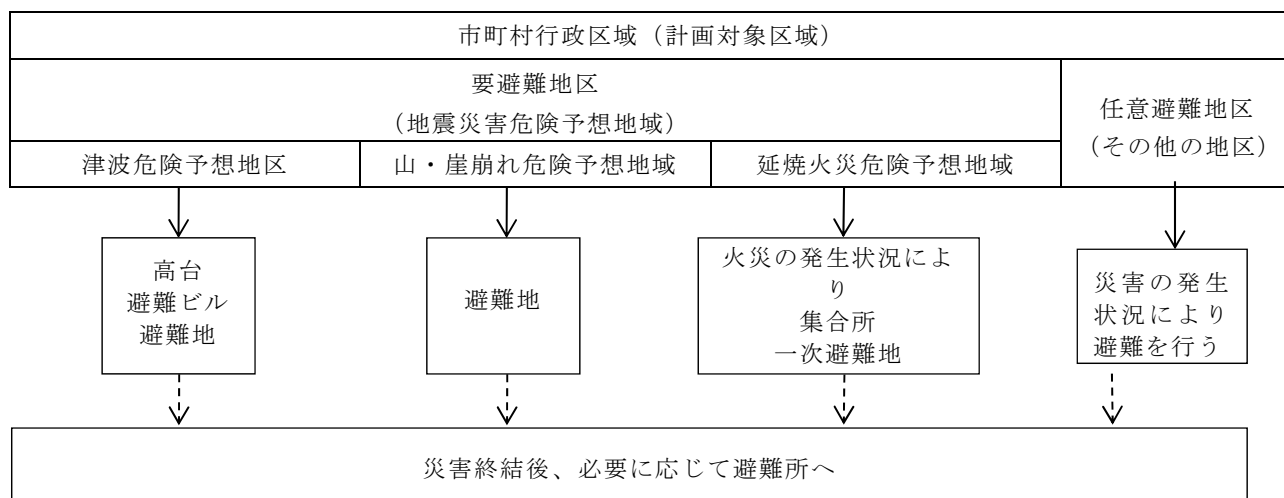
(1) **臨時情報**が発表時の避難(ただし地震発生後の対応は5(2)に準じる)





《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

(2) 突然、地震が発生した場合の避難



6 津波危険予想地域地域 (臨時情報発表時の避難対象地区) の避難計画

(1) 基本的な考え

大規模な地震が海域で発生すると、沿岸には津波が襲来し、津波災害を引き起こす。特に駿河湾内での発生が予想されている東海地震では、早いところでは地震の発生から数分で津波が襲来し、沿岸での津波高は数m~10mになることが予想される。このため以下のことを基本とする。

- ア 津波の浸水のおそれのない地域に、あらかじめ避難地を確保する。
- イ 緊急避難に供するため、津波危険予想地域内に津波避難ビルを確保する。

(2) 津波危険予想地域の選定基準

津波に対する危険地区 (臨時情報発表時の避難対象地区) は以下の地区とする。

- ア 下田市須崎以西の駿河湾及び遠州灘に面する沿岸市町においては、1854年安政東海地震津波の痕跡高をもとに推定した「安政東海地震津波浸水域図」(昭和52年作成)を参考に、地区の選定を行う。
- イ 下田市須崎以東の相模湾に面する沿岸市町においては、1923年関東大地震津波の痕跡高をもとに推定した「関東地震津波浸水域図」(昭和59年作成)を参考に、地区の選定を行う。

(3) 警戒宣言時の避難地の選定

警戒宣言時の避難地(津波)は、地震発生後襲来する津波から、あらかじめ住民等が避難を行うための場所であり、避難者の避難生活維持のための防災に必要な施設を有し、かつ、災害発生後の救護・復旧活動の拠点となるものであり、そのために必要な規模及び構成を有する。このための設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

- ア 避難地は、津波等による浸水の危険や、山・がけ崩れによる危険のないところとし、また、危険物貯蔵所が近くになく、高圧線が空中を通っていないこと。
- イ 避難者数に見合った有効避難面積を有すること。このとき避難者1人あたりの必要面積は、概ね10㎡とする。
- ウ 有効避難面積とは、避難者が避難生活を送ることが可能な面積であり、空地の面積及び市町村長が認める耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建築物内の使用可能面積とする。

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

従って、避難地としては、学校のグラウンド、公園、緑地を中心とするものを基本とするが、災害時要援護者等の保護を行う上でやむを得ない場合には、耐震性を有し、耐火性の高いコミュニティ防災センター等の建物内のスペースも考えられるので適宜判断する。

なお、建築物内を避難施設として使用する場合には、天井、照明器具やガラスなどの非構造部材及び設備機器等の耐震性及び室内落下物の安全性にも十分配慮する。

(4) 避難圏域の設定

避難圏域とは、避難地に避難する者の居住又は就労している地域で、設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

ア 避難圏域は、該当する避難地までの到達距離が2 km以内（徒歩で1時間以内）とする。

※避難行動時の歩行速度

集団で避難行動をすることを考慮して、臨時情報発表時の歩行速度は概ね2 km/時とする。

イ 避難圏域は昼夜間人口を参考に、避難者数が避難地の受入可能人数を超えないように設定する。

ウ 避難圏域の境界は、町丁目界を原則とする。

(5) 避難困難地区の設定

津波が沿岸地域を襲来するまでに、早いところでは地震の発生から数分で襲来する可能性があるということ を考慮すると、地震が突然発生した場合には、避難地や安全な高台まで避難することの困難な住民等が発生することが予想される。このように、地震が突然発生した場合の津波に対し、避難が困難となる地区を避難困難地区とし、設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

ア 簡便法

津波に対する危険地区のうち、津波到達時間と住民の避難歩行速度を考慮し、概ね津波の浸水区域の外縁から、避難可能距離を超える地区については、避難困難地区とする。

(例：避難可能距離の算出)

津波到達予想時間が5分で、震度5強以上の激しい揺れが1分間程度続き、避難を開始する時間を1分40秒後とした場合

- ・津波到達時間の設定・・・地震発生後300秒
- ・避難開始時間の設定・・・地震発生後100秒
- ・避難歩行速度の設定・・・1.0m/秒

∴避難可能距離  $L = 1.0\text{m/秒} \times (300 - 100)\text{秒} = 200\text{m}$

イ シミュレーションによる方法

津波のそ上、浸水と、住民等の避難行動について数値シミュレーションを行い、津波到達時間と住民の避難歩行速度を考慮することにより避難困難地区を算定する。

(6) 津波避難ビルの設定

突発地震の津波に対し、住民の逃げ遅れ対策のための緊急避難施設として、津波浸水危険予想地域内に確保される施設を津波避難ビルとし、その設定基準は以下のとおりとする。

なお、海岸線に向かって避難することのないように津波避難ビルを設定する。

【設定基準】

ア 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上3階以上の建築物であって、新耐震設計基準に適合

(静岡県構造設計指針・同解説2002版に適合)し、又は耐震診断により耐震性を有しているもの(静岡県耐震診断判定基準(平成14年度版)を満たすもの)を原則とするが、地域の状況及び予想浸水高の状況によっては、2階建も可とする。

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

なお、より耐震安全性を確保するためには、静岡県構造設計指針・同解説2002版の用途係数若しくは静岡県耐震診断判定基準(平成14年度版)の重要度係数が1.25であることが望ましい。

また、津波に対する安全性を確認する方法は、国の「津波避難ビル等に係るガイドライン(平成17年6月)」で示された「構造的要件の基本的な考え方」に基づき、検討することが望ましい。

イ 避難者1人あたりの必要面積は、概ね1㎡とし、建物内部の有効避難面積を算定する。

ウ 有効避難面積とは、避難者が緊急避難を行うことが可能な面積であり、津波避難ビル内の階高3階以上のスペースを原則とするが、地域の状況及び予想浸水高の状況によっては、2階以上も可とする。

以上のことを考慮して、津波避難ビルの設定及び指定を行うが、特に避難困難地区については、避難困難地区内の住民がすべて避難可能なだけの有効避難面積を確保し、かつ、地震発生後、数分(例えば5分の場合は、概ね半径200m)以内に津波避難ビルまで到達可能なよう適切な確保を行う。

なお、津波避難ビルが民間所有の場合には、ビルの所有者と使用に関する協定を交わすなど、適切な措置を講ずる。

(7) 避難路の設定

市町村において、特に避難路の設定は行わないが、自主防災組織等で事前に落下又は倒壊する危険のおそれがある物の安全確認を行った上で、避難ルートを確認を行っておくこと。

(8) 津波避難案内板の設置

津波の危険から住民等を守るために、津波危険予想地域、避難地、津波避難ビル等を標示したわかりやすい案内板を設置する。

なお、ユニバーサルデザインの観点から、総務省消防庁が定めた「津波に関する統一標識」の図記号を、新たに設置する案内板やこれまで設置している案内板に使用するよう努める。

(※「消防庁の統一標識」は省略)

7 山・がけ崩れ危険予想地域(臨時情報発表時の避難対象地区)の避難計画

(1) 基本的な考え

南海トラフ地震を想定した場合、海岸部の津波災害と同様、山間部や急傾斜地においても山・がけ崩れによる多大な被害が予想される。特に山間部においては人口もそれ程密ではないため、以下のことを基準とする。

ア 山・がけ崩れによる危険のない地域に、あらかじめ避難地を確保する。

イ 地区の近傍に適切な避難地が確保できない場合には、あらかじめ遠隔地に避難地を確保する。

ウ 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な場合に限り、市町村長の責任において、別に定める要領に基づき車両を活用して避難の実効性を確保することができることとする。

(2) 山・がけ崩れに対する危険予想地域の選定基準

山・がけ崩れに対する危険地区(警戒宣言時の避難対象地区)は以下の地区とする。

ア 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域

イ 土砂災害警戒区域のほか、大規模崩壊危険斜面、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流を参考に地区の選定を行う。

各斜面、箇所、区域の分布については、「山崩れ等災害危険区域総括図(昭和61年作成)」、「静岡県防災地図(平成9年作成)」、「土砂災害危険箇所図」等を参考に把握する。

ウ 大規模崩壊危険斜面については、すべての斜面を対象とすることが困難な場合、危険度ランクと、南海トラフ地震の被害想定による予想震度分布を考慮して、以下の基準による対象区域の選定を行う。

(ア) 震度5強の地域 危険度ランクⅠ～Ⅱの斜面

(イ) 震度6弱・6強の地域 危険度ランクⅠ～Ⅲの斜面

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

(ウ) 震度7の地域 危険度ランクⅠ～Ⅳの斜面

(3) 臨時情報発表時の避難地の選定

臨時情報発表時の避難地(山・がけ崩れ)は、地震時に発生する土砂災害から、あらかじめ住民等が避難を行うための場所であり、避難者の避難生活維持のための防災上必要な施設を有し、かつ、災害発生後の救護・復旧活動の拠点となるものであり、そのために必要な規模及び構造を有する。このための設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

ア 避難地は、山・がけ崩れによる危険や、津波等による浸水危険のないところとし、また、危険物貯蔵所が近くになく、高圧線が空中を通っていないこと。

イ 避難者に見合った有効避難面積を有すること。このとき避難者1人あたりの必要面積は、概ね10㎡とする。

ウ 有効避難面積とは、避難者が、避難生活を送ることが可能な面積であり、空地の面積及び市町村長が認める耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建築物内の使用可能面積とする。

従って、避難地としては、学校のグラウンド、公園、緑地を中心とするものを基本とするが、災害時要援護者等の保護を行う上でやむを得ない場合には、耐震性を有し、耐火性の高いコミュニティ防災センター等の建物内のスペースも考えられるので適宜判断する。

なお、建築物内を避難施設として使用する場合には、天井、照明器具やガラスなどの非構造部材及び設備機器等の耐震性及び室内落下物の安全性にも十分配慮する。

(4) 避難圏域の設定

避難圏域とは、避難地に避難する者の居住又は就労している地域で、設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

ア 避難圏域は、該当する避難地までの到達距離が2km以内(徒歩で1時間以内)とするのが理想であるが、地区の近傍に適切な避難地が確保できない場合には、遠距離の避難もやむを得ないとする。

イ 避難圏域は昼夜間人口を参考に、避難者数が避難地の受入可能人数を超えないよう設定する。

ウ 避難圏域の境界は、町丁目界を原則とする。

(5) 避難路の設定

市町村において、特に避難路の設定は行わないが、自主防災組織等で事前に、落下又は倒壊する危険のおそれがある物の安全確認を行った上で、避難ルートの確認を行っておくこと。

(※「8 延焼火災予想地域地域の避難計画」は省略)

9 任意避難地区の避難計画

あらかじめ大規模な災害が予想される地区に対しては、避難地の確保や避難路の設定が行われるが、特に災害の程度がそれ程大きくない任意避難地区においては、避難地や避難路は指定されない。任意避難地区の住民は、以下の点に留意して、待機及び避難を行うこととする。

(1) 警戒宣言発令時

ア 住家の耐震性から判断して、建物の内外の安全な場所で退避する。

ウ 住家の耐震性が乏しく、かつ、付近に安全な空地が確保できない場合には、市町村の指定する避難地へ避難する。

(2) 地震災害発生後

ア 住家や周辺の被災状況から判断し、災害が差し迫り、避難が必要な場合には、市町村の指定する避難地へ避難する。

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

(※ 「10 災害終結後の避難計画」「11 避難地、幹線道路の安全性の向上について」は省略)

## 4-7-2-1 避難生活計画書作成要領（抜粋）

### 目 的

この要領は、各自主防災組織が自分達の避難生活計画書を作成するために必要な項目、記入方法を示したものです。

#### 臨時情報発表が発表されてから南海トラフ地震が発生するまでの期間の計画

#### 1 自主防災組織が作成する「避難生活計画書」において、上記期間の計画として記入すべき項目及び作成上の留意事項について

##### (1) 計画を策定する自主防災組織の概要

臨時情報発表された場合、避難を必要とする自主防災組織の構成人数及び避難生活の方法等の概要を記入して下さい。

- ① 構成人数・・・警戒宣言発令時に避難を要する自主防災組織の構成人数
- ② 災害弱者数・・・寝たきり老人等避難生活が困難な者の人数を、プライバシーに触れない程度で自主防災組織で把握する
- ③ 屋外避難生活者数・・・構成員の内、屋外で避難生活を予定している人数
- ④ 縁故 〃・・・構成員の内、津波、山・崖崩れの危険のない知人宅または縁故者宅で避難生活を予定している者の人数
- ⑤ 屋内 〃・・・構成員の内、学校等の建物内で避難生活を予定している者の人数

上記③～⑤については、自主防災組織は市町村と協議し、市町村、自主防災組織が保有している資機材、建物の耐震対策の実施状況及び地域の特性を考慮し、併用を含め（一般住民は屋外、一部住民は屋内等）構成員と十分話し合って作成してください。

##### (2) 避難生活施設等の概要

- ① 自主防災組織は臨時情報発表時において使用する屋外・屋内避難地等の名称、使用可能面積及び避難生活可能人数を市町村と協議して記入して下さい。
- ② 自主防災組織は避難する場所が市町村計画でヘリポートとなっている場合は、ヘリポートとして使用の可否及びヘリコプターの使用可能機種を市町村と再検討し記入して下さい。
- ③ 公共建物標示番号の記入  
自主防災組織は避難地の公共建物に標示番号が付されている場合は、番号を記入して下さい。  
なお、ヘリコプター等による緊急輸送等はこの標示番号をもとに行う計画になっています。

#### 2 避難生活の方法

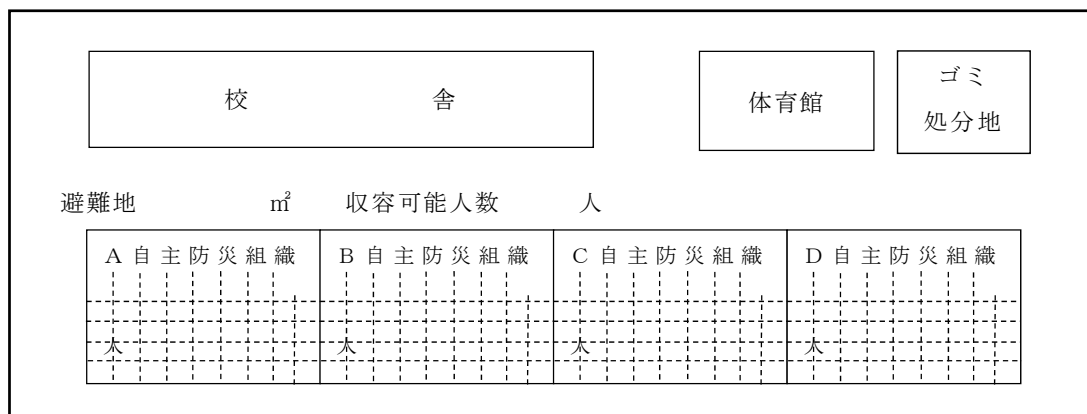
臨時情報発表時における避難生活の方法は、あくまでも原則として屋外避難生活ですが、自主防災組織が現在準備してある屋外避難生活用資機材及び地域の状況を踏まえて、(1)(2)(3)の順で自主防災組織の構成員で充分話し合い、市町村と協議し決めてください。

##### (1) 屋外避難生活

避難地の平面図に自分達の使用する区域を下図を参考に図示してください。

なお、生活方法をテント、シェラフ等で行う場合は、雨天等を考慮し、溝掘り等必要な措置を講ずる必要があります。

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)



(2) 縁故避難生活

縁故避難生活は次のような方法が考えられます。

- ① 自主防災組織単位で津波、山・崖崩れが予想されない安全な地域の自主防災組織と協定を結び避難生活を行う。
- ② 各家庭単位で津波、山・崖崩れが予想されない安全な地域での縁故者、知人宅での避難生活縁故避難を計画する自主防災組織は、相手方の自主防災組織の名称、避難する世帯主、人数、及び避難先をプライバシーに触れない程度で把握し、整理をしておく必要があります。

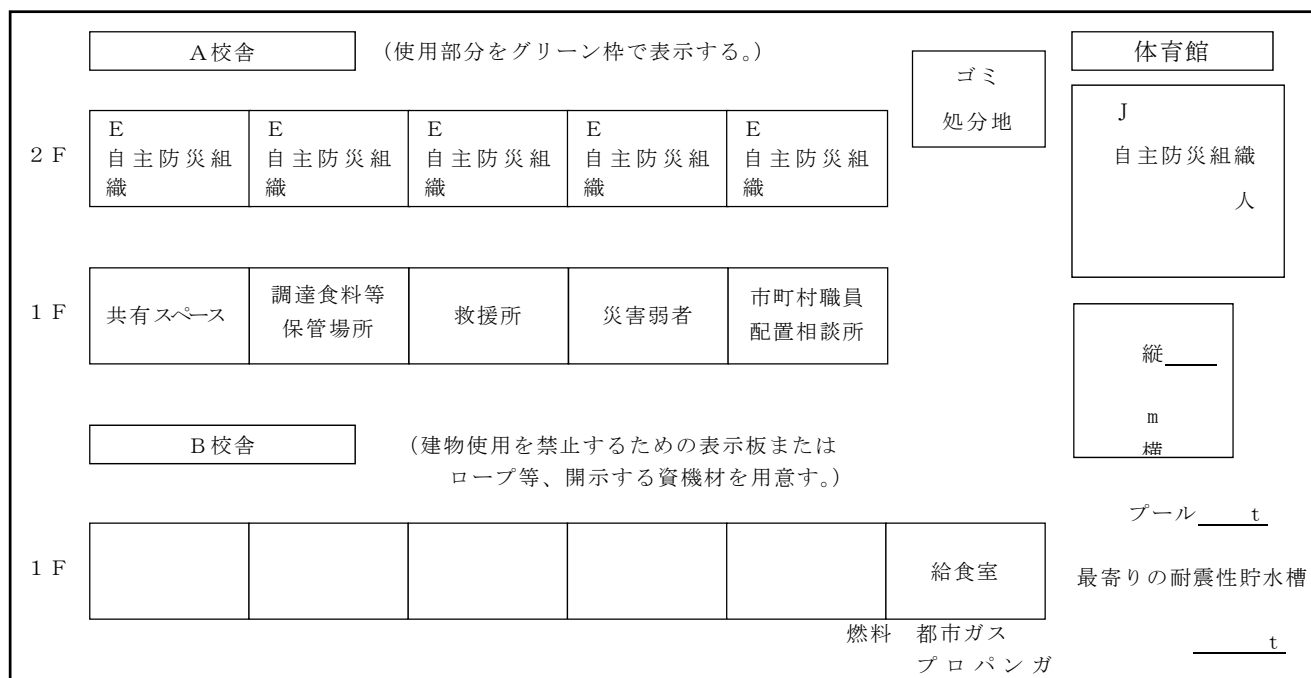
(3) 屋内避難生活

市町村によっては、一定の耐震性を有する建物で、市町村長が認めた場合は災害弱者を中心に屋内避難生活を計画しています。しかし、建物の耐震性は現在考えられる最高の水準で判断していますが、絶対的なものではありません。充分、市町村及び自主防災組織の構成員と協議し計画する必要があります。

なお、一部の建物を使用し、一部を使用しない場合は、使用する建物と使用禁止建物を明確に区分するロープ等の資機材を用意するとともに、市町村配備職員と自主防災組織は協同し万全の対策を行う必要があります。

部屋割り等は下図を参考に市町村、施設管理者及び自主防災組織が協議して決めてください。

また、市町村医療救護計画で定めている救護所、仮設救護病院、仮設救護病棟を併設する施設にあっては、市町村と協議し、必ずその設置場所を表示してください。



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

(4) 自主防災組織避難者台帳の作成

自主防災組織ごとに、屋外、縁故、屋内の避難生活方法別に整理しておく必要があります。

3 避難生活の組織及び運営

屋外避難生活、屋内避難生活の運営は自主防災組織が主体となって運営可能な組織とし、以下の状況を想定し市町村と協議して組織運営を検討してください。

(1) 避難者台帳の整備

同一避難地及び避難施設において複数の自主防災組織が避難生活をする避難地等にあつては、全体的な運営が可能な組織及び資機材を用意する。また、自主防災組織ごとに避難者台帳を整備し、避難者の把握をする必要があります。

(2) 情報対策

各避難地などにおいてはそれぞれの地域担当市町村職員が防災行政無線等を持ってそれぞれの避難地等に配備される計画となっています。しかし、市町村からの情報を自主防災組織の構成員に伝達したり、市町村本部に市町村職員を介して要請するなど、自主防災組織として必要な情報の周知徹底のために、組織及び資機材を用意する必要があります。

(3) 救護対策

避難地等において初期的治療及び介護が可能となるよう、人材台帳（自主防災組織台帳）により看護師経験者などを重点的に配置するとともに、必要な医療救護資材を用意する必要があります。

また、救護所、仮設救護病院及び仮設救護病棟が設置される施設にあつては、市町村医師会等に協力し開設準備を進める必要があります。

(4) 災害弱者対策

原則として家族が介護を行うこととなりますが、一人暮らしの災害弱者等に対して対応可能な組織を作っておく必要があります。

また、可能な限り必要な資機材を用意する必要があります。

(5) 給食対策

原則として各家庭の非常持出しによるが、不足する場合は屋外による共同炊出しにより対応可能な組織及び資機材を用意する必要があります。

(6) 輸送対策

避難者の中から急病人等が出て輸送が必要な場合を想定し、組織、車両等を検討しておく必要があります。

(7) その他（寝具等）

原則として各家庭が用意する必要があります。

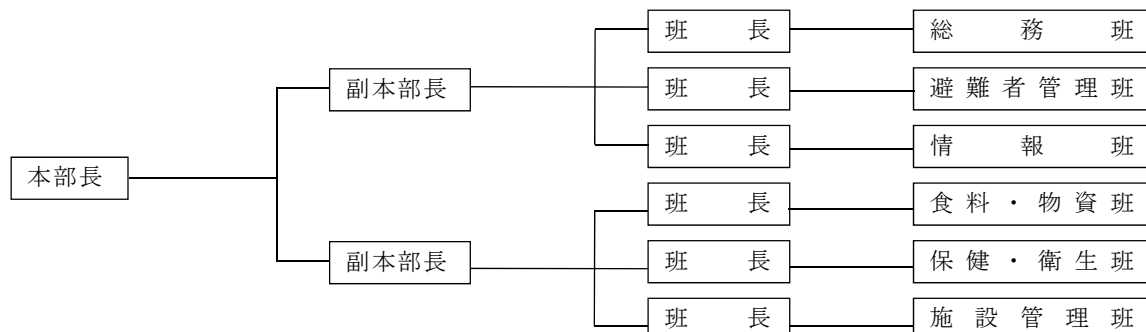
以上が**臨時情報発表**における避難生活において予想される主な対応です。各自主防災組織の状況に応じ、運営組織図（下図は一例）を作成してください。



【運営組織】

△△△避難所運営組織

市町村配備職員名 ( ) ( ) ( )



4 資機材等の状況

臨時情報発表における避難生活に必要な資機材の現況を把握し、記入してください。

5 避難生活上必要な対策

市町村及び他の自主防災組織と協議しながら計画を記入してください。

(1) 避難施設等の管理に関し、主要な具体的対策は次のものが必要となると思われます。

- ①屋外避難生活に必要な具体的対策
- ②屋内避難生活に必要な具体的対策
- ③使用禁止建物への立ち入り禁止の具体的対策
- ④縁故避難生活に必要な具体的対策

(2) 災害弱者に必要な具体的対策

- ①介護方針等の具体的対策

(3) 緊急輸送に必要な具体的対策

- ①輸送対策の具体的対策

地震発生後、概ね1ヶ月間の計画

1 突発地震発生時（地震発生時）避難生活計画書

この計画は自主防災組織の構成員で、居住する家屋が半壊以上の被害を被った者（罹災者）が、地震発生後避難生活を予定する避難所ごとに市町村と協議しながら作成して下さい。

(1) 計画を策定する自主防災組織の概要

各自主防災組織は地震発生後避難生活を予定する人数を記入して下さい。

(なお、今の段階では自主防災組織構成員の内、何人が避難生活を行うかは不確定であるので、現在の構成人数を記入してください。)

(2) 避難所の概要

①自主防災組織は地震発生後、使用を予定する避難所の使用可能面積及び収容可能人数を市町村と協議し記入して下さい。

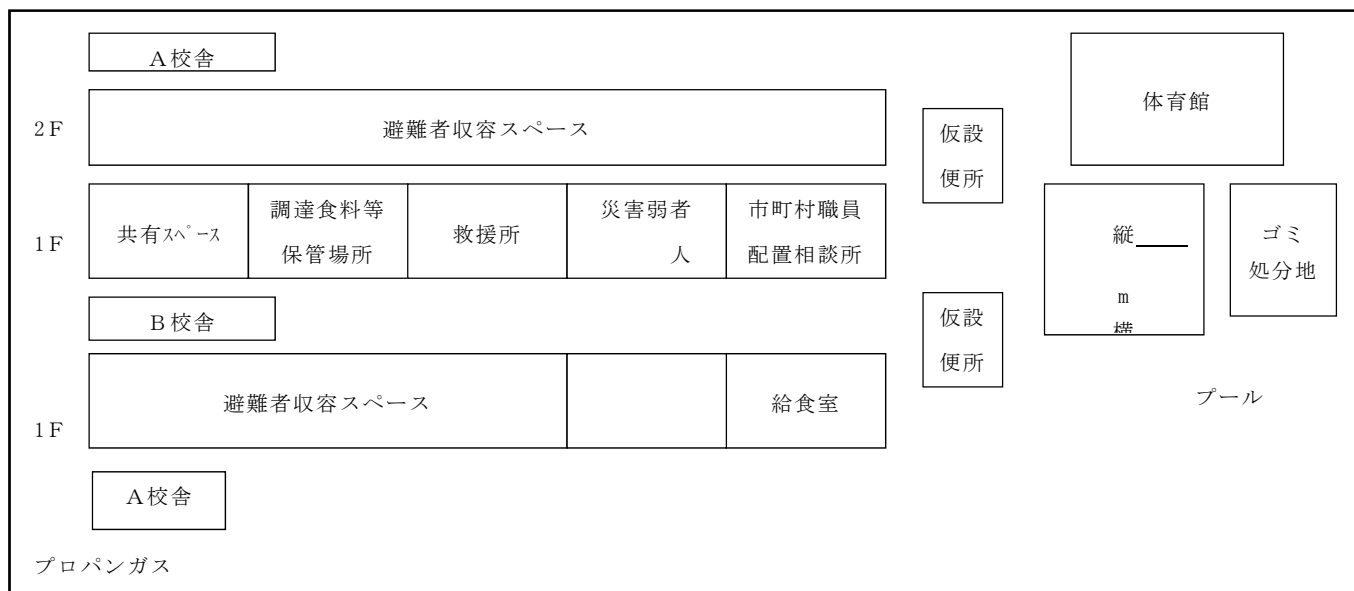
②自主防災組織は避難所が市町村計画でヘリポートになっている場合は、ヘリポートとして使用可否及びヘリコプターの使用可能機種を市町村と再検討し記入して下さい。

③自主防災組織は避難地に公共建物番号標示がされている建物についてはその標示番号を記入してください。

2 避難生活の方法

(1) 屋内避難生活

避難生活は公共建物、自宅の敷地、近所の空地及び縁故避難先が予想されますが、この計画では(2)①の避難所を使用する場合の使用スペース等を下記を参考に作成してください。なお、市町村医療救護計画で定めてある救護所、仮設救護病院等を併設する施設にあつては市町村と協議して必ずその場所を表示して下さい。



(2) 縁故等避難生活

自主防災組織が中心になって縁故先、自宅の敷地内等で避難生活を送る自主防災組織の罹災者についても把握する必要があります。

以上の避難者の状況を把握するため、各防災組織ごとに避難者台帳を整備しておいてください。(様式

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

等は市町村と協議して作成しておく必要があります。)

3 避難生活の組織及び運営

自主防災組織が自ら主体となって運営可能な組織となるよう、以下の状況を想定し、対応が可能な組織及び運営を検討してください。また、避難生活に不可欠なライフラインの障害機関は、地域により異なることが予想されますが、最悪の事態を予想して概ね次の期間を想定して、組織及び運営を検討してください。

(ライフライン機能障害期間)

種 類	障害期間
電 気	概ね5日間
水 道	概ね2週間
電 話	概ね1週間

(1) 自主防災組織における罹災者は、公共施設、自宅の敷地、近所の空地における避難生活及び縁故避難生活になることを想定して下さい。

(2) 情報・広報対策

同時通報用無線は長期停電の状況においては使用不可能になることが予想されますので、代替手段を含む自主防災組織構成員に対する情報伝達が可能な対応を検討してください。

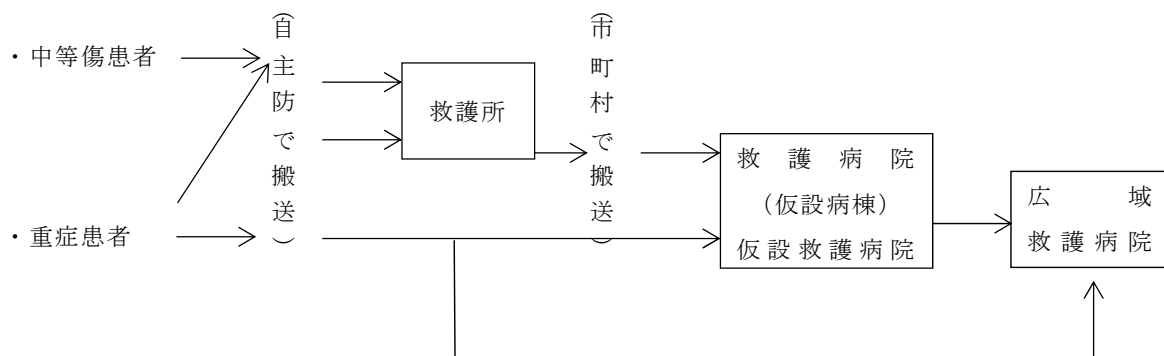
(3) 医療救護対策

原則として、県及び市町村の医療救護計画に基づく対応が可能な組織とする必要があります。

なお、県の医療救護計画の概念図は下図のとおりです。各市町村がどこに救護所等の医療救護施設を開設するのか、予め調べておく必要があります。

〈救護施設と患者の流れ〉

- ・ 軽症者→家庭や自主防で分担



(注)

- ・ 軽傷者：家庭救護で対応できる程度の者
- ・ 中等傷患者：入院は必要としないが、医師の治療を必要とする者
- ・ 重症患者：手術等入院治療を必要とする者

(4) 災害時要配慮者対策

原則として家族が介護することとなりますが、自主防災組織は家族による介護が不可能な災害時要配慮

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

者について、市町村と協議して対応が可能な組織を検討しておく必要があります。

また、近隣の社会福祉施設に収容する計画も併せて、市町村及び施設と協議しておく必要があります。

(5) 給水対策

3日程度は各家庭の備蓄水（1人1日3リットル）で対応することが原則です。

4～7日までは、ろ水機を主体とした自主防災組織による給水で対応する必要があります。

8日以降は、市町村給水計画による仮設共用栓を主とする1人20リットルの給水計画に対処できる組織が必要です。特に、震後1週間は、ろ水機による給水を想定した組織、使用水源、ろ水能力等を十分検討しておく必要があります。

給水対策は地震発生後、最も重要な対策ですので、市町村と十分協議しておく必要があります。

(6) 給食対策

当面は（4日間程度）各家庭の備蓄食料で対応することとなりますが、不足する場合、市町村調達によることも市町村と協議し検討しておく必要があります。

また、炊出し用資機材を使用することと合わせて、避難所に給食施設が併設されている場合、その給食施設の使用を市町村及び施設管理者と協議し、必要な燃料の手当て、及び組織を検討しておく必要があります。

(7) 輸送対策

医療救護、食料等の調達に伴う輸送は市町村が主体となりますが、自主防災組織においても対応可能な組織を検討する必要があります。

(8) し尿対策

仮設便所は相当数不足すると思われるので、素堀りによる方法及び薬剤等も併せて市町村及び施設管理者と協議しておく必要があります。

(9) その他（寝具等）

原則として、各罹災者がそれぞれ寝具を用意する必要があります。

4 資機材等の状況

避難所に既に配備されている資機材、市町村が地震発生後、新たに配備する資機材及び避難生活を予定する自主防災組織が準備できる資機材について把握し記入してください。

また、各自主防災組織ごとに避難所収容者の台帳を整備しておく必要があります。

5 避難所における生活上必要な対策

(1) 医療救護

使用する避難所に救護所が併設される施設については、派遣医師等を市町村と協議し記入しておいてください。

また、医療救護計画3（3）の計画が基本となりますが、合わせて最寄の医療機関を調べ避難生活計画書に記入してください。

医療救護は医療機関の被災、ライフライン機能障害（水、電気等のストップ等）により、医療活動は相当支障が生ずることが予想されるため、充分市町村と協議しておく必要があります。

(2) 災害弱者対策

避難所における災害弱者対策の基本的方法を市町村と協議して記入してください。

また、状況によっては社会福祉施設に収容せざるを得ないことを予想して、社会福祉施設の名称等を整理し避難生活計画書に記入してください。

(3) 食料等の調達対策

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

食料等の調達先等について市町村と協議し決めておく必要があります。

また、その基本の方針及び調達予定先等を市町村と協議し記入してください。

(4) 輸送対策

救護病院等の医療機関への輸送、食料調達等に伴う輸送の基本の方針を市町村と協議して決めて避難生活計画書に記入してください。

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

臨時情報発表時の屋内避難施設管理規程

施設名	管理者
所在地	電 話

(趣旨)

第1条 この規程は「南海トラフ地震の地震防災対策強化地域に係わる屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」に基づき、市町村長が屋内避難を実施するために使用する施設（以下「屋内避難施設」という。）の安全確保に必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 屋内避難施設を利用することのできる対象者は、避難対象地区内の住民のうち、原則として災害弱者及びこれらの者の介護のために必要な付添者等とする。

(屋内避難施設)

第3条 屋内避難施設は、臨時情報発表が発生した場合に想定されている地震動に対して、現在の工学的知見に基づく耐震診断などの適正な技術判断により、一定の安全性が確保されることを基本とする。具体的に、施設の構造体が倒壊又は崩壊することがなく、且つ、非構造部材及び設備機器等の損壊、移動、転倒又は落下等により人命の安全を損なうことがない水準とする。

なお、市町村長、施設管理者及び施設を使用する自主防災組織は、屋内避難を実施する際、別表により施設の構造強度等について安全性の水準を確保する。

(屋内避難生活)

第4条 屋内避難生活は、自主防災組織が作成した「避難生活計画書」に基づき実施するとともに、施設の使用にあたっては、利用禁止区域や器物の取り扱いについて、市町村長及び施設管理者の指示を遵守する。

また、市町村長、施設管理者及び自主防災組織は、年に1回「避難生活計画書」の内容について確認する。

(地震後の対応)

第5条 市町村長は、地震直後に屋内避難施設及び周辺地域の安全を確認した上で、避難所として利用する。

(疑義の解決)

第6条 この規程に定めのない事項及びこの規程に関して疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

市町村長

施設管理者

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

(別表)

施設名

建物の名称

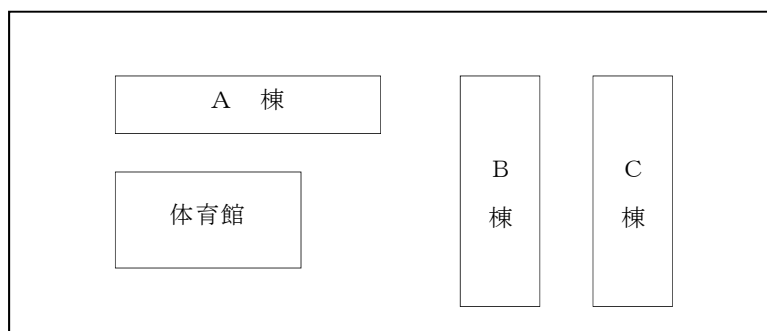
○構造強度

構造・規模	造 階	延べ面積	m <sup>2</sup>
建設年	昭和・平成	年	
建設確認番号・年月日	第	号	昭和・平成 年 月 日
検査済証番号・年月日	第	号	昭和・平成 年 月 日
耐震強度工事の年度	昭和・平成	年	月 日
耐震補強工事後の施設の概要	耐震補強工事後の構造耐震指標 $I_s =$ 又は保有水平耐力に係る指標 $q =$ (耐震判定指標値 $E_t =$ $I_s$ 、 $q \geq E_t$ が必要)		
備考	設計に使用した地域係数 $Z_s =$ 設計に使用した用途係数 $I =$		

○非構造部材と設備機器の落下、転倒対策

部材等の種類	対策方法	実施年度	備考
(例) ガラス	飛散防止フィルムを施工	平成5年度	
(例) 天井材(木毛板)	天井にネットを施工	平成5年度	

(配置図)



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

5-1-2-1 伊豆市建設業組合重機保有台数一覧 (H30.8.1 現在)

会社名	保有台数				
	バックホウ	ホイローダ	ブルドーザ	ダンプトラック	ユニックトラック
太田建設	4	1		2	1
中豆建設	5	1		2	1
中川土木	3			2	
イズケン	6			5	1
ヤギシタ	5	1		3	1
グリーン土木	11	1		1	1
シンヨウ建設	4			2	2
朝日土木		1			
梅原土建	4	1		2	1
小笠原建設	5	1		3	1
協和建設	2			2	1
佐々木組	5	2		2	1
浜野組	6	1	1	3	1
双葉建設	4			2	1
村田組	6			2	1
原田建設	14	3	1	5	2
澤木建設	3	1		1	
今井建設	10		1		1
鈴木組	9	1	1	3	1
青木興業				1	1
天城建設	3			3	1
高島	8				
オザワ	5	1		3	1
金沢工業	2			1	
永岡工務店	4				1
合計	128	16	4	50	22



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

**5-11-11-1 応急危険度判定士一覧**

番号前(2)(3)(4)は更新回数を示す。

地区	番号	氏名	級	勤務先	勤務先 電話番号	行政庁
修 善 寺 地 区	9302053	秋津登志和	2級	㈱秋津工務店	0558-72-3917	
	(4)9501018	上田 賢一	1級	㈱大義工務店	055-934-0708	
	9202725	梅原 勲	2級			
	(4)9201656	遠藤 護	2級	遠藤設計事務所	0558-72-4265	
	(4)9100047	大城 成明	1級	スタジオ大城一級建築士設計事務所	054-254-0718	
	9202349	大城 学	1級	㈱植野建築設計事務所	055-971-3071	
	(4)9202389	小澤 繁	木造	小澤建築設計	0558-72-1328	
	1301002	小播 重二	2級	㈱鈴木工務店	055-971-3045	
	(3)0001111	鷺山奈津子	2級	自営	0558-72-5198	
	(4)9202257	杉原 由樹	1級	㈱ヤギシタ	0558-72-3002	
	(4)9101694	鈴木 幸子	1級	(一財)静岡県建築住宅まちづくりセンター		
	(4)9101695	鈴木 保男	1級	(有)1級建築士事務所アトス設計室	055-923-8770	
	0601044	土屋 正夫	1級	(有)シンヨウ建設一級建築士事務所	0558-72-8591	
	0501043	土屋 勇次	2級	㈱ユウ設計工房	0558-72-1169	
	(2)0201073	濱野 康宏	2級	株式会社イトー	055-992-3793	
	9301974	原 宏志	1級	1級建築士事務所(有)未来舎	055-948-6376	
	1001138	星谷 貴之	2級	星忠株式会社一級建築士事務所	0558-72-8554	
	(3)9901044	星谷 恵理	1級	星忠株式会社一級建築士事務所	0558-72-2512	
	(3)9601166	松尾 実和	1級	㈱鈴木工務店	055-971-3045	
	(4)9101677	三田 陸男	1級	三田建築設計事務所	0558-72-0348	
9901049	三田 芳之	1級	三田建築設計事務所	0558-72-0348		
1501021	宮内 春樹	2級	㈱ユウ設計工房	0558-72-1169		
(4)9201234	森 勲	1級	㈱イズケン	0558-72-3220		
(4)9301973	山田 源吾	2級	㈱山田工務店	0558-72-2775		
1501018	湯川 吉章	1施管	中豆建設㈱	0558-72-1188		
(3)9501440	渡辺 和正	1級	渡辺設計建築	0558-72-7820		
土 肥 地 区	(4)9101163	青木喜代司	1級	青木興業㈱	0558-98-1315	
	(3)9601178	青木代司男	1級	青木興業㈱	0558-98-1315	
	9201592	大木有一郎	2級	青木興業㈱	0558-98-1315	
	0301021	金刺 武	2級	㈱伊豆恋人の里不動産	0558-98-3411	
	(4)9203000	勝呂 高士	1級	天城建設㈱	0558-98-1231	
	(4)9301041	勝呂 久	1級			
	(4)9101139	関 重喜	1級	青木興業㈱	0558-98-1315	
	(4)9201814	高野 文夫	2級	高野工務店	0558-98-0244	
	(4)9401988	福室 眞治	1級	福室建築コンサルタント	0558-98-1315	
	(4)9101069	藤井 清文	木造	㈱佐々木組	0558-83-0199	
	(4)9201923	古川 智	1級	(有)古川建設	0558-99-0525	
地	番号	氏名	級	勤務先	勤務先	行政庁

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

区					電話番号	
天城ヶ島地区	9302028	飯塚 菊義	2級	㈱飯塚工務店	0558-87-1195	
	1501016	伊東 利晴	1施管	中豆建設㈱	0558-72-1188	
	1001141	菊地 富衛	2級	(有)遠藤設計	0558-85-1158	
	4501020	高橋 篤	1級	㈱池田建築設計事務所	055-983-6088	
	9901344	高橋 和市	1級	曙建設㈱沼津営業所	055-933-2288	
	9401673	長谷川英一	2級	(有)青羽根製材所	0558-87-0121	
	0401093	森島 一成	2級	(有)モリシマ工務店	0558-87-0401	
	(3)9301208	森島 吉文	2級	(有)モリシマ工務店	0558-87-0401	
	(4)9302033	山崎 一浩	2級	むつわ建設㈱	0558-72-5015	
中伊豆地区	(4)9201614	浅田 郁雄	1級	㈱ナベ設計	055-972-2441	
	(4)9402030	海老名康志	2級	(有)山口建設	055-949-4834	
	(4)9101161	大塚 茂	1級	中豆建設㈱	0558-72-1188	
	1500321	尾鷲 淳也	知事	三島市役所	055-973-6722	三島市
	9201193	小出 守夫	2級	㈱環境計画	055-948-5563	
	0601008	櫻井 光一	2級	櫻井二級建築士事務所	0558-83-2178	
	(4)9401677	佐々木 謙	2級	㈱佐々木組	0558-83-0199	
	9302081	佐藤 保雄	2級	㈱佐藤工務店	0558-83-1073	
	(3)9301693	佐藤 實	2級	佐藤建設	0558-83-0522	
	(4)9200371	塩谷 為善	1級	伊豆市役所	0558-72-9911	伊豆市
	0601041	杉山 徹	1級	総合開発技研株式会社一級建築士事務所	055-947-2061	
	(3)9301979	三須 清和	2級	㈱鈴木工務店	055-971-3045	
	0901162	室野慶太郎	2級			
	(2)0101142	八木澤心一	2級	中豆建設㈱	0558-72-1188	
	9201615	山下 弘美	2級	キネヤ企画設計事務所	0558-83-3974	

《津波対策編》

3-5-1 伊豆市津波避難計画

# 伊豆市津波避難計画

(Vol. 2)

平成30年3月  
伊豆市

## はじめに

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う巨大な津波により引き起こされた東日本大震災では、死者・行方不明者合わせて約2万人という甚大な被害をもたらした。

こうした状況を踏まえ、内閣府に設置されている有識者会議である南海トラフ巨大地震モデル検討会では、平成24年8月29日に、「南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等」として、さらに静岡県では、平成25年6月27日に、「静岡県第4次地震被害想定」として、現時点における科学的知見に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大級の地震・津波による被害想定が発表された。

この想定における伊豆市の被害は、最大震度6強、最大津波高10m、津波浸水域3.6k㎡と想定され、死者数は、約1,400人超で、この内津波による死者数約1,400人となっている。

東日本大震災における甚大な被害を二度と繰り返すことがないように、津波から市民のいのちを守ることや、地震に対する被害軽減対策を実行することは最重要課題となっている。

こうした状況下において、本市では、「静岡県第4次地震被害想定」に基づき、津波避難計画を策定した。

市民のいのちを守るためには、いかに早く確実に避難を実施できるかが重要であり、強い揺れを感じたら、すぐに住民一人ひとりが確実に安全な場所に避難できるよう、津波避難対象地域、避難場所及び避難路の設定、避難勧告や指示（緊急）の発令及び伝達等について、「伊豆市津波避難計画」に定めるものである。

また、平成30年3月（予定）、津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づく津波災害警戒区域の指定がされることにより、警戒避難体制の整備（避難施設・避難路、津波避難訓練、情報伝達等）及び津波ハザードマップの作成等が義務化される。

目 次

第一章 総則

1	津波避難計画の目的	4
2	計画の位置づけ	4
3	計画の修正	4
4	用語の定義	4

第二章 避難計画

	地区設定の考え方	6
1	津波避難対象地域	6
	(1) 津波避難対象地域の設定	
	(2) 津波避難可能地域の設定	
	(3) 津波避難困難地域の設定	
2	津波避難施設	8
	(1) 既存の津波避難施設	
	1) 市指定の津波避難ビル	
	2) 市指定の津波避難タワー	
	(2) 津波避難施設の整備	
	1) 市指定避難施設の整備	
	2) 市指定避難路・避難地の整備	
3	津波浸水深及び津波到達予想時間	9
4	避難路・避難経路	9
5	避難方法	10
	津波避難のイメージ	
	津波に対する心得	

第三章 初動体制

1	災害配備基準	12
2	職員の連絡	13
3	避難情報の種類と住民に求める行動	13
4	津波避難情報等の発令基準	14
	(1) 避難準備・高齢者避難等避難開始	
	(2) 避難勧告	
	(3) 避難指示(緊急)	
	(4) 避難勧告・指示(緊急)の解除	
5	津波情報等の収集・伝達	15
	(1) 津波予警報等、津波情報	
	(2) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)	
	(3) 津波情報等の伝達系統図	

第四章 要配慮者、観光客等の避難対策

1	要配慮者の避難対策	18
2	観光客等の避難対策	18

## 第五章 津波に対する啓発及び訓練の実施

1	津波に対する啓発	19
2	津波避難訓練の実施	19
3	津波避難台帳の作成と情報共有	19

## 添付資料一覧

資料1	津波浸水想定区域図	20
資料2	特定避難困難区域図	24
資料3	静岡県第4次地震被害想定(抜粋:最大値)	27
資料4	津波警報・注意報、津波情報、津波予報について	31

## 第一章 総則

### 1 津波避難計画の目的

津波避難については、住民一人ひとりの率先避難、地域ぐるみによる避難が基本であり、事前の備えと実践的な訓練を積み重ねることが重要である。

そこで、本計画では、駿河・相模・南海トラフ沿い等で発生する巨大地震により津波が発生した場合に備え、市民の生命、身体の安全を確保するために、円滑かつ適切な避難を行うことを目的として本計画を定めるものとする。

津波防災地域づくりに法に基づく警戒区域指定に伴い警戒避難体制の整備（避難施設・避難路、津波避難訓練、情報伝達等）及び津波ハザードマップの作成等が義務付けられた。

### 2 計画の位置付け

本計画では、現時点で考える最大クラスの地震・津波を想定し、静岡県第4次地震被害想定レベル2（以下「第4次地震被害想定」という）に対応した地域住民の避難行動を示すものとする。

さらに、津波は、地震の規模や発生地点、波長、海底や海岸の地形等の様々な要因により、津波高や到達時間などが大きく異なるものであることを十分に認識し、人的被害を軽減するためには、「すぐに高いところへ避難する」という行動原則の周知徹底を図り、いざ津波が襲来した場合、行政と住民が、共に迅速かつ的確に行動ができるよう本計画において定めるものとする。

### 3 計画の修正

本計画は、今後、国や静岡県が発表する被害想定や土地条件、施設整備等の状況変化に応じて、適宜修正を行うものとする。

### 4 用語の定義

#### (1) 津波浸水想定区域

平成25年6月に発表された静岡県第4次地震被害想定最大のクラスの地震レベル2の津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。

#### (2) 津波避難対象地域

対象とする津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域とする。

#### (3) 津波避難困難地域

津波到達時間までに津波避難対象地域の外に避難することが困難な地域とする。

#### (4) 津波避難施設

津波の危険から避難するための施設で、津波避難ビル・避難タワー・高台等、市が指定するものをいう。

#### (5) 避難路

津波浸水想定区域外の安全な避難場所に避難するための主要な経路で、市が指定するものをいう。

#### (6) 指定緊急避難場所【津波】



津波の危険から避難するため、津波浸水想定区域外に定める場所をいう。市が指定するもので、情報機器、非常食糧、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため「避難所」とは異なりそれらが整備されていない場所もある。

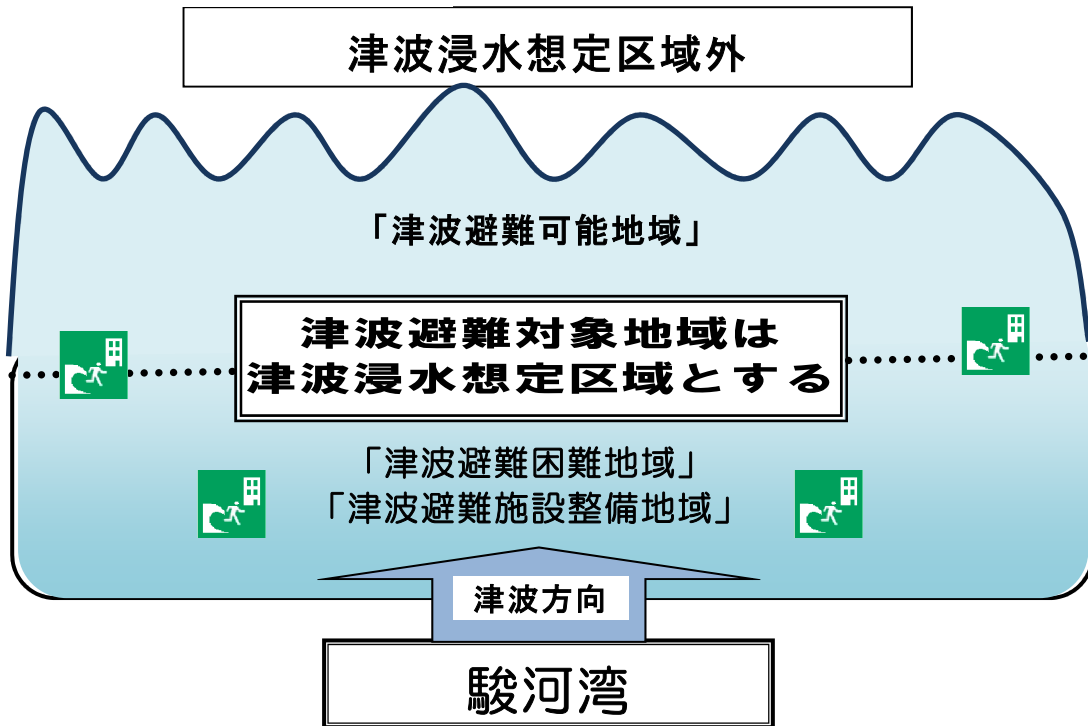
(7) 指定避難所

住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでのあいだ避難する施設。市が津波避難対象地域の外に指定するもので、食料・飲料水・毛布・簡易トイレ等が整備されており、ある程度の期間にわたって避難が可能な場所とする。

## 第二章 避難計画

本計画では、住民が、適切かつ迅速な避難方法を検討するにあたり参考となるよう第4次地震被害想定での津波浸水想定区域や到達予想時間、避難方法の目安を示すものとする。

### 【地域設定の考え方】



#### 1 津波避難対象地域等の設定《資料1参照》

津波避難対象地域は、津波が発生した場合に津波による被害が予想されるため、避難勧告等を発令する際に特に避難の対象となる地域であり、第4次地震被害想定での津波浸水想定区域《資料1》のとおりとする。本地域の住民は、高台や津波浸水想定区域外など、安全な避難場所へ避難することとする。

##### (1) 津波避難対象地域の設定《資料1参照》

第4次地震被害想定での津波浸水想定区域に基づき、住民のいのちを守るため、津波浸水想定区域を「津波避難対象地域」に指定する。津波避難対象地域の住民は、地震が発生したら、直ちに避難行動を開始することとする。

##### (2) 津波避難可能地域の設定《資料2参照》

第4次地震被害想定に基づきシミュレーションした結果から、「津波避難対象地域」で「特定避難困難地域」外の地域を「津波避難可能地域」に指定する。この地域の住民等は、地震が発生したら、直ちに津波浸水想定区域外の高台や指定緊急避難場所【津波】へ避難することとする。

(3) 津波避難困難地域の設定《資料2参照》

第4次地震被害想定に基づきシミュレーションした結果から、「津波避難対象地域」で「特定避難困難地域」を「津波避難困難地域」として設定する。

この地域の住民等は、地震が発生したら津波避難施設（津波避難ビル、津波避難タワー、高台等）へ避難する。現時点では十分な避難場所が確保されていないため、「津波避難施設整備地域」として、今後、津波避難施設や避難路・避難地等の整備を進める。

表1 津波避難対象地域一覧

(平成30年2月現在)

地区名	自主防災会名	世帯数	人口	津波避難施設
土肥地区	大藪区	174	394	
	中浜区	176	339	土肥ふじやホテル 土肥館 ゆとりろ西伊豆 玉樟園新井 ホテル粹松亭 土肥温泉ホテルみなみ荘 玉川館
	平野区	118	227	
	屋形区	150	279	土肥こども園津波避難タワー 大江戸温泉物語土肥マリンホテル 土肥観光ホテル湯の花亭 土肥グランドホテル明治館 湯茶寮マルト 海花亭いずみ
	金山区	26	54	
	馬場区	120	245	サンハイツ木口 朝香マンション(水口区) 瀧コーポ(水口区)
小土肥地区	浜区	40	97	小土肥津波避難タワー あるじ栖
	黒根区	42	97	
八木沢地区	小池区	74	155	
	松原区	54	109	
	西浜区	87	173	八木沢津波避難タワー シーサイドスパ西伊豆
小下田地区	下村区	106	177	
	米崎区	17	26	
合計	13地区	1,184	2,372	計20棟

## 2 津波避難施設

津波からいのちを守るためには、安全な高台に避難することを大原則とする。

### (1) 既存の津波避難施設

#### 1) 市指定の津波避難ビル

市指定避難ビルは、県の『大規模地震対策「避難計画策定指針」』の「津波避難施設の設定基準」を満たす建物を避難ビルとして指定する。

なお、津波災害（特別）警戒区域に指定されたときには、公表される基準水位を考慮し、津波避難ビル指定の見直しを早期に実施する。

表2 津波避難ビル一覧表

(平成29年1月現在)

NO	施設・場所名	住所	床面積 ㎡	建物 階数	建物の 構造
1	土肥ふじやホテル	伊豆市土肥 478-1	1381	7	SRC
2	土肥館	伊豆市土肥 289-2	914	6	RC
3	ゆとりろ西伊豆	伊豆市土肥 324	85	7	RC
4	玉樟園新井	伊豆市土肥 284	312	6	RC
5	ホテル粹松亭	伊豆市土肥 415-4	568	7	SRC
6	土肥温泉ホテルみなみ荘	伊豆市土肥 336-1	870	6	RC
7	大江戸温泉物語 土肥マリンホテル	伊豆市土肥 2791-4	1478	10	RC
8	土肥観光ホテル湯の花亭	伊豆市土肥 2849-5	1077	7	RC
9	土肥グランドホテル明治館	伊豆市土肥 2849-3	1402	7	SRC
10	湯茶寮マルト	伊豆市土肥 2658-1	45	5	RC
11	海花亭いずみ	伊豆市土肥 2914-6	45	5	RC
12	サンハイツ木口	伊豆市土肥 734-1	9	4	RC
13	玉川館	伊豆市土肥 349-2	300	6	RC
14	朝香マンション	伊豆市土肥 859-1	79	3	RC
15	瀧コーポ	伊豆市土肥 1053-1	48	3	RC
16	あるじ栖	伊豆市小土肥 241	45	5	RC
17	シーサイド・スパ西伊豆土肥	伊豆市八木沢 1365-1		11	SRC

## 2) 市指定の津波避難タワー

市指定津波避難タワーは、県の『大規模地震対策「避難計画策定指針」』の「津波避難施設の設定基準」を満たす津波避難タワーを指定する。

表3 津波避難タワー一覧表

(平成29年1月現在)

NO	施設・場所名	住所	0.5㎡に 1人	床面積 ㎡
1	小土肥津波避難タワー	小土肥 542	100	50
2	八木沢津波避難タワー	八木沢 770-1, 770-8	150	75
3	土肥こども園津波避難タワー	土肥 665-26	150	75

## (2) 津波避難施設の整備

### 1) 市指定避難施設の整備

津波避難困難地域の内、安全な避難施設に逃げるできない住民や観光客等を対象に津波避難施設の整備を検討する。

なお、整備の検討にあたっては、「伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画」を基に地元住民と協議しながらまちづくりの一環として津波避難施設を計画する。

### 2) 市指定避難路・避難地の整備

津波避難対象地域の内、山に避難が可能な地域は、津波の危険から避難するための避難路（階段、スロープ構造等）の整備を検討する。

なお、整備の検討にあたっては、「伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画」を基に地元住民と協議しながらまちづくりの一環として避難路・避難地を計画する。

## 3 津波浸水深及び津波到達予想時間《資料1参照》

各地域の津波の浸水深及び津波到達予想時間は、資料1「静岡県第4次地震被害想定レベル2 津波想定浸水区域図」を参考とし、より迅速な避難を心掛ける。

なお、第1波が最大とは限らず、場所によって、第2波、第3波の津波高が高い場合がある。

## 4 避難路・避難経路

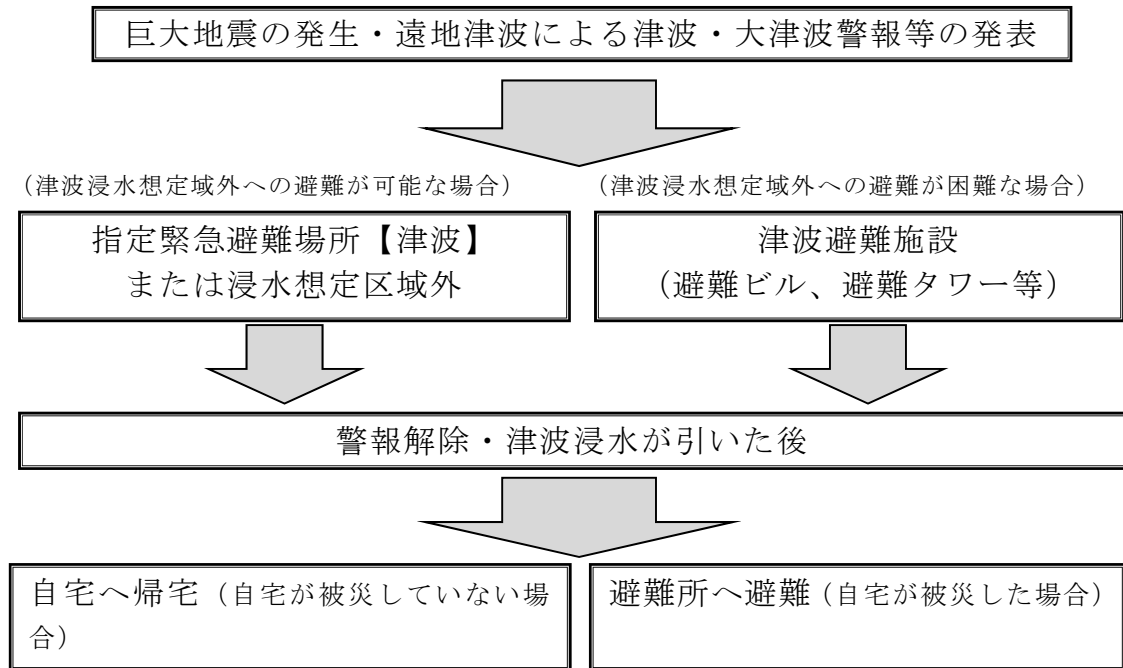
避難路とは、避難者が津波避難施設及び指定緊急避難場所【津波】まで安全に最も短時間で到達できる経路で、本市（土肥地域）の主要道路（国・県道及び市道）を対象に指定する。

## 5 避難方法

地震・津波発生時には、地震の揺れや液状化などによる家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、交通渋滞の発生などが想定され、自動車では円滑な避難ができない可能性が高いことから、徒歩及び車イスでの避難を原則とする。

ただし、やむを得ない場合で、地域の合意がある場合は車両での避難を認める。

### 【津波避難のイメージ】



## 【津波に対する心得】

震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。「揺れを感じたらすぐ避難」を徹底しましょう。

### ◎原則【揺れがおさまったら、すぐ避難】

当市は震源域が近いことから、揺れがおさまってからわずか数分で津波が到達するため、揺れがおさまったら直ちに避難する。

### ◎原則【できるだけ、高いところへ避難】

できるだけ高い場所へ避難する。

平常時から津波避難訓練に参加し、津波避難ビルや津波避難タワー等までの避難ルートを確認しておきましょう。

### ◎原則【第2波、第3波に注意】

津波は海岸や海底の地形によって複雑な動きをし、地形によっては第1波よりも第2波や第3波のほうが高くなることもある。津波警報や津波注意報が解除されるまでは警戒し、安易に自分で判断しない。

### ◎原則【小さな揺れにも注意】

揺れが小さくても、津波が小さいとは限らない。

揺れがあったら自ら進んで正確な情報を収集する。

### 第三章 初動体制

#### 1 災害配備基準

##### (1) 災害時の配備体制と配備基準（地震・津波のみ抜粋）

	配備体制	配備基準	参集職員
事前 配備 体制	情報収集体制	①市内で震度4以上の地震が発生したとき又は火山性の地震が発生したとき ⑤ 津波注意報が発令されたとき（支所は土肥支所のみ） ③南海トラフ地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき	防災監 防災安全課員 各支所長 各支所職員
警戒 本部	第1次 配備体制	①市内で震度5弱以上の地震が発生したとき ②波警報が発令されたとき（支所は土肥支所のみ） ③臨時情報が発表されたとき	市長 副市長 教育長 各部局長 消防団長 ※その他、各部局において部・局長から命を受けた職員
	第2次 配備体制	災害対策本部の立ち上げの必要性が高まったとき	市長 副市長 教育長 各部局課長・理事 消防団長 避難所派遣要員
災害 対策 本部	第3次 配備体制	①市内で震度5強以上の地震が発生したとき ②津波警報が発令されたとき ③臨時情報が発表されたとき	全職員

##### (2) 突発地震災害等初動体制職員（勤務時間外対応）

別に定める指名された職員は、勤務時間外に「大規模地震等の災害が突発的に発生し、大きな被害が認められるとき」または「通信網及び交通網が遮断されたとき」並びに「市内で震度5強以上の地震が発生したとき」各庁舎の初動体制の確保と、災害対策本部の設置業務等を行なう。

また、指名職員以外は、災害対策本部の設置に向け、速やかに各部局配備及び業務体制の確保を行う。

##### (3) 津波注意報、津波警報及び大津波警報発令時における職員配備体制

###### 1) 津波注意報



土肥支所及び危機管理課の配備を基本とし、状況に応じて拡充する。

## 2) 津波警報

突発地震災害等初動体制職員が配備につき、本部長若しくは支所長の指示に基づき、津波警戒及び災害対応業務を行うものとする。

なお、発令の時間帯等により配備の変更や状況を判断し配備体制を拡充する。

## 3) 大津波警報

第3次配備体制とし、全職員が参集し、津波警戒及び災害対応業務を行うものとする。

なお、土肥支所には土肥地域在住の職員を配備し、状況により配備体制の変更・拡充をおこなうものとする。

## 2 職員の連絡

職員の動員は、別に定める伊豆市職員動員連絡網や各部局で定める連絡網、メールシステム等による参集を基本とするが、通信網の遮断も考えられるため、原則として、連絡を待たずに直ちに参集する「自主参集」とする。

## 3 避難情報の種類と住民等に求める行動

### 4 津波避難情報等の発令基準

	発令時の状況	住民等に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	①具体的な規模は不明であるが、津波の到来が予想される場合 ②遠地津波の情報により、津波到達時間に余裕ある場合で、高齢者や障害者などの要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	①海岸利用者は直ちに、海岸から離れる。海岸、河口部に近づかない。 ②・高齢者や障害者などの要配慮者は、立ち退き避難する。(避難支援者は支援行動を開始) ③上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、立ち退き避難の準備を整える。 ④状況に応じて、自発的に立ち退き避難する(特に、被害の恐れが高い区域の居住者等)。
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	立ち退き避難する。
避難指示(緊急)	人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	①立ち退き避難中の住民は、確実に避難を完了する。 ②避難勧告の対象地域で、まだ立ち退き避難をしていない住民は、速やかに避難を開始する。

避難勧告等の発令基準は、以下のとおりとし、避難対象地区はいずれも津波浸水想定区域とする。(伊豆市地域防災計画を参照)

【災害対策基本法第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。】

### (1) 避難準備・高齢者等避難開始

災害の可能性がある場合に、すぐ避難ができるように準備をおこなうものである。また、高齢者や避難行動要支援者等は、生命を守るため避難を開始する。

- ①津波注意報が発令されたとき
- ②土肥支所で震度4以上の強い地震を観測したとき
- ③長時間のゆっくりとした揺れを感じたとき

### (2) 避難勧告

災害により被害の発生のおそれがあり、被害の拡大を防止するため、特に必要がある場合に、市民に対し避難のための立ち退きを勧め又は促すもの。災害対策基本法第60条の規程に基づき市長が行う。

- ①津波警報が発表されたとき
- ②土肥支所で震度5弱以上の強い地震を観測したとき
- ③長時間のゆっくりとした揺れを感じたとき

### (3) 避難指示（緊急）

災害による被害の危険が目前に切迫している場合に。「避難勧告」より強く市民に対し避難のための立ち退き、指示するもの。災害対策基本法第60条の規程に基づき市長が行う。

- ①大津波警報が発表されたとき
- ②避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき
- ③著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき

### (4) 避難勧告・指示（緊急）等の解除

避難勧告・指示（緊急）の解除の基準は、大津波・津波警報又は津波注意報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とする。

## 5 津波情報等の収集・伝達

### (1) 津波予警報、津波情報 《資料4参照》

津波予警報の伝達系統及び伝達方法は、全国瞬時情報システム（J-ALERT）により、防災行政無線（同報系）を自動起動させ、住民へ緊急情報を伝達する。津波に関する情報で特に住民へ広報を要する内容は、市職員が防災行政無線（同報系）、メールシステム等で住民へ緊急情報を伝達する。また、津波の到着予想時刻までに時間的な余裕がある場合に限り、広報車を活用する。

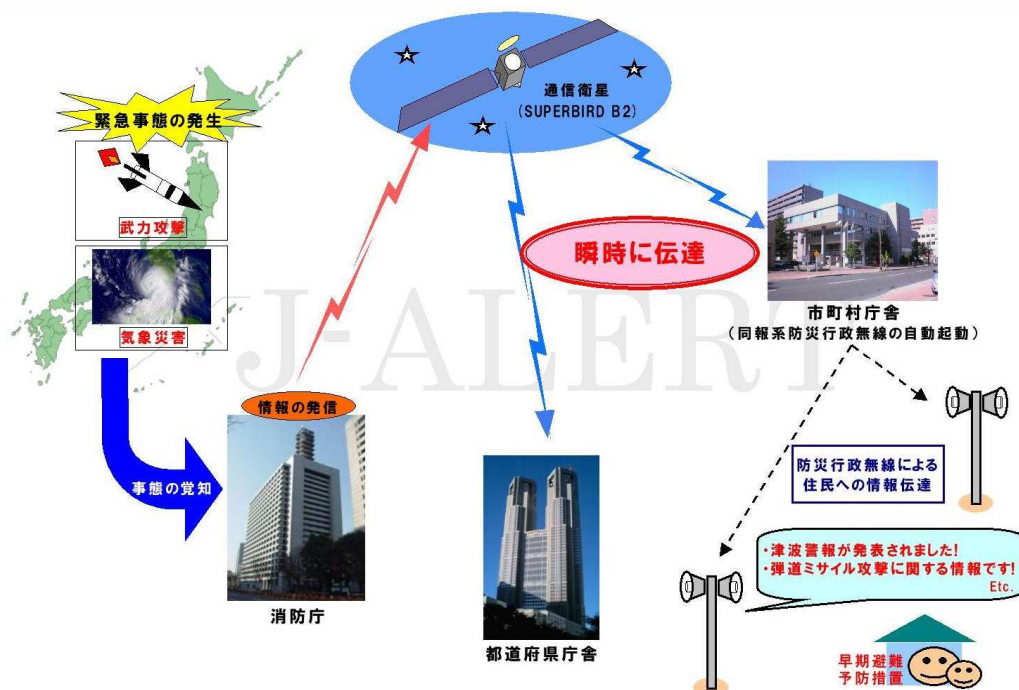
### (2) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

緊急地震速報や武力攻撃に関する有事情報など、対処に時間的余裕のない緊急情報が国から人工衛星を介して送信され、これを市が受信し、防災行政無線（同報系）を自動的に起動することにより、住民へ24時間体制で緊急情報を伝達するシステムである。

#### ■ 緊急情報が放送されるまで（流れ）

- ① 内閣官房や気象庁が緊急事態の発生を把握
- ② 緊急事態を消防庁へ情報伝達
- ③ 消防庁が通信衛星を経由して緊急情報を全国に配信
- ④ 防災行政無線（同報系）が自動的に起動し、緊急情報を放送

#### 【システム参考図】

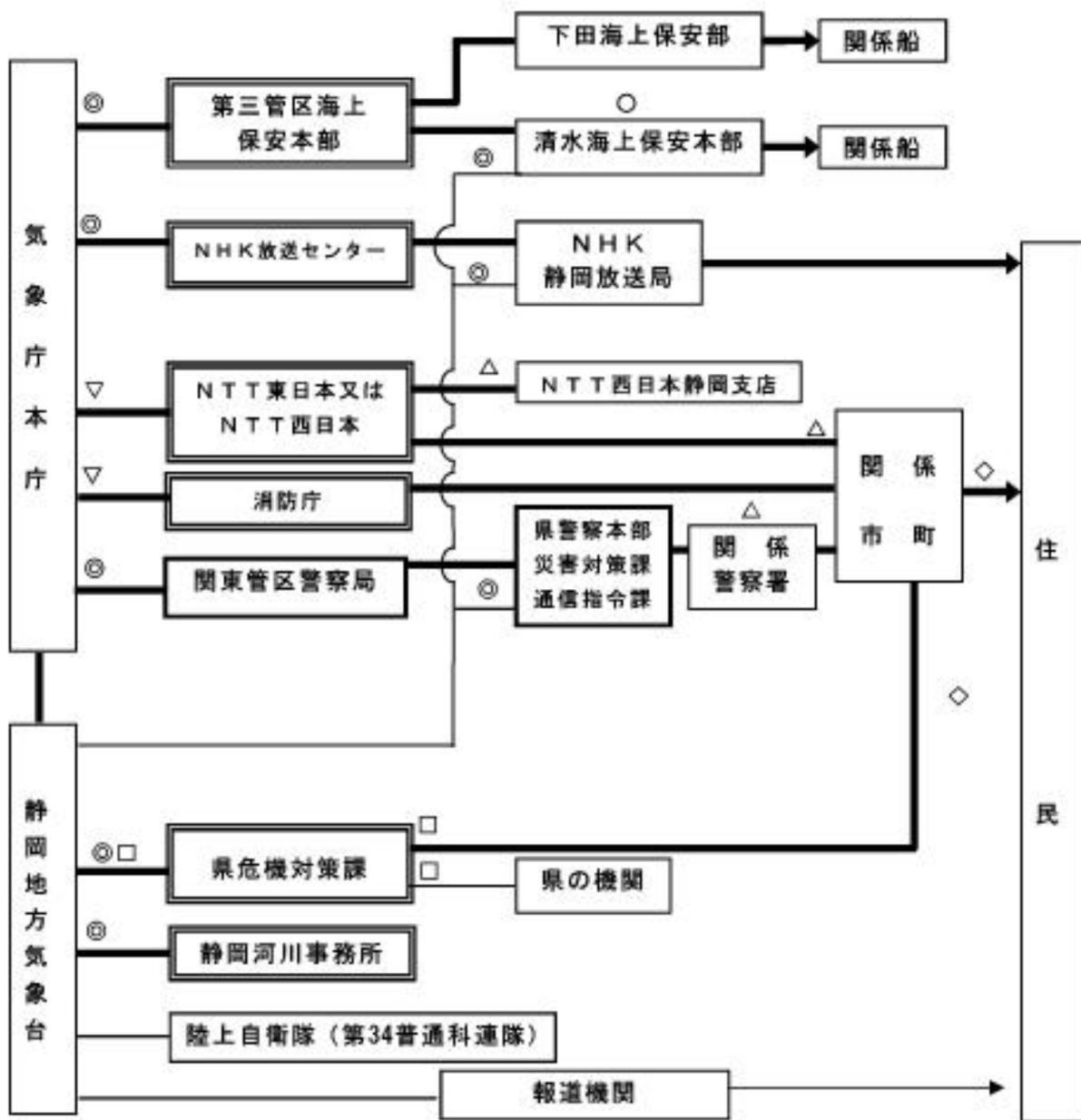


#### 【緊急情報の放送内容（地震・津波関係）】

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

区分	注警報名	放送内容
南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ地震臨時情報	(上り4音チャイム) こちらは、広報伊豆。 「ただいま、東海地震観測情報が発表されました。テレビ、ラジオの情報に注意下さい。」×3回 (下り4音チャイム)
	東海地震注意情報	(上り4音チャイム) こちらは、広報伊豆。 「ただいま、東海地震注意情報が発表されました。テレビ、ラジオの情報に注意下さい。」×3回 (下り4音チャイム)
	東海地震予知情報	(上り4音チャイム) こちらは、広報伊豆。 「ただいま、東海地震警戒宣言が発表されました。テレビ、ラジオの情報に注意下さい。」×3回 (下り4音チャイム)
震度速報	震度速報 震度5弱以上	「こちらは広報伊豆。ただいま大きな地震がありました。落ち着いて行動してください。海岸では津波の危険があります。安全なところへ避難してください。山崩れにも注意してください。」×3回
	震度速報 震度4	「こちらは広報伊豆。ただいま地震がありました。落ち着いて火の始末をしてください。津波のおそれもあります。今後のテレビラジオの情報に注意してください。」×3回
津波情報	大津波警報	「こちらは広報伊豆。ただいま大津波警報が発表されました。ただちに安全なところへ避難してください。」×3回
	津波警報	「こちらは広報伊豆。ただいま津波警報が発表されました。ただちに安全なところへ避難してください。」×3回
	津波注意報	「こちらは広報伊豆。ただいま津波注意報が発表されました。海岸付近では厳重な注意をお願いします。今後のテレビラジオの情報に注意してください。」×3回

(3) 津波情報等の伝達系統図



- 法令（気象業務法等）による通知系統
- 地域防災計画、行政協定による伝達系統
- ◎ 防災情報提供システム
- 専用電話・FAX
- △ 加入電話・FAX
- ▽ オンライン（アデス経由）
- 県防災行政無線
- ◇ 市町村防災行政無線

   法令により、気象官署から警報事項を通知する機関

注) 特別警報が発表された際に、県から市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務付けられている。

## 第四章 要配慮者、観光客等の避難対策

### 1 要配慮者の避難対策

#### (1) 市の対応

要配慮者に関する情報は、可能な範囲内で地元自主防災会に提供する。  
但し、情報提供は、承諾してくれた要配慮者の内容に限る。

#### (2) 自主防災会の対応

地元自主防災会は、避難対象地域内における要配慮者の現状把握に努めるとともに、「自らの地域は皆で守る。」という共助の意識を啓発し、避難行動を支援するよう啓発する。

但し、地震発生直後に要配慮者が見あたらない場合、避難支援者は速やかに自身の避難活動を開始する。

#### (3) 津波避難対象地域内要配慮者施設一覧

表4 津波避難対象地域内要配慮者施設一覧表

(令和2年1月現在)

種別	施設名	住所	避難先	施設管理者	連絡先
こども園	土肥こども園	土肥 665-26	土肥こども園津波避難タワー	園長	98-0228 簡易無線 : 伊豆 49
住宅型有料老人ホーム	松風庵	土肥 473-1	土肥ふじやホテル	(有)あいねっと	97-3355
	しんわホーム 土肥荘	八木沢 1363-6	八木沢津波避難タワー	(株)しんわ	97-1008

### 2 観光客等の避難対策

#### (1) 津波避難施設等の周知

市は、地元自主防災会、商工会、観光協会、旅館組合等の関係団体と共同で、避難場所が記載された防災マップや防災パンフレットを、閲覧又は配布できるように努める。

また、海水浴場などに避難路看板、海拔表示等を計画的に設置するとともに、観光防災アプリの導入を検討し、有事の際には観光客、釣り客等が迷うことなく、津波避難施設へ避難できるように周知する。

#### (2) 津波避難ビルへの備え

津波避難ビルとなっている旅館と組合事務局及び土肥支所間の通信確保のための無線機の配備を推進するとともに、津波避難ビルに避難した避難者が一時的に過ごせるよう、食料や飲料水等の備蓄を推進する。

## 第五章 津波に対する啓発及び訓練の実施

### 1 津波に対する啓発

市は、地震防災講演会や出前講座を積極的に開催し、津波に関する基礎的な知識、応急対策、避難等について住民に啓発を行う。

#### 【重点項目】

強い地震を感じた場合、若しくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、及び、津波注意報、津波警報や大津波警報発令時は、避難勧告・避難指示を待たず、直ちに避難場所に緊急避難する。

### 2 津波避難訓練の実施

市及び避難対象地域の自主防災会は、円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、総合防災訓練(8月又は9月)、地域防災訓練(12月)、津波避難訓練(3月)又は、津波情報等の伝達訓練等を実施するように努め問題点の検証を行う。

### 3 津波避難台帳の作成と情報共有

自主防災会は、平時から避難時の情報収集や安否確認のための津波避難台帳の整備を図る。なお整備については、自主防災会に未加入の住民や住所を要しない住民についても台帳の整備を行ない、災害時に活用できるようにする。

また、作成した津波避難台帳について、市と情報の共有を図る。

### 4 ハザードマップの整備

市は、市地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、津波避難施設、その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載したハザードマップ作成・配布、その他の必要な措置を講ずる。



資料1 静岡県第4次地震被害想定レベル2 津波想定浸水区域図

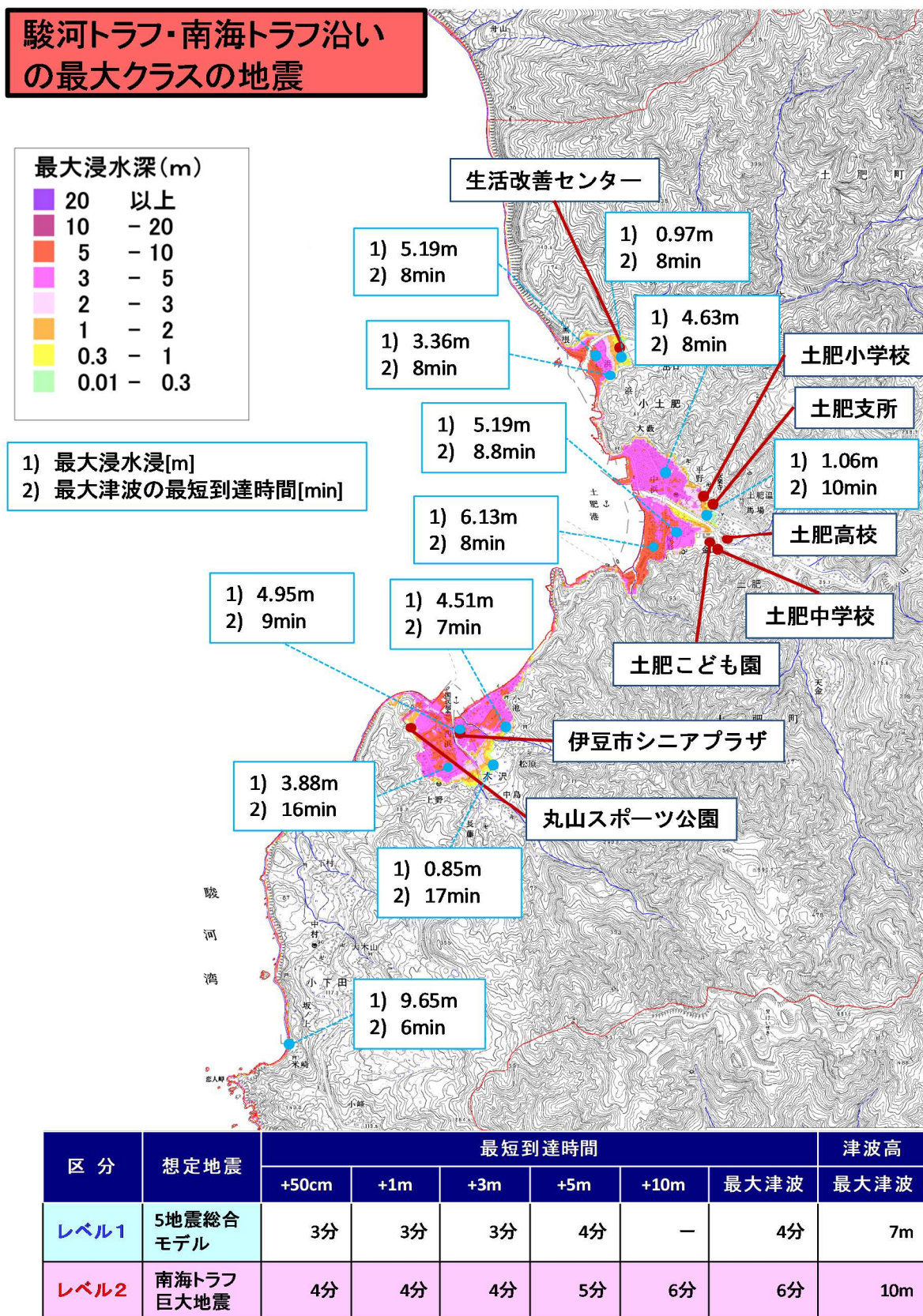


図 土肥地域の浸水深・津波到達時間



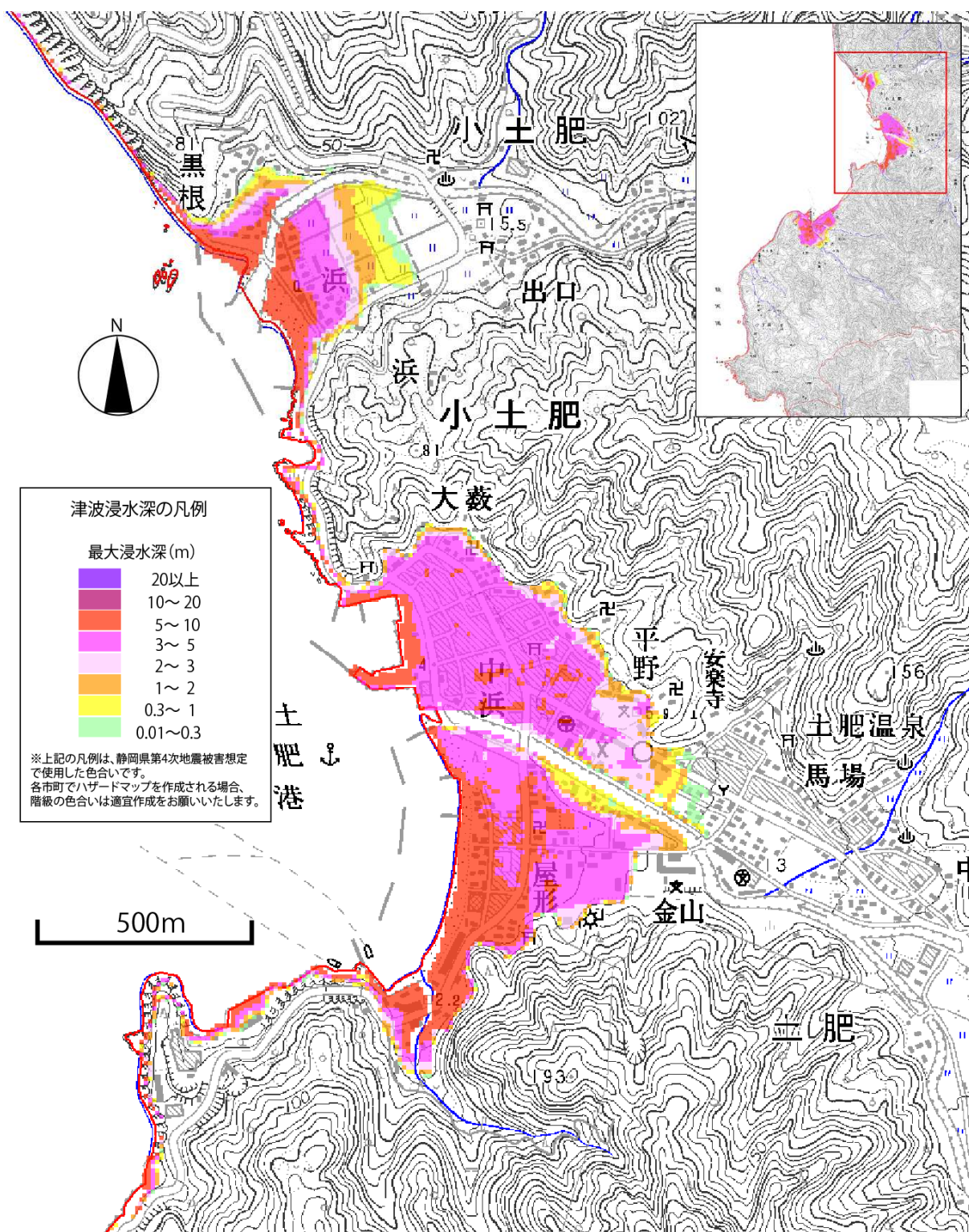


図 レベル2津波の最大浸水深（土肥・小土肥）

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

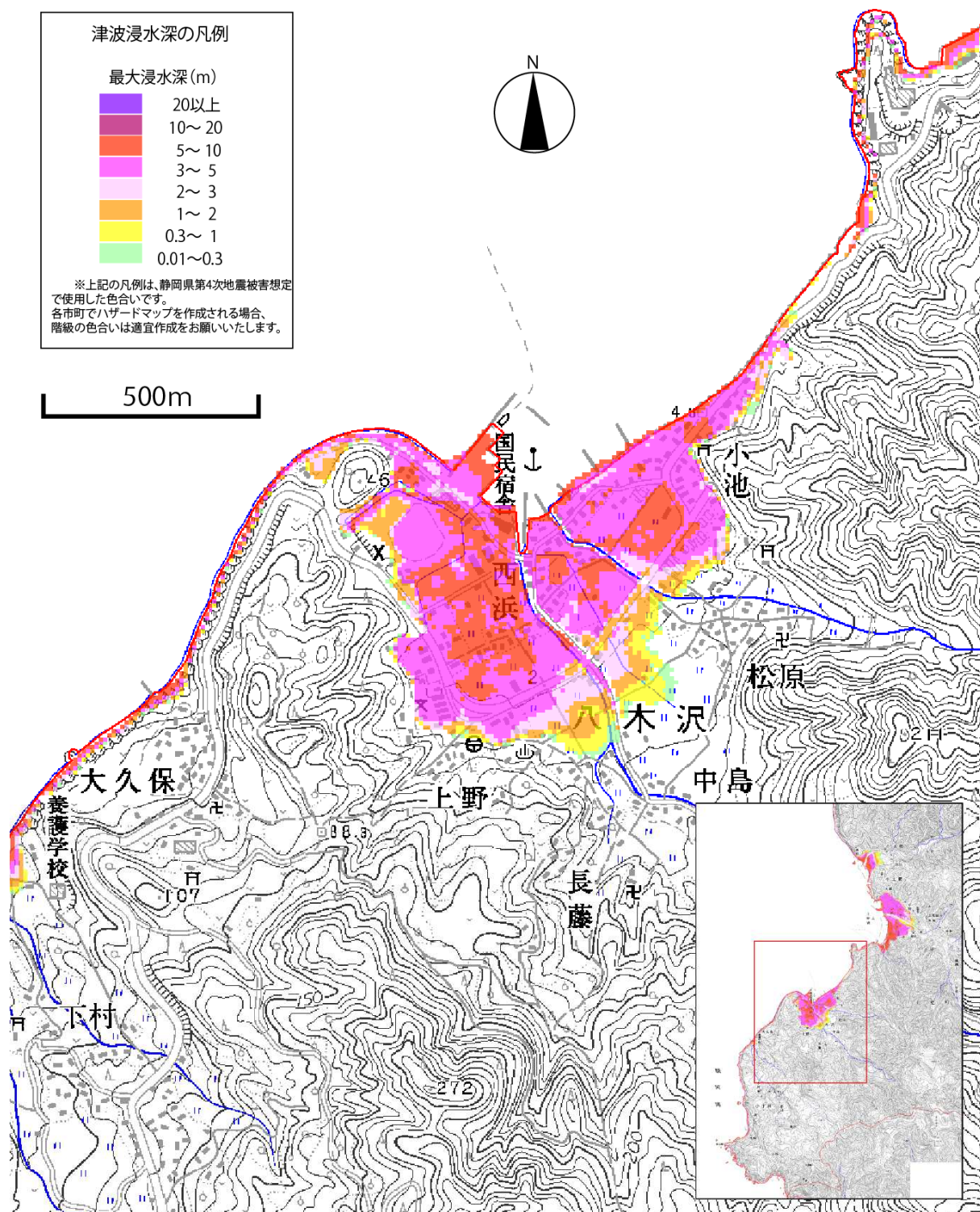


図 レベル2津波の最大浸水深（八木沢）



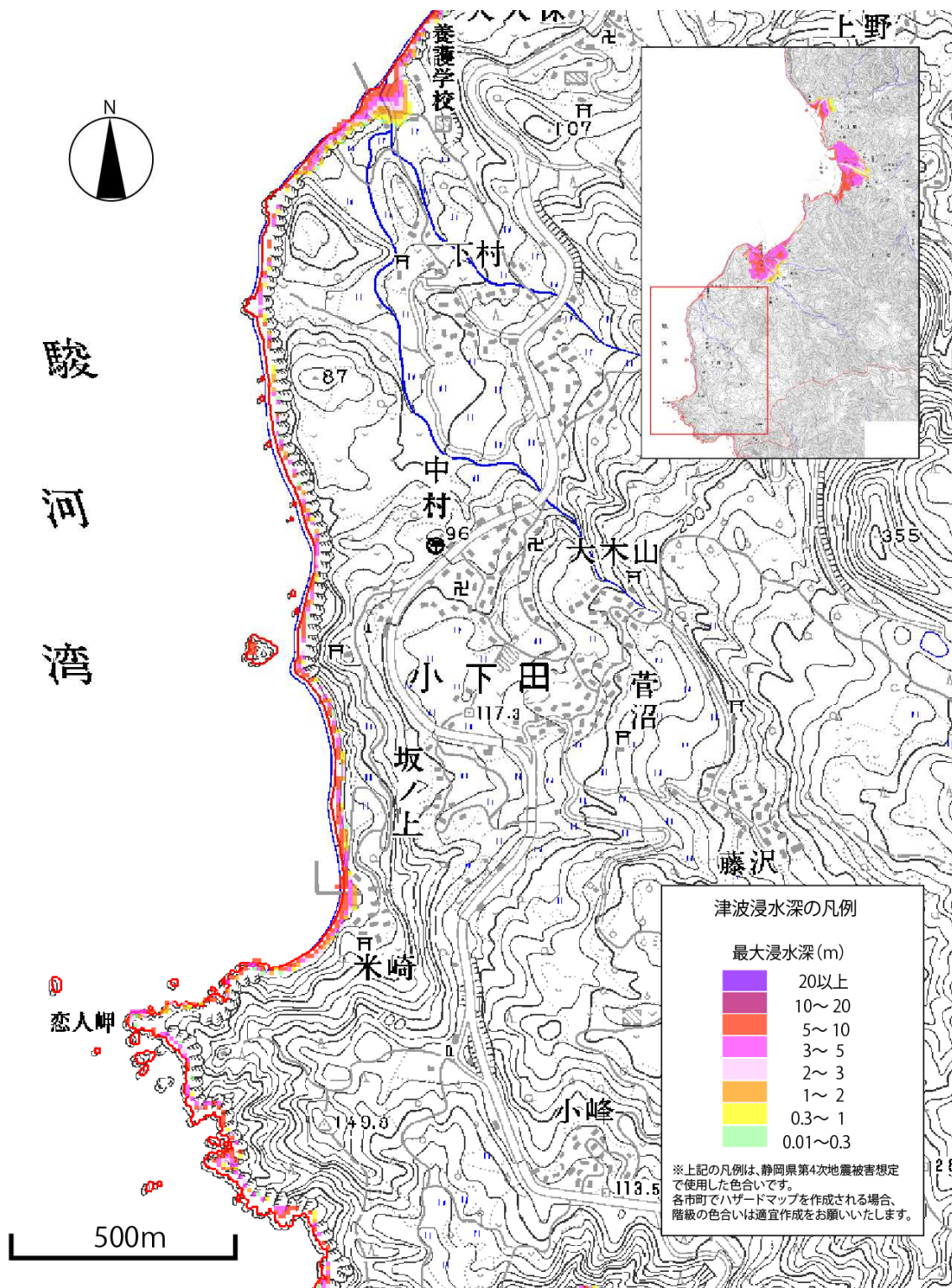


図 レベル2津波の最大浸水深（小下田）

資料2 特定避難困難区域図

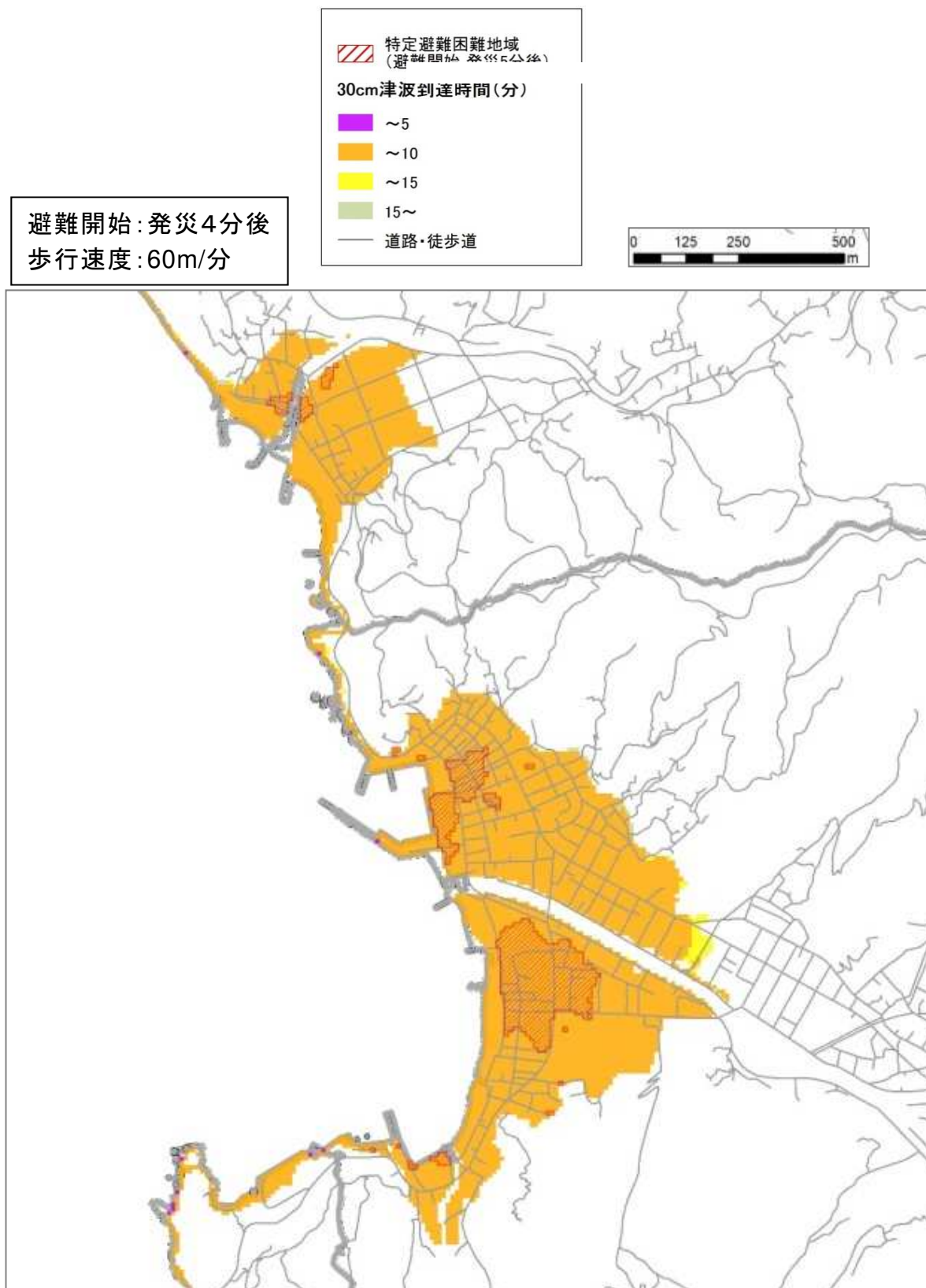


図 特定避難困難区域 (土肥・小土肥地区)

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

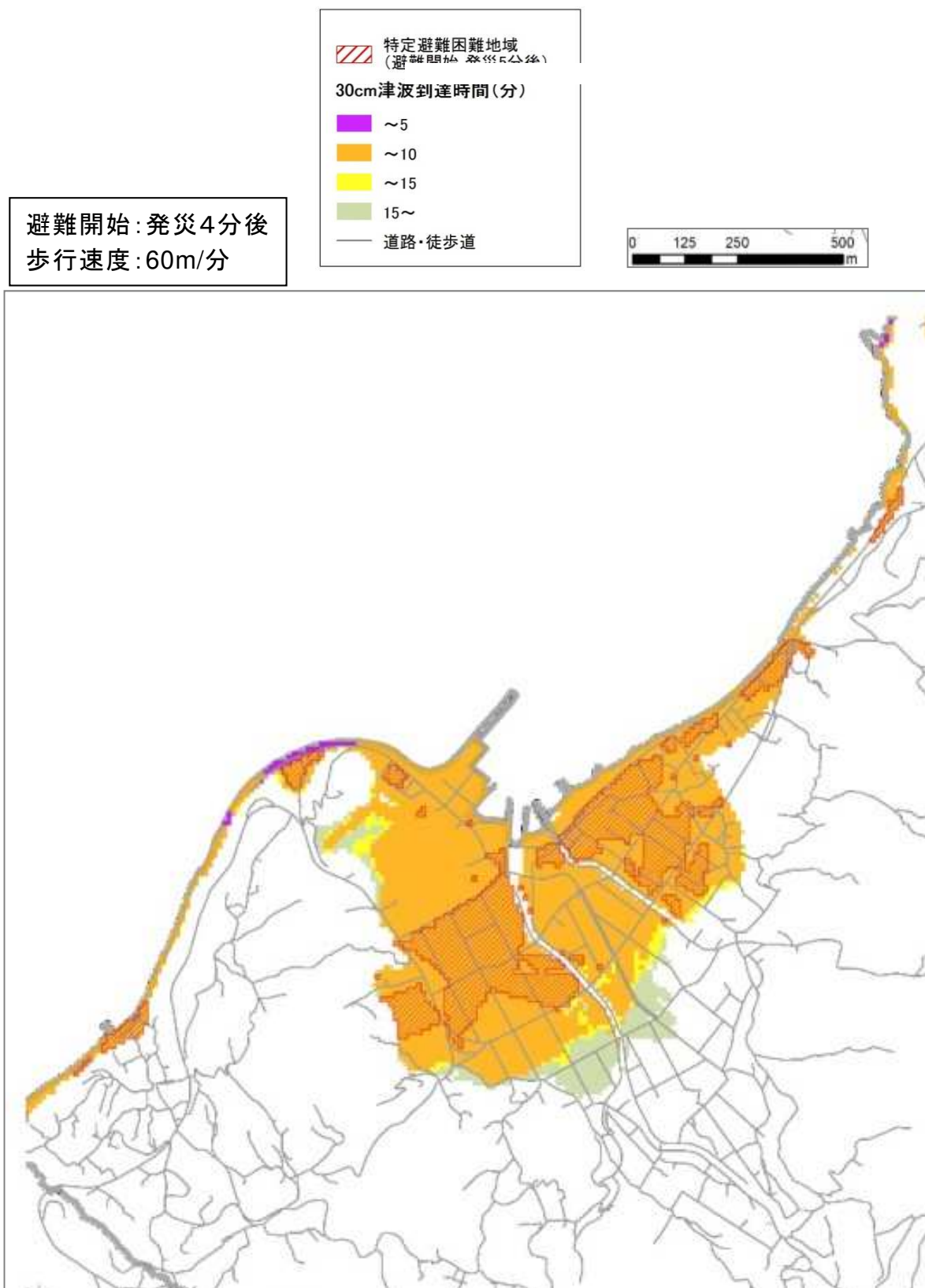


図 特定避難困難区域（八木沢地区）



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

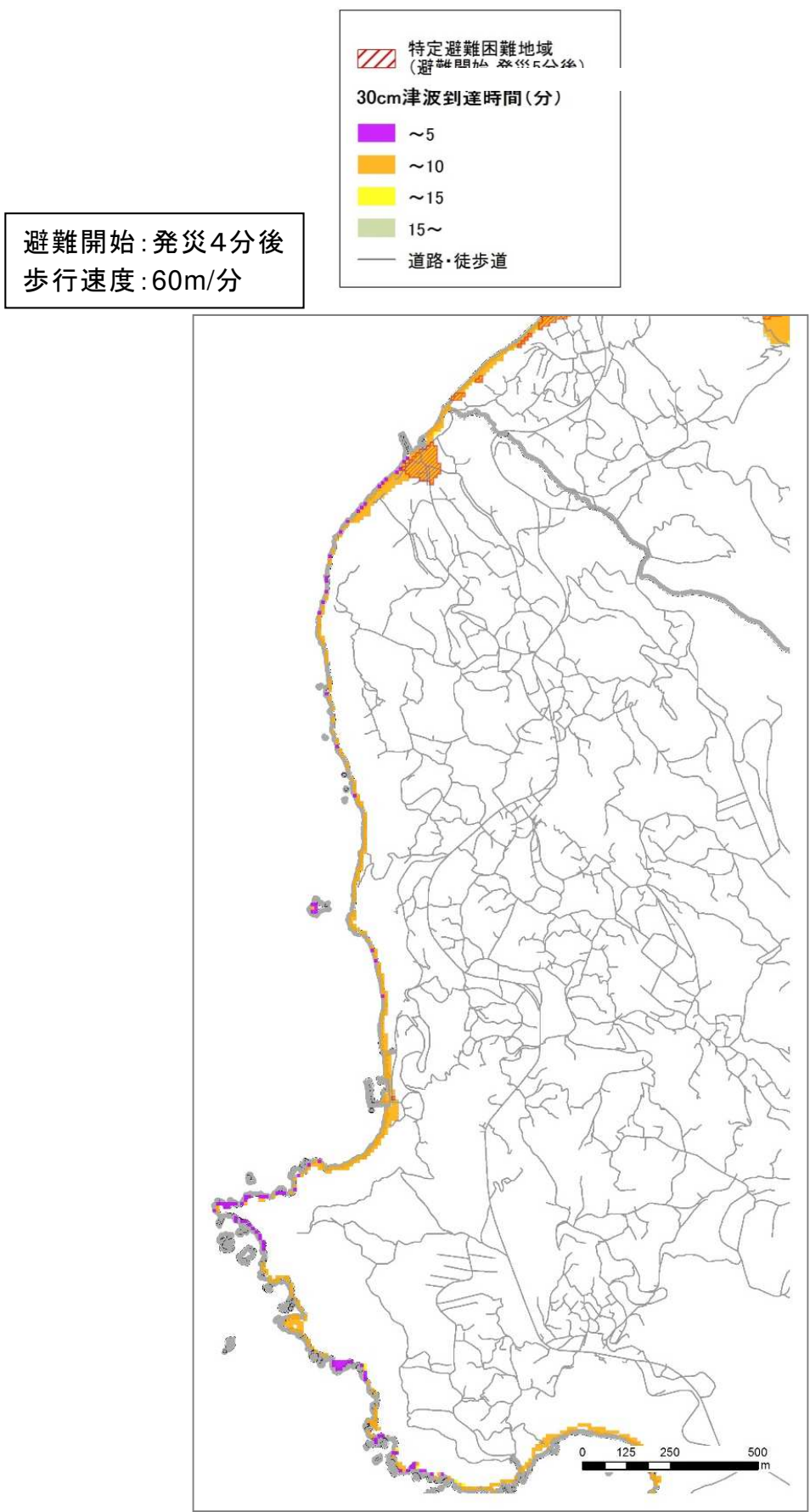


図 特定避難困難区域（小下田地区）

資料3 静岡県第4次地震被害想定(抜粋:最大値)

4-1-1. 津波高さ (単位: T.P.+m)

レベル1(東海・東南海・南海地震)

	東海地震		東海・東南海地震		東海・東南海・南海地震		左の内最大	
	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均
伊豆市	7	5	7	5	7	5	7	5

レ  
ベ  
ル  
2

(南海トラフ巨大地震)

	ケース①		ケース⑥		ケース⑧		左の内最大	
	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均
伊豆市	10	8	10	8	10	8	10	8

4  
-  
1  
-

2. 最短到達時間 (単位: 分)

レベル1(東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震)

	最短到達時間						最大津波
	+50cm	+1m	+3m	+5m	+10m		
伊豆市	2	3	3	6		6	

レ  
ベ  
ル  
2

(南海トラフ巨大地震 ケース①⑥)

	最短到達時間							最大津波
	+50cm	+1m	+3m	+5m	+10m	+20m		
伊豆市	4	4	4	5	6		6	

4  
-  
1

- 3. 浸水面積表

レベル1(東海・東南海・南海地震)

	浸水面積(単位: km <sup>2</sup> )				
	1cm以上	1m以上	2m以上	5m以上	10m以上
伊豆市	0.8	0.6	0.3	0.0	

レ  
ベ  
ル  
2

(南海トラフ巨大地震 ケース①⑥⑧)

	浸水面積(単位: km <sup>2</sup> )				
	1cm以上	1m以上	2m以上	5m以上	10m以上
伊豆市	1.2	1.1	1.0	0.3	

**5-2. 建物倒壊(全壊・焼失、半壊)棟数**

レベル1(東海地震、東南海地震、東海・東南海・南海地震)

※(冬・深夜)(夏・昼)(冬・夕)(予知あり)とも数値同じ

全壊・焼失棟数(棟)

	全壊・焼失棟数						
	揺れ	液状化	人口造成物	津波	山崖崩れ	火災	合計
伊豆市	約80	約20		約200	約100		約400

半壊棟数(棟)

	半壊棟数						
	揺れ	液状化	人口造成物	津波	山崖崩れ	火災	合計
伊豆市	約800	約40		約400	約200		約1,600

最大全壊

・焼失棟数(駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波)(棟)

	揺れ	液状化	人工造成地	津波	山・崖崩れ	火災	合計	全壊棟数が最大となるケース	
								地震動ケース	季節時間帯
伊豆市	約400	約20		約1,000	約100	約10	約1,500	L2東側	冬・夕



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

**6. 人的損害(死者、重傷者、軽傷者)**

レベル1(東海地震、東南海地震、東海・東南海・南海地震)(冬・深夜)

※(早期避難率高+呼びかけ)(早期避難率低)とも数値同じ

死者数(人)

	建物倒壊		津波			山・崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
		屋内収容物移動・転倒、屋内落下物		自力脱出困難	逃げ遅れ				
伊豆市			約 900		約 900	約 10			約 1,000

重傷者数

	建物倒壊		津波	山・崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
		屋内収容物移動・転倒、屋内落下物					
伊豆市	約 10			約 30	約 10		約 50

軽傷者数

	建物倒壊		津波	山・崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
		屋内収容物移動・転倒、屋内落下物					
伊豆市	約 200	約 10	約 60	約 10			約 200

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

**レベル2 (南海トラフ巨大地震)**

(地震動：東側ケース、津波：ケース①、冬・深夜、早期避難率低)

**死者数**

	建物倒壊		津波			山・崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
	約 10	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	約 1,400	自力脱出困難	逃げ遅れ				
伊豆市	約 10		約 1,400		約 1,400	約 10			約 1,400

**重傷者数**

	建物倒壊	津波	山・崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
伊豆市	約 40	約 10	約 10			約 50

**軽傷者数**

	建物倒壊	津波	山・崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
伊豆市	約 400	約 20	約 10			約 400

**最大死者数**

(駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波、早期避難率高+呼びかけ)

	建物倒壊		津波	山・崖崩れ	合計	最大となるケース	
	約 10	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物				地震動	季節時間帯
伊豆市	約 10		約 1,400	約 10	約 1,400	L 2 東側	冬・深夜

## 資料4 津波警報・注意報、津波情報、津波予報について

(気象庁ホームページから抜粋) 平成25年8月30日以降

### 津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分(一部の地震※については最速2分程度)を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表します。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表します。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表します。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝えます。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表します。

#### 【津波警報・注意報の種類】

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

### 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表します。

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

【津波情報の種類】

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 <sup>※</sup> や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表します。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

**津波予報**

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

## 《風水害対策編》

### 3-4-2 伊豆市水防計画

## 伊 豆 市 水 防 計 画

### 第1章 総 則

#### 第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第3条及び第32条に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって管下各河川の洪水を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

#### 第2節 責任

市は、その区域内における水防活動を十分に果すべき責任を有する。

#### 第3節 水防計画

市は、法第33条の規定に基づき区域内の水防計画を作成し、県知事の承認を受けなければならない。また、承認を受けた水防計画書は関係機関に通知しておくものとする。

### 第2章 水 防 組 織

#### 第1節 水防事務

水防に関係ある気象の予報、注意報、警報等により洪水等のおそれがあると認められたときから、洪水等の危険が解除されるまで、危機管理課に水防事務局を置き、次の水防組織において事務を処理する。

#### 第2節 水防本部

水防活動を総括するため、水防本部を設置する。

#### 第3節 水防本部の設置時期

水防本部を設置する時期は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水防の推進を図ることが必要と認められたときとする。

- 1 狩野川の水位が水防団（消防団）待機水位（大仁150cm）に達したとき
- 2 水防警報指定河川（狩野川）で知事からその警報の伝達を受けたとき
- 3 気象状況や河川状況等により、水防管理者が水防本部の設置を必要と認めたとき

#### 第4節 水防本部の設置場所

水防本部は、伊豆市役所に置く。

#### 第5節 災害対策本部との関係

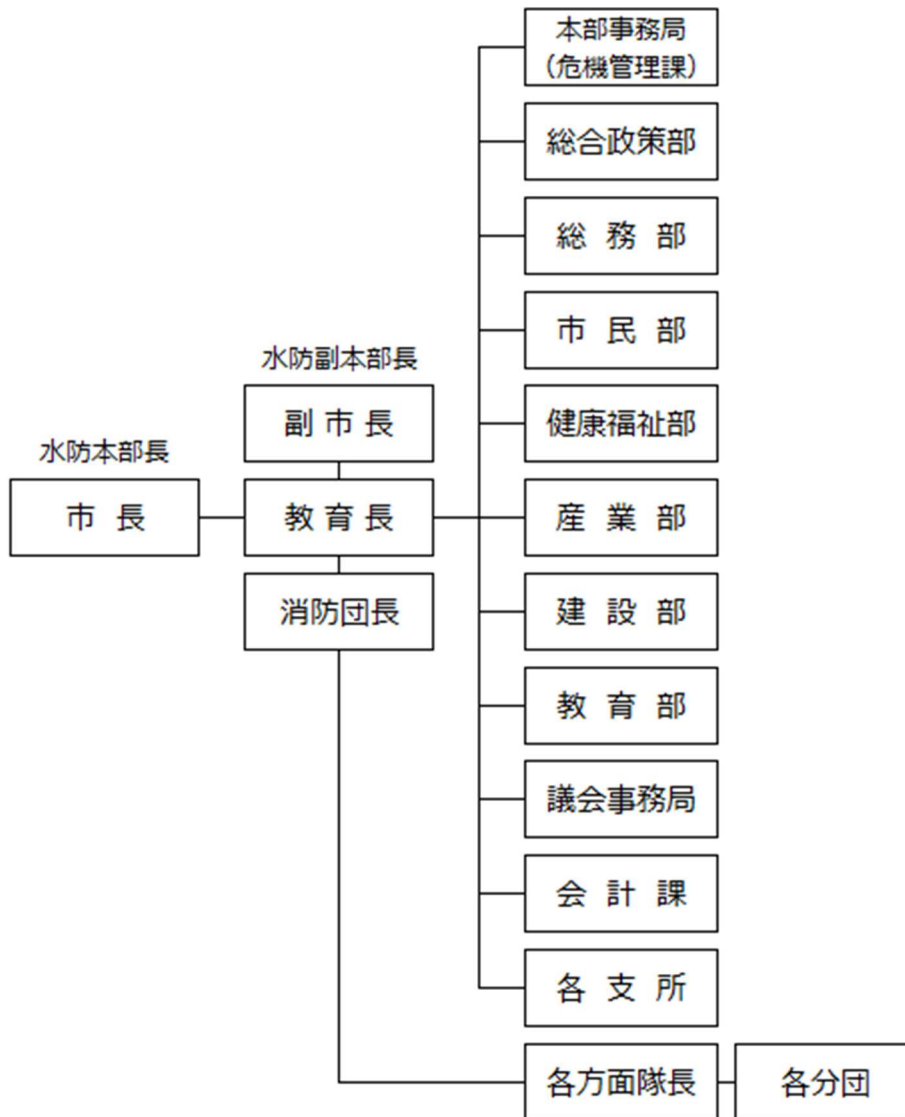
伊豆市災害対策本部が設置されたときは、伊豆市地域防災計画の定めるところによる。

※ 伊豆市災害対策本部の設置基準抜粋

- 1 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市長がその対策を必要と認めるとき
- 2 「災害救助法」による救助を適用する災害が発生したとき

#### 第6節 水防本部組織

##### 1 水防本部組織



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

2 水防事務分担

部 名	担 当	分 掌 事 務
本部事務局	危機管理課	1 災害対策本部、地震災害警戒本部及び水防本部の設置・運営に関する事 2 災害対策の庶務に関する事 3 災害対策の情報連絡の総括に関する事 4 県東部地域局、自主防災会、他の行政機関及び防災関係機関等の連絡・調整に関する事 5 自衛隊、警察、消防及び海上保安庁等の派遣要請に関する事 6 災害救助法の適用に関する事 7 被害調査に関する集約に関する事 8 本部と各部局との情報連絡に関する事 9 災害の記録に関する事 10 災害救助法適用基準調査に関する事
総合政策部	企画財政課 地域づくり課	1 総合政策部の総括に関する事 2 本部との連絡に関する事 3 災害時の広報及び報道対応に関する事 4 災害対策の財務に関する事 5 電算システムの被害状況の把握に関する事 6 復興に関する事 7 災害対策本部等の運営支援
総務部	総務課 資産経営課	1 総務部の総括に関する事 2 修善寺地区の総括に関する事 3 修善寺地区の指定避難所・指定緊急避難場所の設置・運営に関する事 4 庁舎の管理に関する事 5 緊急車両の手配に関する事 6 本部との連絡調整に関する事 7 災害対策本部等の運営支援
市民部	市民課 税務課 環境衛生課 清掃センター	1 市民部の総括に関する事 2 本部との連絡に関する事 3 住家被害認定調査及びり災台帳の作成に関する事 4 り災証明書発行に関する事 5 遺体の処理・埋火葬及び安置所の設置その指導に関する事 6 身分照会及び死亡者の戸籍事務に関する事 7 残骸物等の処理・応急措置に関する事 8 清掃免疫用資機材及び薬剤に関する事 9 災害時の動物保護に関する事
健康福祉部	社会福祉課 健康長寿課 子育て支援課	1 健康福祉部の総括に関する事 2 本部との連絡に関する事 3 「災害救助法」に基づく救助事務に関する事 4 り災者の生活相談及び福祉資金等に関する事 5 福祉施設の被害調査・応急対策・復旧に関する事 6 応急医療救護に関する事 7 医師会等の医療関係機関との連絡調整に関する事 8 医療救護用資機材及び救急医療品の確保に関する事 9 救護所の設置・運営に関する事 10 感染症予防に関する事 11 被災者の健康保持に関する事 12 園児の保護及び保育園、こども園の対策に関する事



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

		13 避難行動要支援者の支援に関する事 14 災害ボランティアセンターの設置・運営、関係機関との調整及び災害ボランティアの受入等に関する事 15 災害義援金及び義援品に関する事
産業部	農林水産課 観光商工課	1 産業部の総括に関する事 2 本部との連絡に関する事 3 観光客等の安全確保に関する事 4 観光関係施設の被害調査・応急対策・復旧に関する事 5 農林水産関連施設及び農地の被害調査に関する事 6 物資集積所の設置・運営、応急食料の調達及び被災住民への支給等に関する事 7 商品価格の安定に関する事
建設部	建設課 都市計画課 上下水道課 用地管理課	1 建設部の総括に関する事 2 本部との連絡に関する事 3 建設業組合等に対する協力要請に関する事 4 道路、橋梁、河川、急傾斜地等の災害危険箇所の点検・調査に関する事 5 農林土木施設及び一般土木施設の被害調査・応急対策・復旧に関する事 6 応急資材等の確保に関する事 7 緊急道路・幹線道路の確保に関する事 8 住宅の応急危険度判定に関する事 9 応急仮設住宅に関する事 10 水防作業に関する事 11 上下水道業者に対する協力要請に関する事 12 飲料水の確保・被災地への供給に関する事 13 上水道施設の被害調査・応急対策・復旧に関する事 14 下水道施設の被害調査・応急対策・復旧に関する事
教育部	学校教育課 社会教育課	1 教育部の総括に関する事 2 本部との連絡に関する事 3 教育関係施設の被害調査・応急対策・復旧に関する事 4 児童・生徒の安全確保及び小・中・義務教育学校の対策に関する事 5 教育関係施設の被害調査・応急対策・復旧に関する事
議会事務局	議会事務局	1 本部との連絡に関する事 2 災害時の議会に関する事
会計課	会計課	1 災害活動に伴う物品の出納に関する事
各支所	土肥支所 天城湯ヶ島支所 中伊豆支所	1 支所の総括に関する事 2 本部との連絡調整に関する事 3 建設部との連絡調整に関する事 4 指定避難所・指定緊急避難場所の設置・運営に関する事 5 庁舎内の被害の被害調査・応急対策・復旧に関する事 6 応急食料の調達・被災住民への支給に関する事

上記のほか必要に応じて伊豆市災害対策本部事務分掌を準用する。

### 第7節 水防本部員の職務及び事務分担

- 1 水防本部長は水防本部の職務を掌握し水防本部を指揮監督する。
- 2 水防副本部長は水防本部長を補佐し、水防本部長に事故があったときは、その職務を代行する。

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

- 3 各部長は水防本部長の命を受け、水防本部の職務を処理する。
- 4 各部の課長は部長の命を受け、水防活動に必要な課内の機能を動員してその職務を処理する。
- 5 各課員は課長の指示に従い担当職務を遂行する。
- 6 消防団長は、水防本部所轄のもと団員を指揮監督する。

## 第8節 水防本部の廃止

気象状況の好転及び河川の水位が下降するなど水防作業の必要がなくなったときは、水防本部を解散し水防態勢を解除する。

## 第9節 消防団

消防団は水防管理者の指揮下のもと市内の各河川で水防を必要とするところを警戒防御するものとし、その組織の管轄河川等は次のとおりとする。

### 1 管轄区域

名称	所在地	管轄区域	人員	電話番号
消防団本部	小立野	市内全域	28	0558-72-9867
修善寺方面隊	小立野	狩野川流域・修善寺川 ・古川・野尻川	129	0558-72-1111
中伊豆方面隊	八幡	地藏堂川・大見川 ・菅引川・冷川	63	0558-83-1111
天城湯ヶ島方面隊	市山	狩野川流域・船原川 ・吉奈川	94	0558-85-1111
土肥方面隊	土肥	土肥山川・小土肥大川 ・八木沢大川	62	0558-98-1111

## 第3章 水防機関の活動

### 第1節 水防本部設置前の措置

水防本部設置前にあつては、市役所各部内に待機し、水防計画の定める諸般の措置をとり水防上の万全を期するものとする。

### 第2節 水防本部

#### 1 動員要領

- (1) 危機管理監は、水害の発生が予想される事態又は水害が発生したときは、本部長の指示を受け各部の部長に配備の規模を通知する。
- (2) 各部長は、水害の発生が予想される事態又は水害が発生したときに備えて、配置規模に応じた部員の動員が円滑に行われるよう部を監督する。
- (3) 配備要員は、水害の発生が予想される事態又は水害が発生したときは、常に所在を明らかにし、

部長との連絡保持に努め、動員に応ずる体制を整えるものとする。

- (4) 勤務時間外、その他勤務を要しない日時において、連絡不能の状況にある場合の各部の部員は、自らの判断により水防本部が設置される事態が推定される時は、指示を待たずに登庁し、水害応急対策活動に支障のないよう努めなければならない。

## 2 配備及び配置要員

### (1) 初動体制

区 分	内 容	要員配置
事前配備	水防本部の設置には至らないが、今後の気象状況に注意を要するときの配備体制	原則として危機管理課職員3名

### (2) 水防体制の種類

	体制	配備基準
事前配備	第1次配備体制	1) 大雨、洪水、暴風雨警報のいずれかが発令され危険な状態が予想される とき及び隣接する台風が大型で強く、被害の発生が想定される とき 2) その他の災害において危険な状態が予想される とき
警戒配備	第2次配備体制	1) 大型で非常に強い台風の襲来が確実で、相当な雨量を伴い、集中豪雨等 により大規模な被害が予想される とき 2) その他の状況により本部長が指令した とき
災害対策本部	第3次配備体制	1) 大規模な災害が発生した とき 2) その他の状況により本部長が指令した とき

## 3 水防本部設置後の活動

- (1) 水防本部が設置された場合、危機管理監は水防本部に各部長を招集し、その他の各部員については自宅待機し以後の連絡・指示に従う。
- (2) 第2次配備以降の水防体制においては、各部員についても各部に参集し、各部長の指示に従い行動する。
- (3) 水防・水害に関する通報については、水防本部において一括して取りまとめ、適時、水害現場との連絡に努める。
- (4) 各部員は水害現場における応急措置等の活動状況を水防本部に報告し、水防本部はこれを記録する。

## 第3節 消防団

### 1 待機（第1次配備体制）

水防に関係のある気象の予報、注意及び警報が発せられたときは、消防団長は水防本部に詰めて

情報把握に努めるものとし、また、一般団員は直ちに次の段階に入るような状態にしておくものとする。

## 2 準備（第2次配備体制）

方面隊長は各支所に詰め、分団長、副分団長は、所定の消防詰所に集合し、資材、機材及び器具の整備点検後、作業員の配備計画に当たり、なお水防上重要な工作物のある箇所並びに危険箇所の警備のため、消防団員の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく。

## 3 水防活動報告

各分団長は、団員が水防活動を開始する時及び終了した時は、安全を確保したうえで、迅速かつ正確に活動人員及び活動内容を方面隊長へ報告するものとする。

方面隊長は隊員の活動状況を掌握し、迅速かつ正確に団長へ報告するものとする。

## 第4節 水防の注意事項

- 1 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、かつ水防指令の命令が予測されるときは、出動しなければならない。
- 2 第1次配備発令後は、できる限り不急の外出は避け、待機するとともに常に居所を明確にしておかなければならない。
- 3 水防従事員は、出勤前よく家事を整理し、万一家人が退避する場合における退避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、いったん出動した場合は命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。
- 4 作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。
- 5 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないよう留意し、最悪時に最大の水防能力が発揮できるように心掛けなければならない。
- 6 洪水時において堤防に異常が起こる時期は、滞水時期にもよるが、大体水位が最大のとき又は、その前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生じる場合が多い（水位が最大洪水の4分の3位に減少したときが最も危険）から洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を厳にしなければならない。

## 第5節 水防信号

### 1 水防信号

法第20条の規定による水防信号（昭和31年9月23日県規則第75号）は、次表のとおりである。

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号		
第1信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○休止	約5秒	約15秒	約5秒
		○休止	○ー	休止	○ー
		○休止	約15秒	約5秒	約15秒
			休止	○ー	休止

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせるもの	○-○-○ ○-○-○	約5秒 ○-	約6秒 休止	約5秒 ○-
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出勤すべきことを知らせるもの	○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 ○-	約5秒 休止	約10秒 ○-
第4信号	必要と認める区域内の居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打	約1分 ○-	約5秒 休止	約1分 ○- 約5秒 休止

- 注意 1 信号は、適切な時間継続すること。  
 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用することを妨げないこと。  
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

### 第6節 水防解除

- 1 水防解除は、水位が下降して水防作業の必要がなくなり水防本部長が水防解除の指令をしたときとする。
- 2 水防要員及び消防団員は、1による水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- 3 水防解除後は人員、器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- 4 使用した資器材は、手入れをして所定の位置に設備する。

## 第4章 重要水防箇所

### 第1節 重要水防箇所

市内の重要水防区域は、次のとおりとする。

#### 1 河川

狩野川以外の市域内の主要河川は、修善寺川・古川・野尻川・地藏堂川・大見川・菅引川・冷川・船原川・吉奈川・土肥山川・小土肥大川・八木沢大川

#### 2 その他

災害予想危険箇所は、次表のとおりである。

河川	左右岸	位置	延長(m)	河口からの距離(km)	注意を要する理由	重要度	避難責任者	水防工法
----	-----	----	-------	-------------	----------	-----	-------	------

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

狩野川	左	瓜生野～修善寺	120	27.2	すべり破壊	A	第2分団長	月の輪工
狩野川	左	熊坂～瓜生野 山田川合流～大仁 橋上流	1,717	24.4	すべり破壊	B	第2分団長	月の輪工
狩野川	左	熊坂～瓜生野 山田川合流～大仁 橋上流	1,717	24.4	パイピング 破壊	B	第2分団長	釜段工
狩野川	左	熊坂 山田川合流付近	175	24.4	暫定堤防	B	第2分団長	積土のう 工
狩野川	左	熊坂 新狩野川大橋付近	260	25.0	河積不足	B	第2分団長	積土のう 工
狩野川	左	瓜生野 修善寺生コン付近	591	26.4	すべり破壊	B	第2分団長	月の輪工
狩野川	左	瓜生野～修善寺 修善寺生コン付近 ～修善寺橋	893	26.6	河積不足	B	第2分団長 第1分団長	積土のう 工
狩野川	左	修善寺 修善寺橋下流	356	27.2	すべり破壊	B	第2分団長 第1分団長	月の輪工
狩野川	右	牧之郷 牧之郷コミュニテ ィー広場	423	26.2	河積不足	B	第4分団長	積土のう 工
狩野川	右	牧之郷 牧之郷樋管	233	26.6	暫定堤防	B	第4分団長	積土のう 工
狩野川	右	牧之郷 牧之郷樋管～修善 寺橋	983	26.8	河積不足	B	第4分団長	積土のう 工
狩野川	左	熊坂 山田川合流～大仁 橋下流	1,190	24.6	旧川・破堤 履歴有 S33.9	要 注 意	第2分団長	—
狩野川	左 右	本立野 修善寺橋上流500 m～ 旭橋下流1,600m	1,000	29.3	断面狭小	B	第3分団長	積土のう 工
吉奈川	左 右	月ヶ瀬 狩野川合流点～登 橋下流	1,700	0.0	断面狭小	B	吉奈・月ヶ 瀬・門野原各 区長	積土のう 工
古川	左 右	柏久保 駿豆線橋梁～大野	3,000	0.4	断面狭小	B	第4分団長	積土のう 工

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

		橋						
野尻川	左 右	牧之郷 白坂橋～起点	1,000	0.2	断面狭小	B	第4分団長	積土のう 工
小土肥 大川	左 右	小土肥 県道沼津土肥線～ 砂防堰堤	1,000	0.6	断面狭小	B	第12分団長	積土のう 工

## 第5章 決壊時の処置

### 第1節 決壊（溢水）の通知

- 1 堤防等が破堤した場合、水防本部長は速やかに地区住民、所轄土木事務所長、警察署長に通報する。
- 2 この通知は必要に応じ、市の同報無線又は広報車等で一般住民に通報する。

### 第2節 避難のための立退き

- 1 堤防等が破堤した場合又は溢水した場合には、法第29条に基づき水防本部長又はその命を受けた水防部員は、速やかに必要と認める区域の居住者に対し立退き又はその準備を指示するものとする。
- 2 水防本部長は立退き又は準備を指示した場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
- 3 水防本部長は、当該区域を管轄する警察署長と協議のうえあらかじめ立退き計画を作成し、立退き先、経路等必要な措置を講じておくものとする。
- 4 災害対策本部が開設された場合には、伊豆市地域防災計画書の定めるところに従うものとする。

### 第3節 避難所施設

堤防等が破堤した場合の待避所施設は、表-4による。

## 第6章 協力応援

### 第1節 水防管理団体相互の協力及び応援

- 1 水防本部長は、水防上必要があるときは、法第23条に基づき他の市町長に対し応援を求めることができる。  
ただし、水防本部長は上記にかかわらず応援に関する指示を行う。
- 2 応援を求められた水防管理団体は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行うものとする。
- 3 隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防事務に関しあらかじめ相互に協力について協定をしておくものとする。

## 第2節 自衛隊の派遣要請

水防本部長は災害に際して緊急必要があると認めたときは、知事に対し自衛隊の災害派遣出動を要請するものとする。

## 第3節 警察官の出動要請

水防本部長は、水防上必要があると認めるときは、所轄警察署長に対し警察官の出動を要請するものとする。

# 第7章 水防てん末報告

## 第1節 水防本部各課の水防報告

水防が終結したときは、水防本部各課長は所属担当事項を取りまとめ、速やかに水防部長に報告するものとする。

## 第2節 県水防本部に対する報告

水防本部長は、水防活動実施報告書を取りまとめ、水防実施後10日以内又は水防実施の月の翌月の2日までに沼津土木事務所を経由し、県水防本部長に報告するものとする。(様式-1)

# 第8章 水防器具、資材及び設備の整備と輸送

## 第1節 設備資器材の整備

管下水防倉庫の設置状況並びにこれに備蓄されている資器材及び器具の整備状況は表-8のとおりである。

なお、水防倉庫に備蓄する資器材の基準は県の水防計画書の中で基準を決めているものであるが、必要に応じて増減することができる。

## 第2節 水防資材の現地調達

水防本部長は、資材確保のため水防区域近在の竹木等の所、各農家農協倉庫等の手持数量の概要を把握し、緊急時の補給に備えるとともに備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、速やかに補充しておくものとする。

## 第3節 輸送の確保

1 非常の際、水防用資器材、作業員その他の輸送を確保するため必要に応じ、市内自動車等を借上げするものとする。

2 庁用自動車の使用については配車責任者の指示に従い、無断使用等は慎むこと。

なお、車両が不足する場合は水防本部長の判断により各課の車両を編入する。



- 3 水防本部長は、必要に応じ車両係員を動員し輸送配車にあたらせるものとする。
- 4 輸送経路をあらかじめ非常事態を考慮して警察署、消防署等と協議して定めておくものとする。
- 5 伊豆市災害対策本部が設置された場合はこれによる。

#### 第4節 優先通行

法第18条により都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者はこれに道を譲らなければならない。

#### 第5節 緊急通行

水防要員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合におもむく一般交通の用に供しない通路又は公共の用地及び水面を通行することができる。

### 第9章 通信連絡

#### 第1節 水防通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話及び電報等の通信系統は次のとおりである。(図-1)

### 第10章 観測通報

#### 第1節 雨量の観測及び通報

##### 1 警戒雨量

- (1)大雨(浸水害)表面雨量指数基準16達した場合。
- (2)大雨(土砂災害)土壌雨量指数基準160達した場合。

##### 2 通信連絡

(1)防災監は下記観測所から雨量の情報を取りまとめ次の要領によって水防本部長に通報するものとする。

##### (2)雨量観測所

設置機関	観測所名	所在地
国土交通省	持越	湯ヶ島
国土交通省	湯ヶ島	市山
国土交通省	柿木	本柿木
国土交通省	天城	筏場
国土交通省	上大見	原保
国土交通省	八幡	八幡
国土交通省	達磨山	達磨山
国土交通省	船原	上船原

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

国土交通省	修善寺	加殿
静岡県	湯ヶ島 (テレメーター)	湯ヶ島
静岡県	船原 (テレメーター)	上船原
静岡県	修善寺 (テレメーター)	加殿
静岡県	土肥 (テレメーター)	土肥
静岡県	天城高原 (テレメーター)	冷川
気象庁	土肥	(旧) 土肥ふじみ幼稚園
気象庁	湯ヶ島	伊豆市消防団第8分団詰所
気象庁	天城山	天城高原ゴルフ場

### 3 通報の要領

#### (1) 通報開始又は再開

雨量が警戒雨量指数基準に達したとき又は水防本部若しくは他の水防機関から通報の要請を受けたときから開始又は再開する。

#### (2) 通報終了又は中止

危機管理監は水防本部から通報中止の指示を受けたときは中止又は終了する。

#### (3) 定時通報

通報開始から終了までの間標準時にする1時間毎にその時刻の雨量及び変動状況、天候その他を危機管理監は水防本部長に通報するものとする。なお、依頼のあった場合には同時に沼津土木事務所にも通報するものとする。

#### (4) 随時通報

前各号の時間雨量50mm以上の降雨があったときは、その都度、時刻、雨量及び降雨状況を通報する。

## 第2節 水位の観測及び通報

### 1 消防団待機水位及びはん濫注意水位

消防団待機水位及びはん濫注意水位は、表-2のとおりとする。

### 2 通報連絡

消防団は次に定める要領によって危機管理課に通報し、危機管理監は記録完了次第水防本部長に通報する。

### 3 通報の要領

#### (1) 通報開始又は再開

水位が上昇して通報水位に達したとき又は水防本部長から指示されたときから開始する。

#### (2) 通報終了又は中止

水防本部長から通報中止の指示があったとき。

### 4 通報回数と時刻

特別の指示のない場合は、消防団待機水位に達した時刻より消防団待機水位以下になるまで各時刻1時間にその時刻の水位を通報するものとする。

## 第11章 洪水予報

### 第1節 国土交通大臣と気象庁長官とが共同して行う洪水予報とその措置

国土交通大臣が指定した河川（狩野川及び大場川の指定区域）について、気象庁長官と共同して国土交通大臣が行う洪水予報を、次に示す各計画に基づき水位を示して発表する。

#### 1 狩野川洪水予報計画

平成18年3月31日 国土交通省告示第437号

##### (1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区 域
狩野川	左岸 静岡県伊豆市大字修善寺字飯塚290番地の1地先から海まで
	右岸 " 大字柏久保字上ナメド555番地の3地先から海まで

##### (2) 洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地 先 名	はん濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断水 位	氾濫危険 水位(洪水 特別警戒 水位)
狩野川	徳 倉	静岡県駿東郡清水町徳倉	4.00m	6.80m	7.20m
	大 仁	静岡県伊豆の国市大仁	2.10m	3.70m	4.40m

##### (3) 洪水予報発表者

河 川 名	担 当 官 署	発 表 責 任 者
狩 野 川	沼津河川国道事務所	沼津河川国道事務所長
	静岡地方気象台	静岡地方気象台長

##### (4) 洪水予報の発表及び解除の基準

種 類	発 表 基 準	摘 要
はん濫 注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当)	基準地点の水位がはん濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、沼津河川国道事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
はん濫 警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が、一定時間後にはん濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
はん濫 危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当)	基準地点の水位が、はん濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき	
はん濫発生情報 (洪水警報)	堤防からの越水または、破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

(警戒レベル5相当)	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	
------------	--	--

(5) 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、FAX等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。

(6) 洪水予報の通知

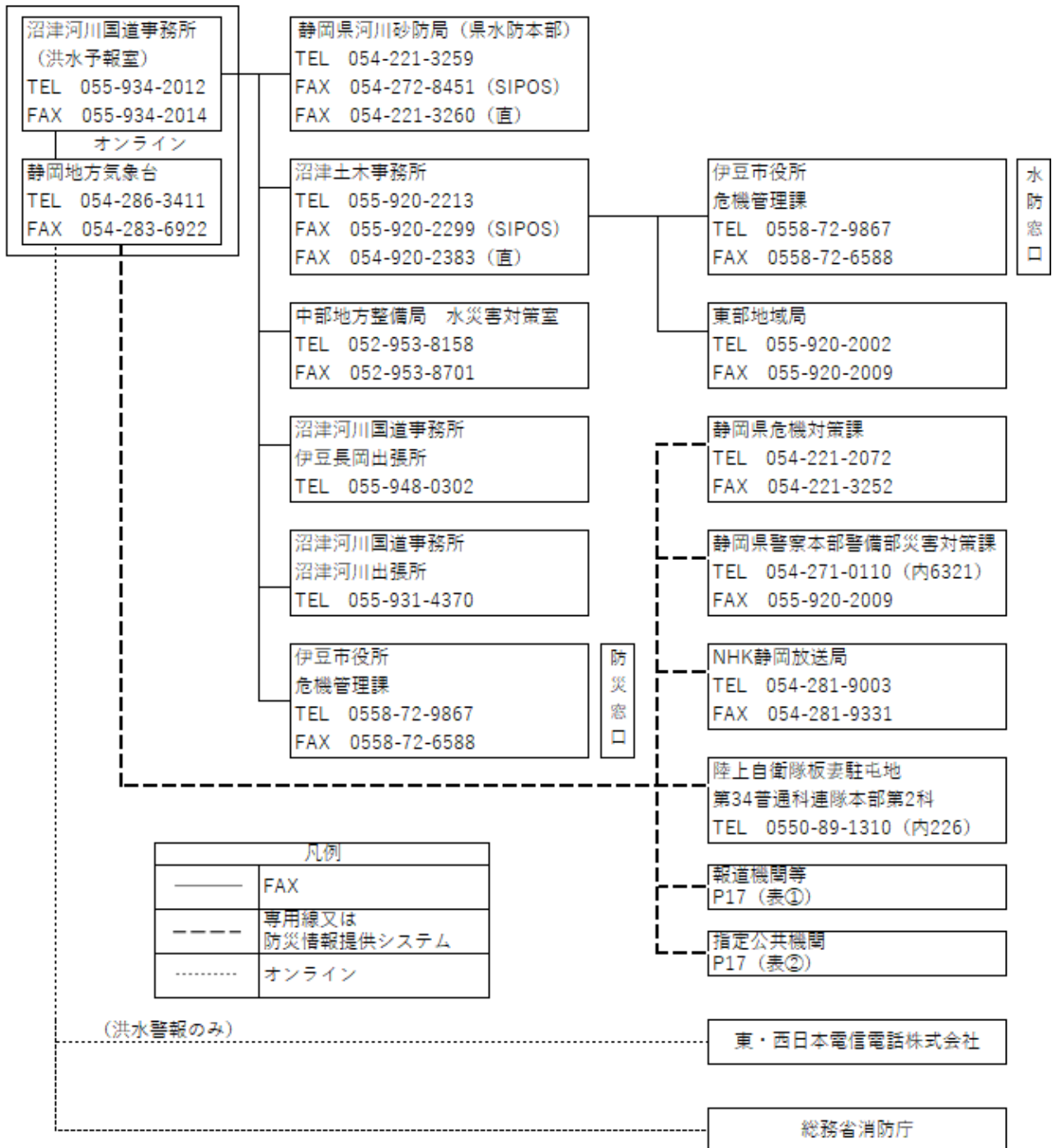
河 川 名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
狩 野 川	沼津河川国道事務所長	河川砂防局長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から県知事への通知に代えるものとする。

(7) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にFAXまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

狩野川洪水予報連絡系統図



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

表① 報道機関電話番号

報道機関名	SBS (静岡放送)	SATV (あさひテレビ)	SDT (だいいちテレビ)	SUT (テレビ静岡)	K - MIX (静岡 FM)
電話番号	054-284-8950	054-251-3301	054-283-6515	054-261-6115	053-457-1153
FAX 番号	054-284-8959	054-251-4120	054-283-6509	054-263-6111	053-457-1174

報道機関名	静岡新聞	中日新聞 東海本社
電話番号	054-283-0683	053-421-6036
FAX 番号	054-286-5944	053-421-5218

表② 指定公共機関電話番号

指定公共機関名	東海旅客鉄道(株) 静岡支店	伊豆箱根鉄道(株)
電話番号	054-284-2226	055-977-1207
FAX 番号	054-287-5282	055-977-3366

## 第12章 水防警報

### 第1節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置

国土交通大臣が水防警報を行うべく指定した河川(狩野川及び大場川の指定区域)について、水防警報の発表は国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所長が行うものとし次に示す各計画書に基づき、水位流量等を示して水防上の警報を発表する。

#### 1 狩野川(大場川)水防警報計画

##### (1) 水防警報を行う河川区域

河川名	区 域	区 域 延 長
狩野川	幹 川 左岸 静岡県伊豆市大字修善寺字飯塚 右岸 " " " 柏久保字上ノ木 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> 修善寺橋から 海まで	m 24,926
	支 川 (黄瀬川) 左岸 静岡県駿東郡長泉町大字本宿字 西ノ久根 右岸 " 沼津市大岡字北街道 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> 寿橋から 幹川合流 点まで	2,700
	支 川 (大場川) 左岸 静岡県三島市大場字城内2番の1地先 右岸 " 三島市中島37番の7地先 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> 大場橋か ら幹川合 流点まで	2,550

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

派 川 (狩野川放水路)	左岸	幹川分派点から海まで	3,000
	右岸		

(2) 水防警報の対象水位観測所

河川名	観測所名	所在地	位置	消防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	出動水位	避難判断断水位	氾濫危険(洪水時特別警戒)水位	計画高水位	現況堤防高	堤内地盤高
狩野川	大 仁	静岡県伊豆の国市大仁	右岸河口から 22.8km	m 1.50	m 2.10	m 3.00	m 3.70	m 4.40	m 5.64	m 左7.7 右7.6	m 左3.6 右7.6
	千歳橋	静岡県伊豆の国市古奈	左岸河口から 16.5km	2.50	4.10	5.00			7.83	左9.7 右8.3	左7.5 右5.9
	徳 倉	静岡県駿東郡清水町下徳倉	左岸河口から 7.6km	3.00	4.00	4.60	6.80	m 7.2	7.58	左 5.9 右 8.4	左 5.9 右 8.4
	黒 瀬	静岡県沼津市三枚橋平町	右岸河口から 3.3km	2.20	3.60	4.50			7.43	左9.6 右7.8	左4.7 右3.8
支 川 大場川	大 場	静岡県田方郡函南町間宮	左岸合流点から 2.2km	3.00	4.80	5.40	7.20	(7.6)	7.84	左9.6 右9.6	左7.0 右5.9

(3) 水防警報の種類及び発表

種 類	内 容	発 表 基 準
準 備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの	水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
出 動	消防団員の出動を通知するもの	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
解 除	水防活動の終了を通知するもの	水位がはん濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防作業の必要がなくなったとき
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	適 宜

(4) 水防警報を発表しないときの処置

理由を付し、関係者に通知する。

(5) 水防警報の通知

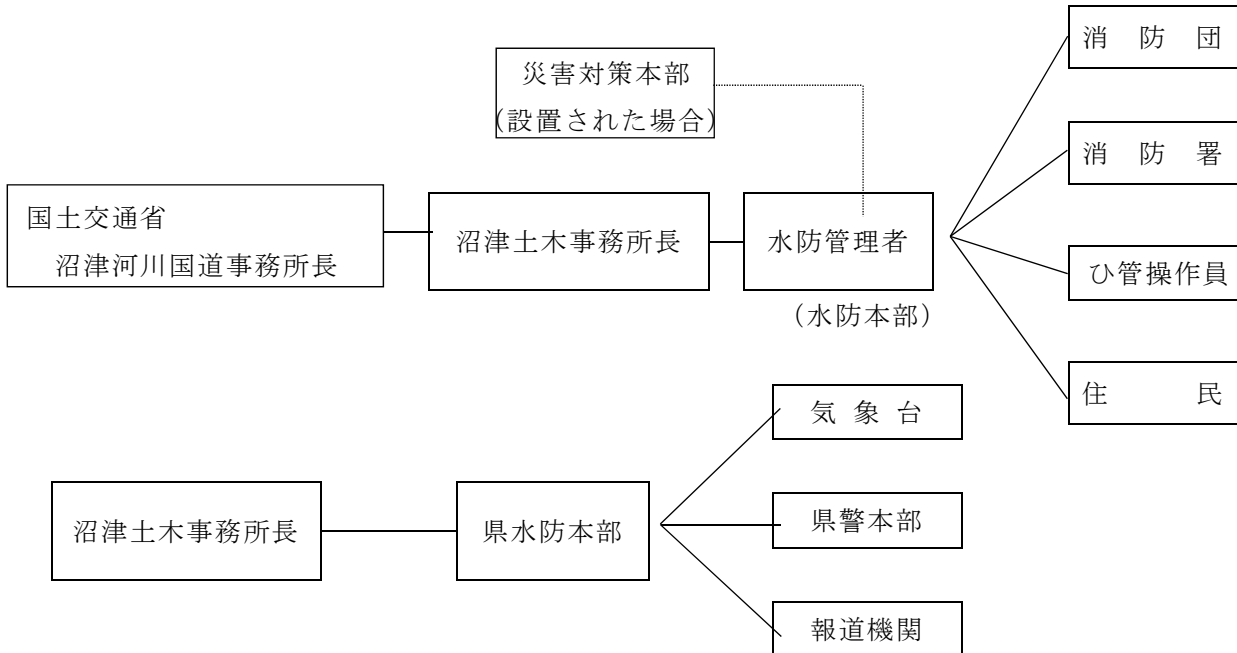
河 川 名	観測所名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
狩 野 川	大 仁	沼津河川国道事務所長	沼津土木事務所長	加 入 電 話
〃	千 歳 橋	〃	〃	〃
〃	徳 倉	〃	〃	〃

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

〃	黒瀬橋	〃	〃	〃
大場川	大場	〃	〃	〃

発報担当者より受報担当者に通知することによって、国土交通大臣から県知事への通知に代えるものとする。

(6) 水防警報通報伝達系統図



## 第13章 費用負担及び公用負担

### 第1節 費用負担

1 水防管理団体がその管轄区域の水防に要した費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。  
(法第41条) (様式-3)

ただし、次に掲げる場合においては、水防管理者相互間において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は知事があつ旋するものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により著しく利益を受けた市町の一部負担

### 第2節 公用負担の権限

水防上必要のあるときは、水防本部長は、次の権限を行使することができる。(法第28条)

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土石、竹木その他の資材の使用
- 3 土石、竹木その他の資材の収用
- 4 車両その他の運搬器具又は器具の使用

### 第3節 公用負担の権限委任証明書



公用負担の権限を行使する者は、水防本部長の発行する次のような証明書を携行し、必要のある場合にはこれを提示しなければならない。(様式-2)

## 第14章 そ の 他

### 第1節 公務災害補償

水防要員又は消防団員が公務により死亡し、負傷し若しくは病気にかかり又は公務により負傷若しくは病気により死亡し若しくは廃疾となったときは、市の条例に定めるところにより損害を補償するものとする。

### 第2節 水 防 訓 練

#### 1 水防訓練

指定水防管理団体は、出水期に1回以上水防訓練を行うものとする。なお、水防訓練要領等については水防本部長が定めるものとする。

### 第3節 平常時における監視点検

水防本部長は平常にあっても担当課に所轄区域の河川、水路等を巡視させ水防上危険と認められる箇所を調査し報告させるものとする。

### 第4節 備蓄資材の点検補充

備蓄資材は年1回(9月)その数量と品質等を点検し、保管台帳と照合し、その結果を担当課長に報告すること。備蓄資材に不足を生じたときはこれを補充しておくものとする。

### 第5節 伊豆市防災会議

伊豆市の水防計画その他水防に関し重要な事項を審議する。これは条例で定めるものとする。

### 第6節 浸水想定区域の周知

高齢者及び障害のある人並びに乳幼児等の災害時要援護者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地を定める。

## 第15章 罰 則

### 第1節 水防法による罰則

- 1 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。(法第52条)
- 2 前項の者には情状により懲役及び罰金を併科することができる。(法第52条第2項)
- 3 刑法(明治40年法律第45号)第121条の規定の適用がある場合を除き第21条の規定による立

入の禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかった者は6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。(法第53条)

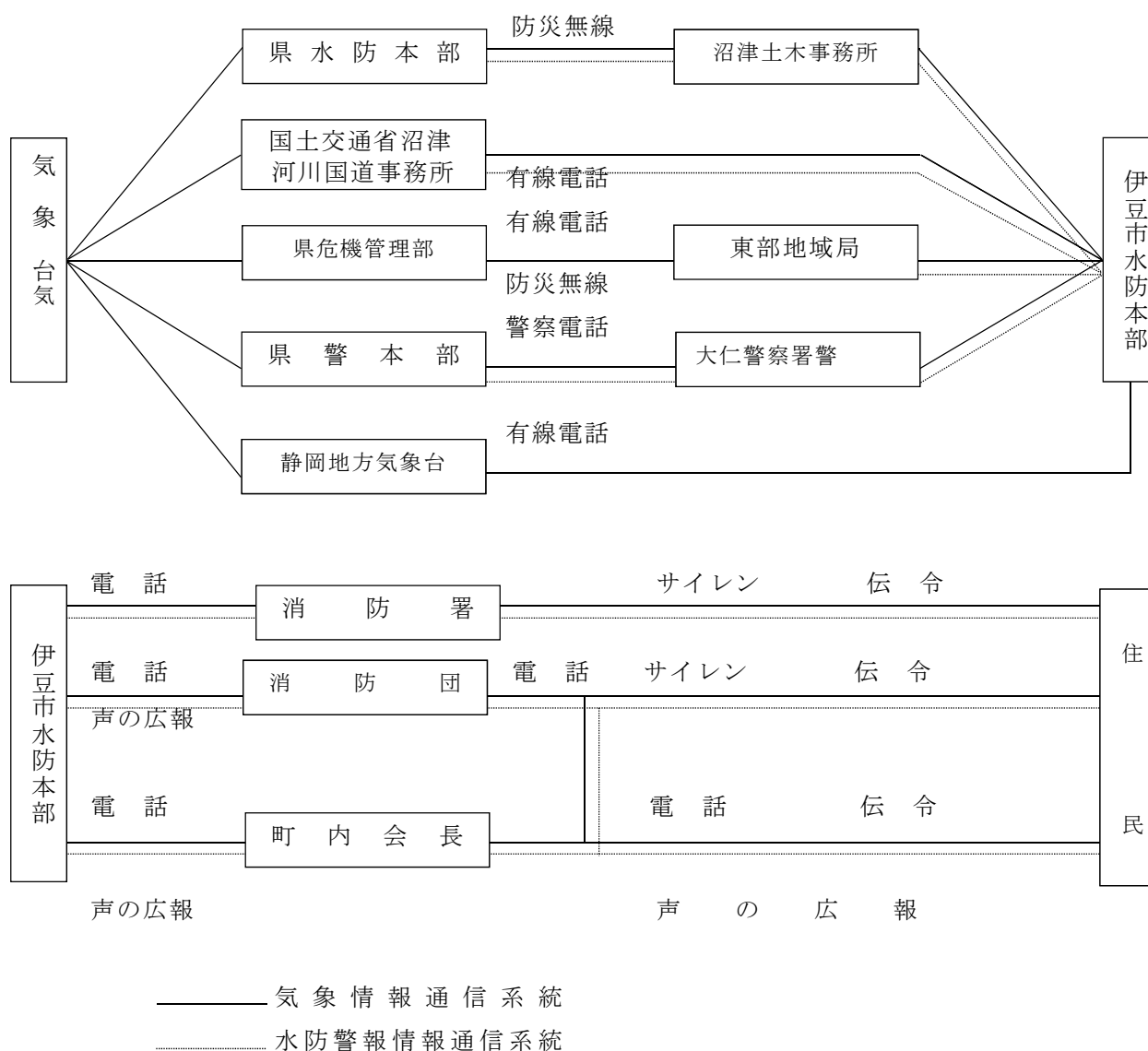
4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

(1) みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者。

(2) 法第20条第2項の規定に違反した者。

(3) 法第49条第1項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者。(法第54条)

図-1 通信連絡系統



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

表－1 伊豆市防災会議委員構成

役 名	職 名
会 長	伊豆市長
委 員	国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所長
委 員	伊豆森林管理署長
委 員	陸上自衛隊 第34普通科連隊第5中隊長
委 員	静岡県東部農林事務所長
委 員	静岡県沼津土木事務所長
委 員	静岡県東部地域局 副局長兼東部危機管理監
委 員	静岡県東部健康福祉センター修善寺支所長
委 員	大仁警察署長
委 員	駿東伊豆消防本部 田方南消防署長
委 員	伊豆市消防団長
委 員	修善寺郵便局長
委 員	東京電力パワーグリッド(株)伊豆支社長
委 員	田方医師会長
委 員	伊豆箱根鉄道(株) 代表取締役社長
委 員	防災士
委 員	伊豆市教育長
委 員	伊豆市副市長
委 員	伊豆市総合政策部長
委 員	伊豆市総務部長
委 員	伊豆市市民部長
委 員	伊豆市健康福祉部長
委 員	伊豆市産業部長
委 員	伊豆市建設部長
委 員	伊豆市建設部理事
委 員	伊豆市教育部長
委 員	伊豆市議会事務局長
委 員	伊豆市危機管理監

表－2 県の水位観測所

観測所	流域河川	位置			水位		種別	観測 区別	観測所属
		市	区町	大字	消防団 待機	はん 溢 注 意			
嵯峨沢橋	狩野川	伊豆市		市山	2.00	2.50	自記 テレ	定時	沼津土木
梅木橋	大見川	〃		梅木	1.80	2.70	自記 テレ	定時	〃
金山橋	山川	〃		土肥	1.30	2.25	普通	定時	〃
修善寺川橋	修善寺川	〃		修善寺	1.60	2.30	自記 テレ	定時	〃

表－3 水門注意箇所

No.	河川名	水門等の名称	位置	L 形状 H 単位m	種別	連絡方法
1	八木沢大川	八木沢大川水門	八木沢	14.50 3.00	電動	沼津土木事務所 055-920-2213
2	松原川	松原川水門	〃	9.40 1.60	電動	〃

表－4 避難所施設

河川名	町内会名	避難所施設	電話番号
狩野川	瓜生野・熊坂・横瀬	3-7-1 指定緊急避難場所 参照	3-7-2 指定避難所参照
古川	駅前・柏久保・古川		
野尻川	牧之郷		
吉奈川	月ヶ瀬		
小土肥大川	小土肥		
八木沢大川	八木沢		

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

表－5 関係機関電話一覧

機関名	局番	番号	所在地
静岡県交通基盤部河川砂防局 土木防災課	054	221-2249 221-3033 221-3206	静岡市追手町 9-6
静岡県危機管理部 危機対策課	054	221-2072	静岡市追手町 9-6
静岡県水防本部 (土木防災情報センター)	054	221-3259	静岡市追手町 9-6
国土交通省沼津河川国道事務所	055	934-2009	沼津市下香貫外原 3244-2
国土交通省沼津河川国道事務所 湯ヶ島出張所	0558	85-0374	伊豆市湯ヶ島 131
国土交通省沼津河川国道事務所 伊豆長岡出張所	055	948-0302	伊豆の国市壺之上 467-2
静岡地方气象台	054	286-3411	静岡市駿河区曲金2丁目1の5
陸上自衛隊第34普通科連隊	0550	89-1310	御殿場市板妻 40-1
陸上自衛隊富士学校	0550	75-2311	駿東郡小山町須走 481-27
(航空自衛隊第11飛行教育団) 静浜基地	054	622-1234	志太郡大井川町上小杉 1602
沼津土木事務所	055	920-2213	沼津市高島本町 1-3
沼津土木事務所 修善寺支所	0558	72-2058	伊豆市加殿 36-1
大仁警察署	0558	76-0110	伊豆の国市大仁 680-1
沼津市役所	055	934-2531	沼津市御幸町 16-1
三島市役所	055	983-2650	三島市大社町 1-10
清水町役場	055	981-8205	駿東郡清水町堂庭 210-1
函南町役場	055	978-8102	田方郡函南町平井 717-13
伊豆の国市役所	055	948-1482	伊豆の国市長岡 340-1
伊豆市役所	0558	72-9867	伊豆市小立野 38-2
伊豆市役所中伊豆支所	0558	83-1111	伊豆市八幡 500-1
伊豆市役所天城湯ヶ島支所	0558	85-1111	伊豆市湯ヶ島 161-1
伊豆市役所土肥支所	0558	98-1111	伊豆市土肥 670-2
伊豆市建設業組合	0558	98-1315	伊豆市土肥 676
伊豆市管工事工業会	0558	72-3665	伊豆市柏久保 550-1

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

表-6 洪水予報

洪水によって、災害が起こる恐れがある場合に洪水注意報を、重大な災害が起こる恐れのあると予想される場合に洪水警報が発表される。

注意報発表機関は静岡地方気象台で関連機関に警報を伝達する。

洪水注意報、警報基準

(単位: mm)

注意報 の種類	基 準 値	
洪水 注意報	流域雨量 指数基準	狩野川流域 29.4 山田川流域 4.5 古川流域 6.0 修善寺川流域 8.4
	複合基準	狩野川流域 6, 29.1 山田川流域 10, 3.6 古川流域 9, 4.8 修善寺流域 9.6.7
	指定河川洪水予報による基準	狩野川 (大仁)
洪水 警報	流域雨量 指数基準	狩野川流域 36.8 山田川流域 5.7 古川流域 7.6 修善寺川流域 10.6
	複合基準	山田川流域 13, 5.1 古川流域 9, 6.8 修善寺流域 9, 9.5
	指定河川洪水予報による基準	狩野川 (大仁)

表-7 雨量、水位観測所

雨量観測所

観測所名	設置箇所	観測区分			観測 開始 年月	観測		情報取得手段
		普 通	自 記	テ レ		所 属	電 話 番 号	
湯ヶ島	湯ヶ島			○	S54.9	県沼津土木事 務所	055-920-2213	オンライン (サイポスⅡ)
船原	上船原			○	S54.9	県沼津土木事 務所	055-920-2213	オンライン (サイポスⅡ)
修善寺	加殿			○	S24.5	県沼津土木事 務所	055-920-2213	オンライン (サイポスⅡ)
土肥	土肥			○	S34.5	県沼津土木事 務所	055-920-2213	オンライン (サイポスⅡ)
天城高原	冷川			○	S63.4	県沼津土木事 務所	055-920-2213	オンライン (サイポスⅡ)
湯ヶ島	湯ヶ島		○	○	S24.4	国土交通省	055-934-2009	国土交通省 ホームページ
上大見	地藏堂原保		○	○	S29.11	国土交通省	055-934-2009	国土交通省 ホームページ
持越	大字湯ヶ島 字桐山		○	○	S36.1	国土交通省	055-934-2009	国土交通省 ホームページ
天城	大字筏場字筏 場入天城		○	○	S30.9	国土交通省	055-934-2009	国土交通省 ホームページ
柿木	本柿木 字仲村		○	○	S54.4	国土交通省	055-934-2009	国土交通省 ホームページ
達磨山	修善寺 字藤ヶ平		○	○	S31.3	国土交通省	055-934-2009	国土交通省 ホームページ
八幡	八幡		○	○	S35.7	国土交通省	055-934-2009	国土交通省 ホームページ
船原	上船原		○	○	H8.4.1	国土交通省	055-934-2009	国土交通省 ホームページ
修善寺	修善寺		○	○	H8.4.1	国土交通省	055-934-2009	国土交通省 ホームページ
土肥	旧土肥ふじみ 幼稚園					気象庁(静岡地 方気象台) TEL054-282-38	054-282-3833	気象庁 ホームページ

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

湯ヶ島	天城湯ヶ島支 所				気象庁(静岡地 方气象台) TEL054-282-38 33	054-282-3833	気 象 庁 ホームページ
天城山	天城高原 ゴルフ場				気象庁(静岡地 方气象台)	054-282-3833	気 象 庁 ホームページ

水位観測所

観測所名	河川名	観 測 区 分			観 測		情報取得手段
		普 通	自 記	テ レ	所 属	電 話 番 号	
嵯野沢橋	狩野川		○	○	県沼津土木事務所	055-920-2213	オンライン (サイポスⅡ)
梅木橋	大見川		○	○	県沼津土木事務所	055-920-2213	オンライン (サイポスⅡ)
金山橋	山川	○			県沼津土木事務所	055-920-2213	オ ン ラ イ ン (サイポスⅡ)
修善寺川橋	修善寺川		○	○	県沼津土木事務所	055-920-2213	オンライン (サイポスⅡ)
大仁	狩野川		○	○	国土交通省	055-934-2009	国土交通省 ホームページ

表－8 狩野川浸水想定区域要配慮者利用施設一覧表（水防法第15条関係）

番号	施設の名称	所在地	電話番号	F A X
1	認定こども園あゆのさと	伊豆市柏久保 1309	72-1740	72-1740
2	修善寺老人憩いの家	〃 熊坂 123-1	72-4707	
3	熊坂こども園	〃 熊坂 426	72-1741	72-1741



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

表－8 水防資器材保管一覧表

	本 庁	中 伊 豆 支 所	天 城 湯 ヶ 島 支 所	土 肥 支 所	計
土 の う	150	150	150	150	600
ば ん 線	3kg	3kg	3kg	3kg	12kg
スコップ ( 剣 )	15	15	15	10	55
カナテコ ( 大 )	2	2	2	1	7
か け や	5	5	3	2	15
つ る は し	10	10	10	8	38
唐 ぐ わ	3	3	3	3	12
鋸 ( の こ ぎ り )	5	5	5	5	20
下 刈 鎌	3	3	3	3	12
斧 ( お の )	2	2	2	2	8
な た	5	5	5	5	20
石 頭 かな づ ち	2	2	2	2	8
し の	3	3	3	3	12
バ ー ル	3	3	3	3	12
ジ ョ レ ン	3	3	3	3	12
投 光 機	3	3	3	3	12
発 電 機	3	3	3	3	12
防水シート 3.6×5.4	10	10	10	10	40
コ ー ド リ ー ル	5	5	5	5	20
備 考					

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

様式-1

水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者

印

出水の概況		川		警戒水位						m
				雨量						mm
水防実施箇所		川		左岸						地先
				右岸						
日時		自 月 日		時		至 月 日		時		
出動人員		消防署員		消防団員 (消防団)		その他		合計		
		人		人		人		人		
水防作業の概況 及び工法		箇所							m	
		工法								
水防の結果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他	
	効果	m	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m	m	人		
	被害	m	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m	m	人		
使用 資 器 材					居住者の 出動状況					
					水防関係者の 死傷					
					雨量, 水位 の状況					
備考										

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)

様式-2

<b>公 用 負 担 命 令 権 限 書</b>		職 氏	名 名
右の者	の区域における水防法第28条第1項の		
規定の権限行使を委任したことを証明する。			
年	月	日	
		伊豆市長	氏 名 印

様式-3

<b>公 用 負 担 命 令 書</b>			
第 号			
目 的 物	種 類		員 数
負 担 内 容	使 用	収 用	処 分
年 月 日			
様			
		伊豆市水防本部長	氏 名 印
		事 務 取 扱 者	氏 名 印
切 取 線			
-----			
第 号			
<b>受 領 書</b>			
公用負担命令書			
右受領した。			
様			
		氏	名 印

《火山対策編》

I-2-3-1 伊豆東部火山群の伊豆市避難計画

# 伊豆東部火山群の伊豆市避難計画

平成30年10月

伊豆市

## 伊豆東部火山群の伊豆市避難計画

### 1 策定の経緯

平成23年3月31日に伊豆東部火山群に対する「噴火警戒レベル」等の運用が開始され、あわせて「海上や陸上に影響を及ぼす噴火が発生する可能性のある範囲」等が示された。さらに、同年12月27日に防災基本計画が修正され、火山防災協議会の必要性が示された。

これらを受け、平成24年3月28日に「伊豆東部火山群防災協議会」が発足し、平成28年5月活動火山対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく協議会として改組した。当該火山の活動が活発化した場合、当該地域の住民等が迅速・的確に避難できるよう「避難計画」を策定することとした。

### 2 対象とする想定火口域及び避難対象エリア

今回策定する避難計画では、「伊豆東部火山群の火山防災対策検討会報告書」（平成23年10月、静岡県作成）で示された想定火口域のA1～G3までの21ブロックのうち伊豆市沢口地区に影響がある「A1」を想定火口域とした。（10 想定火口域の項参照）

噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲（以下「噴火による影響範囲」という。）については、大きな噴石の飛散範囲、ベースサージの影響範囲ともに噴火地点から2kmとし、想定火口域から周囲2kmを避難の対象エリアとした。

ただし、降灰が厚さ30cmを超える場合は、噴火による影響範囲外において木造建築物が倒壊する危険があるため、噴火による影響範囲外においても避難の必要が生じる場合もある。

### 3 考え方

- (1) 人命を最優先として、噴火による影響範囲の外に最短時間で避難することを最優先に考える。
- (2) 避難対象者は、「一般住民」、「避難行動要支援者」、「旅行者」の3つに区分する。避難行動要支援者は、一般住民より避難に時間を要することから、別に作成する避難行動要支援者個別計画に基づき、一般住民より早い段階での避難準備、又は避難とする。また、旅行者は、一般住民が噴火による影響範囲において避難準備となる段階で、当該区域からの退去又は帰宅させることを原則とする。
- (3) 避難対象者が噴火による影響範囲の外において、身の安全を確保し避難生活を送る場所を「市指定避難所」とする。また、市指定避難所へ移動するための集合場所を「地域内集合場所」とする。
- (4) 居住地から地域内集合場所までの移動は、自家用車を基本とする。
- (5) 地域内集合場所から市指定避難所までの移動については、自家用車により移動することとするが、合わせて「公的機関」等により用意した車両での移動も行う。なお、バス等の確保に時間を要する可能性があるため、速やかに移動できるよう配慮するものとする。ただし、車両による移動が不可能なときは徒歩による移動とする。

## 4 運用

本計画は、「伊豆市地域防災計画」に基づく避難計画として運用するものとする。

なお、発生時の状況や社会状況などを鑑み、今後、必要に応じ追加修正をすることで、避難実施時には、計画にない対応事項等も考えられることから、臨機応変の対応を行う。

## 5 避難誘導

- (1) 沢口区自主防災会での移動を原則とする。
- (2) 市指定避難所へ移動する前に、地域内集合場所に集合し、その後移動する。
- (3) 避難誘導は、市職員、消防団、自主防災会の役員が原則、対応する。
- (4) 避難に当たっては、災害対策本部等と密に連絡を取りながら行き、「警察」、「消防」、「自衛隊」等との連携を図るものとする。

## 6 情報伝達

避難対象者への情報伝達は、以下の手段を使用し、伝達するものとする。

- (1) 同報無線
- (2) 市情報メール
- (3) エリアメール
- (4) 市ホームページ
- (5) FMラジオ
- (6) 市SNS
- (7) 広報車・消防団による広報
- (8) 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ

## 7 市指定避難所

市指定避難所を大東体育館とする。状況により他の市指定避難所を開設する。

必要に応じ「東部地域相互応援協定」により支援を要請する。

## 8 検討すべき課題等

- (1) 車両等による避難

地域内集合場所への自家用車による集合や市指定避難所への自家用車による直接避難、バスを利用する避難については、今後、協議会で計画を検討し、訓練等を通じて検証を行っていく。

- (2) 降灰後土石流からの避難

降灰後火山灰等が山の斜面に堆積した後に起きる土石流（以下「降灰後土石流」という。）は、通常より弱い雨で発生し、広範囲に流出する恐れがあり、噴火による影響範囲にある土石流危険渓流の土石流危険区域または土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域の範囲が避難対象エリアになる場合がある。

噴火により火山灰が1cm以上堆積した場合は、国土交通省による土砂災害防止法に基づく緊急調査により、降灰後土石流による被害が想定される土地の区域に関する情報が県や市に通知される場合がある。

以上のことから、今後、降灰後土石流からの避難について、協議会において検

討を行い、本計画に追加していく。

(3) 避難経路

避難経路が土砂災害警戒区域等に指定されている箇所又は今後指定された場合については、代替路等を検討する。

(4) その他

- 市指定避難所での運営計画等については、今後精査し、必要に応じ作成していく。
- 支援要請先などを掲載した「資料ページ」の作成を検討していく。
- 関係機関の責任分担や具体的な活動内容は、本計画と別に協議会において検討していく。
- 噴火による影響範囲の外への避難が間に合わなかった場合や、移動が困難な避難者の緊急的避難所について検討する。(噴石とベースサージに耐えられる堅牢な構造であるか等)
- 噴火時の風向きや噴火の規模・様式によって可能性のある下記事項について、本計画に明記するかを協議会において今後検討していく。
  - ・噴火による影響範囲外においても小さな噴石の落下危険性があり、屋内退避が必要になること
  - ・降灰時における自動車運転の危険性や火山灰の吸引による呼吸器疾患や眼疾について注意事項
- 市及び避難対象地域の自主防災会は、円滑な避難と火山対策の問題点の検証を行うために、年1回以上の訓練を実施する。

## 9 避難までの流れ

「避難」までの**基本的な流れ**は、原則、以下のとおりとするが**状況等によりこの限りではない。**

時間 (目安)	—	← 2、3時間～1週間程度 →		← 2、3時間～2、3日 →		← 2、3週間～ →
火山活動の状況	平常	マグマ貫入の開始 ・群発地震活動開始	相当量のマグマの地殻浅部への貫入 顕著な群発地震活動	マグマが更に浅部に上昇 ・低周波地震の活発化 ・通常の地震に減少傾向がみられる場合有	噴火の前兆現象 ・低周波地震の多発 ・火山性微動の発生	噴火発生 ●浅海域で噴火発生 ・大きな噴石の飛散 ・ベースサージの発生 ●陸域で噴火発生 ・マグマ水蒸気爆発による大きな噴石の飛散やベースサージの発生 ↓ 噴火の継続 ・スコリア、火山灰の噴出と堆積 ・溶岩流出 ・降雨による土石流の発生
活動評価	平常	異常現象発生	異常現象拡大	異常現象拡大	噴火前兆	噴火発生
噴火警戒レベル		レベル1 (平常)	レベル1 (平常) 地震活動の「見通し情報」	レベル4 (避難準備・高齢者等避難開始)	レベル5 (避難)	
応急対応 (協議会)	平常	火山防災協議会召集の検討	火山防災協議会 (必要に応じてコア会議) の招集 ・レベル引き上げ時期の情報収集・対応の検討 ・避難対象地域や避難方法、情報発信方法の検討・災害対策本部への助言・提言		・災害応急対策への提言 ・噴火活動終息時期等の調査	
応急対応 (災対本部)	平常	情報収集体制	情報収集体制 本部設置場所の検討 関係機関への支援要請 関係機関等への説明	災害対策本部の設置 情報収集、情報発信 避難に向けた準備 ・避難所の準備、開設要配慮者の避難支援 関係機関への支援要請 関係機関等への説明	情報収集、情報発信 警戒区域の設定 道路・海上の交通規制 避難勧告・避難指示・避難誘導	
避難行動		平常		避難行動要支援者の避難	避難	



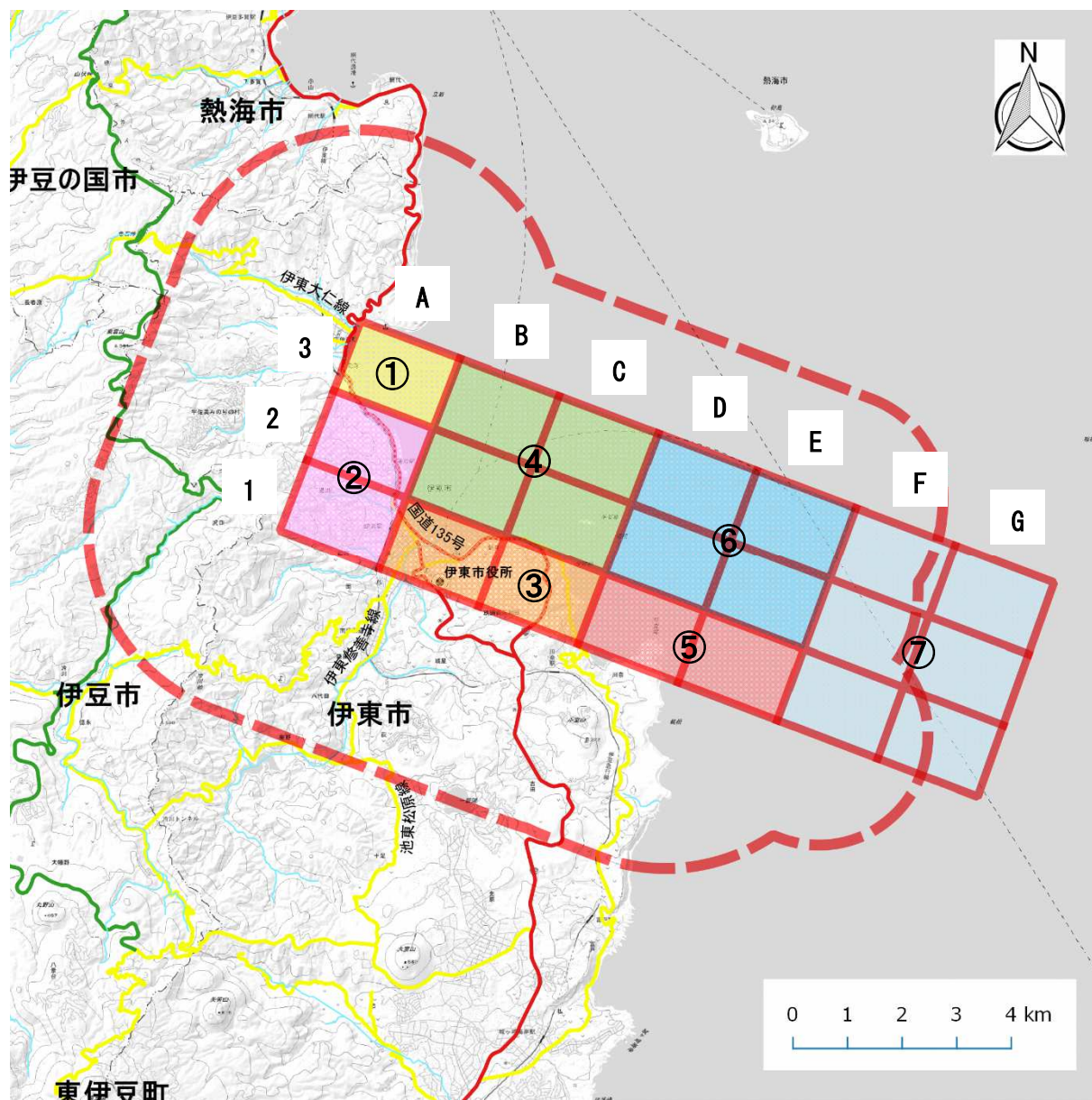
## 10 想定火口域

伊豆東部火山群の伊東市避難計画の想定火口域

○作成した避難計画の想定火口域

**【A1】**・・・次頁のとおり

伊豆東部火山群における想定火口域ブロック図（全体）



《令和4年度伊豆市地域防災計画》  
(資料編)



想定火口域A1における  
海上や陸上に影響を及ぼす噴火が発生する可能性がある範囲  
及び  
噴火の影響が及ぶ可能性がある範囲



伊豆東部火山群伊豆市避難要領(案)  
(伊豆東部火山群防災協議会避難計画(伊東市Ver.)に準じ作成)

①区番	②地域		③自主防名	④総世帯数	⑤人員	⑥地域内集合場所	⑦避難方法	⑧避難周知及び避難完了確認者			⑨携帯・無線番号	⑩車両
	1	冷川 徳永 沢口						沢口区	16世帯	46人		
								2 消防団	地区役員	( )		バス1両
								3 市職員	地区役員	( )		

⑪市指定避難場所	
大東体育館	
⑫その他	

